

『地方公共団体における公害・環境政策に関する アンケート調査』報告書

——公害防止協定を中心に——

松 野 裕
植 田 和 弘

目 次

本報告書の目的	3
I 調査の概要	3
I-1 調査の目的	3
I-2 調査の方法	4
II 調査結果・分析	4
II-1 回収結果・分析	4
II-2 回答集計結果・分析を読む際の注意事項	7
II-3 回答集計結果・分析	10
1 政策目標	10
1-1 【上乗せ環境基準の有無】	10
1-2 【横だし環境基準の有無】	11
1-3-1 【独自の環境基準の設定に影響した項目】	11
1-3-2 【独自の環境基準の検討機関】	13
1-3-3 【独自の環境基準の設定方法】	14
1-3-4 【独自の環境基準値設定時の考慮事項】	15
1-3-5 【個別の独自の環境基準】	16
1-4 【独自の環境基準を設定していないことに影響している項目】	16
2 政策手段	18
2-1 【上乗せ規制の有無】	18
2-2 【裾下げ規制の有無】	19
2-3 【横だし（施設種）規制の有無】	19
2-4 【横だし（物質）規制の有無】	19
2-5-1 【追加的規制設定の手段】	21
2-5-2 【追加的規制により環境は改善されたか】	22
2-5-3 【追加的規制が有効であることに影響している項目】	23
2-5-4 【追加的規制が有効でないことに影響している項目】	25
2-5-5 【追加的規制の導入に影響を与えた項目】	25
2-5-6 【追加的規制の規制値設定時に考慮された事項】	28
2-5-7 【追加的規制導入に際し被規制企業の意見を聞くか】	30
2-5-8 【追加規制に被規制企業の声をどの程度反映させるか】	31
2-5-9 【追加的規制の導入について被規制企業の同意を得るか】	32
2-5-10 【追加的規制により生じた予想できなかったこと】	33

2-5-11 【追加的規制の詳細】	34
2-6 【追加的規制を行っていないことに影響している項目】	35
2-7 【追加的規制に係る項目に関する事実の確認】	38
(追加的規制実施の有無別の 2-7 回答パターン比較)	
3 特に公害防止協定について	43
3-1-1 【公害防止協定を締結しているか否か】	43
3-1-2 【締結している公害防止協定の件数】	44
3-2 【公害防止協定締結を根拠付ける条例の有無】	45
3-3 【公害防止協定の締結のきっかけとなった項目】	46
(2-5-5 と 3-3 の比較含む)	
3-4 【公害防止協定を締結していないことに影響している項目】	51
3-5-1 【公害防止協定を締結する目的】	54
3-5-2 【協定の遵守を確認する方法】	56
3-5-3 【公害防止協定の遵守状況】	58
3-5-4 【公害防止協定が遵守されていることに影響している項目】	59
3-5-5 【公害防止協定が遵守されていないことに影響している項目】	61
3-5-6 【公害防止協定の交渉の回数および期間】	63
3-5-7 【締結・改訂交渉の争点】	66
3-5-8 【協定締結・改定交渉で役立った情報の内容・源】	68
3-5-9 【協定締結交渉過程での譲歩の経験の有無】	72
3-5-10 【譲歩に影響を与えた項目】	73
3-5-11 【個別の協定の諸属性】	75
① 協定の公開および内容	76
② 業 種	79
③ 従業員数	81
④ 締結年次	82
⑤ 各自治体が最初の協定を締結した時期	83
⑥ 当初締結年次と最終改訂年次	84
⑦ 業種別協定の締結年次構成比	86
⑧ 従業員数別協定の締結年次構成比	88
3-6 【協定締結の申し入れを拒否されたことの有無】	89
3-7 【協定締結を拒否された理由とその後の措置】	89
3-8 【締結に至らなかった協定交渉の有無】	90
3-9 【締結に至らなかった理由とその後の措置】	91
3-10-1 【住民協定の有無】	92
3-10-2 【住民協定の件数】	93
3-10-3 【個別の住民協定の諸属性】	94
① 住民協定の公開および協定の内容	95
② 住民協定の締結年	97
3-11-1 【汚染者としての協定の有無】	97
3-11-2 【汚染者としての協定の件数】	98
3-11-3 【個別の汚染者としての協定の諸属性】	99
① 汚染者としての協定の公開および協定の内容	100
② 汚染者としての協定の締結年	101

(3-5-11, 3-10-3, 3-11-3 の比較分析)	
① 公開と内容について	102
② 締結年次について	103
4 行政手段の比較	103
4-1-1 【条例の特徴】	103
4-1-2 【条例を公害・環境対策に用いているか】	106
4-2-1 【指針の特徴】	107
4-2-2 【指針を公害環境対策に用いているか】	109
4-3-1 【指導要綱の特徴】	110
4-3-2 【指導要綱を公害・環境対策に用いているか】	112
4-4 【公害防止協定の特徴】	113
4-5 【その他手段を公害・環境対策に用いているか】	116
4-6 【その他手段の特徴】	117
(4-1-1 から 4-4 までの総合的分析)	
5 環境政策一般	123
5-1 【自治体環境行政における困難】	123
5-2 【自治体の公害・環境行政改善のために国の環境政策をどう改善すべきか】	125
※ 【本調査の誤り・改善すべき点】	139
Ⅲ まとめ	144
自治体公害・環境政策における目標	144
自治体公害・環境政策における政策手段	147
自治体企業間関係	148
自治体公害・環境行政における困難	148
公害防止協定に関する諸事実	149
□都道府県, 政令・中核市用調査票とその他自治体用調査票の質問番号対応表	151

本報告書の目的

『地方公共団体における公害・環境政策に関するアンケート調査』の結果とそれに関する若干の分析を報告し、他の研究者、実務者の利用に供し、よりよい公害・環境政策の研究・策定・実施に寄与することを目的とする。

I 調査の概要

I-1 調査の目的

公害防止協定（以下、協定と略することがある。また、環境保全協定、念書、覚書等の別の名称であっても内容的にこれに該当するものも含めて議論する）は、公害問題の深刻化が進行していた1960年代において、中央政府による対策が不十分である中、対策の権限が十分に与えられていなかった地方自治体が創造したものである。1970年以降、中央政府による法整備も進み、地方自治体にもある程度の権限が委譲されたものの、締結件数は急増し、現在は3万件をこえる協定が存在しているとされる。公害防止協定に関しては、その法的地位をめぐる議論は多くなされて来たが、その環境政策手段としての有効性や広範な普及の要因などの側面に関する研究は少なく、また、そ

の件数の多さのためか、全体像の解明を意図した包括的な研究は行われてこなかった。この調査はこれを行うことにより、今後の環境政策の理論と実際の発展に貢献しようとするものである。近年、環境政策手段研究の分野において、指令統制型でも市場活用型でもない第三の政策手段として“自発的手段”が注目を浴びているが、日本の公害防止協定を、世界で最も長い歴史と圧倒的に多くの経験をもつ自発的手段と位置づけることは可能であり、この調査はこうした国際的な研究の発展にも貢献するものと思われる。

I-2 調査の方法

1999年9～12月に全国3,299の全ての地方自治体（都道府県および市区町村）を対象に、郵送により公害・環境行政とくに公害防止協定に関するアンケート調査を行った。ここでの「区」は東京都特別区を意味し、政令指定都市における区は含まない。

1999年9月に、自治体の数が相対的に少ないが、公害・環境問題に関する経験が豊富であると考えられる神奈川県と大阪府の自治体を対象に予備調査を行った（調査用紙を送付した）。その後、そこで得られた知見をもとに調査票に改良を加え、1999年11月に、その他の都道府県の自治体に対する本調査を実施した（調査用紙を送付した）。

調査票は、都道府県・政令指定都市・中核市用とその他の一般市区町村用の2種を作成した。以下、前者を都道府県等用調査票、後者を一般市区町村用調査票と呼ぶことにする。都道府県等用調査票の質問のうち、予備調査の一般市区町村による回答において、無記入が多かったもの等を除き一般市区町村用調査票の質問とした。巻末に都道府県等用調査票と、その質問と一般市区町村用調査票および予備調査票における問との対応関係を示す表を掲載した。予備調査においては、府県・政令指定都市・中核市用の調査票とそれ以外の市町村用の調査票の内容はほぼ同じであった。

II 調査結果・分析

II-1 回収結果・分析

回収結果は以下の通りである。予備調査と本調査では一致した質問が多く、それらを統合して分析を行ったため、提示した回収結果もそれに準じた。

アンケートの回収率

対象区分	対象数（＝送付数）	回収数	回収率（％）
全体	3,299	1,620	49.1
都道府県	47	25	53.2
政令指定都市・中核市	37	29	78.4
その他の市区町村	3,215	1,566	48.7

回収に関してなんらかの偏りがある場合に、それを考慮しない場合は、分析結果に誤りを生ずる。そのため、回収結果にどのような要因が働いているかを分析した。具体的にはロジットモデルを用いて、回収されたかどうかを被説明変数として分析を行った。説明変数は、本アンケートの回収率と関係のありそうな変数として、自治体の規模や公害・環境問題の発生しやすさ／しにくさ、などに関連があり得、市区町村毎のデータが入手可能であったものを選んだ。結果は以下の通りである。

回収率の違いの要因分析

モデル	分析対象	データ数	有意水準	説明変数									
				都道府県ダミー	人口	面積	農業粗生産額	製造品出荷額等	北海道ダミー	県人口	県面積	県農業粗生産額	県製造品出荷額等
1	All	3,174	.7401504E-04	0	P***	—	—	—	—	—	—	—	—
2	All	3,174	.7276580E-01	0	—	P**	—	—	—	—	—	—	—
3	All	3,174	.3818172	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—
4	All	3,174	.2272817E-02	0	—	—	—	P***	—	—	—	—	—
5	All	3,174	.1572412E-03	N*	P**	P**	0	0	—	—	—	—	—
6	All	3,174	.3514022E-05	0	P***	0	0	0	P***	—	—	—	—
7	All	3,174	.5785512E-03	0	P***	—	0	0	—	—	—	—	—
8	All	3,174	.1887271E-05	0	P***	—	0	0	P***	—	—	—	—
9	All	3,174	.2560226E-03	0	P***	—	—	0	—	—	—	—	—
10	All	3,174	.1318914E-05	0	P**	—	—	0	P***	—	—	—	—
11	All	3,174	.2076875E-03	0	P***	—	0	—	—	—	—	—	—
12	All	3,174	.0000000	0	P***	—	0	—	P***	—	—	—	—
13	All	3,174	.7401504E-04	0	P***	—	—	—	—	—	—	—	—
14	All	3,174	.0000000	0	P***	—	—	—	P***	—	—	—	—
15	Pref	47	.6086381	—	0	0	0	0	—	—	—	—	—
16	Pref	47	.3334748	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—
17	Pref	47	.3430242	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—
18	Pref	47	.3611199	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
19	Pref	47	.2217368	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
20	Mun	3,127	.8099169E-04	—	P**	P**	0	0	—	—	—	—	—
21	Mun	3,127	.1760223E-05	—	P***	0	0	0	P***	—	—	—	—
22	Mun	3,127	.3134285E-03	—	P***	—	0	0	—	—	—	—	—
23	Mun	3,127	.0000000	—	P***	—	0	0	P***	—	—	—	—
24	Mun	3,127	.1060006E-03	—	P***	—	—	0	—	—	—	—	—
25	Mun	3,127	.0000000	—	P***	—	—	0	P***	—	—	—	—
26	Mun	3,127	.9194147E-04	—	P***	—	0	—	—	—	—	—	—
27	Mun	3,127	.0000000	—	P***	—	0	—	P***	—	—	—	—
28	Mun	3,127	.2026725E-04	—	P***	—	—	—	—	—	—	—	—
29	Mun	3,127	.0000000	—	P***	—	—	—	P***	—	—	—	—
30	Mun	3,127	.4501165E-05	—	P***	0	0	0	—	0	P**	0	0
31	Mun ^b	2,926	.1044149E-02	—	P***	0	0	0	—	0	0	0	0

注：分析対象の「All」,「Pref」,「Mun」はそれぞれ都道府県と市区町村の全体、都道府県、市区町村、を表している。
「有意水準」とは、定数項以外の説明変数が0であるという仮説を棄却することが誤りである確率である。この値が小さいことはモデルの適切さの一つの指標となる。ここでは、その値が 10^{-6} 未満のものはゼロと表示されている。説明変数の「都道府県ダミー」は都道府県であることのダミー変数である。「人口」「面積」「農業生産額」「製造品出荷額等」は、各自治体の人口総数（1995年）、総面積（1996年）、農業粗生産額（1995年）、製造品出荷額等（1995年）のそれぞれ常用対数値である。「県人口」「県面積」「県農業生産額」「県製造品出荷額等」は、各自治体が属する都道府県の当該変数である。「北海道ダミー」は北海道の自治体であることのダミーである。定数項は全てのモデルに含まれているが、我々の関心の対象ではないので省略した。「P」,「N」は当該説明変数の係数がそれぞれ正、負と推定されたこと、「***」,「**」,「*」は当該説明変数の係数が危険率1%, 5%, 10%でそれぞれ有意に推定されたことを示す。「—」は、そのモデルにおいては当該説明変数が含まれていないことを示している。

b：モデル27の分析対象は北海道の自治体を除く市区町村である。

まず自治体全体の回収率を分析対象としたモデル1～14をみる。モデル5では面積が有意にプラスになっているが、北海道ダミーを入れたモデル6では有意ではなく、これは、市区町村の平均面積が、その他の都道府県のそれより特異的に（4倍近く）大きい北海道の自治体が、面積以外の説明されない要因で回収率が高いことが影響していると考えられる。有意水準の値が最も小さく、モデルとして最もあてはまりがよいのはモデル12または14であるが、この場合、北海道ダミー以外で有意な変数は人口のみである。

このことが異なる自治体階層区分においても成立しているのかをしてみるため、モデル15～19においては、都道府県についてのみの分析を行った。その結果、人口は都道府県の回収率に影響を与えておらず、それどころか有意に影響を与えていると考えられる変数は検討の範囲では見あたらなかった。都道府県を対象とした分析では、表の説明変数の2～3個の全ての組み合わせのモデルでもいずれかの係数が有意となる場合はないことが、表には示していないが確かめられている。

市区町村のみを分析対象としたモデル20～29は、全体を対象としたモデル5～14に対応しており、同様に、北海道ダミー以外では人口のみが有意と考えられる結果を得た。

モデル30、31は回収率に関する北海道の自治体の特異性を確認するために検討したものである。ここでは市区町村を対象に、各自治体の人口、面積、農業粗生産額、製造品出荷額等に加えて、それら自治体が属する各都道府県の人口、面積、農業粗生産額、製造品出荷額等、をも変数に入れた。モデル30をみると、モデル5とは異なり、各自治体の面積ではなく、各都道府県の面積が有意にプラスになっているが、北海道の自治体を除いたモデル31では有意ではなくなっており、モデル30における都道府県の面積の有意さは北海道の自治体の回収率の高さの寄与によるものであることがわかる。

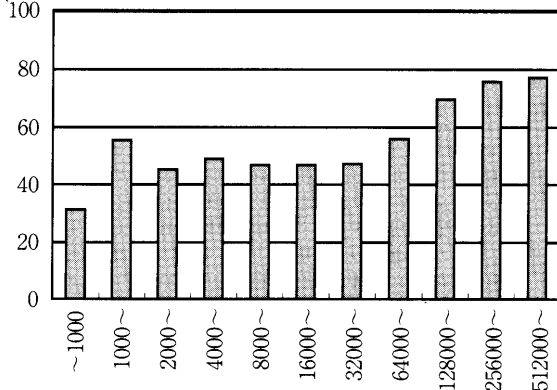
結局、各自治体の人口、面積、農業粗生産額、製造品出荷額等、の中では人口のみが回収率に有意な影響を与えていることがわかった。

実際、人口別の回収率を表とグラフでみると次のようであり、市区町村においては人口が6万4千人未満では回収率はほぼ一定であるが、それを越えたあたりで回収率が高くなり出していることがわかる。そして、25万6千人を超えると人口がそれ以上増えてもあまり回収率に変化はなくなる。一方、都道府県では、8百万人以上の自治体が3つしかないことを考慮すると、回収率は人口規模とは無関係といってよいであろう。

人口別のアンケート回収状況1（市区町村）

人 口	回答有り	回答なし	回収率 (%)
～1,000	13	29	31.0
1,000～	59	48	55.1
2,000～	141	173	44.9
4,000～	383	405	48.6
8,000～	375	434	46.4
16,000～	232	267	46.5
32,000～	153	174	46.8
64,000～	100	80	55.6
128,000～	63	28	69.2
256,000～	52	17	75.4
512,000～	20	6	76.9

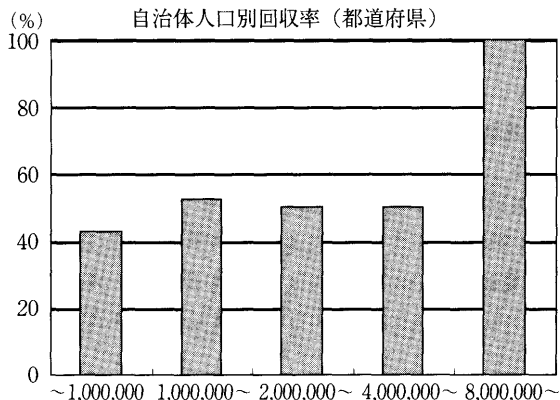
自治体人口別回収率（市区町村）



人口別のアンケート回収状況 2（都道府県）

人 口	回答有り	回答なし	回収率 (%)
～1,000,000	3	4	42.9
1,000,000～	11	10	52.4
2,000,000～	5	5	50.0
4,000,000～	3	3	50.0
8,000,000～	3	0	100.0

自治体人口別回収率（都道府県）



また、都道府県別の回収率を見ると表のようである。

回 収 率 (%)	22-32	32-42	42-52	52-62	62-72
都道府県数	1	11	21	11	3

最高 71.1%，最低 30.0%，算術平均 48.3%，中央値 47.1%。

回収率区間毎の都道府県数は中央値を中心にきれいな対称形を描いている。この中央値は自治体別の全体の回収率の平均値にはほぼ一致しており、対照な分布を示している。都道府県別のばらつきの要因は、回収率の違いの要因分析の表のモデル 27 の結果より、“都道府県別”の人口や面積、農業粗生産額、製造業出荷高等、ではなく、“市区町村別”の人口が都道府県毎の回収率のばらつきに影響をおよぼしていると考ええるべきである。実際、大胆な単純化ではあるが、都道府県毎の回収率を都道府県別の市区町村の平均人口（常用対数をとったもの）で単回帰を行うと、市区町村の平均人口の係数は正でその t 値は 3.56 となり、市区町村毎の人口が都道府県毎の回収率をある程度説明することを示している。ただし、 R^2 乗は 0.22 と低く、このモデルでは説明できないばらつきが多く残っていることを示している。

以上の検討より、回収率に影響を与えているのは主に各自治体の人口であると結論できる。このことは、分析にあたり注意を要する。特に、以下のアンケート集計結果の分析では「都道府県」と「政令・中核市」（人口約 30 万人以上）、「その他自治体」（人口約 30 万人未満）、といった分類をもちいて分析を行うが、「その他自治体」の人口区間では、回収率に変化のある区間（6 万人～25 万人）を含み、この区間では人口とともに回収率が増加しているので、「その他自治体」の集計値には、その分類の中で人口の多い自治体の回答がより大きく反映されているということがいえる。ただ、それ以外の人口区間における自治体数が多いのでこのことによる偏りはあまり大きくはないと考えられる。

II-2 回答集計結果・分析を読む際の注意事項

以下では、アンケートの各質問毎に、まず質問文・例示・選択肢を示し、次に集計結果を表とグラフで示し、最後にその結果について若干の分析（またはコメント）を行う。ただし、各問の問題番号のある行の一行上にある【小見出し】は実際の質問票ではなく、本報告書用に設けたものである。

本報告書における集計結果の提示・分析の全体に関わる注意事項等を以下に記す。集計データの誤解などを防ぐ意味合いからは非一読されたい。

○表・グラフにおける用語法

「集計範囲」：集計する自治体の階層区分。「政令・中核市」は政令指定都市と中核市の和である。また「その他」は、都道府県、政令指定都市、中核市、以外の自治体を指す。「全体」は文字通り「都道府県」「政令・中核市」「その他」の和であって、そのデータは、多くの場合、その数の圧倒的な多さ故に「その他」区分のデータとはほぼ同じような動きをすることになる。

「集計条件」：当該質問の対象となっている自治体が満たしている条件。そこでの記号の意味は以下の通りであり、「集計条件」欄に複数の記号がある場合は、それらの条件の積が満たすべき条件となる。

「集計条件」欄の記号とその意味

記号	記 号 の 意 味
—	全ての自治体を対象。
a	神奈川県と大阪府の自治体は対象外。(2段階評価を除く)
b	2段階評価化の場合は神奈川県と大阪府の自治体を対象として含む。
c	都道府県以外が対象。
d	分析から除外。(質問文の誤り。)
e	2-1～2-4のいずれかで「1」とした自治体が対象。
f	2-1～2-4の全てで「2」とした自治体が対象。
g	3-1-1で「1」とした自治体が対象。
h	3-1-1で「2」とした自治体が対象。
I	3-5-3で「1」または「2」とした自治体が対象。
j	3-5-3で「3」または「4」とした自治体が対象。
k	3-5-9で「1」とした自治体が対象。
l	3-6で「1」とした自治体が対象。
m	3-8で「1」とした自治体が対象。
n	3-10-1で「1」とした自治体が対象。
o	3-11-1で「1」とした自治体が対象。
p	都道府県と政令・中核市が対象。
q	1-1または1-2で「1」とした自治体が対象。
r	1-1と1-2の両方で「2」とした自治体が対象。
s	2-5-2で「1」または「2」とした自治体が対象。
t	2-5-2で「3」または「4」とした自治体が対象。
u	2-5-7で「1」とした自治体が対象。
v	4-5で「1」とした自治体が対象。

「a」は、予備調査（神奈川県内と大阪府内の自治体を対象）と本調査の質問票に異なる部分があることの表れである。

「b」は、「a」が付されているものの、質問票の違いが、回答の選択肢において「強い肯定」～「強い否定」の間を5段階評価（予備調査）していることと4段階評価（本調査）していることの違いのみである質問に付されている。この場合、予備調査の「1」（強い肯定）～「5」（強い否定）の回答のうち、「1」「2」を肯定的回答、「4」「5」を否定的回答、「3」を無記入扱いにすることにより「肯定回答率」（以下で定義）の計算に加えることができるため、そのようにしてい

る。そうした事情により、肯定回答率計算のための「集計対象数」と通常の「集計対象数」は異なることになるため、その場合は表には2種類の集計対象数が示してある。

このような操作をする質問とそうでない質問があることは、調査範囲の一部異なるデータを相互に比較することを招き、一貫性を欠く、との批判が可能である。しかし、ここでは、各問に関して得られたデータを可能なかぎり集計結果に含めるとの方針をとり、この方法を採用した。ただし、元々、大阪府と神奈川県自治体数が全国の自治体数に占める比率は3%未満と低く、また、いくつかの質問で比較したところ、他の自治体と同じ傾向の回答をしており、この操作により「肯定回答率」がそうでない場合と比較して大きく変化することはほとんどないと考えられる。

「c」は、質問の性格上、質問対象から都道府県を除外した問があったため存在する。

「p」は、都道府県、政令・中核市用の質問票とその他の自治体用のそれとが異なるためにある。

「集計対象数」：アンケートの回答を寄せた自治体のうち「集計範囲」内で「集計条件」を満たす自治体の数。1つの問に関して2種類の集計対象数が存在する場合がある（例、2-5-3）この理由については、上記の「集計条件」「b」の解説を参照されたい。

「無回答を除く」（肯定回答率について別途集計対象数が表示されている場合（例、2-5-3）のそれ）：肯定回答率の集計対象数から無回答と「わからない」および上記「集計条件」「b」で述べた5段階評価の場合の評価「3」の数を差し引いた数。こうした場合の肯定回答率計算の分母となる数。

「肯定回答率」：無回答と「わからない」を除いて計算した、 $(\text{肯定的回答の数}) / ((\text{肯定的回答の数}) + (\text{否定的回答}))$ の値。無回答と「わからない」の比率の大小は回答の困難さを示す指標として重要であり注意すべきであるが、そうした回答は結局その問に関してはアンケートに答えなかったことと同じであり、考察により重要な意味をもつのはそれらを除いた回答の比率であるとの考えからこの値を計算し、主にこれをグラフ化した。この操作はまた、無回答や「わからない」といった回答をよせた自治体にあっても、より費用をかけるなどして肯定または否定の回答を得られれば、それらの回答の比率は、既に回答をよせた自治体のそれと同程度のものとなると推定することを意味する。

このアンケートの本調査（予備調査でなく）では、多くの場合、質問に対し「肯定」「否定」の2段階、または、「強い肯定」「弱い肯定」「弱い否定」「強い否定」の4段階での回答を求めた。2段階の場合の「肯定回答率」は $(\text{「肯定」の回答数}) / ((\text{「肯定」} + \text{「否定」の回答数の和}))$ であり、4段階の場合は $(\text{「強い肯定」} + \text{「弱い肯定」の回答数の和}) / ((\text{「強い肯定」} + \text{「弱い肯定」} + \text{「弱い否定」} + \text{「強い否定」の回答数の和}))$ である。（予備調査では5段階評価の場合があったが、その扱いについては上記「集計条件」「b」で述べた。）

こうした計算方法のため、一般に無回答が多く、かつ肯定的な回答である場合のみ記入される傾向にある「その他」という例示・選択肢については、極端に高い肯定回答率が得られる傾向にあるが、そうした事情であることを了解されたい。

○表中の数値と元のデータの関係について

表中の百分率を表す数値は、小数点第2位で四捨五入した。それゆえ、集計対象数が1000を越えた場合に、元のデータを一意に回復できない場合があるが、分析に影響がないこと、と、紙幅節減、見やすさ、の観点から、了承されたい。

○固有名詞の取り扱いについて

記述による回答において固有名詞が用いられている場合には、適宜アルファベットなどで置き換えた。これは、調査実施時に、自治体に対し結果公表時の匿名性の確保を約束したためである。

○分析について

この報告書においては、集計データの分析は記述統計学的なものに留め、よりつっこんだ推測統計学的な分析については別稿に譲る。これは、主に結果の公表が遅くなることを防ぐためであるが、また、推測統計学的分析を行うに先だって、記述統計学的分析を行うことは、データになじみ大きな誤りを犯さないために必要なことである。ただし、回収率の分析についてのみは、以下の節で提示する集計結果が無意味なものでないことを確認する必要から、一部推測統計学的な分析を行った。

分析の中で、質問文にある例示などを繰り返す場合に、断りなく誤解のない範囲で短縮した言い回しにすることがあるので注意されたい。

○「協定」の範囲

以下において特に断らないかぎり「協定」とは「公害防止協定」のことを指し、「公害防止協定」とは、質問文の2、「政策手段」の冒頭に示したように、念書、確約書、覚書、往復書簡、環境保全協定、等の類似のものを含むものとする。質問文の中に説明はないが、公害防止協定とは、典型的には、自治体と個別企業が当該企業の公害・環境対策に関して締結した協定、であり、様々な変化形はあるものの、その言葉の意味するところは、了解されているものと前提している。

II-3 回答集計結果・分析

(以下において各問に付された番号は、都道府県・政令指定都市・中核市用の質問票における番号である。)

1 政策目標

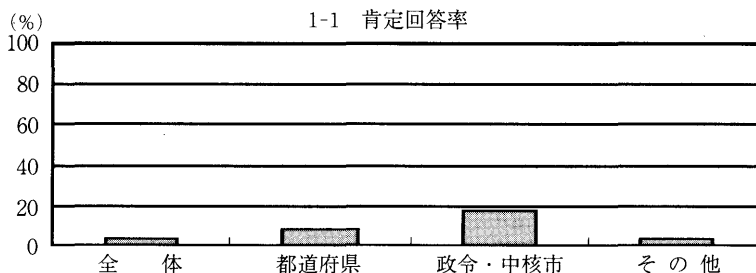
【上乗せ環境基準の有無】

1-1 国の環境基準が設定されている物質等(騒音を含む、以下単に“物質”と略す)について、当該環境基準値を上回る独自の環境基準値を設定していますか。該当する答えの番号を○で囲んで下さい。

1. 設定している

2. 設定していない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無回答	
全 体	—	1,620	3.0	96.2	0.7	3.0
都 道 府 県	—	25	8.0	92.0	0.0	8.0
政令・中核市	—	29	17.2	82.8	0.0	17.2
そ の 他	—	1,566	2.7	96.6	0.8	2.7



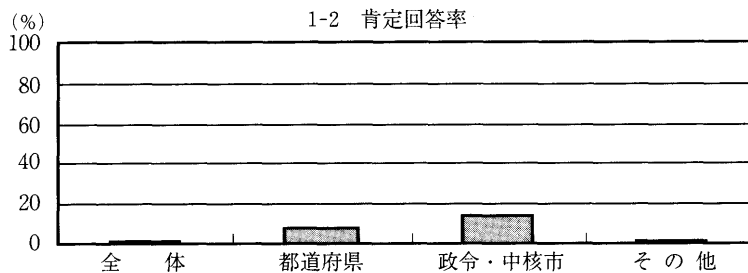
(分析) 国の環境基準に対し、独自に上乗せを行っている自治体は、少数であるが存在する。特に、政令・中核市においては17%とかなりの高率であり、ついで都道府県となっている。率としては低いがその他の自治体でも40を越える自治体が環境基準を上乗せしている、と回答している。

【横だし環境基準の有無】

1-2 国の環境基準が設定されていない物質等について、独自の環境基準を設定していますか。該当する答えの番号を○で囲んで下さい。

1. 設定している 2. 設定していない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無回答	
全 体	—	1,620	1.2	98.3	0.5	1.2
都 道 府 県	—	25	8.0	92.0	0.0	8.0
政 令 ・ 中 核 市	—	29	13.8	86.2	0.0	13.8
そ の 他	—	1,566	0.9	98.6	0.5	0.9



(分析) 国の環境基準が設定されていない物質等についての独自の環境基準の設定をする自治体も少ないながら存在する。その数は、環境基準の上乗せに比べるとやや少ない。政令・中核市の肯定回答率が高く、都道府県がそれに次ぐという傾向は同じである。

(以下1-3-1から1-4までは、「その他」自治体用の質問票ではなく都道府県と政令・中核市用の質問票のみにある質問である。)

注、上の1-1または1-2のいずれかで「1. 設定している」を選択された場合、以下の問に回答して下さい。いずれの問でも「2. 設定していない」を選択された場合は、1-4に進んで下さい。

【独自の環境基準の設定に影響した項目】

1-3-1 独自の環境基準の設定について、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えたかをお答え下さい。1)~9)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1=とても強い影響、2=やや強い影響、3=あまり影響なし、4=全く影響なし、または、該当しない、5=わからない。

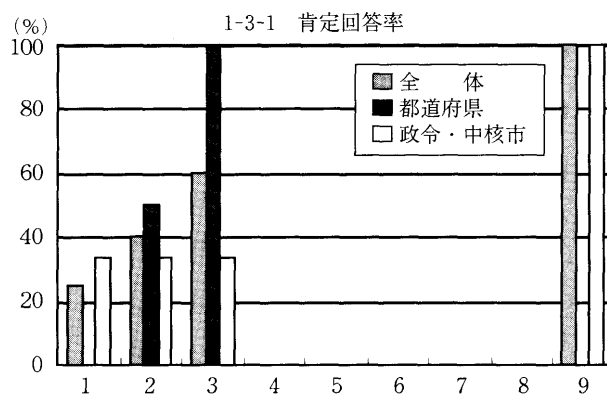
- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1) 科学的知見の進展があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 2) 被害の発生があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 3) 被害の発生のおそれがあったこと | (1 2 3 4 5) |
| 4) 住民運動・NGO・被害者組織等の要望があったこと | (1 2 3 4 5) |

- 5) 議会の要望があったこと (1 2 3 4 5)
 6) マスコミ報道があったこと (1 2 3 4 5)
 7) 国の指導があったこと (1 2 3 4 5)
 8) 都道府県の指導があったこと (都道府県の方は回答は不要です。) (1 2 3 4 5)
 9) その他 () (1 2 3 4 5)

例示	集 計 範 囲	集計 条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	apq	5	0.0	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	25.0
1	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
1	政令・中核市	apq	3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
2	全 体	apq	5	20.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0
2	都 道 府 県	apq	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
2	政令・中核市	apq	3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
3	全 体	apq	5	0.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	60.0
3	都 道 府 県	apq	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
3	政令・中核市	apq	3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
4	全 体	apq	5	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0
4	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
4	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
5	全 体	apq	5	0.0	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
5	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
5	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
6	全 体	apq	5	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0
6	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
7	全 体	apq	5	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0
7	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
7	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	33.3	66.6	0.0	0.0	0.0
8	全 体	acpq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
8	都 道 府 県	acpq	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.
8	政令・中核市	acpq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
9	全 体	apq	5	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	100.0
9	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	N. C.
9	政令・中核市	apq	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	100.0

N. C. : 算出不可。

選択肢「9. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	〇〇市の地域特性 市独自の取り組み 環境基準が達成されている事項について現況をより改善するために



(分析) 表に示したように集計対象数が少ないものの、「3」の被害の恐れと「2」の被害があったこと、が独自の環境基準の設定に影響しているようである。「9」のその他は、影響した項目を挙げて回答しているので100%となっている。

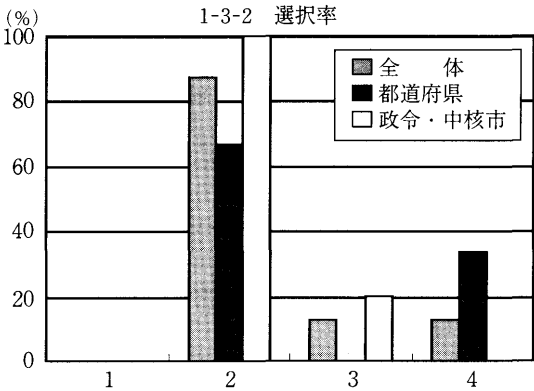
【独自の環境基準の検討機関】

1-3-2 独自の環境基準の設定について検討した機関の番号を○で囲んで下さい。(複数回答可)

1. 議会 2. 審議会 3. 行政内部 4. その他 ()

例示	集 計 範 囲	集 計 条 件	集計対象数	選択率 (%)
1	全 体	pq	8	0.0
1	都 道 府 県	pq	3	0.0
1	政令・中核市	pq	5	0.0
2	全 体	pq	8	87.5
2	都 道 府 県	pq	3	66.7
2	政令・中核市	pq	5	100.0
3	全 体	pq	8	12.5
3	都 道 府 県	pq	3	0.0
3	政令・中核市	pq	5	20.0
4	全 体	pq	8	12.5
4	都 道 府 県	pq	3	33.3
4	政令・中核市	pq	5	0.0

選択肢「4. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	委員会
政令・中核市	—



(分析) 独自の環境基準は審議会(「2」)で検討されることが多いことがわかる。また、それが議会(「1」)で検討されることはないようである。このあたりは国の環境基準の決め方と似ている。

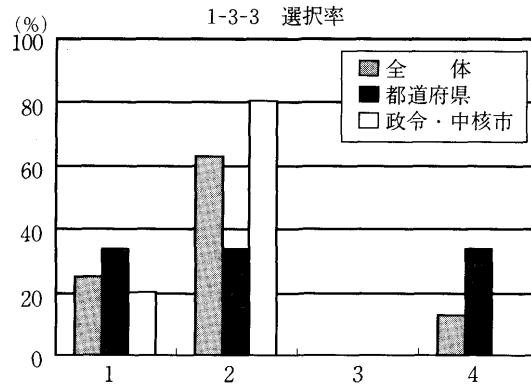
【独自の環境基準の設定方法】

1-3-3 独自の環境基準を設定した方法の番号を○で囲んで下さい。

1. 条例 2. 計画 3. 要綱 4. その他 ()

例示	集 計 範 囲	集 計 条 件	集計対象数	選択率 (%)
1	全 体	pq	8	25.0
1	都 道 府 県	pq	3	33.3
1	政令・中核市	pq	5	20.0
2	全 体	pq	8	62.5
2	都 道 府 県	pq	3	33.3
2	政令・中核市	pq	5	80.0
3	全 体	pq	8	0.0
3	都 道 府 県	pq	3	0.0
3	政令・中核市	pq	5	0.0
4	全 体	pq	8	12.5
4	都 道 府 県	pq	3	33.3
4	政令・中核市	pq	5	0.0

選択肢「4. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	告示
政令・中核市	—



(分析) 独自の環境基準の設定は、政令・中核市にあっては計画(「2」)で行うことが多いようである。一方、都道府県においては、設定方法は分かれている。

【独自の環境基準値設定時の考慮事項】

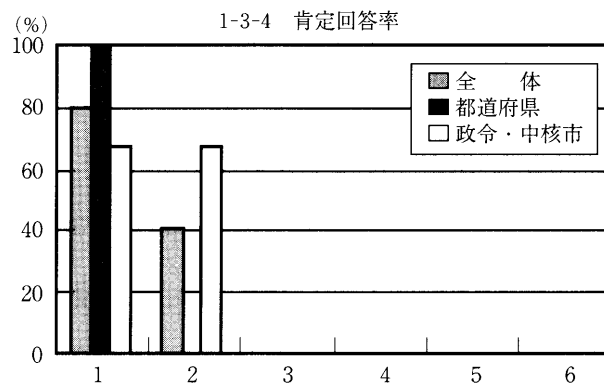
1-3-4 独自の環境基準の基準値設定にあたり、以下に挙げる事項がどの程度考慮されたかをお答え下さい。1)～7)の全ての事項について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1 = とても強く考慮、2 = やや強く考慮、3 = あまり考慮せず、4 = 全く考慮せず、5 = わからない。

- 1) 当該汚染物質の健康・環境影響に関する科学的知見 (1 2 3 4 5)
- 2) 独自の環境基準値を達成する技術的可能性 (1 2 3 4 5)
- 3) 独自の環境基準値を達成するために汚染(含む騒音)発生源が負担する費用 (1 2 3 4 5)
- 4) 独自の環境基準値を達成するために貴団体が負担する何らかの費用 (1 2 3 4 5)
- 5) 他の自治体の設定値 (1 2 3 4 5)
- 6) 他国・国際機関の設定値 (1 2 3 4 5)
- 7) その他 () (1 2 3 4 5)

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	apq	5	60.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	80.0
1	都 道 府 県	apq	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
1	政令・中核市	apq	3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
2	全 体	apq	5	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0
2	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	政令・中核市	apq	3	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
3	全 体	apq	5	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0
3	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
4	全 体	apq	5	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0
4	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

4	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
5	全 体	apq	5	0.0	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0
5	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
5	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
6	全 体	apq	5	0.0	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
6	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
6	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
7	全 体	apq	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
7	都 道 府 県	apq	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
7	政令・中核市	apq	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

選択肢「7. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	水浴場の水質基準 国の本川に準じる基準



(分析) 独自の環境基準の設定にあたっては、「1」科学的知見、「2」技術的可能性、が考慮されるようである。技術的可能性は、2つの政令・中核市が肯定的に答えているが、技術的可能性は経済学的には対策費用の多寡（「3」）と同義であり、注目される。技術的可能性と対策費用の関係については順序は前後するが2-5-6の（分析）で詳しく述べたので参照されたい。

【個別の独自の環境基準】

1-3-5 独自の環境基準について、「上乗せ／横だしの別」「環境媒体（大気、水質、土壌等）」「物質名」「その値」および「その基準の達成／非達成の別」を表に記入して下さい。

○集計略。集計が極めて煩雑化するため了承願いたい。

注、1-1、1-2のいずれにおいても「2. 設定していない」を選択した場合に、次の問にお答え下さい。そうでない場合は「2. 政策手段」にお進み下さい。

【独自の環境基準を設定していないことに影響している項目】

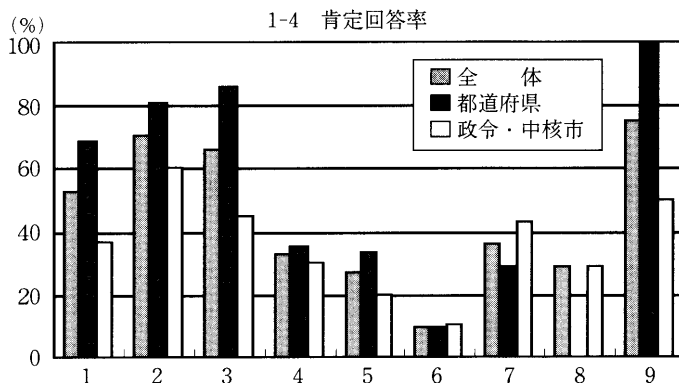
1-4 独自の環境基準を設定しないことについて、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えて

1) 科学的知見の進展がないこと	(1	2	3	4	5)
2) 被害の発生がないこと	(1	2	3	4	5)
3) 被害の発生のおそれがないこと	(1	2	3	4	5)
4) 住民運動・NGO・被害者組織等の要望がないこと	(1	2	3	4	5)
5) 議会の要望がないこと	(1	2	3	4	5)
6) マスコミ報道がないこと	(1	2	3	4	5)
7) 国の指導がないこと	(1	2	3	4	5)
8) 都道府県の指導がないこと（都道府県の方は回答は不要です。）	(1	2	3	4	5)
9) その他（ ）	(1	2	3	4	5)

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回			答 (%)			肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	apr	44	22.7	22.7	27.3	13.6	9.1	4.5	52.6
1	都 道 府 県	apr	21	33.3	28.6	14.3	14.3	9.5	0.0	68.4
1	政令・中核市	apr	23	13.0	17.4	39.1	13.0	8.7	8.7	36.8
2	全 体	apr	44	29.5	36.4	15.9	11.4	2.3	4.5	70.7
2	都 道 府 県	apr	21	33.3	47.6	9.5	9.5	0.0	0.0	81.0
2	政令・中核市	apr	23	26.1	26.1	21.7	13.0	4.3	8.7	60.0
3	全 体	apr	44	18.2	43.2	18.2	13.6	2.3	4.5	65.9
3	都 道 府 県	apr	21	28.6	57.1	4.8	9.5	0.0	0.0	85.7
3	政令・中核市	apr	23	8.7	30.4	30.4	17.4	4.3	8.7	45.0
4	全 体	apr	44	2.3	27.3	31.8	29.5	4.5	4.5	32.5
4	都 道 府 県	apr	21	4.8	28.6	33.3	28.6	4.8	0.0	35.0
4	政令・中核市	apr	23	0.0	26.1	30.4	30.4	4.3	8.7	30.0
5	全 体	apr	44	0.0	25.0	38.6	29.5	2.3	4.5	26.8
5	都 道 府 県	apr	21	0.0	33.3	42.9	23.8	0.0	0.0	33.3
5	政令・中核市	apr	23	0.0	17.4	34.8	34.8	4.3	8.7	20.0
6	全 体	apr	44	0.0	9.1	50.0	34.1	2.3	4.5	9.8
6	都 道 府 県	apr	21	0.0	9.5	57.1	33.3	0.0	0.0	9.5
6	政令・中核市	apr	23	0.0	8.7	43.5	34.8	4.3	8.7	10.0
7	全 体	apr	44	9.1	25.0	25.0	36.4	0.0	4.5	35.7
7	都 道 府 県	apr	21	9.5	19.0	28.6	42.9	0.0	0.0	28.6
7	政令・中核市	apr	23	8.7	30.4	21.7	30.4	0.0	8.7	42.9
8	全 体	acpr	23	4.3	21.7	34.8	30.4	0.0	8.7	28.6
8	都 道 府 県	acpr	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.
8	政令・中核市	acpr	23	4.3	21.7	34.8	30.4	0.0	8.7	28.6
9	全 体	apr	44	4.5	2.3	2.3	0.0	4.5	86.4	75.0
9	都 道 府 県	apr	21	9.5	0.0	0.0	0.0	4.8	85.7	100.0
9	政令・中核市	apr	23	0.0	4.3	4.3	0.0	4.3	87.0	50.0

N. C. : 算出不可。

選択肢「9. その他」のカッコの中身	
都道府県	現基準の未達成 環境がすぐれた状況にあること
政令・中核市	権限がないこと



(分析) 「2」「3」の被害の発生、おそれ、がないこと、が高率で肯定されている。このことは、1-3-1で被害の発生、おそれ、が“ある”ことが、独自の環境基準設定に影響しているとされたことと対応しており、独自の環境基準の設定の有無について、被害の発生、おそれ、の有無が強く影響しているという仮説を補強している。また、「1」の科学的知見の進展がないこと、も都道府県においては高率で肯定されている。「9」その他、の記述欄を見ると、もともとの環境基準が達成されていないのに新たに基準を設けてもしょうがない、という意味のことがあげられているが、これは被害の発生・おそれがある状況であり、同様の状況でも全く逆の意志決定があり得ることは興味深い。

2 政策手段

注：以下の設問において規制という言葉を用いますが、このアンケートの中では「規制」とは、条例によるものばかりでなく、指針や指導要綱に基づく行政指導や、追加的な公害・環境対策をとることを定めた公害防止協定の締結を含む、広い意味のものと解釈して下さい。また、このアンケートでいう「公害防止協定」は、念書、確約書、覚書、往復書簡、環境保全協定、等の類似のものを含むものと解釈して下さい。

本アンケートにおける「規制」

- 条例によるもの
- 指針や指導要綱に基づく行政指導
- 追加的対策を要求する公害防止協定の締結

【上乗せ規制の有無】

2-1 法による排出規制の対象となっている物質に関して、上乗せ規制、を行っていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。ただし、上乗せ規制とは、法による排出規制の対象施設と同一の対象施設に対して、法による排出基準を上回る排出基準値を課すこと、とします。

1. 行っている
2. 行っていない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無	
全 体	—	1,620	15.1	84.1	0.8	15.2
都 道 府 県	—	25	96.0	4.0	0.0	96.0
政令・中核市	—	29	58.6	34.5	6.9	63.0
そ の 他	—	1,566	13.0	86.3	0.7	13.1

【裾下げ規制の有無】

2-2 法による排出規制の対象となっている物質に関して、裾下げ規制，を行っていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。ただし、裾下げ規制とは、法による排出規制の対象施設と同種の施設であるが、施設の規模が小さいために排出規制の行われていない施設に対して規制を課すこと、とします。

1. 行っている 2. 行っていない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無	
全 体	—	1,620	9.1	89.8	1.2	9.2
都 道 府 県	—	25	96.0	4.0	0.0	96.0
政令・中核市	—	29	58.6	41.4	0.0	58.6
そ の 他	—	1,566	6.8	92.0	1.2	6.9

【横だし（施設種）規制の有無】

2-3 法による排出規制の対象となっている物質に関して、横だし（施設種）規制，を行っていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。ただし、横だし（施設種）規制とは、法による排出規制の対象となっていない種別の施設に排出規制を課すること、とします。

1. 行っている 2. 行っていない

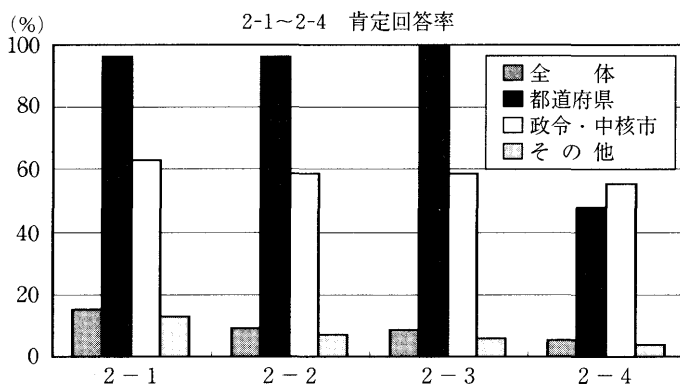
集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無	
全 体	—	1,620	8.3	90.7	0.9	8.4
都 道 府 県	—	25	100.0	0.0	0.0	100.0
政令・中核市	—	29	58.6	41.4	0.0	58.6
そ の 他	—	1,566	5.9	93.1	1.0	6.0

【横だし（物質）規制の有無】

2-4 法による排出規制の対象となっていない物質に関して、横だし（物質）規制を行っていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。ただし、横だし（物質）規制とは、法による排出規制の対象となっていない物質に関して排出規制を行うこと、とします。

1. 行っている 2. 行っていない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無	
全 体	—	1,620	5.4	93.8	0.8	5.4
都 道 府 県	—	25	48.0	52.0	0.0	48.0
政令・中核市	—	29	55.2	44.8	0.0	55.2
そ の 他	—	1,566	3.8	95.4	0.8	3.8



(2-1~2-4分析) 都道府県にあっては、なんらかの、上乗せ規制、裾下げ規制、横だし（施設種）規制は、ほぼまたは文字通り、全てが行っている。これは、日本の環境は自治体の規制により国の規制が求める以上に改善されているであろう、ことを鮮明に示している。一方、横だし（物質）規制については、都道府県にあっては半分程度のところしかやっていない。これは、国が規制の対象としていない物質等について都道府県が規制を行うことは、国が規制の対象としているものに追加的に規制をすることにない何らかの障害があることを示唆しているのかもしれない。一方、政令・中核市にあっては、どの種類の追加的規制も60%程度のところが行っている。その他の自治体にあっては、上乗せ、裾下げ、横出し（施設種）、横だし（物質）、を行っているところの比率はこの順に高く、それぞれ約13、7、6、4（%）である。法規制において既に規制されている物質等・施設に対する規制値を厳しくする、ということが、法規制において規制されていない物質等や、施設の規模、種類に関して追加的に規制を行うことより広く行われていることがわかる。特に横だし（物質）規制は規制する「環境問題の種類」の拡張であり、規制する「排出源の種類」の拡張を意味する他の3つとは性格が異なる最も先鋭的な追加的規制といえよう。横だし（物質）規制の追加的規制採用の率が他の3つのそれよりも低い理由としては、上記のように横だし（物質）規制の導入には他の3つより大きな障害があるか、または法による規制は対象として必要な物質等をほぼカバーしていると考えられている、といったことなどが考えられる。また、低率ではあるが、アンケートを答えたその他自治体だけでも少なくとも200を越す自治体なんらかの追加的規制を行っているということも注目に値するであろう。

追加的規制を行っている比率は都道府県、政令・中核市、その他自治体、の順に高く、都道府県と市区町村という階層区分の違い、政令・中核市とその他自治体という自治体規模（人口）の違いが、比率に影響していることが推測される。これらはまた、自治体のもつ権限、財政力、人的資源等に関連するであろう。

注、2-1～2-4 のいずれかで「1. 行っている」を選択した場合に以下の問にお答え下さい。そうでない場合は2-6にお進み下さい。

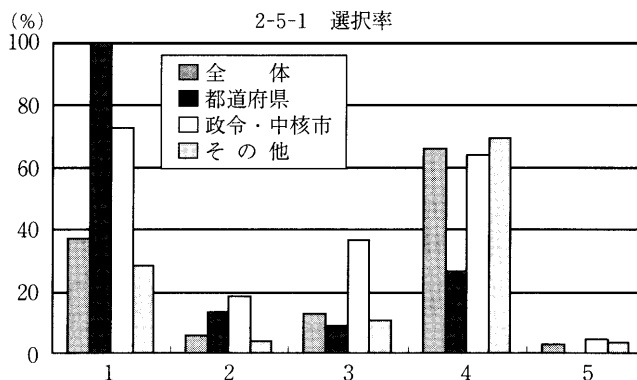
【追加的規制設定の手段】

2-5-1 上の、追加的規制を設定している手段は何ですか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。ただし、「追加的規制」とは、上乗せ規制、裾だし規制、横だし（施設種）規制、横だし（物質）規制、の総称とします。（複数回答可）

1. 条例 2. 指針 3. 指導要綱 4. 公害防止協定 5. その他（ ）

例示	集 計 範 囲	集 計 条 件	集計対象数	選択率（％）
1	全 体	ae	307	36.8
1	都 道 府 県	ae	23	100.0
1	政令・中核市	ae	22	72.7
1	そ の 他	ae	262	28.2
2	全 体	ae	307	5.5
2	都 道 府 県	ae	23	13.0
2	政令・中核市	ae	22	18.2
2	そ の 他	ae	262	3.8
3	全 体	ae	307	12.4
3	都 道 府 県	ae	23	8.7
3	政令・中核市	ae	22	36.4
3	そ の 他	ae	262	10.7
4	全 体	ae	307	65.8
4	都 道 府 県	ae	23	26.1
4	政令・中核市	ae	22	63.6
4	そ の 他	ae	262	69.5
5	全 体	ae	307	2.9
5	都 道 府 県	ae	23	0.0
5	政令・中核市	ae	22	4.5
5	そ の 他	ae	262	3.1

選択肢「5. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	指導基準
そ の 他	通 知 清掃センター建て替え事業に関する協定書 指 導 値 指導基準 県条例に準じて行っている 規 則 慣 習 環境保全協議会 環境部環境保全等に関する協定 確 約 書 覚 書 覚 書



(分析) 追加的規制を行っている手段について、都道府県は100%のところで「1」の条例を用いており、ついで協定の26%などとなっている。一方、その他自治体にあつては、「4」の協定が70%、条例は28%と、都道府県とはちょうど逆の傾向を示している。政令・中核市は、条例が73%と都道府県とその他自治体との中間的位置にある一方、協定は64%とその他自治体と同レベルであり、指導要綱が36%と高いのも特徴的である。これらの違いもやはり自治体の持つ権限や自治体の規模が関連するものと思われる。

1つ2つの発生源だけが問題であるならば、わざわざそれだけを規制するために条例をつくるということは自治体行政部*にとってひきあわないことなのかもしれない。

* 通常であれば自治体行政という言葉で足りるところであるが、自治体行政を行う“主体”であるということ強調するために自治体行政“部”という言葉を用いた。

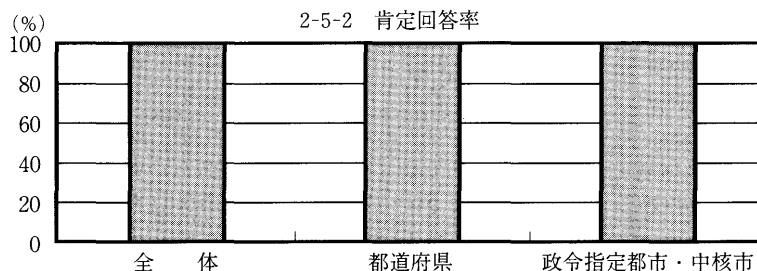
(以下2-5-1 から2-5-11 までは2-5-5を除き、都道府県、政令・中核市のみに対する質問である。)

【追加的規制により環境は改善されたか】

2-5-2 追加的規制を行っているために、それを行わなかった場合に比べて環境は改善されているといえますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. とても改善されている
2. やや改善されている
3. あまり改善されていない
4. ほとんどまたは全く改善されていない。
5. わからない

集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
			1	2	3	4	5	無	
全 体	ep	49	28.6	61.2	0.0	0.0	4.1	6.1	100.0
都 道 府 県	ep	25	36.0	60.0	0.0	0.0	4.0	0.0	100.0
政令・中核市	ep	24	20.8	62.5	0.0	0.0	4.2	12.5	100.0



(分析) 追加的規制により、環境は改善されている、ということは確実といってよいであろう。2-1~2-4 のところで予想したように、日本の環境状況は自治体による追加的規制がなければ現状よりも悪いものとなると考えられる。

【追加的規制が有効であることに影響している項目】

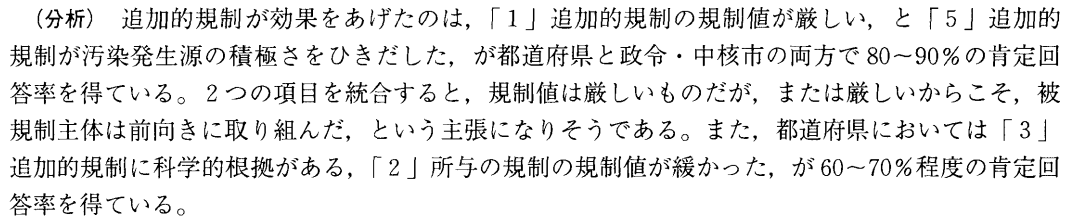
2-5-3 前問(2-5-2)で、「1. とても改善されている」または「2. やや改善されている」を選択した場合にお答え下さい。追加的規制が効果をあげていることについて、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えているかをお答え下さい。1)～11)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響，2＝やや強い影響，3＝あまり影響なし，4＝全く影響なし，または、該当しない，5＝わからない。また以下で「所与の規制」とは追加的規制がない場合の規制を指します。

- | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|---|---|----|
| 1) 追加的規制の規制値が厳しい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 2) 所与の規制の規制値が緩かった | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 3) 追加的規制に科学的根拠がある | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 4) 所与の規制に科学的根拠がなかった | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 5) 追加的規制が汚染発生源の積極さをひきだした | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 6) 追加的規制の対象となる汚染発生源に資力があつた | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 7) 汚染発生源が対策をとるための十分な公的助成制度があつた | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 8) 汚染発生源がとるべき追加的対策の費用が小さかつた | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 9) 住民運動・NGO・被害者組織等の圧力が大きかつた | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 10) マスコミ報道が多かつた | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 11) その他 () | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集 計 対象数	無回答 等を除く	率 (%)
1	全 体	abeps	42	35.7	52.4	9.5	0.0	2.4	0.0	44	42	90.5
1	都 道 府 県	abeps	22	36.4	50.0	9.1	0.0	4.5	0.0	24	22	90.9
1	政令・中核市	abeps	20	35.0	55.0	10.0	0.0	0.0	0.0	20	20	90.0
2	全 体	abeps	42	7.1	33.3	35.7	11.9	9.5	2.4	44	37	45.9
2	都 道 府 県	abeps	22	13.6	31.8	18.2	13.6	18.2	4.5	24	17	58.8
2	政令・中核市	abeps	20	0.0	35.0	55.0	10.0	0.0	0.0	20	20	35.0

3	全 体	abeps	42	7.1	40.5	40.5	7.1	2.4	2.4	44	41	48.8
3	都 道 府 県	abeps	22	9.1	54.5	22.7	4.5	4.5	4.5	24	21	66.7
3	政令・中核市	abeps	20	5.0	25.0	60.0	10.0	0.0	0.0	20	20	30.0
4	全 体	abeps	42	0.0	2.4	45.2	38.1	11.9	2.4	44	37	2.7
4	都 道 府 県	abeps	22	0.0	0.0	36.4	36.4	22.7	4.5	24	17	0.0
4	政令・中核市	abeps	20	0.0	5.0	55.0	40.0	0.0	0.0	20	20	5.0
5	全 体	abeps	42	19.0	59.5	7.1	7.1	7.1	0.0	44	41	85.4
5	都 道 府 県	abeps	22	18.2	63.6	0.0	9.1	9.1	0.0	24	22	90.9
5	政令・中核市	abeps	20	20.0	55.0	15.0	5.0	5.0	0.0	20	19	78.9
6	全 体	abeps	42	4.8	23.8	42.9	11.9	16.7	0.0	44	37	35.1
6	都 道 府 県	abeps	22	4.5	18.2	40.9	9.1	27.3	0.0	24	18	33.3
6	政令・中核市	abeps	20	5.0	30.0	45.0	15.0	5.0	0.0	20	19	36.8
7	全 体	abeps	42	0.0	26.2	38.1	26.2	7.1	2.4	44	39	30.8
7	都 道 府 県	abeps	22	0.0	31.8	31.8	18.2	13.6	4.5	24	19	42.1
7	政令・中核市	abeps	20	0.0	20.0	45.0	35.0	0.0	0.0	20	20	20.0
8	全 体	abeps	42	0.0	19.0	42.9	26.2	9.5	2.4	44	37	21.6
8	都 道 府 県	abeps	22	0.0	9.1	45.5	27.3	13.6	4.5	24	18	11.1
8	政令・中核市	abeps	20	0.0	30.0	40.0	25.0	5.0	0.0	20	19	31.6
9	全 体	abeps	42	2.4	7.1	52.4	28.6	7.1	2.4	44	38	10.5
9	都 道 府 県	abeps	22	4.5	9.1	50.0	22.7	9.1	4.5	24	19	15.8
9	政令・中核市	abeps	20	0.0	5.0	55.0	35.0	5.0	0.0	20	19	5.3
10	全 体	abeps	42	4.8	9.5	47.6	26.2	7.1	4.8	44	37	16.2
10	都 道 府 県	abeps	22	4.5	13.6	45.5	18.2	13.6	4.5	24	18	22.2
10	政令・中核市	abeps	20	5.0	5.0	50.0	35.0	0.0	5.0	20	19	10.5
11	全 体	abeps	42	2.4	2.4	2.4	4.8	4.8	83.3	44	6	50.0
11	都 道 府 県	abeps	22	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	77.3	24	5	60.0
11	政令・中核市	abeps	20	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	90.0	20	1	0.0

選択肢「11. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	追加的規制による積極的な行政指導 追加的規制により対象となる施設の絶対数が増えた 広域的な効果は小さいが、当該発生源周辺の環境改善に効果
政令・中核市	—



2-5-4 前々問(2-5-2)で「3. あまり改善されていない」または「4. ほとんどまたは全く改善されていない」を選択した場合にお答え下さい。追加的規制が効果をあげていないことについて、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えているかをお答え下さい。1)～11)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響、2＝やや強い影響、3＝あまり影響なし、4＝全く影響なし、または、該当しない、5＝わからない。また以下で「所与の規制」とは追加的規制がない場合の規制を指します。

- 集計条件を満たす自治体なし。(集計条件 abept)

2-5-5 追加的規制の導入について、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えたかをお答え下

さい。ただし、「追加的規制」とは、上乗せ規制、裾だし規制、横だし（施設種）規制、横だし（物質）規制、の総称とします。1)～14)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響、2＝やや強い影響、3＝あまり影響なし、4＝全く影響なし、または、該当しない、5＝わからない。

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 1) 国の環境基準が達成されていないこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 2) 独自の環境基準が達成されていないこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 3) 科学的知見の進展があったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 4) 被害の発生があったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 5) 被害の発生のおそれがあったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 6) 住民運動・NGO・被害者団体の要望があったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 7) 議会の要望があったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 8) マスコミ報道があったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 9) 国の指導があったこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 10) 都道府県の指導があったこと（都道府県の方は回答不要です。） | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 11) 貴団体に権限があること | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 12) 都道府県の条例により追加的規制が行われていないこと（都道府県の方は回答不要です。） | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 13) 他の自治体が導入したこと | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 14) その他（ ） | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |

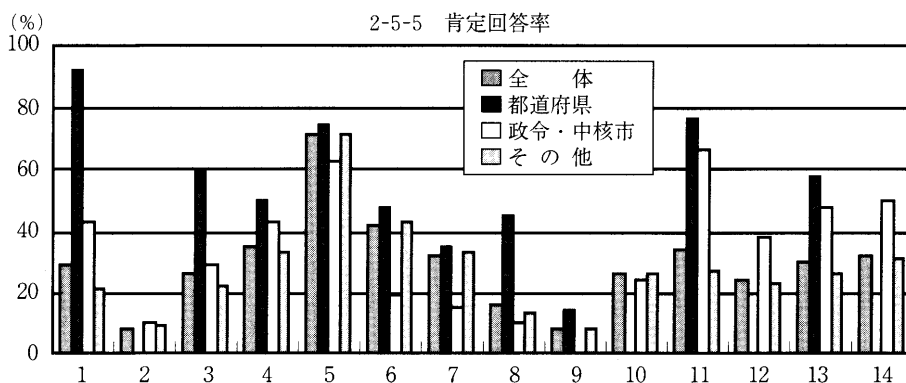
例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無	集 計 対象数	無回答 等を除く	率 (%)
1	全 体	abe	307	8.8	16.0	28.7	33.9	6.5	6.2	314	272	29.0
1	都 道 府 県	abe	23	52.2	39.1	4.3	4.3	0.0	0.0	25	25	92.0
1	政令・中核市	abe	22	18.2	22.7	36.4	18.2	0.0	4.5	24	21	42.9
1	そ の 他	abe	262	4.2	13.4	30.2	37.8	7.6	6.9	265	226	20.8
2	全 体	abe	307	1.6	5.2	22.5	57.3	6.8	6.5	314	269	8.2
2	都 道 府 県	abe	23	0.0	0.0	0.0	95.7	0.0	4.3	25	23	0.0
2	政令・中核市	abe	22	0.0	9.1	22.7	63.6	0.0	4.5	24	21	9.5
2	そ の 他	abe	262	1.9	5.3	24.4	53.4	8.0	6.9	265	225	8.9
3	全 体	abe	307	3.9	16.9	27.7	31.6	13.0	6.8	314	248	25.8
3	都 道 府 県	abe	23	0.0	56.5	30.4	8.7	4.3	0.0	25	22	59.1
3	政令・中核市	abe	22	4.5	22.7	36.4	31.8	0.0	4.5	24	21	28.6
3	そ の 他	abe	262	4.2	13.0	26.7	33.6	14.9	7.6	265	205	22.0
4	全 体	abe	307	8.8	19.5	26.7	28.7	10.4	5.9	314	260	34.6
4	都 道 府 県	abe	23	17.4	30.4	26.1	21.7	4.3	0.0	25	22	50.0
4	政令・中核市	abe	22	13.6	27.3	27.3	27.3	0.0	4.5	24	21	42.9
4	そ の 他	abe	262	7.6	17.9	26.7	29.4	11.8	6.5	265	217	32.3
5	全 体	ae	307	19.5	43.0	15.6	10.1	6.2	5.5	307	271	70.8
5	都 道 府 県	ae	23	21.7	52.2	8.7	17.4	0.0	0.0	23	23	73.9
5	政令・中核市	ae	22	27.3	31.8	22.7	13.6	0.0	4.5	22	21	61.9

5	そ の 他	ae	262	18.7	43.1	15.6	9.2	7.3	6.1	262	227	71.4
6	全 体	abe	307	12.1	23.5	25.4	24.8	9.4	4.9	314	266	41.4
6	都 道 府 県	abe	23	0.0	43.5	26.1	21.7	8.7	0.0	25	21	47.6
6	政令・中核市	abe	22	4.5	13.6	50.0	27.3	0.0	4.5	24	21	19.0
6	そ の 他	abe	262	13.7	22.5	23.3	24.8	10.3	5.3	265	224	42.9
7	全 体	abe	307	5.9	18.9	28.3	26.7	14.7	5.5	314	247	31.6
7	都 道 府 県	abe	23	0.0	30.4	39.1	17.4	13.0	0.0	25	20	35.0
7	政令・中核市	abe	22	0.0	13.6	59.1	18.2	4.5	4.5	24	20	15.0
7	そ の 他	abe	262	6.9	18.3	24.8	28.2	15.6	6.1	265	207	32.9
8	全 体	abe	307	2.9	9.4	29.0	37.1	15.0	6.5	314	243	15.6
8	都 道 府 県	abe	23	4.3	34.8	34.8	13.0	13.0	0.0	25	20	45.0
8	政令・中核市	abe	22	0.0	9.1	50.0	31.8	4.5	4.5	24	20	10.0
8	そ の 他	abe	262	3.1	7.3	26.7	39.7	16.0	7.3	265	203	13.3
9	全 体	abe	307	1.3	4.9	24.8	51.1	11.4	6.5	314	253	7.5
9	都 道 府 県	abe	23	0.0	13.0	43.5	39.1	4.3	0.0	25	22	13.6
9	政令・中核市	abe	22	0.0	0.0	45.5	50.0	0.0	4.5	24	21	0.0
9	そ の 他	abe	262	1.5	4.6	21.4	52.3	13.0	7.3	265	210	7.6
10	全 体	abce	284	6.0	15.1	22.2	39.1	11.3	6.3	289	235	25.5
10	都 道 府 県	abce	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	0	0	N. C.
10	政令・中核市	abce	22	9.1	13.6	31.8	40.9	0.0	4.5	24	21	23.8
10	そ の 他	abce	262	5.7	15.3	21.4	38.9	12.2	6.5	265	214	25.7
11	全 体	abe	307	7.8	20.8	28.0	30.3	6.5	6.5	314	269	33.5
11	都 道 府 県	abe	23	30.4	34.8	13.0	8.7	4.3	8.7	25	21	76.2
11	政令・中核市	abe	22	18.2	45.5	31.8	0.0	0.0	4.5	24	21	66.7
11	そ の 他	abe	262	5.0	17.6	29.0	34.7	7.3	6.5	265	227	26.4
12	全 体	ace	284	4.9	16.5	27.1	40.8	4.2	6.3	284	254	24.0
12	都 道 府 県	ace	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	0	0	N. C.
12	政令・中核市	ace	22	4.5	31.8	22.7	36.4	0.0	4.5	22	21	38.1
12	そ の 他	ace	262	5.0	15.3	27.5	41.2	4.6	6.5	262	233	22.7
13	全 体	ae	307	4.2	20.8	30.9	27.0	11.7	5.2	307	255	30.2
13	都 道 府 県	ae	23	8.7	43.5	26.1	13.0	8.7	0.0	23	21	57.1
13	政令・中核市	ae	22	0.0	45.5	22.7	27.3	0.0	4.5	22	21	47.6
13	そ の 他	ae	262	4.2	16.8	32.1	28.2	13.0	5.7	262	213	25.8
14	全 体	abe	307	3.3	1.6	2.0	8.1	5.5	79.5	314	47	31.9
14	都 道 府 県	abe	23	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	95.7	25	0	N. C.
14	政令・中核市	abe	22	9.1	0.0	0.0	9.1	4.5	77.3	24	4	50.0
14	そ の 他	abe	262	3.1	1.9	2.3	8.8	5.7	78.2	265	43	30.2

N. C. : 算出不可。

選択肢「14. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	事業者の負担の度合 河川の着色に対する苦情

そ の 他	無公害工業団地としてのイメージアップを図る為 本町独自の考え方 独自の環境保全 地域住民への影響に配慮 ダイオキシン対策室新設 先進性を求めたこと 積極的な情報の把握 水質 住民意識の向上 自治体に権限がない 最高値の規制的思考方 高度処理メーカーの発見 県に準じる 漁業関係団体の要望 企業の自主性 企業誘置による排水
-------	---



(分析) 追加的規制導入に影響を与えたこととして、都道府県、政令・中核市、その他自治体が一致して高い肯定回答率(62~74%)を与えたのは「5」被害の恐れがあったこと、である。しかし全体の回答パターンは自治体の階層区分により異なっている。都道府県は「1」国の環境基準が達成されていないこと、に92%の肯定回答率を与えており、ついで「11」権限があること(76%)、「3」科学的知見の進展があったこと(59%)、「13」他の自治体が導入したこと(57%)、などとなっている。一方、その他自治体にあつては、肯定回答率が50%を越えたのは「5」被害の恐れがあったこと、以外にないが、それに次ぐのが「6」住民運動・NGO・被害者団体の要望があったこと(43%)、であるということは特徴的である。政令・中核市は都道府県とその他自治体のおおよそ中間的な回答パターンを示している。都道府県においては環境基準の未達成、がかなり重視されるが、市区町村においてはそうでもなく被害の恐れがあるかどうか、追加的規制を導入するかどうかの目安とされているものと考えられる。「13」他の自治体が導入したこと、の都道府県、政令・中核市のある程度の高率は、模倣による追加的規制の伝搬があったことを表していよう。

【追加的規制の規制値設定時に考慮された事項】

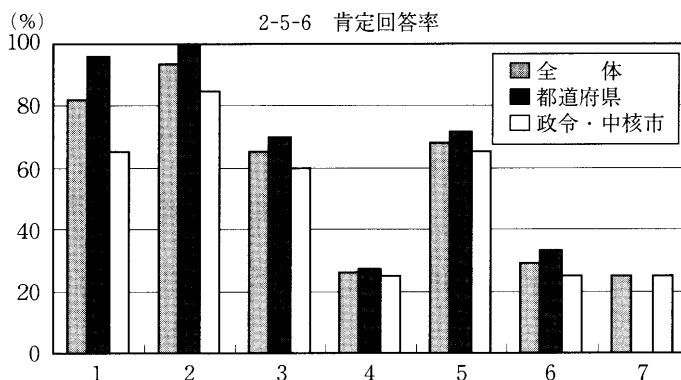
2-5-6 追加的規制の規制値設定にあたり、以下にあげる事項をどの程度考慮されたかをお答え

下さい。1)～7)の全ての事項について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強く考慮、2＝やや強く考慮、3＝あまり考慮せず、4＝全く考慮せず、5＝わからない。

- 1) 当該汚染物質の健康・環境影響に関する科学的知見 (1 2 3 4 5)
 2) 追加的規制に対応するための技術的可能性 (1 2 3 4 5)
 3) 追加的規制に対応するために汚染（含む騒音）発生源が負担する費用 (1 2 3 4 5)
 4) 追加的規制を実施するために貴団体が負担する費用 (1 2 3 4 5)
 5) 他の自治体の設定値 (1 2 3 4 5)
 6) 他国・国際機関の設定値 (1 2 3 4 5)
 7) その他 ()

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無	集計対象数	無回答等を除く	率 (%)
1	全 体	abep	45	28.9	48.9	15.6	2.2	2.2	2.2	49	44	81.8
1	都 道 府 県	abep	23	39.1	56.5	4.3	0.0	0.0	0.0	25	24	95.8
1	政令・中核市	abep	22	18.2	40.9	27.3	4.5	4.5	4.5	24	20	65.0
2	全 体	abep	45	26.7	62.2	4.4	2.2	2.2	2.2	49	45	93.3
2	都 道 府 県	abep	23	34.8	65.2	0.0	0.0	0.0	0.0	25	25	100.0
2	政令・中核市	abep	22	18.2	59.1	9.1	4.5	4.5	4.5	24	20	85.0
3	全 体	abep	45	8.9	53.3	31.1	2.2	2.2	2.2	49	43	65.1
3	都 道 府 県	abep	23	13.0	56.5	30.4	0.0	0.0	0.0	25	23	69.6
3	政令・中核市	abep	22	4.5	50.0	31.8	4.5	4.5	4.5	24	20	60.0
4	全 体	aep	45	2.2	22.2	46.7	22.2	4.4	2.2	45	42	26.2
4	都 道 府 県	aep	23	4.3	21.7	56.5	13.0	4.3	0.0	23	22	27.3
4	政令・中核市	aep	22	0.0	22.7	36.4	31.8	4.5	4.5	22	20	25.0
5	全 体	abep	45	8.9	53.3	22.2	6.7	6.7	2.2	49	41	68.3
5	都 道 府 県	abep	23	13.0	52.2	21.7	4.3	8.7	0.0	25	21	71.4
5	政令・中核市	abep	22	4.5	54.5	22.7	9.1	4.5	4.5	24	20	65.0
6	全 体	abep	45	4.4	22.2	35.6	26.7	8.9	2.2	49	41	29.3
6	都 道 府 県	abep	23	8.7	21.7	30.4	26.1	13.0	0.0	25	21	33.3
6	政令・中核市	abep	22	0.0	22.7	40.9	27.3	4.5	4.5	24	20	25.0
7	全 体	abep	45	2.2	0.0	2.2	4.4	6.7	84.4	49	4	25.0
7	都 道 府 県	abep	23	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	91.3	25	0	N. C.
7	政令・中核市	abep	22	4.5	0.0	4.5	9.1	4.5	77.3	24	4	25.0

選択肢「7. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	規制値をクリアーできるか



(分析) 都道府県、政令・中核市のいずれにおいても追加的規制値設定にあたっては、「2」技術的可能性、「1」健康・環境影響に関する科学的知見、「5」他の自治体の設定値、「3」発生源が負担する費用、がほぼこの順の頻度で考慮されたといっていよう。ただ、「1」の科学的知見は政令・中核市より都道府県においてより重視されているようである。「3」発生源が負担する費用、ばかりでなく「2」技術的可能性、も経済学的に考察するならばそれは対策の費用の大小を意味するわけであり*、追加的規制値は対策費用の大小により左右されるということがわかる。また「5」他の自治体の設定値、の肯定回答率が高いことは、「考慮したこと」と「同じレベルにしたこと」とは異なるものの、自治体の横並び意識**を表している可能性もある。

* 通常は、「技術的に不可能・困難」とは「対策費用が大きい」ことより一段上の困難さとして扱われているようであるが、例えば、技術的に不可能・困難である、とされることは、経済学的に考えると、対策費用が禁止的に高い、非常に高い、というように言い換えることができる。対策費用が禁止的に高い、といった場合、経済学的には、あらゆる手段のうち最も安価な選択肢であってもとても受け入れられないほど犠牲(=費用)が大きい、ということの意味する。“あらゆる手段”の中には、公害防止投資や原燃料の転換などの他に、操業の減速・中止、施設の移転等も含めて考えている。しかし、通常、“新しい対策技術の開発がなければそのような規制値の達成は困難”，という趣旨のことがいわれるとき、そこでは暗に規制対象施設のその時点での活動水準を前提としており、その水準を低下させるということは対策の選択肢から排除してしまっていると考えられる。規制対象の活動水準を下げることは、少なくとも一時的には経済活動の水準を下げることであるから、国際的レベルでも、国レベルでも、地域レベルでも、政策担当者がこれまで避けてきたのは理解可能なことである。自治体担当者が対策費用と技術的可能性を別物として考えた(「3」が「2」より低率の評価となった)のは、このように経済活動水準を下げるという“技術的”選択肢を排除した上でのことであったという可能性が一つある。もう一つの可能性としては、人の生命や健康が“お金”と取り引きされることに強い反発がでるとい歴史的な経緯のために、政策担当者がお金とは次元の異なる純粋に科学的な技術的可能性という言葉をより好んで使う、ということが考えられる。

ここでは「2」と「3」は通常は別々の内容を持つものと理解されていることを考慮し、分けて提示した。

** 自治体の横並び意識の背後には、そうでない場合に、より厳しい規制をする自治体、より緩やかな規制をする自治体、それぞれが住民や企業、国、(市町村の場合には)都道府県等から説明を求められる可能性がある、ということ等の理由があるであろう。

【追加的規制導入に際し被規制企業の意見を聞くか】

2-5-7 追加的規制を導入する際、導入前に被規制企業の意見を聞きますか。該当する選択肢の

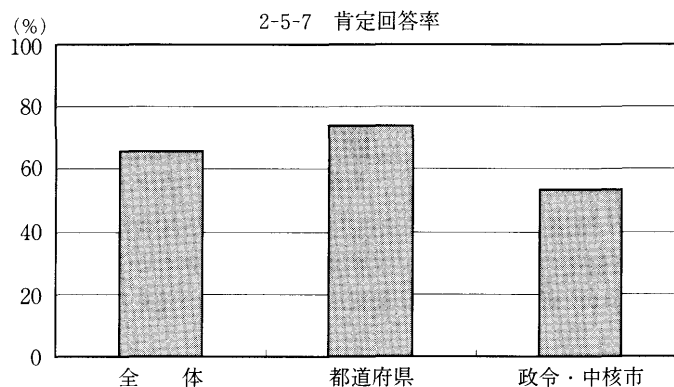
番号を○で囲んで下さい。ただし、この間においては公害防止協定による追加的規制は除いてお答え下さい。

1. 聞く 2. 聞かない 3. その他（ ） 4. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)					肯定回答率
			1	2	3	4	無	
全 体	aep	45	55.6	28.9	8.9	2.2	4.4	65.8
都 道 府 県	aep	23	73.9	26.1	0.0	0.0	0.0	73.9
政令・中核市	aep	22	36.4	31.8	18.2	4.5	9.1	53.3

ここでの肯定回答率は「1」/（「1」+「2」）である。

選択肢「3. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	必要があれば聞く 状況による 場合による



（分析）協定によるものを除く追加的規制を導入する際に被規制企業の意見を聞く割合は都道府県の方が74%と政令・中核市の53%を上回っている。どちらの場合も無視できない割合で「2」聞かない、との回答があり、追加規制導入の実際は一括りにすることはできぬようである。（協定を除外しているのは、それは自治体と企業との交渉で結ばれるものであり企業側の意見が聞かれるのは明らかと思われるからであるが、協定に関する交渉についてはより詳細な質問が以下でなされている。）

【追加規制に被規制企業の声をどの程度反映させるか】

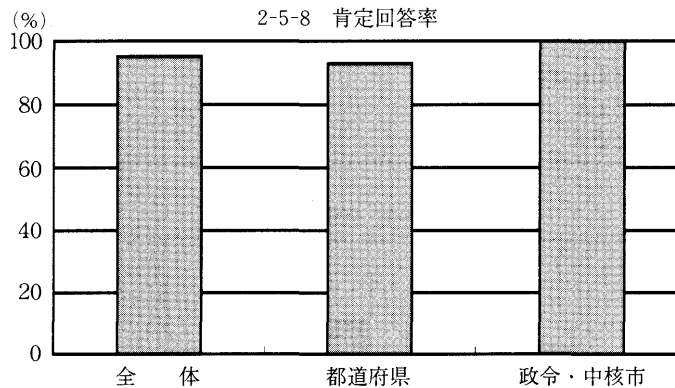
2-5-8 前問で「1. 聞く」を選んだ場合、それを規制案にどの程度反映させますか。該当する選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. とても反映させる 2. やや反映させる
3. あまり反映させない 4. 全く反映させない
5. その他（ ） 6. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)							肯定回答率 (%)
			1	2	3	4	5	6	無	
全 体	aepu	25	4.0	72.0	4.0	0.0	8.0	8.0	4.0	95.0
都 道 府 県	aepu	17	0.0	76.5	5.9	0.0	5.9	5.9	5.9	92.9
政令・中核市	aepu	8	12.5	62.5	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	100.0

ここでの肯定回答率は、 $(「1」+「2」) / (「1」+「2」+「3」+「4」)$ である。

選択肢「5. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	ケースバイケース
政令・中核市	目的の重要度と内容によりケースバイケース



(分析) ここでの質問は前問で企業の意見を「聞く」と答えた自治体を対象にしており、意見を聞いた以上は、ある程度はその意見を規制に反映させる、ことがわかる。2-5-6の結果より、反映される企業の意見の中心は技術的可能性・対策費用に関するものであろうことが予想される。

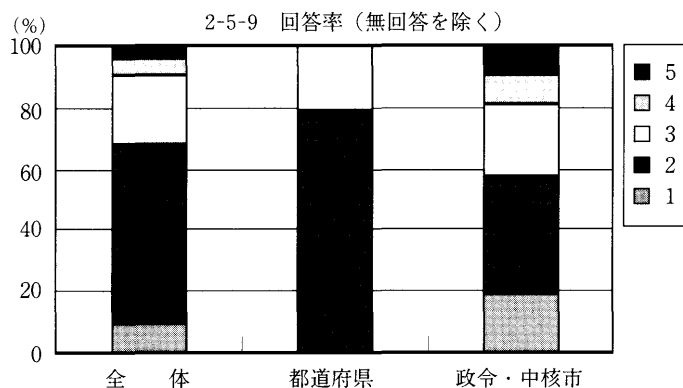
【追加的規制の導入について被規制企業の同意を得るか】

2-5-9 追加的規制を導入する際、導入前に被規制企業の同意を得ますか。該当する選択肢の番号を○で囲んで下さい。ただし、この問においては公害防止協定による追加的規制は除いてお答え下さい。

1. 同意を得る努力をし、同意がある場合のみ、追加的規制を導入する。
2. 同意を得る努力はするが、同意がなくとも、追加的規制は導入する。
3. 同意を得る努力はしない。
4. その他 ()
5. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)					
			1	2	3	4	5	無
全 体	aep	45	8.9	57.8	22.2	4.4	4.4	2.2
都 道 府 県	aep	23	0.0	78.3	21.7	0.0	0.0	0.0
政令・中核市	aep	22	18.2	36.4	22.7	9.1	9.1	4.5

選択肢「4. その他」のカッコの中身	
都道府県	—
政令・中核市	場合による 基本的に同意を得る努力はしないが、追加的規制の種類による



（分析） 都道府県においては「2」努力はするが同意がなくとも導入する，とする回答が圧倒的に多い。一方，政令・中核市においては，都道府県と同様に「2」を選ぶ自治体が最も多かったものの，都道府県では0%であった「1」同意がある場合のみ導入する，との回答が20%程度あったことは特徴的である。これは，2-5-1で見たように政令・中核市の方が条例でなく指導要綱や公害防止協定といった導入の法的根拠の弱い手段を用いて追加的規制を行う傾向が強いことと関連している可能性があると思われる。どちらの自治体階層区分においても20%程度が「3」同意を得る努力をしない，と回答しているのは，日本の政府－企業間関係について伝統的には協調関係が重視されていると一括りに見なされがちな傾向がある中で興味深い数字であろう。

【追加的規制により生じた予想できなかったこと】

2-5-10 追加的規制を実施した結果，実施前には予想できなかったことが生じたことはありますか。1)～7)の全ての項目についてお答え下さい。予想できなかったことがない場合は「なし」と記入して下さい。

- 1) 汚染削減の効果について ()
- 2) 汚染発生源の行政に対する態度について ()
- 3) 住民運動・NGO・被害者組織等の反応 ()
- 4) マスコミの反応 ()
- 5) 他の自治体の反応 ()
- 6) 国の反応 ()
- 7) その他 ()

問題 番号	都 道 府 県	政 令・中 核 市
1	☐ なし。ただし、本アンケートの追加的規制ではないが、有リン合成洗剤の使用禁止により、洗剤の無リン化が促進されたことがある。 ☐ 見込みより少ない場合がある。 (なし 20, 無回答 3)	☐ 追加的規制を導入することによって、予想以上に排出削減の効果があつた。 ☐ NO _x , ばいじんは自動車からの寄与が予想以上に増加したため昭和 40 年代 50 年代初めに期待したほど濃度改善が進んでいない。(なし 16, 無回答 11)
2	☐ 厳しすぎる規制に対する反発 (なし 20, 無回答 4)	☐ 規制根拠となる官能試験法に不信感を示す発生源もあつた。 ☐ ISO14001 取得企業が前向きな姿勢を見せてきた (なし 17, 無回答 10)
3	なし 20, 無回答 5。	なし 18, 無回答 11。
4	なし 21, 無回答 3。	なし 18, 無回答 11。
5	なし 21, 無回答 4。	☐ SO _x の総量規制が国の規制や他自治体の規制に予想以上の影響を与えた。(なし 17, 無回答 11)
6	なし 20, 無回答 5。	☐ SO _x の総量規制が国の規制や他自治体の規制に予想以上の影響を与えた。 (なし 17, 無回答 11)
7	なし 15, 無回答 10。	☐ 新規用地及び増設が非常に難しい状況となつた。 (なし 9, 無回答 19)

(分析) 回答した自治体は各項目ともそれぞれ 0～3 団体と少ないが、汚染が予想より緩和された場合とそうでない場合が述べられるなど、それぞれ興味深い回答である。

【追加的規制の詳細】

2-5-11 貴団体の実施している追加的規制についてお答え下さい。ただし、公害防止協定によるものは除きます。

以下の表の、『物質名』の欄には規制対象物質名(騒音を含む)を、『上・裾・横(施)・横(物)』の欄には「上乘せ」「裾だし」「横だし(施設種)」「横だし(物質)」のいずれかを、『施設種別』『施設規模』の欄にはそれぞれ規制対象施設の「種別」と「規模」を、『排出基準値』の欄にはそれらの施設に課される「排出基準値(または構造基準等)」を、『規制方法』の欄には当該規制を行っている規制方法を「条例」「指針」「指導要綱」「その他()」のいずれかから選んで記入して下さい。同一物質に対して、2 種以上の追加的規制を行っている場合には、別の行に分けてご記入下さい。記入欄が足りない場合には別の紙に記入したものを添付して下さい。また、適当な資料のコピーを添付していただくことで回答に代えて下さって結構です。

	物 質 名	上・裾・横(施)・横(物)	施設種別	施設規模	排 出 基 準 値	規制手段
1						
...						

○集計略。(集計が極めて煩雑化するため承願いたい。大気について限ると、都道府県や政令指定都市等の追加的規制については、株式会社数理計画『公害防止条例等における大気汚染防止のための対策状況調査報告書(平成5年度環境庁委託)』1994年が詳しい。)

【追加的規制を行っていないことに影響している項目】

2-6 (2-1～2-4の全てで「2. 行っていない」を選択した場合にお答え下さい。)

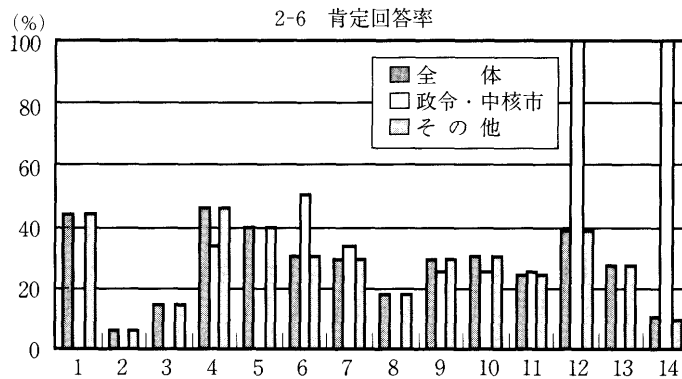
追加的規制を行っていないことについて、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えているかをお答え下さい。ただし、追加的規制とは、上乗せ規制、裾だし規制、横だし(施設種)規制、横だし(物質)規制、の総称とします。1)～14)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響、2＝やや強い影響、3＝あまり影響なし、4＝全く影響なし、または、該当しない、5＝わからない。

- | | |
|--|-------------|
| 1) 国の環境基準が達成されていること | (1 2 3 4 5) |
| 2) 独自の環境基準が達成されていること | (1 2 3 4 5) |
| 3) 科学的知見の進展がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 4) 被害の発生がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 5) 被害の発生のおそれがないこと | (1 2 3 4 5) |
| 6) 住民運動・NGO・被害者団体の要望がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 7) 議会の要望がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 8) マスコミ報道がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 9) 国の指導がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 10) 都道府県の指導がないこと(都道府県の方は回答不要です。) | (1 2 3 4 5) |
| 11) 貴団体に権限がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 12) 都道府県の条例により追加的規制が行われていること(都道府県の方は回答不要です。) | (1 2 3 4 5) |
| 13) 他の自治体が導入していないこと | (1 2 3 4 5) |
| 14) その他() | (1 2 3 4 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無	集計対象数	無回答等を除く対象数	肯定回答率 (%)
1	全 体	abf	1,240	16.6	17.5	23.5	20.0	17.0	5.3	1,288	980	44.1
1	政令・中核市	abf	4	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	5	4	0.0
1	そ の 他	abf	1,236	16.7	17.6	23.4	20.0	17.1	5.3	1,283	976	44.3

2	全 体	abf	1,240	1.4	3.1	18.6	52.4	18.3	6.2	1,288	955	6.0
2	政令・中核市	abf	4	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	5	4	0.0
2	そ の 他	abf	1,236	1.4	3.1	18.6	52.3	18.4	6.2	1,283	951	6.0
3	全 体	abf	1,240	2.8	6.0	28.2	25.4	31.8	5.7	1,288	790	14.4
3	政令・中核市	abf	4	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0	5	2	0.0
3	そ の 他	abf	1,236	2.8	6.1	28.2	25.4	31.7	5.7	1,283	788	14.5
4	全 体	abf	1,240	16.0	23.2	24.0	22.4	9.5	4.8	1,288	1,077	45.5
4	政令・中核市	abf	4	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	5	3	33.3
4	そ の 他	abf	1,236	16.0	23.2	24.0	22.4	9.5	4.9	1,283	1,074	45.5
5	全 体	af	1,240	11.4	21.5	28.2	21.6	12.0	5.2	1,240	1,026	39.8
5	政令・中核市	af	4	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	4	3	0.0
5	そ の 他	af	1,236	11.4	21.6	28.2	21.5	12.0	5.3	1,236	1,023	39.9
6	全 体	abf	1,240	8.3	17.0	28.9	29.4	11.4	5.1	1,288	1,052	30.2
6	政令・中核市	abf	4	0.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0	5	2	50.0
6	そ の 他	abf	1,236	8.3	17.0	28.9	29.4	11.2	5.1	1,283	1,050	30.2
7	全 体	abf	1,240	6.6	17.6	33.6	26.5	10.5	5.2	1,288	1,064	28.7
7	政令・中核市	abf	4	0.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	5	3	33.3
7	そ の 他	abf	1,236	6.6	17.6	33.6	26.6	10.4	5.2	1,283	1,061	28.7
8	全 体	abf	1,240	4.4	10.2	37.0	30.3	12.9	5.2	1,288	1,034	17.5
8	政令・中核市	abf	4	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	5	3	0.0
8	そ の 他	abf	1,236	4.4	10.2	36.9	30.4	12.9	5.3	1,283	1,031	17.6
9	全 体	abf	1,240	8.1	15.6	33.3	26.0	11.5	5.4	1,288	1,050	28.8
9	政令・中核市	abf	4	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	5	4	25.0
9	そ の 他	abf	1,236	8.2	15.6	33.3	26.1	11.5	5.4	1,283	1,046	28.8
10	全 体	abf	1,240	8.2	17.0	32.9	25.6	10.6	5.6	1,288	1,058	30.2
10	政令・中核市	abf	4	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	5	4	25.0
10	そ の 他	abf	1,236	8.3	17.0	32.8	25.6	10.7	5.6	1,283	1,054	30.3
11	全 体	abf	1,240	7.1	11.0	31.3	28.2	16.4	6.0	1,288	983	23.7
11	政令・中核市	abf	4	25.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	5	4	25.0
11	そ の 他	abf	1,236	7.0	11.0	31.3	28.2	16.4	6.1	1,283	979	23.7
12	全 体	af	1,240	11.5	18.5	25.6	22.3	16.4	5.7	1,240	966	38.5
12	政令・中核市	af	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4	4	100.0
12	そ の 他	af	1,236	11.3	18.4	25.6	22.4	16.4	5.7	1,236	962	38.3
13	全 体	af	1,240	4.8	16.0	31.9	24.6	16.7	6.0	1,240	958	26.9
13	政令・中核市	af	4	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	4	4	0.0
13	そ の 他	af	1,236	4.8	16.1	31.8	24.5	16.7	6.1	1,236	954	27.0
14	全 体	abf	1,240	0.2	0.2	3.0	6.4	8.9	81.4	1,288	130	10.0
14	政令・中核市	abf	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	5	1	100.0
14	そ の 他	abf	1,236	0.2	0.2	3.0	6.4	8.9	81.3	1,283	129	9.3

選択肢「14. その他」のカッコの中身	
政令・中核市	—
そ の 他	☐ 公害の発生及び環境保全の未然防止に必要な施設、設備を行うものである。万一公害の発生や環境破壊が発生した場合は責任と誠意を持って解決に当たる協定書を結んでいる。 ☐ 話し合いによる解決に重点 ☐ 当市は零細企業が多く、企業の経営基盤が弱いため、追加的規制を設けることが困難 ☐ 地域（自治会等）と企業が追加的規制を結んでいる ☐ 担当者が専門的知識を持っていない ☐ 国県等の指導強化 ☐ 規制の必要な施設がない ☐ 規制値を設定するための根拠となる科学的知見を有していない。知識・能力が不足。



（分析） 都道府県は全てが何らかの追加的規制を行っているため質問の対象となっていない。政令・中核市も肯定回答率の分母は5以下であるが、「12」都道府県により追加的規制が行われていること（100%）の率はずば抜けている。その他自治体の対象数は十分あり、「4」被害の発生がないこと（46%）、「1」国の環境基準が達成されていること（44%）、「5」被害の発生の恐れがないこと（40%）、「12」都道府県により追加的規制が行われていること（38%）、が相対的に高い肯定回答率を得ている。「5」の率が高いことは、2-5-5の追加的規制の“導入”に影響を与えた項目に関する質問における対応する項目（2-5-5の「5」）の率が高いこととどうも一致する。2-6における各例示は2-5-5の逆の命題となっており、理論的には2-5-5で高率の肯定回答率をあげた項目の逆命題の項目は2-6で高率を得るものと考えられるのだが、そうなったのはその他自治体における「5」のみであるようである。「何々で“ない”ことはなぜか」という質問は「何々で“ある”ことはなぜか」という質問に比べて、一般に、直面することが少ないように思われ、2-6における回答を難しくしたのではないと思われる*。

* また、論理的に、AまたはBまたはCであるなら（またその場合のみ）Xであるという時に、Xである理由を聞かれたら、うちの町ではAであるから、とか、うちの市ではBであるから、と比較的に回答することができるが、Xでないのはなぜかと聞かれたら、うちの市ではAでもBでもCでもないから、と回答せねばならぬかなり煩雑になってしまう。またAでないこととBでないこととのどちらが重要であるかを聞かれても困ってしまうことになるであろう。

【追加的規制に係る項目に関する事実の確認】

2-7 (全ての自治体への質問です。) 以下の1)~11)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。また、適宜、必要事項を記入して下さい。

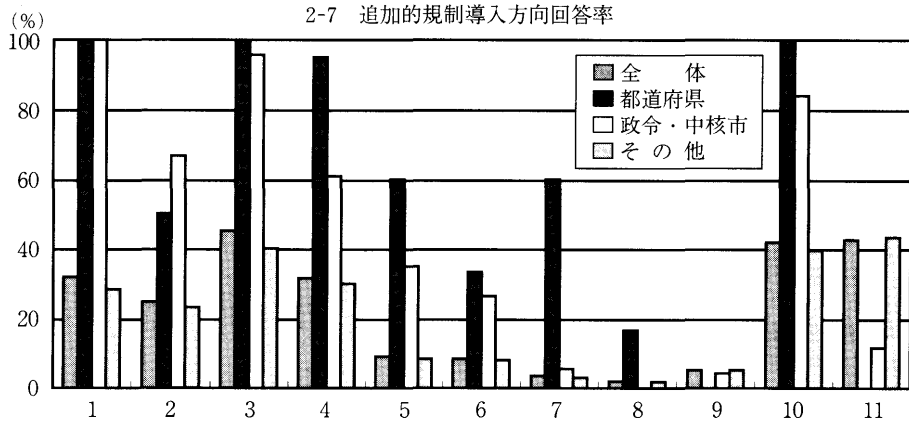
- 1) 現在、貴団体地域内において、国の環境基準はすべて達成されていますか。
 1. 達成されている
 2. 達成されていない
 3. わからない
- 2) 現在、貴団体の独自の環境基準は達成されていますか。
 1. 達成されている
 2. 達成されていない
 3. 独自の環境基準はない
 4. わからない
- 3) 1970年代以降、公害・環境規制に関する科学的知見の進展はあったと思われますか。
 1. あった
 2. なかった
 3. わからない
- 4) 貴団体地域内において、公害・環境問題による被害の発生はありましたか。
 1. あった (年頃)
 2. なかった
 3. わからない
- 5) 貴団体に対し追加的規制導入を求める住民運動・NGO・被害者団体の要望はありましたか。
 1. あった (年頃)
 2. なかった
 3. わからない
- 6) 貴団体に対し追加的規制導入を求める議会の要望はありましたか。
 1. あった (年頃)
 2. なかった
 3. わからない
- 7) 貴団体における追加的規制導入の必要性を指摘するマスコミ報道はありましたか。
 1. あった (年頃)
 2. なかった
 3. わからない
- 8) 貴団体に対し追加的規制の導入を勧奨する国の指導はありましたか。
 1. あった (年頃)
 2. なかった
 3. わからない
- 9) 貴団体に対し追加的規制の導入を勧奨する都道府県の指導はありましたか。(都道府県の方は回答不要です。)
 1. あった (年頃)
 2. なかった
 3. わからない
- 10) 条例による追加的規制導入の権限が貴団体にありますか。
 1. ある
 2. ない
 3. わからない
- 11) 都道府県の条例による追加的規制が行われていますか。(都道府県の方は回答不要です。)
 1. 行われている
 2. 行われていない
 3. わからない

下表における追加的規制導入方向回答率は、細問の1), 2), 11)については「2」/(「1」+「2」)、それ以外については「1」/(「1」+「2」)である。ただし「i」は選択肢iの選択比率である。

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)					追加的規制導入方向回答率
				1	2	3	4	無	
1	全 体	a	1,564	43.3	20.2	34.7		1.9	31.8
1	都 道 府 県	a	23	0.0	100.0	0.0		0.0	100.0
1	政令・中核市	a	26	0.0	100.0	0.0		0.0	100.0
1	そ の 他	a	1,515	44.7	17.6	35.8		1.9	28.3
2	全 体	a	1,564	7.8	2.6	81.3	5.9	2.5	24.7
2	都 道 府 県	a	23	8.7	8.7	78.3	0.0	4.3	50.0
2	政令・中核市	a	26	3.8	7.7	88.5	0.0	0.0	66.7
2	そ の 他	a	1,515	7.9	2.4	81.2	6.1	2.5	23.2

3	全 体	a	1,564	15.3	18.6	64.0		2.1	45.1
3	都 道 府 県	a	23	95.7	0.0	4.3		0.0	100.0
3	政令・中核市	a	26	88.5	3.8	7.7		0.0	95.8
3	そ の 他	a	1,515	12.8	19.1	65.9		2.2	40.1
4	全 体	a	1,564	27.2	59.1	11.6		2.0	31.5
4	都 道 府 県	a	23	82.6	4.3	8.7		4.3	95.0
4	政令・中核市	a	26	53.8	34.6	7.7		3.8	60.9
4	そ の 他	a	1,515	25.9	60.4	11.7		2.0	30.0
5	全 体	a	1,564	8.3	83.5	7.2		1.0	9.1
5	都 道 府 県	a	23	26.1	17.4	52.2		4.3	60.0
5	政令・中核市	a	26	26.9	50.0	19.2		3.8	35.0
5	そ の 他	a	1,515	7.7	85.1	6.3		0.9	8.3
6	全 体	a	1,564	7.5	82.4	9.1		1.1	8.3
6	都 道 府 県	a	23	13.0	26.1	56.5		4.3	33.3
6	政令・中核市	a	26	19.2	53.8	23.1		3.8	26.3
6	そ の 他	a	1,515	7.2	83.7	8.1		1.0	7.9
7	全 体	a	1,564	2.9	80.9	15.2		1.0	3.4
7	都 道 府 県	a	23	26.1	17.4	52.2		4.3	60.0
7	政令・中核市	a	26	3.8	65.4	26.9		3.8	5.6
7	そ の 他	a	1,515	2.5	82.2	14.4		0.9	3.0
8	全 体	a	1,564	1.5	79.3	18.0		1.2	1.9
8	都 道 府 県	a	23	8.7	43.5	47.8		0.0	16.7
8	政令・中核市	a	26	0.0	92.3	7.7		0.0	0.0
8	そ の 他	a	1,515	1.5	79.7	17.7		1.2	1.8
9	全 体	ac	1,541	4.1	77.1	17.5		1.3	5.0
9	都 道 府 県	ac	0	N. C.	N. C.	N. C.		N. C.	N. C.
9	政令・中核市	ac	26	3.8	88.5	3.8		3.8	4.2
9	そ の 他	ac	1,515	4.1	76.9	17.8		1.3	5.1
10	全 体	a	1,564	28.6	39.8	29.5		2.0	41.9
10	都 道 府 県	a	23	95.7	0.0	4.3		0.0	100.0
10	政令・中核市	a	26	80.8	15.4	3.8		0.0	84.0
10	そ の 他	a	1,515	26.7	40.8	30.4		2.1	39.6
11	全 体	ac	1,541	39.3	29.1	30.2		1.4	42.5
11	都 道 府 県	ac	0	N. C.	N. C.	N. C.		N. C.	N. C.
11	政令・中核市	ac	26	88.5	11.5	0.0		0.0	11.5
11	そ の 他	ac	1,515	38.4	29.4	30.8		1.5	43.3

N. C. : 算出不可。



(再掲) 追加的規制導入方向回答率は、細問の1), 2), 11)については「2」/(「1」+「2」), それ以外については「1」/(「1」+「2」)である。ただし「i」は選択肢iの選択比率である。

(分析) (まずグラフでなく表を参照) この問では、有効な回答(無回答や「わからない」でない回答)の率が自治体階層区分毎、細問毎に大きく変動している。都道府県の場合、客観的事実として現在確認できること(例えば「1」「2」「10」)については有効な回答の率が高いが、若干主観的な評価が入らざるを得ないか、現時点で回答の難しいこと(例えば「5」「6」「7」「8」)では「わからない」とする回答が多く、その差がはっきりしている。都道府県では、公害環境問題をいくつかの部署がわかれて受け持っていることや、主観的な回答をさける傾向があることが、原因していると思われる。その他自治体では逆に「5」「6」「7」「8」の有効回答率は高く、「3」や「10」のそれが低い。政令・中核市はおおよそ両者の中間的なパターンを示している。

上記のことに留意しつつグラフをみる。「1」の環境基準の未達成(こちらの方向を追加的規制導入方向としている)は、都道府県、政令・中核市においては100%であり、その他自治体では28%となっている。行政区域内のどこかに何かの物質等についての未達成があれば「未達成」としているの、その他自治体と都道府県の関係は理解できる。政令・中核市の高率はそれだけ環境が悪い状況であるということがいえる。「3」の科学的知見の進展については、都道府県と政令・中核市ではほぼ100%が進展があったと認識しているが、その他自治体にあつては、40%がそうであるにすぎず、専門的知識の蓄積の違いを表していると思われる。「4」被害の発生があつたか、「5」追加的規制導入を求める住民等の要望があつたか、「6」追加的規制導入を求める議会の要望があつたか、については追加的規制導入方向回答率はこの順で低下するが、都道府県、政令・中核市、その他自治体の率の高低の関係はよく似ている。これらについて都道府県が最高率になるのも「1」と同様に空間的な包含関係から理解できる。政令・中核市が中間的であるのも、人口や産業が集中していることから考えてうなずける。「7」追加的規制導入の必要性を指摘するマスコミ報道、のグラフは特徴的であり、そうした報道があるとすれば(自治体では)都道府県を対象に行われるということが予測される。「8」国の追加的規制導入の指導、はやはりあつたとしても都道府県に対してであり、「9」都道府県の追加的規制導入の指導、はまれであるようである。「10」条例による追加的規制権限、については、少なくとも横だし(物質)規制については、どこの自治体についても権限があるはずであるが、その他自治体などではそのような認識は低いと思われる*。

「11」都道府県条例による追加的規制が行われて「いない」とする率が、政令・中核市よりもその他自治体において高いのは、もし、そうした条例が都道府県内でも地域を選んで施行されているな

ら政令・中核市の地域は適用される頻度が高いものと思われ理解できる。

全体として、都道府県、政令・中核市、その他自治体の順に追加的規制導入方向回答率が高く、そうした事実が、追加的規制導入率の高さがこの順であることをもたらしめているのであると予想される。

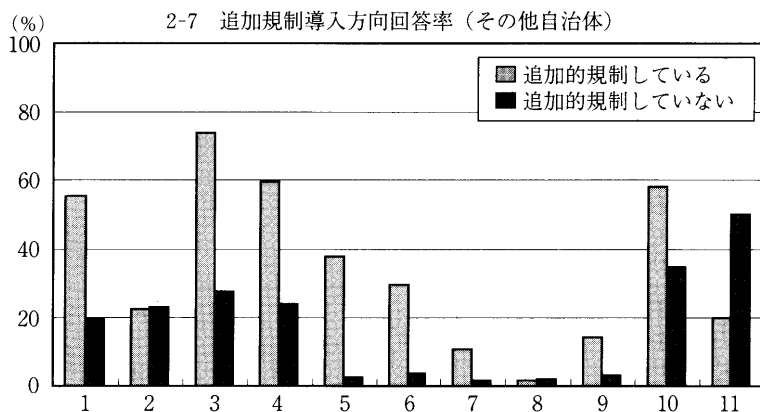
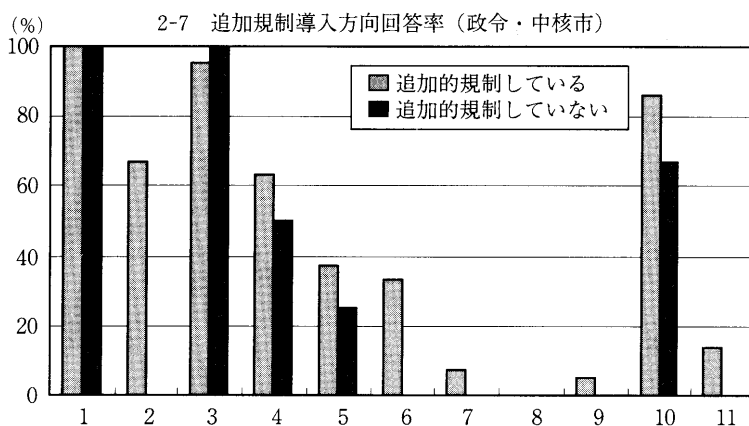
- * 報告者の環境庁への聞き取り調査によれば、条例による上乗せ規制については法律上は認められているのは都道府県だけであるが、規制の方式を法律のそれと変えることなどにより実質的には市区町村にもそうした権限が認められている。

(追加的規制実施の有無別の 2-7 回答パターン比較)

以下では、追加的規制をしている自治体としていない自治体の 2-7 における回答パターンの違いをみるため、2-1～2-4 のいずれかで「1」とした自治体を「追加的規制をしている自治体」、2-1～2-4 の全てで「2」とした自治体を「追加的規制をしていない自治体」として、それらについて上と同様の追加的規制導入方向回答率を計算した。都道府県は全てが何らかの追加的規制をしているので除いてある。

例示番号	集計範囲	追加的規制している自治体		追加的規制をしていない自治体	
		集計対象数	追加規制導入方向 回答率 (%)	集計対象数	追加規制導入方向 回答率 (%)
1	全 体	271	63.1	713	19.6
1	政令・中核市	22	100.0	4	100.0
1	そ の 他	226	55.8	709	19.2
2	全 体	65	26.2	96	22.9
2	政令・中核市	3	66.7	0	N. C.
2	そ の 他	58	22.4	96	22.9
3	全 体	171	80.1	351	28.2
3	政令・中核市	21	95.2	3	100.0
3	そ の 他	128	74.2	348	27.6
4	全 体	258	62.8	1,079	24.0
4	政令・中核市	19	63.2	4	50.0
4	そ の 他	219	59.8	1,075	23.9
5	全 体	254	38.6	1,168	2.7
5	政令・中核市	16	37.5	4	25.0
5	そ の 他	228	37.7	1,164	2.7
6	全 体	247	30.0	1,145	3.7
6	政令・中核市	15	33.3	4	0.0
6	そ の 他	223	29.6	1,141	3.7
7	全 体	239	12.6	1,061	1.4
7	政令・中核市	14	7.1	4	0.0
7	そ の 他	215	10.7	1,057	1.4
8	全 体	247	2.0	1,005	1.9
8	政令・中核市	20	0.0	4	0.0
8	そ の 他	215	1.4	1,001	1.9

9	全 体	234	13.7	1,004	3.0
9	政令・中核市	20	5.0	4	0.0
9	そ の 他	214	14.5	1,000	3.0
10	全 体	260	64.2	799	34.8
10	政令・中核市	22	86.4	3	66.7
10	そ の 他	216	58.3	796	34.7
11	全 体	256	19.1	786	49.7
11	政令・中核市	22	13.6	4	0.0
11	そ の 他	234	19.7	782	50.0



（分析）表より追加的規制をしていない（かつ2-7で有効な回答をしている）政令・中核市が極めて少ないことに留意しつつ、グラフを見る。

政令・中核市にあっては、追加的規制をしている自治体と、していない自治体の回答パターンにあまり違いがない。「2」独自の環境基準が達成されているか（グラフは未達成の率）は、もともと独自環境基準を設定している自治体が少ないことに留意すべきである。回答状況からどちらの場合も環境の状況はあまりよくないことが読みとれるが、それゆえほとんどのところでは追加的規制をしているわけであり、していないところには何らかの例外的な事情があると考えられる。

一方、その他自治体にあつては、追加的規制をしている自治体としていない自治体の回答パターンははっきりと異なる。ほとんどの項目で予想通り、追加的規制導入方向の回答率は実際に導入しているところで高くなっている。ただし、「11」都道府県条例による追加的規制だけは方向が逆転している。“同じ汚染程度”の場合であれば、都道府県条例などにより既に追加的規制が行われていれば、市区町村もあえて追加的規制を行う必要は減ずるものと考えて、「11」ではあえて、行われていない、という回答を追加規制導入方向の回答としたのである。その論理に誤りはないと思われるのだが、ここでみる逆転現象は、両者の環境状況は“同じ程度”ではなく、追加的規制が導入されている自治体におけるほうが悪いために都道府県条例による追加的規制も行われている比率も高いということなのであるということと理解できる。追加的規制をしている自治体とそうでない自治体の差が大きい（20 ポイント以上の差）のは、「3」科学的知見の認識、「1」環境基準の未達成、「4」被害の発生、「5」住民等の要望、「6」議会の要望、「10」権限の有無（おそらくその認識）、であった。

おそらく、「4」の被害の発生や、その恐れが、その他の事象を引き起こし、追加的規制を導入させているのだらうと予測できる。

3 特に公害防止協定について

【公害防止協定を締結しているか否か】

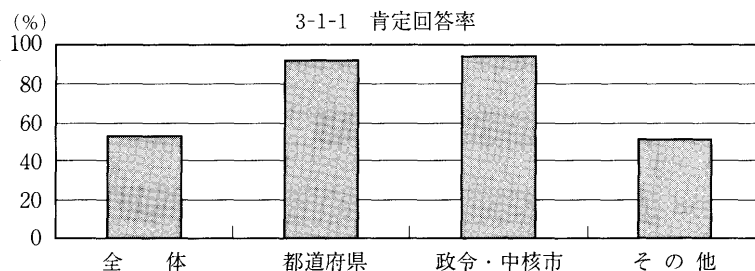
3-1-1 工場・事業所・研究所等と公害防止協定（念書、確約書、覚書、往復書簡、環境保全協定、等を含む、以下も同じ）を締結していますか。該当する選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. 締結している

2. 締結していない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無回答	
全 体	—	1,620	51.5	47.2	1.3	52.2
都 道 府 県	—	25	84.0	8.0	8.0	91.3
政令・中核市	—	29	93.1	6.9	0.0	93.1
そ の 他	—	1,566	50.2	48.6	1.2	50.8

ここでの肯定回答率は「1」/（「1」+「2」）の比率である。



（分析）都道府県、政令・中核市にあつては90%あまりが、その他自治体にあつてはおよそ半数の自治体が公害防止協定を結んでいる。公害防止協定数が3万を超えていることは、国の環境白書などでも述べられているものの、自治体ベースで見てどの程度普及しているのかに関するデータは1960-70年代のものを除くと見当たらず、単純ではあるがとても意味のあるデータではないかと思

われる。

【締結している公害防止協定の件数】

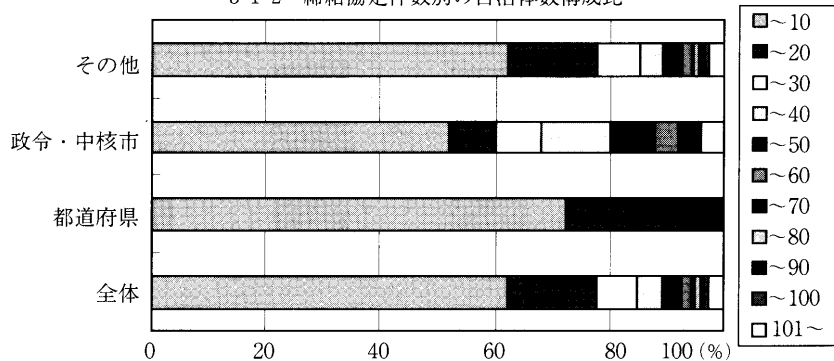
3-1-2 現在時点で有効な公害防止協定の件数をご記入下さい。

() 件

集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 自治体数	総件数	自治体当 たり平均 件数	中央値	最頻値	最多件数	最少件数
全 体	ag	805	766	13,950	18.2	7	1	1,020	1
都 道 府 県	ag	19	18	166	9.2	5.5	1	65	1
政令・中核市	ag	25	25	573	22.9	10	5	108	1
そ の 他	ag	761	723	13,211	18.3	7	1	1,020	1

		締結協定件数別自治体数				同 左 (%)			
		全体	都道府県	政令・ 中核市	その他	全体	都道府県	政令・ 中核市	その他
締結協定 数	総数	766	18	25	723	100.0	100.0	100.0	100.0
	1～10	476	13	13	450	62.1	72.2	52.0	62.2
	～20	118	4	2	112	15.4	22.2	8.0	15.5
	～30	56	0	2	54	7.3	0.0	8.0	7.5
	～40	33	0	3	30	4.3	0.0	12.0	4.1
	～50	25	0	2	23	3.3	0.0	8.0	3.2
	～60	13	0	1	12	1.7	0.0	4.0	1.7
	～70	6	1	1	4	0.8	5.6	4.0	0.6
	～80	7	0	0	7	0.9	0.0	0.0	1.0
	～90	7	0	0	7	0.9	0.0	0.0	1.0
	～100	5	0	0	5	0.7	0.0	0.0	0.7
	101～	20	0	1	19	2.6	0.0	4.0	2.6

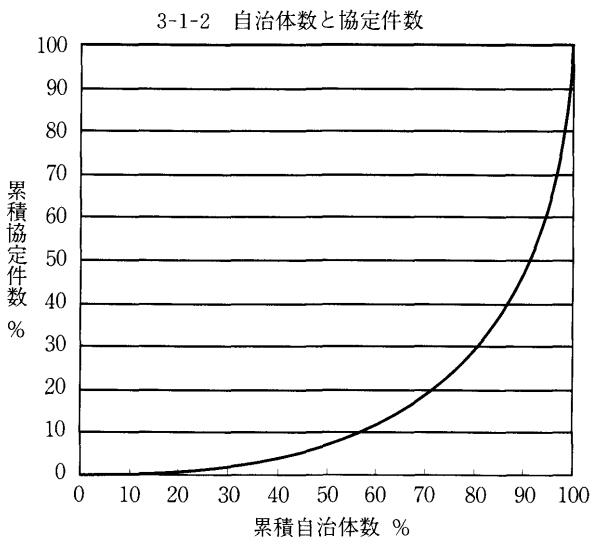
3-1-2 締結協定件数別の自治体数構成比



(分析) 全国の公害防止協定の数 は 3 万余とされているが、これは、本アンケートの回収率が 50% 程度で、3-1-1 と 3-1-2 の回答率の積が 0.94 程度であることを考えると、本アンケートの総

件数 13,950 件と、整合的であり $(13,950 \times (1/0.5) \times (1/0.94) = 29,681)$ 、3 万余という数字を出している環境白書における調査と本アンケートの双方の信頼性を強めあうものと考えられる。

また 1 つの自治体が結ぶ協定の数は多くの場合 10 件以下であることがわかる。件数の最頻値が都道府県とその他自治体においては“1”であることから、1 つの自治体が締結している協定件数は通常あまり多くないといえる。都道府県においては最多のところでも 65 件とあまり多くない。しかし、政令・中核市とその他自治体においては 100 件をこえる協定を結んでいる自治体が存在し、中でもその他自治体においては最多で 1,020 件のところもある。つまり、全国で 3 万を超えるとされる協定数であるが、少数の一部の自治体の寄与がかなり大きい事がわかる。



図注：図は、協定件数の少ない順（ただし 1 件以上）に自治体数と協定件数を累積していったものを比で表現している。締結件数の多い 8% の自治体が 50% の協定件数を示している。一方、締結件数の少ない自治体が 50% 集まっても、協定件数は全体の 7% である。指数関数グラフに近いようにも見えるが、このグラフではわかりにくい、そのようにみなすには“協定件数 1 件だけ”の自治体数が多すぎる。

こうした多数の協定を締結する場合、その交渉・締結・監視にかかる取引費用が大きくなりすぎることが問題となりうる。協定件数が 200 件をこえるとしたいくつかの自治体に実態を尋ねたところ、大規模な汚染発生源とは慎重な交渉を重ねるもののそうでないものとは簡単に済ませたり、協定の内容を定型化したり、するなどして取引費用の低減化を図っていることがわかった。また、“交渉”による締結というような双方向的なもので締結された協定ではなく、一定のルールを守ることを誓った誓約書であるため交渉が負担になるということはないということもあった*。「公害防止協定」という言葉について、本アンケートでは質問文中で定義しているように、その類のものを広く含めており、他の文献などでもそのような扱いをしていることが多いと思われるのであるが、このような例も含まれることに留意すべきであろう。

* 担当者によれば、そうした誓約書を出す際に連絡を取り合うことで、その後の指導などがやりやすくなるという。

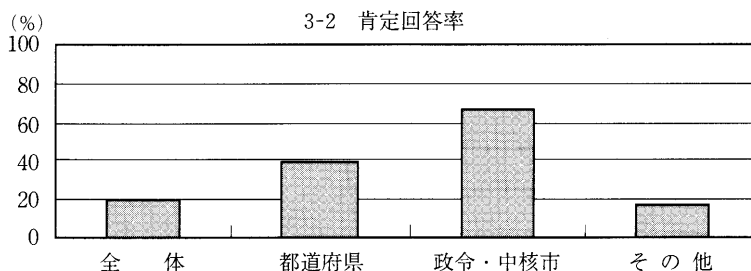
【公害防止協定締結を根拠付ける条例の有無】

3-2 公害防止協定の締結を根拠づける条例が制定されていますか。該当する選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. 制定されている

2. 制定されていない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無回答	
全 体	—	1,620	18.3	78.2	3.5	19.0
都 道 府 県	—	25	36.0	56.0	8.0	39.1
政令・中核市	—	29	65.5	34.5	0.0	65.5
そ の 他	—	1,566	17.2	79.4	3.4	17.8



(分析) 肯定回答率は、政令・中核市では66%と高く、都道府県、その他自治体でもそれぞれ39%、18%と一定の率となっている。この問いに関する回答パターン、政令・中核市の回答傾向が都道府県のそれとその他自治体のその中間にくるという通常のパターンとは異なり、政令・中核市が突出して高い肯定回答率を示し、都道府県、その他自治体がそれに続いている。その理由は、今のところわからない。実質的な公害防止協定第1号が横浜市の1964年のそれであることなど関係があるかもしれない。

ところで本問は公害防止協定の法律上の地位に関わる。現在、法学者の多数説および判例は、公害防止協定を“契約”と位置付けている。契約が有効であるためにはそれが自発的に結ばれたもので無ければならない。しかし、様々な許認可権を握る自治体が締結を要求した場合、企業は意に反しても結ばざるを得ない場合があるとして、契約としての有効性に疑問を呈する論者もいる。本問は「締結を根拠付ける条例」という言い方で聞いており、当該条例が締結を「義務づけ」ているのか、単に自治体は協定を結ぶことができる等と、されているのかわからないため判断できないが、もし義務付けが行われているのならば、自由な意思で自発的に結ばれたものと呼ぶことは、法的な解釈はともかく、少なくとも通常の言葉の意味においては、できないであろう。それゆえ、本問における肯定回答率の高さは、公害防止協定の法律上の地位や位置付けに関してあらためてより詳細な検討を要求しているといえるであろう。

また、1970年に自治省が発表した公害対策要綱を地方公務員向けの雑誌(『地方財務』)上で同省の担当官が解説した論文で、「公法上の契約として権利義務を発生させるものであることを明らかにし、事業者企業立地等の際に協定締結を義務付けるため、条例にその根拠を規定すべきであろう。」と述べているが、この種の条例の制定に国の指導のようなものがあつたのか(今のところそのような情報は見あたらないが)も興味のもたれるところである。(松野裕「国の公害防止協定に対する態度」『経営論集』47(4)、2000年、75-87ページを参照されたい。)

【公害防止協定の締結のきっかけとなった項目】

3-3 (3-1-1で「1. 締結している」を選択された場合、お答え下さい。)

以下にあげる項目が、公害防止協定を締結するきっかけとしてどの程度働いたか(どの程度影響

を与えたか)をお答え下さい。1)～14)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。
ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響、2＝やや強い影響、3＝あまり
影響なし、4＝全く影響なし、または、該当しない、5＝わからない。

- | | |
|--|---------------|
| 1) 当該企業施設の新増設 | (1 2 3 4 5) |
| 2) 国の環境基準が未達成であること | (1 2 3 4 5) |
| 3) 独自の環境基準が未達成であること | (1 2 3 4 5) |
| 4) 科学的知見の進展があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 5) 被害の発生があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 6) 被害の発生のおそれがあったこと | (1 2 3 4 5) |
| 7) 住民運動・NGO・被害者組織の要望があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 8) 議会の要望があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 9) マスコミ報道があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 10) 国の指導があったこと | (1 2 3 4 5) |
| 11) 都道府県の指導があったこと(都道府県の方は回答不要です。) | (1 2 3 4 5) |
| 12) 他の自治体での締結 | (1 2 3 4 5) |
| 13) 法や都道府県条例だけでは不十分であったこと(都道府県については「法だけでは不十分で
あったこと」としてお答え下さい。) | (1 2 3 4 5) |
| 14) その他() | (1 2 3 4 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	ag	805	49.9	21.7	9.9	6.8	3.7	7.8	81.0
1	都 道 府 県	ag	19	73.7	10.5	5.3	10.5	0.0	0.0	84.2
1	政令・中核市	ag	25	48.0	20.0	20.0	8.0	0.0	4.0	70.8
1	そ の 他	ag	761	49.4	22.1	9.7	6.7	3.9	8.1	81.3
2	全 体	ag	805	3.7	7.8	32.5	36.8	11.6	7.6	14.3
2	都 道 府 県	ag	19	10.5	5.3	26.3	47.4	10.5	0.0	17.6
2	政令・中核市	ag	25	8.0	20.0	28.0	32.0	8.0	4.0	31.8
2	そ の 他	ag	761	3.4	7.5	32.9	36.7	11.7	7.9	13.6
3	全 体	ag	805	1.9	3.5	22.5	53.2	10.2	8.8	6.6
3	都 道 府 県	ag	19	0.0	0.0	10.5	78.9	10.5	0.0	0.0
3	政令・中核市	ag	25	0.0	0.0	24.0	64.0	8.0	4.0	0.0
3	そ の 他	ag	761	2.0	3.7	22.7	52.2	10.2	9.2	7.0
4	全 体	ag	805	1.5	8.0	31.7	31.9	19.3	7.7	12.9
4	都 道 府 県	ag	19	0.0	15.8	36.8	26.3	21.1	0.0	20.0
4	政令・中核市	ag	25	4.0	12.0	48.0	28.0	4.0	4.0	17.4
4	そ の 他	ag	761	1.4	7.6	31.0	32.2	19.7	8.0	12.5
5	全 体	ag	805	9.8	11.7	22.4	38.8	9.7	7.7	26.0
5	都 道 府 県	ag	19	21.1	10.5	36.8	31.6	0.0	0.0	31.6
5	政令・中核市	ag	25	20.0	16.0	20.0	40.0	0.0	4.0	37.5
5	そ の 他	ag	761	9.2	11.6	22.1	38.9	10.2	8.0	25.4
6	全 体	ag	805	22.6	36.6	14.7	13.4	5.3	7.3	67.9
6	都 道 府 県	ag	19	31.6	42.1	15.8	5.3	5.3	0.0	77.8

6	政令・中核市	ag	25	28.0	28.0	20.0	20.0	0.0	4.0	58.3
6	そ の 他	ag	761	22.2	36.8	14.5	13.4	5.5	7.6	67.9
7	全 体	ag	805	13.5	18.4	23.7	28.6	8.7	7.1	37.9
7	都 道 府 県	ag	19	21.1	31.6	21.1	15.8	10.5	0.0	58.8
7	政令・中核市	ag	25	12.0	16.0	36.0	24.0	8.0	4.0	31.8
7	そ の 他	ag	761	13.4	18.1	23.4	29.0	8.7	7.4	37.6
8	全 体	ag	805	3.7	17.4	25.5	32.2	13.8	7.5	26.8
8	都 道 府 県	ag	19	5.3	10.5	36.8	21.1	26.3	0.0	21.4
8	政令・中核市	ag	25	12.0	20.0	20.0	28.0	16.0	4.0	40.0
8	そ の 他	ag	761	3.4	17.5	25.4	32.6	13.4	7.8	26.5
9	全 体	ag	805	1.9	4.8	26.6	44.7	14.2	7.8	8.6
9	都 道 府 県	ag	19	5.3	0.0	52.6	21.1	21.1	0.0	6.7
9	政令・中核市	ag	25	8.0	12.0	28.0	32.0	16.0	4.0	25.0
9	そ の 他	ag	761	1.6	4.7	25.9	45.7	13.9	8.1	8.1
10	全 体	ag	805	1.4	3.4	25.8	47.3	14.2	8.0	6.1
10	都 道 府 県	ag	19	0.0	0.0	31.6	31.6	31.6	5.3	0.0
10	政令・中核市	ag	25	0.0	4.0	28.0	60.0	4.0	4.0	4.3
10	そ の 他	ag	761	1.4	3.4	25.6	47.3	14.1	8.1	6.3
11	全 体	ag	786	5.7	15.6	24.6	33.7	12.6	7.8	26.8
11	都 道 府 県	ag	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.
11	政令・中核市	ag	25	8.0	4.0	32.0	48.0	4.0	4.0	13.0
11	そ の 他	ag	761	5.7	16.0	24.3	33.2	12.9	7.9	27.4
12	全 体	ag	805	4.5	19.5	27.7	27.8	12.5	8.0	30.2
12	都 道 府 県	ag	19	5.3	21.1	31.6	26.3	15.8	0.0	31.3
12	政令・中核市	ag	25	12.0	28.0	32.0	24.0	0.0	4.0	41.7
12	そ の 他	ag	761	4.2	19.2	27.5	28.0	12.9	8.3	29.7
13	全 体	ag	805	9.9	21.4	26.3	24.1	10.7	7.6	38.3
13	都 道 府 県	ag	19	31.6	31.6	5.3	15.8	10.5	5.3	75.0
13	政令・中核市	ag	25	28.0	24.0	28.0	16.0	0.0	4.0	54.2
13	そ の 他	ag	761	8.8	21.0	26.8	24.6	11.0	7.8	36.7
14	全 体	ag	805	1.5	0.6	2.0	7.0	7.3	81.6	19.1
14	都 道 府 県	ag	19	5.3	0.0	0.0	0.0	10.5	84.2	100.0
14	政令・中核市	ag	25	12.0	4.0	0.0	0.0	4.0	80.0	100.0
14	そ の 他	ag	761	1.1	0.5	2.1	7.4	7.4	81.6	14.3

N. C. : 算出不可。

選択肢「14. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	県が工場団地を造成した際に地方自治体、住民からの要望があったこと
政令・中核市	有害物質の使用 他条例の融資条件として 全体として 企業の自主的な環境保全活動の促進
そ の 他	無公害工業団地としてのイメージアップを図る為 本町独自の考え方 法律に基づく指導指針

被害の未然防止策

特になし

条例規定

将来の公害影響

住民の意識向上による

自治会からの要望

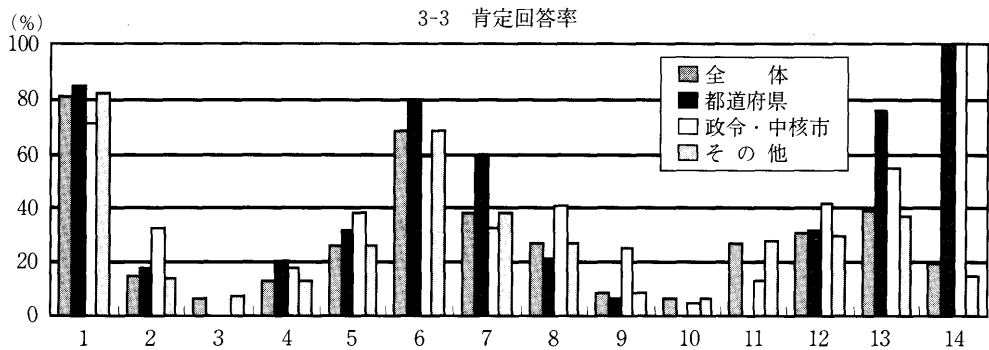
工業団地等の環境保全要綱に基づくこと

漁業関係団体の要望

企業誘致の場合、事前に産炭地域振興奨励委員会（企業選定審査会）において、国県の公害規準やその他会社概要について審査し、可否を決定している。審査会で公害の発生する可能性のある企業については協定を締結している。ただし、発生が著しいと思われる場合には誘致していない。

企業への指導のしやすさ

各事業所の業務内容の把握

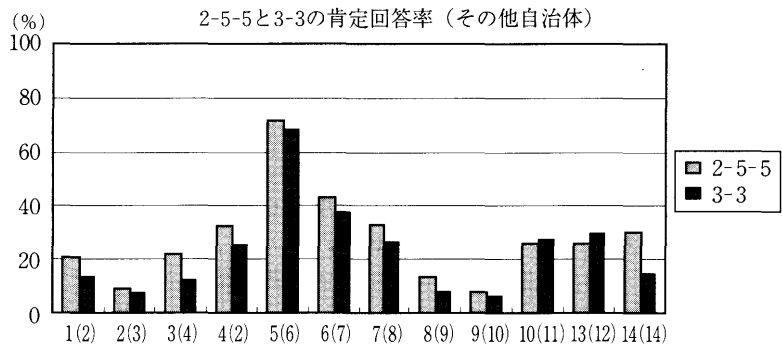
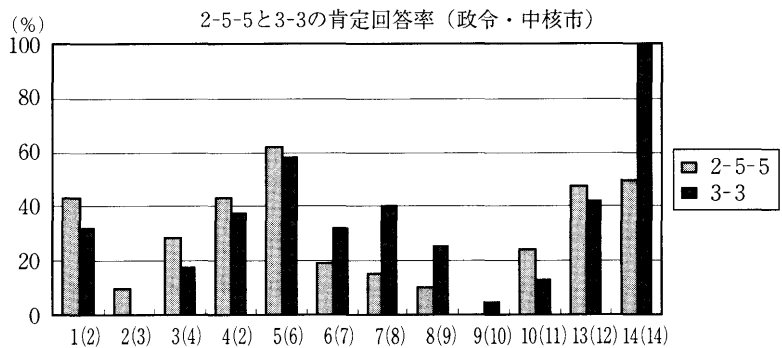
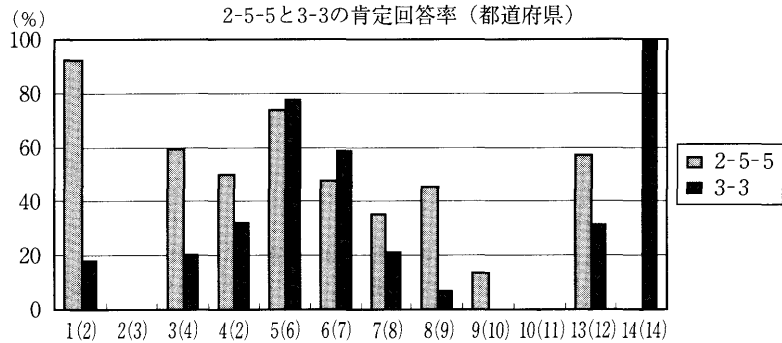


（分析）協定締結のきっかけとして、どの自治体階層区分からも最も高い肯定回答率を得ているのは「1」当該企業施設の新増設、ついで「6」被害の発生のおそれがあったこと、である。その他の項目では、「13」法や都道府県条例だけでは不十分であったこと（都道府県については法だけでは不十分であったこと）が、都道府県で80%近い高率となっている。政令・中核市、その他自治体にあっても「13」はそれぞれ3、4番目に高率となっている。都道府県とその他自治体にあっても「13」に次ぐのが「7」の住民運動・NGO・被害者組織の要望があったこと、である。この「7」について、都道府県が市区町村に比べかなり高率となっているが、住民の声は自治体規模が小さい方が届きやすいように思われ、意外である。都道府県、市区町村の持つ権限などから検討することが必要であろう。政令指定都市では、「12」他の自治体の締結、および「8」議会の要望、と「7」の影響度の評価が都道府県・その他自治体と逆転しており興味深い。

（2-5-5 と 3-3 の比較分析）

この「公害防止協定の締結のきっかけとなった項目」の結果を2-5-5の「（一般的に）追加的規制導入に影響を与えた項目」の結果と比較する。2-5-5の例示「1」～「10」および「13」～「14」が、3-3の例示「2」～「11」および「12」・「14」に、ほぼ一致しているので、これらの項目に関する肯定回答率に着目する。

自治体階層区分別に比較した図をみる。ただし、2-5-5と3-3における例示の番号がそれぞれ*i*、*j*のとき、図において*i* (*j*) と表示してある。



まず、図の順とは逆になるが、その他自治体についてみる。その他自治体においては、多くの項目において3-3の率の方が系統的に低いかにみえるのだが、「10(11)」都道府県の指導、「13(12)」他の自治体での導入／締結、というのが3-3において2-5-5と同等かまたは若干高くなっているようにみえる。その他自治体にあつては、2-5-1でみたように追加的規制といえ協定であることが多いわけだが、また後の3-5-11でみるようにその他自治体における協定の60%は追加的規制をしておらず、2-5-5の集計対象自治体（追加規制をしている自治体、262団体）はおおよそ3-3のそれ（協定を締結している自治体、761団体）の部分集合になっていると考えられるから、2つの間における回答パターンの差は、追加的規制をしない協定のみを締結している自治体の回答パターンを反映していると考えられる。すると、3-3において「3(4)」科学的知見の進展があったこと、などといった意識の高さが必要な項目の率が低く、「10(11)」や「13(12)」といったどちらかという

と受動的な回答の率が高いこと、がそうした自治体による寄与であると考えられる。

政令・中核市では、「7(8)」議会の要望、「6(7)」住民運動等の要望、「8(9)」マスコミ報道、などが3-3では2-5-5に比べかなり高率になる一方、「1(2)」国の環境基準が未達成、「3(4)」科学的知見の進展、「10(11)」都道府県の指導、などでは逆になっている。政令・中核市では、2つの問における集計対象自治体数はほぼ一致しており、また、追加的規制をしない協定のみを締結している自治体というのも少数であるので、こうした事実は、協定は一般的な追加的規制と比較して科学的知見などよりも、議会や住民運動等の要望やマスコミ報道に影響されやすいことを推測させる。

都道府県においては、2つの問において集計対象自治体がほぼ同じと考えられるのに、回答パターンは大きく異なっている。これは2-5-1の回答にみるように都道府県は、追加的規制というものを条例によるそれと捉えて回答しているからではないかと思われる*。「1(2)」国の環境基準が未達成、について2-5-5では90%程度なのに、3-3では20%弱であることが最も特徴的である。

「3(4)」科学的知見の進展、や「8(9)」マスコミ報道、「13(12)」他の自治体の締結、等も同様の傾向である。一方「6(7)」住民運動等の要望、「5(6)」被害発生への恐れ、は相対的に差が小さいといえよう。こうした事実は、相互に関連することではあるが、条例は地域全体を考えて導入し、協定は個別企業毎に締結する、ということと関係している可能性があるように思われる。

* ただし、一つ一つの協定に関してそれが追加的規制を行っているか否かということも聞いている3-5-11の回答から、ほとんどの都道府県は協定による追加的規制を行っていることがわかるので2-5-1において追加的規制の手段として都道府県が協定を選ぶ率が低いのは訂正されるべきと思われる。かなり仮説的な議論になってしまうが、上乗せ規制や横出し規制という言葉と公害防止協定という言葉がすぐにはつながらなかったのではないかと解釈できる。一方、政令・中核市やその他自治体にあては、条例以外の手段を追加的規制に用いることが多いのでそれが“つながった”と考えられよう。

【公害防止協定を締結していないことに影響している項目】

3-4 (3-1-1で「2. 締結していない」を選択された場合、お答え下さい。)

公害防止協定を締結していないことについて、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えているかをお答え下さい。1)～14)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響、2＝やや強い影響、3＝あまり影響なし、4＝全く影響なし、または、該当しない、5＝わからない。

- | | |
|---|---------------------|
| 1) 企業施設の新增設がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 2) 国の環境基準が達成されていること | (1 2 3 4 5) |
| 3) 独自の環境基準が達成されていること | (1 2 3 4 5) |
| 4) 科学的知見の進展がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 5) 被害の発生がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 6) 被害の発生のおそれがないこと | (1 2 3 4 5) |
| 7) 住民運動・NGO・被害者組織の要望がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 8) 議会の要望がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 9) マスコミ報道がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 10) 国の指導がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 11) 都道府県の指導がないこと（都道府県の方は回答不要です。） | (1 2 3 4 5) |
| 12) 他の自治体での締結がないこと | (1 2 3 4 5) |
| 13) 法や都道府県条例だけで対策が十分であること（都道府県については「法だけで対策が十分 | |

であること」としてお答え下さい。)

(1 2 3 4 5)

14) その他 (

)

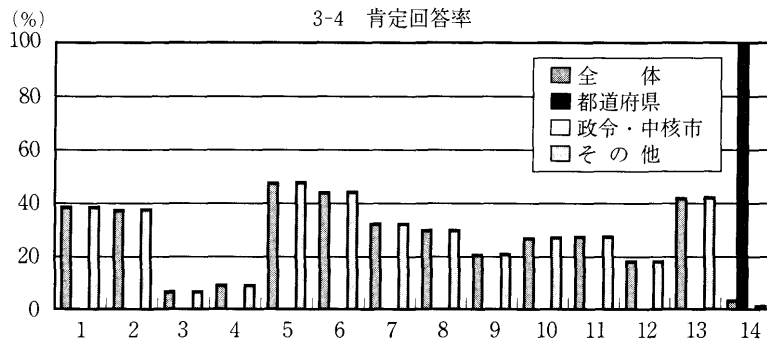
(1 2 3 4 5)

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	ah	740	17.6	15.8	23.5	31.1	7.2	4.9	37.9
1	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
1	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	N. C.
1	そ の 他	ah	737	17.6	15.9	23.6	30.9	7.1	4.9	38.1
2	全 体	ah	740	11.6	16.5	20.5	27.7	18.8	4.9	36.8
2	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	そ の 他	ah	737	11.7	16.6	20.6	27.4	18.9	4.9	37.0
3	全 体	ah	740	1.8	3.4	19.7	53.1	16.4	5.7	6.6
3	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
3	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
3	そ の 他	ah	737	1.8	3.4	19.8	52.9	16.4	5.7	6.6
4	全 体	ah	740	1.6	4.2	27.2	32.3	29.7	5.0	8.9
4	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
4	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	N. C.
4	そ の 他	ah	737	1.6	4.2	27.3	32.2	29.7	5.0	8.9
5	全 体	ah	740	18.4	22.8	19.9	26.5	8.0	4.5	47.1
5	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	そ の 他	ah	737	18.5	22.9	19.9	26.2	8.0	4.5	47.3
6	全 体	ah	740	13.1	22.7	21.4	25.4	12.8	4.6	43.4
6	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	そ の 他	ah	737	13.2	22.8	21.4	25.1	12.9	4.6	43.6
7	全 体	ah	740	9.2	17.7	25.5	32.4	10.4	4.7	31.7
7	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
7	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
7	そ の 他	ah	737	9.2	17.8	25.6	32.2	10.4	4.7	31.8
8	全 体	ah	740	7.6	17.4	29.7	30.7	9.7	4.9	29.3
8	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
8	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	N. C.
8	そ の 他	ah	737	7.6	17.5	29.9	30.5	9.6	4.9	29.4
9	全 体	ah	740	5.5	11.2	32.3	34.1	12.0	4.9	20.2
9	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
9	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
9	そ の 他	ah	737	5.6	11.3	32.4	33.8	12.1	4.9	20.3
10	全 体	ah	740	6.6	14.7	31.1	28.5	13.8	5.3	26.4
10	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
10	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

10	そ の 他	ah	737	6.6	14.8	31.2	28.2	13.8	5.3	26.5
11	全 体	ahc	738	7.0	14.9	31.3	28.3	13.1	5.3	26.9
11	都 道 府 県	ahc	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.
11	政令・中核市	ahc	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
11	そ の 他	ahc	737	7.1	14.9	31.3	28.2	13.2	5.3	27.0
12	全 体	ah	740	3.6	9.6	31.4	30.1	19.5	5.8	17.7
12	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
12	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	N. C.
12	そ の 他	ah	737	3.7	9.6	31.5	30.0	19.4	5.8	17.8
13	全 体	ah	740	10.0	21.8	22.0	23.0	18.2	5.0	41.4
13	都 道 府 県	ah	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
13	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
13	そ の 他	ah	737	10.0	21.8	22.1	22.7	18.3	5.0	41.6
14	全 体	ah	740	0.3	0.1	3.5	8.5	7.6	80.0	3.3
14	都 道 府 県	ah	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
14	政令・中核市	ah	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	N. C.
14	そ の 他	ah	737	0.0	0.1	3.5	8.5	7.6	80.2	1.1

N. C. : 算出不可。

選択肢「14. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	市町村を当事者として締結している 市町村において締結
政令・中核市	—
そ の 他	住民と対象者の話し合いに重点 環境保全に係る住民意識 環境基準が達成から程遠い状況において、それを上回る協定締結を推進することは現実的ではない



(分析) 都道府県や政令・中核市では公害防止協定を締結していないところはほとんどないので、ほぼ其他自治体の回答のみといってよい。3-3 に比較して平坦なパターンとなっているのは2-6と同様、「何々でないこと」の理由を答えることは困難であるためであろう。肯定回答率が40%を越えているのは「5」被害の発生がないこと、「6」被害の発生のおそれがないこと、「13」法や都

道府県条例で十分であること、などである。

「14」その他、の都道府県の記述回答の中身が、2つとも、市町村で締結しているから、というのはアンケート調査票作成時に見落としていた視点であった。同じ欄のその他自治体の、住民と対象者との話し合いが重点、というのも同様である。

注、以下、3-5-1 から 3-5-11 までは 3-1-1 で「1. 締結している」を選択された場合にお答え下さい。「2. 締結していない」を選択された場合は 3-6 に進んで下さい。

【公害防止協定を締結する目的】

3-5-1 貴団体が公害防止協定を締結する目的としての、以下にあげる項目の重要さをお答え下さい。1)～6)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても重要、2＝やや重要、3＝あまり重要でない、4＝全く重要でない、5＝わからない。

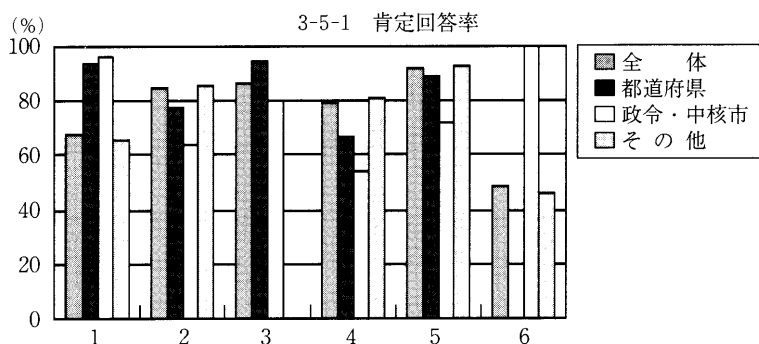
- 1) 法や条例が求める水準より高い水準の公害・環境対策を企業に課すこと (1 2 3 4 5)
- 2) 立入調査の権限をもつこと (1 2 3 4 5)
- 3) 当該企業の汚染排出の監視システムを確立すること(テレメーターの設置や、企業による自主報告の義務づけ) (1 2 3 4 5)
- 4) 損害発生時の賠償問題の解決を容易にすること (1 2 3 4 5)
- 5) 当該企業の操業に対する住民の理解を得ること (1 2 3 4 5)
- 6) その他 () (1 2 3 4 5)

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	ag	805	28.2	33.2	25.0	4.5	4.5	4.7	67.6
1	都 道 府 県	ag	19	68.4	15.8	5.3	0.0	5.3	5.3	94.1
1	政令・中核市	ag	25	60.0	36.0	0.0	4.0	0.0	0.0	96.0
1	そ の 他	ag	761	26.1	33.5	26.3	4.6	4.6	4.9	65.9
2	全 体	ag	805	41.9	37.8	12.3	2.2	1.6	4.2	84.6
2	都 道 府 県	ag	19	47.4	26.3	21.1	0.0	0.0	5.3	77.8
2	政令・中核市	ag	25	36.0	28.0	20.0	16.0	0.0	0.0	64.0
2	そ の 他	ag	761	41.9	38.4	11.8	1.8	1.7	4.3	85.5
3	全 体	agp	44	43.2	40.9	6.8	6.8	0.0	2.3	86.0
3	都 道 府 県	agp	19	57.9	31.6	5.3	0.0	0.0	5.3	94.4
3	政令・中核市	agp	25	32.0	48.0	8.0	12.0	0.0	0.0	80.0
3	そ の 他	agp	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	全 体	ag	805	34.3	37.8	15.5	3.0	5.0	4.5	79.6
4	都 道 府 県	ag	19	36.8	26.3	21.1	10.5	0.0	5.3	66.7
4	政令・中核市	ag	25	24.0	28.0	28.0	16.0	4.0	0.0	54.2
4	そ の 他	ag	761	34.6	38.4	15.0	2.4	5.1	4.6	80.8
5	全 体	ag	805	51.7	34.3	6.5	1.2	1.7	4.6	91.8
5	都 道 府 県	ag	19	47.4	36.8	10.5	0.0	0.0	5.3	88.9
5	政令・中核市	ag	25	24.0	48.0	16.0	12.0	0.0	0.0	72.0
5	そ の 他	ag	761	52.7	33.8	6.0	0.9	1.8	4.7	92.5

6	全 体	ag	805	3.4	0.5	1.2	2.9	4.8	87.2	48.4
6	都 道 府 県	ag	19	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	89.5	N. C.
6	政令・中核市	ag	25	12.0	0.0	0.0	0.0	4.0	84.0	100.0
6	そ の 他	ag	761	3.2	0.5	1.3	3.0	4.7	87.3	45.9

N. C.：算出不可。

選択肢「6. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	施設の設置に係る事前協議 企業の特設施設等の情報が早く入る 企業の環境管理体制の整備
そ の 他	良好な自然環境を保全すること 町の姿勢を住民に知らせること 法や条例の規制対象となっていない物質に規制を課すこと 法や条例にない立地条件や操業を規制すること 法条例による届出内容等を知ることができる 排出物に関する検査結果等を定期的に求める 当該企業の注意をうながす 地域住民の健康保護，生活環境の保全 高い水準の公害・環境対策の必要がない 住民の健康，地域の環境保全を図ること 住民感情に配慮した操業 産廃処理 公害の未然防止に役立つ 公害の未然防止 公害の発生を未然に防止すること 現在協定締結の協議中であるが，公害防止協定に加え大型スーパーマーケットの進出に際し，ゴミの減量化やリサイクルの推進・買物バック持参運動・過剰包装防止キャンペーンなどの実施を含めた「循環型社会の構築」を進める協定を締結したい 企業の公害防止対策に対する意識高揚 企業に公害防止に細心の注意を払わせ公害を未然に防ぐこと 企業に環境に対する認識を持ってもらうこと 企業自体の環境に対する取組み方 企業が環境意識を持つこと 環境問題への認識 環境保全意識高揚 改善命令を出すこと



(分析) 都道府県の肯定回答率は「4」賠償問題解決の容易化, が若干低い以外は80~95%程度と高い。政令・中核市の回答パターンは都道府県のそれと似ているが, 「2」~「5」では都道府県より若干低い肯定回答率を示すのに対し, 「1」法や条例より高い水準の対策を企業に課すこと, は同程度となっている。その他自治体の回答パターンは逆に他の項目では都道府県の回答パターンと似ているが, 「1」の肯定回答率が60%強と低いのが特徴的である。「4」賠償問題解決の容易化, についてその他自治体が最も高率で都道府県, 政令・中核市は相対的に低率で, 「1」法や条例より高い水準の対策を企業に課すこと, については逆のパターンとなっていること, を一つの特徴と解することができるであろう*。「6」その他の記述欄で, 多い回答としては, 企業の環境意識の向上のため, というのがある。また数は少ないが, 情報入手のため, という回答もあった。

* 「3」についてはその他自治体用の質問票に欠けていたため, グラフ上ではあたかも0%であるかのようになっている。

【協定の遵守を確認する方法】

3-5-2 協定が遵守されているかどうかはどのように確認されていますか。該当する選択肢の番号を○で囲んで下さい。(複数回答可)(ただし, 「6」は政令指定都市・中核市が対象の選択肢です。)

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. 独自のテレメーターシステムを利用 | 2. 独自の立入検査 |
| 3. 独自の一般環境測定点での測定からの推定 | 4. 協定締結相手の自主報告 |
| 5. 他の市町村の監視に依存 | 6. 都道府県の監視に依存 |
| 7. 周辺住民による監視 | 8. その他 () |
| 9. わからない | |

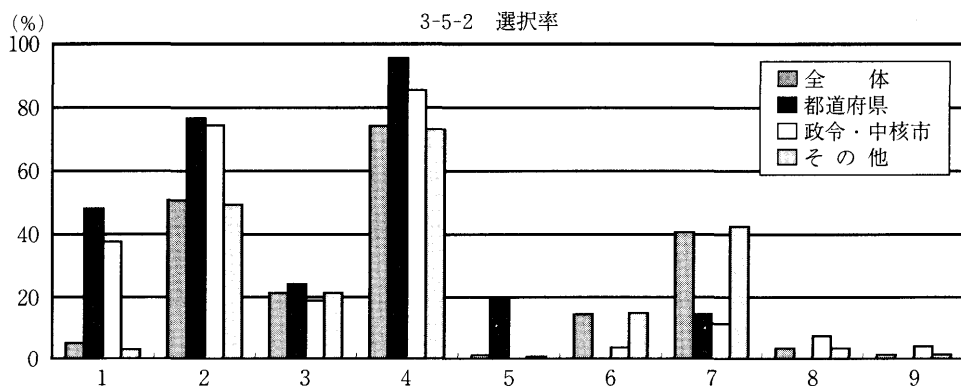
選択肢	集 計 範 囲	集 計 条 件	集計対象数	選択率 (%)
1	全 体	g	834	5.2
1	都 道 府 県	g	21	47.6
1	政令・中核市	g	27	37.0
1	そ の 他	g	786	2.9
2	全 体	g	834	50.4
2	都 道 府 県	g	21	76.2
2	政令・中核市	g	27	74.1
2	そ の 他	g	786	48.9
3	全 体	g	834	20.9
3	都 道 府 県	g	21	23.8

3	政令・中核市	g	27	18.5
3	そ の 他	g	786	20.9
4	全 体	g	834	73.7
4	都 道 府 県	g	21	95.2
4	政令・中核市	g	27	85.2
4	そ の 他	g	786	72.8
5	全 体	g	834	1.2
5	都 道 府 県	g	21	19.0
5	政令・中核市	g	27	0.0
5	そ の 他	g	786	0.8
6	全 体	cg	813	14.1
6	都 道 府 県	cg	0	N. C.
6	政令・中核市	cg	27	3.7
6	そ の 他	cg	786	14.5
7	全 体	g	834	40.2
7	都 道 府 県	g	21	14.3
7	政令・中核市	g	27	11.1
7	そ の 他	g	786	41.9
8	全 体	g	834	3.5
8	都 道 府 県	g	21	0.0
8	政令・中核市	g	27	7.4
8	そ の 他	g	786	3.4
9	全 体	ag	805	1.5
9	都 道 府 県	ag	19	0.0
9	政令・中核市	ag	25	4.0
9	そ の 他	ag	761	1.4

N. C. : 算出不可。

選択肢「8. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	法令規定による立入検査 施設未稼働
そ の 他	問題発生時に対応 未操業である 報告回数を決めているものもある 別に定めていない 平成元年より県要綱による立入検査 年2回の定期報告書の提出 特に問題も無く確認していない 独自の測定 独自の水質調査 締結企業からの定期的な報告書提出（自主測定結果） 定期検査 通常の立入検査

第3者機関での測定
水質検査の実施
周辺住民からの苦情等
市独自で事業所周辺の騒音測定を実施
事前協議
自主報告なし
市・事業者・住民3者による協議会を設置（研究機関，先端産業のみ）
公害防止専門技術者の選任
県・市との3者協定
組合ごとの連帯責任連合会に委任
苦情等発生時
協定での報告
協定締結時に報告書提出の義務付け
企業が水質検査を行う
監視員による監視
確認等を行っていない
該当なし
該当施設が皆無に等しい
委員会を開催している
相手の自主管理



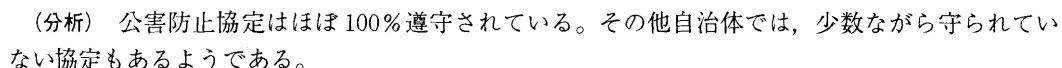
（他の図との整合性を図るためには、「9. わからない」の比率を除いた100分率で表示すべきであるが、「9」の集計条件が他の選択肢とは異なるため、ここではそうしない。しかし、「9」の値が極めて小さいため、他の図との不整合は小さい。）

（分析）協定遵守の確認については、どの自治体階層区分においても「4」協定締結相手企業の自主報告、が採用されている率が最も高く、次いで「2」独自の立入検査、である。都道府県、政令・中核市にあっては、3番目は「1」独自のテレメーターシステム、である一方、その他自治体にあっては「7」周辺住民による監視、であり、この点がとても特徴的である。これには財政規模の差や、協定締結相手企業（その施設）の規模の差、等が関連しているものと考えられる。

【公害防止協定の遵守状況】

3-5-3 締結されている公害防止協定は遵守されていますか。最も適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

- | 集計範囲 | 集計条件 | 集 計
対象数 | 回 答 (%) | | | | | | 肯定回答率
(%) |
|---------|------|------------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|----------------|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 無回答 | |
| 全 体 | g | 834 | 21.5 | 66.7 | 3.7 | 0.1 | 4.4 | 3.6 | 95.8 |
| 都 道 府 県 | g | 21 | 57.1 | 42.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |
| 政令・中核市 | g | 27 | 33.3 | 63.0 | 0.0 | 0.0 | 3.7 | 0.0 | 100.0 |
| そ の 他 | g | 786 | 20.1 | 67.4 | 3.9 | 0.1 | 4.6 | 3.8 | 95.6 |

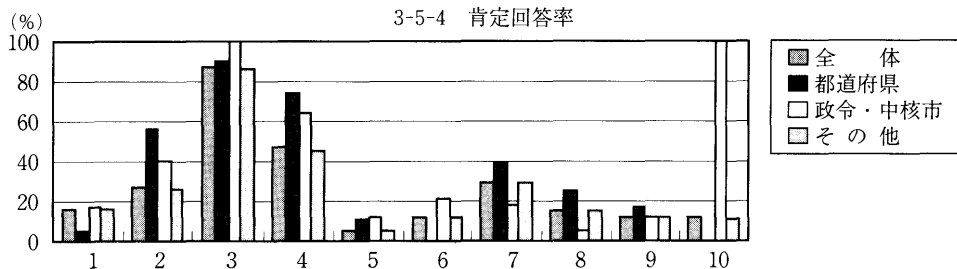


3-5-4 前問(3-5-3)で「1. 完全に遵守されている」または「2. かなり遵守されている」を選択した場合にお答え下さい。公害防止協定が遵守されていることについて、以下にあげる項目がどの程度の影響を与えているかをお答え下さい。1)～10)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし番号の意味は以下の通りとします。1＝とても強い影響、2＝やや強い影響、3＝あまり影響なし、4＝全く影響なし、または、該当しない、5＝わからない。

- | | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|----|
| 1) 公害防止協定の規制が緩い | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 2) 公害防止協定に科学的根拠がある | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 3) 協定相手企業の同意を得ている | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 4) 協定相手企業に資力がある | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 5) 汚染発生源が対策をとるための十分な公的助成制度がある | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 6) 汚染発生源がとるべき追加的対策の費用が小さい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 7) 住民運動・NGO・被害者組織等の圧力が大きい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 8) 遵守を求める議会の圧力が大きい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 9) マスコミ報道の圧力が大きい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 10) その他 () | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集計対象数	無回答等除く	率 (%)
1	全 体	abgi	713	2.1	11.9	48.4	29.2	6.5	2.0	735	663	15.5
1	都 道 府 県	abgi	19	0.0	5.3	26.3	63.2	5.3	0.0	21	19	5.3
1	政令・中核市	abgi	24	0.0	12.5	50.0	33.3	4.2	0.0	26	24	16.7
1	そ の 他	abgi	670	2.2	12.1	49.0	28.1	6.6	2.1	688	620	15.8
2	全 体	abgi	713	5.9	17.1	42.5	18.4	13.6	2.4	735	611	27.5
2	都 道 府 県	abgi	19	5.3	47.4	31.6	5.3	10.5	0.0	21	18	55.6
2	政令・中核市	abgi	24	4.2	33.3	50.0	12.5	0.0	0.0	26	25	40.0
2	そ の 他	abgi	670	6.0	15.7	42.5	19.0	14.2	2.5	688	568	26.1
3	全 体	abgi	713	42.9	41.2	8.4	4.3	1.8	1.3	735	707	87.0
3	都 道 府 県	abgi	19	63.2	26.3	5.3	5.3	0.0	0.0	21	21	90.5
3	政令・中核市	abgi	24	54.2	45.8	0.0	0.0	0.0	0.0	26	25	100.0
3	そ の 他	abgi	670	41.9	41.5	8.8	4.5	1.9	1.3	688	661	86.4
4	全 体	abgi	713	9.4	29.9	34.2	11.9	12.5	2.1	735	620	46.8
4	都 道 府 県	abgi	19	31.6	36.8	26.3	0.0	5.3	0.0	21	19	73.7
4	政令・中核市	abgi	24	25.0	37.5	33.3	4.2	0.0	0.0	26	25	64.0
4	そ の 他	abgi	670	8.2	29.4	34.5	12.5	13.1	2.2	688	576	45.1
5	全 体	abgi	713	0.3	4.1	35.6	47.5	10.8	1.7	735	638	5.0
5	都 道 府 県	abgi	19	0.0	10.5	42.1	36.8	10.5	0.0	21	18	11.1
5	政令・中核市	abgi	24	0.0	12.5	41.7	45.8	0.0	0.0	26	24	12.5
5	そ の 他	abgi	670	0.3	3.6	35.2	47.9	11.2	1.8	688	596	4.5
6	全 体	abgi	713	1.1	8.4	42.1	28.5	18.0	2.0	735	585	12.3
6	都 道 府 県	abgi	19	0.0	0.0	42.1	36.8	21.1	0.0	21	16	0.0
6	政令・中核市	abgi	24	4.2	12.5	50.0	29.2	4.2	0.0	26	24	20.8
6	そ の 他	abgi	670	1.0	8.5	41.8	28.2	18.4	2.1	688	545	12.3
7	全 体	abgi	713	6.2	19.9	34.2	30.4	7.6	1.7	735	659	28.8
7	都 道 府 県	abgi	19	5.3	26.3	36.8	21.1	10.5	0.0	21	18	38.9
7	政令・中核市	abgi	24	0.0	16.7	41.7	33.3	8.3	0.0	26	22	18.2
7	そ の 他	abgi	670	6.4	19.9	33.9	30.6	7.5	1.8	688	619	28.9
8	全 体	agi	713	2.7	10.9	42.1	33.0	9.5	1.8	713	632	15.3
8	都 道 府 県	agi	19	0.0	21.1	36.8	26.3	15.8	0.0	19	16	25.0
8	政令・中核市	agi	24	0.0	4.2	45.8	41.7	8.3	0.0	24	22	4.5
8	そ の 他	agi	670	2.8	10.9	42.1	32.8	9.4	1.9	670	594	15.5
9	全 体	abgi	713	2.2	7.9	38.4	39.1	10.5	1.8	735	640	11.9
9	都 道 府 県	abgi	19	0.0	15.8	47.4	26.3	10.5	0.0	21	18	16.7
9	政令・中核市	abgi	24	0.0	8.3	50.0	37.5	4.2	0.0	26	24	12.5
9	そ の 他	abgi	670	2.4	7.6	37.8	39.6	10.7	1.9	688	598	11.7
10	全 体	abgi	713	0.6	0.4	1.4	5.2	5.2	87.2	735	57	12.3
10	都 道 府 県	abgi	19	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	89.5	21	0	N. C.
10	政令・中核市	abgi	24	4.2	0.0	0.0	0.0	4.2	91.7	26	1	100.0
10	そ の 他	abgi	670	0.4	0.4	1.5	5.5	5.1	87.0	688	56	10.7

選択肢「10. その他」のカッコの中身	
都道府県	—
政令・中核市	企業が自主的に設定した計画である
その他	特に協定上のトラブルがない 大量に排出する企業なし 上記の回答は協定を締結した時の状況 住民による監視 住民感情への配慮 現在造成中 現在相手方による公害が発生していない 企業イメージに影響 協定書を締結しており特に苦情とか住民等からの意志はない 協定相手企業との相互協力 企業努力



(分析) どの自治体階層区分にあっても肯定回答率はほぼ「3」相手企業の同意を得ている, 「4」協定相手企業に資力がある, 「2」協定に科学的根拠がある, の順である。ただ, その他自治体にあつては「7」住民運動等の圧力が大きい, が「2」と同程度になっている。一方「1」の協定の規制が緩い, 「6」の追加的対策の費用が小さい, の率はどの自治体階層区分でも低い。「2」と「4」については, 肯定回答率が, 都道府県, 政令・中核市, その他自治体, の順であることが比較的是っきりしている。それゆえ, 次のような仮説がたてられるであろう。すなわち, 公害防止協定というものは企業に対し小さくない費用のかかる対策を要求する厳しい内容のものであるが, 企業に資力があり, 協定の内容が科学的根拠に立脚しているものである, ゆえに, 企業はそれに同意し, 遵守している。この仮説は, 都道府県, 政令・中核市, その他自治体, の順にあてはまりがよいと考えられる。また, 都道府県, 政令・中核市とは異なり, その他自治体においては住民運動等の圧力が科学性と同等程度に評価されている。

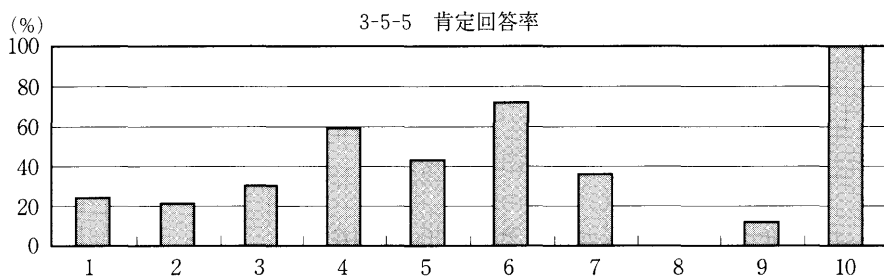
【公害防止協定が遵守されていないことに影響している項目】

3-5-5 前々問(3-5-3)で「3. あまり遵守されていない」または「4. ほとんどまたは全く遵守されていない」を選択した場合にお答え下さい。公害防止協定が遵守されていないことについて, 以下にあげる項目がどの程度の影響を与えているかをお答え下さい。1)~10)の全ての項目について最も適当な番号を○で囲んで下さい。ただし番号の意味は以下の通りとします。1 = とても強い影響, 2 = やや強い影響, 3 = あまり影響なし, 4 = 全く影響なし, または, 該当しない, 5 = わからない。

- | | | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|----|
| 1) 公害防止協定の規制が厳しい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 2) 公害防止協定に科学的根拠がない | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 3) 協定相手企業の同意を十分に得ていない | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 4) 協定相手企業に資力がない | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 5) 汚染発生源が対策をとるための十分な公的助成制度がない | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 6) 汚染発生源がとるべき追加的対策の費用が大きい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 7) 住民運動・NGO・被害者組織等の圧力が小さい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 8) 遵守を求める議会の圧力が大きい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 9) マスコミ報道の圧力が小さい | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 10) その他 () | (| 1 | 2 | 3 | 4 | 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集 計 対象数	無回答 等除く	率 (%)
1	その他 (=全体)	abgj	31	3.2	19.4	58.1	12.9	0.0	6.5	32	29	24.1
2	その他 (=全体)	abgj	31	0.0	19.4	48.4	22.6	3.2	6.5	32	28	21.4
3	その他 (=全体)	abgj	31	6.5	19.4	41.9	19.4	6.5	6.5	32	27	29.6
4	その他 (=全体)	abgj	31	29.0	25.8	32.3	6.5	0.0	6.5	32	29	58.6
5	その他 (=全体)	abgj	31	9.7	29.0	38.7	12.9	3.2	6.5	32	28	42.9
6	その他 (=全体)	abgj	31	32.3	35.5	19.4	6.5	0.0	6.5	32	29	72.4
7	その他 (=全体)	abgj	31	9.7	22.6	32.3	25.8	3.2	6.5	32	28	35.7
8	その他 (=全体)	d	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
9	その他 (=全体)	abgj	31	0.0	9.7	48.4	22.6	12.9	6.5	32	25	12.0
10	その他 (=全体)	abgj	31	3.2	0.0	0.0	0.0	6.5	90.3	32	1	100.0

選択肢「10. その他」のカッコの中身	
その他（＝全体）	改善対策等が他法令に抵触する恐れがある 県等が行政指導を行っても協定がほとんど守られていない



設問 3-5-3 において、集計対象となる都道府県と政令・中核市は、全て「1」または「2」を選んでいるため、ここでは、その他の自治体についての集計結果のみを示す。そうした理由から、この場合、それが全体についての集計結果となる。「8」は問題文の誤り（「小さい」とすべきところを「大きい」としてしまった。）のため、集計から除外した。

(分析) 主体が自治体自身ではない点異なるが、これまでの「何々でないこと」の理由に関する

る間に対する回答パターンと異なり、ここでは比較的是っきりと項目毎の肯定回答率の高低が顕れている。「守られていない」ということは異常なことであり改善されなくてはならないことであるから、その事象が、はっきりと自治体担当者にとって認識されているからではなかろうか。遵守されていないことに強く影響を与えているのは「6」追加的対策の費用が大きい、「4」協定相手企業に資力がない、との回答が多い。協定を守るための対策費用は大きいのに、それに充当すべき資金がない、というわかりやすい回答結果になっている。しかし、それではなぜそのような協定を企業側が結んだのか、ということが問題となるが「3」十分に同意を得ていない、も3割程度存在しており、それらは通常考えられている、双方の合意により締結された協定、とは異なるもののように思われる。

【公害防止協定の交渉の回数および期間】

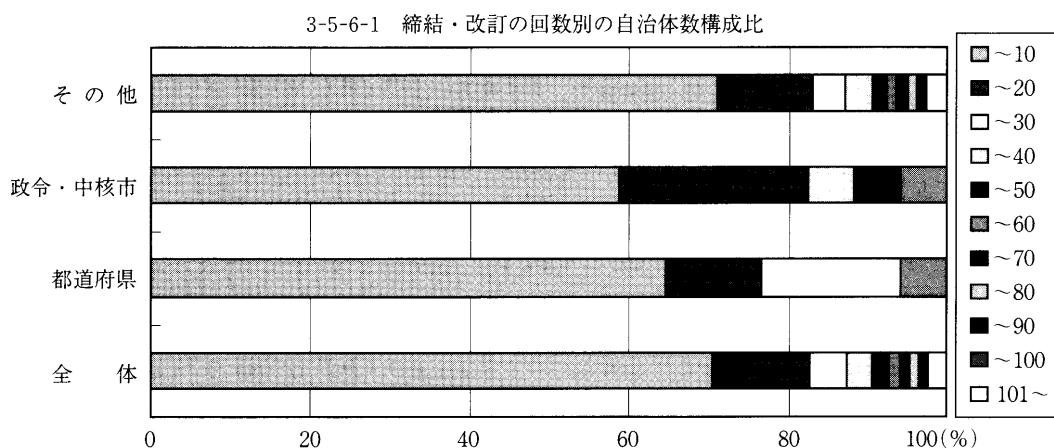
3-5-6 公害防止協定の締結・改訂交渉の期間についてお答え下さい。

- 1) これまでの締結・改訂の回数（計 回）
- 2) 最も長かった交渉期間（ ）
- 3) 最も短かった交渉期間（ ）
- 4) 平均の交渉期間（ ）

質問 番号	集計範囲	集計 条件	集 計 対象数	回答自 治体数	質問番号1：回数（件），質問番号2～4：期間（日）					
					総数	平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
1	全 体	g	834	543	8,330.5	15.3	4	1	477	1
1	都 道 府 県	g	21	17	223.5	13.1	7	3	59	3
1	政令・中核市	g	27	17	230.5	13.6	5	3	58	1
1	そ の 他	g	786	509	7,876.5	15.5	4	1	477	1
2	全 体	g	834	243	—	348.4	180	360	6,120	1
2	都 道 府 県	g	21	7	—	651.4	720	720	1,080	180
2	政令・中核市	g	27	10	—	471.8	420	180	1,080	8
2	そ の 他	g	786	226	—	333.5	180	360	6,120	1
3	全 体	g	834	20	—	116.4	30	30	720	1
3	都 道 府 県	g	21	6	—	65.0	60	30	120	30
3	政令・中核市	g	27	10	—	193.4	90	30	720	11
3	そ の 他	g	786	220	—	75.9	30	30	1,200	1
4	全 体	g	834	275	—	134.9	60	30	1,200	1
4	都 道 府 県	g	21	6	—	230.0	195	360	360	120
4	政令・中核市	g	27	11	—	330.9	240	720	900	10
4	そ の 他	g	786	258	—	124.4	60	30	1,200	1

回数や期間については〇ヶ月～×ヶ月などとの回答がしばしばあり、そうした場合には両端の値の算術平均値をとって集計した。質問番号1の総数の欄に小数があらわれるのはこのためである。

3-5-6-1		締結・改訂の回数別自治体数				同 左 (%)			
		全体	都道府県	政令・中核市	その他	全体	都道府県	政令・中核市	その他
締結・改訂の回数	総数	543	17	17	509	100.0	100.0	100.0	100.0
	1～10	382	11	10	361	70.3	64.7	58.8	70.9
	～20	68	2	4	62	12.5	11.8	23.5	12.2
	～30	24	3	0	21	4.4	17.6	0.0	4.1
	～40	18	0	1	17	3.3	0.0	5.9	3.3
	～50	11	0	1	10	2.0	0.0	5.9	2.0
	～60	8	1	1	6	1.5	5.9	5.9	1.2
	～70	6	0	0	6	1.1	0.0	0.0	1.2
	～80	7	0	0	7	1.3	0.0	0.0	1.4
	～90	4	0	0	4	0.7	0.0	0.0	0.8
	～100	2	0	0	2	0.4	0.0	0.0	0.4
	101～	13	0	0	13	2.4	0.0	0.0	2.6



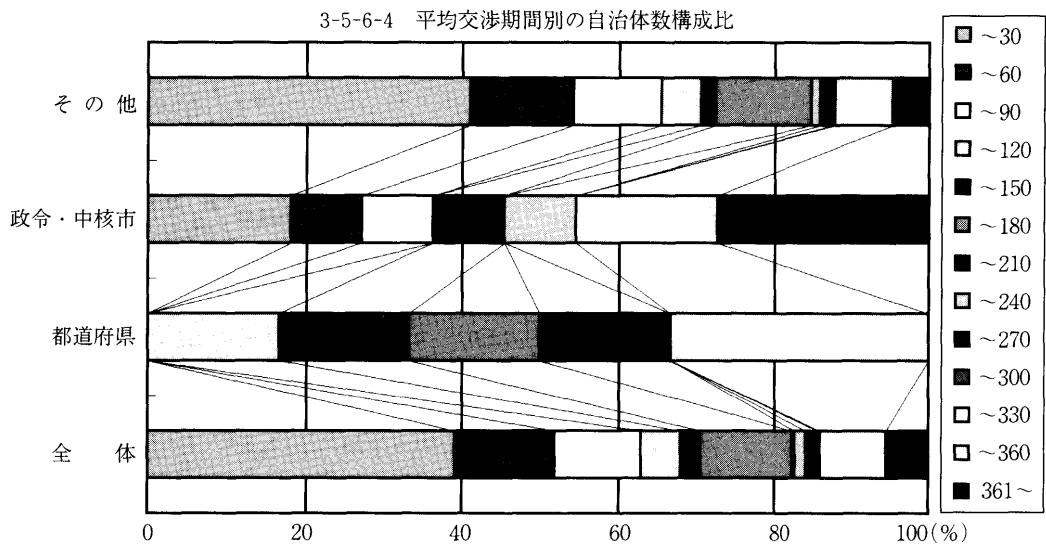
凡例の各項目の“上下”は棒グラフ上の各項目の“左右”に対応する。

(分析) 3-5-6-1の図と3-1-2の図を比較すると、締結・改訂の回数は締結された協定件数の分布とはほぼ等しいことがわかる。これは、改訂されることは少ないことを意味している*。

ただ、都道府県においては交渉回数の自治体当たりの平均値は13.1回で、自治体当たりの平均協定件数9.2件を、上回っているようであり、都道府県の協定はより慎重に結ばれるか、またはより頻繁に改訂されている、ということが予想される。政令・中核市については2つの間における回答自治体数がかなり異なるので比較は避けておく。その他自治体にあっても回答自治体数はかなり異なるがその絶対数が大きくより安定していると思われるので比較すると、平均交渉回数は15.5回で、平均協定件数の18.3件とおおよそ一致している。

* 本アンケートにおいては「1回の交渉」について厳密な定義を与えておらず、不備を認めなくてはならない。しかし、ほとんどの自治体は、交渉の期間について、複数日以上の間を答えており、同一案件(例、1回の締結、改訂)に関して何度か協議が行われたとしてもそれを一回の交渉と捉えて回答しているものと思われる。

3-5-6-4		締結・改訂の回数別自治体数				同 左 (%)			
		全体	都道府県	政令・中核市	その他	全体	都道府県	政令・中核市	その他
締結・改訂の回数	総数	275	6	11	258	100.0	100.0	100.0	100.0
	1～30	108	0	2	106	39.3	0.0	18.2	41.1
	60	35	0	1	34	12.7	0.0	9.1	13.2
	90	30	0	1	29	10.9	0.0	9.1	11.2
	120	14	1	0	13	5.1	16.7	0.0	5.0
	150	7	1	1	5	2.5	16.7	9.1	1.9
	180	33	1	0	32	12.0	16.7	0.0	12.4
	210	1	1	0	0	0.4	16.7	0.0	0.0
	240	4	0	1	3	1.5	0.0	9.1	1.2
	270	4	0	0	4	1.5	0.0	0.0	1.6
	300	1	0	0	1	0.4	0.0	0.0	0.4
	330	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	360	23	2	2	19	8.4	33.3	18.2	7.4
	361～	15	0	3	12	5.5	0.0	27.3	4.7



(分析) 3-5-6-4 は平均の交渉期間に関する問であり、平均の交渉期間の平均は、政令・中核市(11ヶ月程度)、都道府県(8ヶ月弱)、その他自治体(6ヶ月程度)の順に長い。しかし、平均交渉期間の自治体数の分布をみると、都道府県は3ヶ月から1年以内の幅に全てが収まっており狭い分布となっている。一方、政令・中核市では、1ヶ月以内のところが18%もある一方、1年以上のところが27%というように分布が広がっている。その他自治体では、1ヶ月以内のところが41%と多いが、やはり1年以上のところも5%あるなど、分布は広い傾向にある。こうしたことは、都道府県はある程度慎重に締結交渉をしているであろうという先ほどの予測の確度を高めるとともに、都道府県の協定に対する対応の仕方は、政令・中核市やその他自治体に比べて、ばらつき(多様性)が小さいことを予想させる。これは自治体の規模が小さくなるほど、その特殊事情による対

応のばらつきが大きくなりやすいことと関連していると思われる。

【締結・改訂交渉の争点】

3-5-7 公害防止協定の締結・改訂交渉の際に、どのような事柄が交渉の争点となりましたか。以下にあげる項目がどの程度重要な争点であったかについて適当な番号を○で囲んで下さい。1)～12)の全ての項目について記入して下さい。ただし番号の意味は以下の通りとします。1＝とても大きな争点であった、2＝やや大きな争点だった、3＝あまり争点とはならなかった、4＝全く争点とならなかった、5＝わからない。

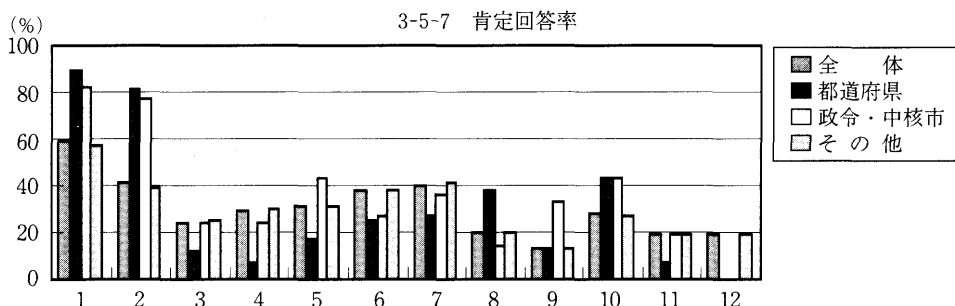
- | | | | | | |
|------------------------------|-----|---|---|---|----|
| 1) 排出規制値の水準について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 2) 排出規制値達成の技術的可能性について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 3) 立入検査について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 4) 違反時の制裁措置について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 5) 被害発生時の損害賠償について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 6) 工場周辺の環境の整備について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 7) 一般的な公害・環境対策について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 8) 協定により必要となる対策に要する費用の負担について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 9) 協定内容の公開／非公開について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 10) 新・増設される施設・生産量の規模について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 11) 既存施設の施設・生産量の規模について | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 12) その他 () | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集 計 対象数	無回答 等除く	率 (%)
1	全 体	abg	805	23.6	23.9	22.4	10.4	10.4	9.3	834	660	58.9
1	都 道 府 県	abg	19	47.4	26.3	0.0	10.5	10.5	5.3	21	18	88.9
1	政令・中核市	abg	25	48.0	24.0	12.0	4.0	0.0	12.0	27	22	81.8
1	そ の 他	abg	761	22.2	23.8	23.3	10.6	10.8	9.3	786	620	57.3
2	全 体	abg	805	10.8	21.4	33.7	12.3	12.4	9.4	834	640	40.9
2	都 道 府 県	abg	19	26.3	31.6	5.3	10.5	21.1	5.3	21	16	81.3
2	政令・中核市	abg	25	24.0	44.0	16.0	4.0	0.0	12.0	27	22	77.3
2	そ の 他	abg	761	10.0	20.4	35.0	12.6	12.6	9.5	786	602	38.5
3	全 体	abg	805	5.5	14.3	43.0	16.9	10.9	9.4	834	651	24.4
3	都 道 府 県	abg	19	5.3	5.3	47.4	21.1	15.8	5.3	21	16	12.5
3	政令・中核市	abg	25	0.0	20.0	48.0	16.0	0.0	16.0	27	21	23.8
3	そ の 他	abg	761	5.7	14.3	42.7	16.8	11.2	9.3	786	614	24.8
4	全 体	abg	805	7.1	15.7	38.0	16.5	13.0	9.7	834	633	28.9
4	都 道 府 県	abg	19	0.0	5.3	42.1	21.1	26.3	5.3	21	14	7.1
4	政令・中核市	abg	25	0.0	20.0	48.0	16.0	0.0	16.0	27	21	23.8
4	そ の 他	abg	761	7.5	15.8	37.6	16.4	13.1	9.6	786	598	29.6
5	全 体	abg	805	9.2	15.0	37.8	14.5	13.8	9.7	834	626	31.5
5	都 道 府 県	abg	19	5.3	5.3	42.1	10.5	31.6	5.3	21	12	16.7
5	政令・中核市	abg	25	8.0	28.0	36.0	12.0	0.0	16.0	27	21	42.9

5	そ の 他	abg	761	9.3	14.8	37.7	14.7	13.8	9.6	786	593	31.4
6	全 体	abg	805	8.0	21.9	34.9	14.0	11.7	9.6	834	645	37.5
6	都 道 府 県	abg	19	5.3	15.8	26.3	31.6	15.8	5.3	21	16	25.0
6	政令・中核市	abg	25	0.0	24.0	44.0	20.0	0.0	12.0	27	22	27.3
6	そ の 他	abg	761	8.3	21.9	34.8	13.4	12.0	9.6	786	607	38.2
7	全 体	abg	805	9.3	23.1	36.6	11.2	10.1	9.7	834	657	40.2
7	都 道 府 県	abg	19	5.3	10.5	36.8	21.1	21.1	5.3	21	15	26.7
7	政令・中核市	abg	25	12.0	20.0	52.0	4.0	0.0	12.0	27	22	36.4
7	そ の 他	abg	761	9.3	23.5	36.1	11.2	10.1	9.7	786	620	40.6
8	全 体	abg	805	3.5	11.9	41.5	19.6	13.9	9.6	834	626	20.0
8	都 道 府 県	abg	19	5.3	21.1	21.1	15.8	31.6	5.3	21	13	38.5
8	政令・中核市	abg	25	8.0	4.0	48.0	24.0	4.0	12.0	27	21	14.3
8	そ の 他	abg	761	3.3	12.0	41.8	19.6	13.8	9.6	786	592	19.8
9	全 体	abg	805	2.4	7.3	42.1	21.7	16.8	9.7	834	600	13.3
9	都 道 府 県	abg	19	0.0	10.5	36.8	26.3	21.1	5.3	21	15	13.3
9	政令・中核市	abg	25	16.0	12.0	36.0	20.0	4.0	12.0	27	21	33.3
9	そ の 他	abg	761	2.0	7.1	42.4	21.7	17.1	9.7	786	564	12.6
10	全 体	abg	805	6.3	14.7	39.6	15.7	14.0	9.7	834	625	27.5
10	都 道 府 県	abg	19	0.0	26.3	26.3	15.8	26.3	5.3	21	14	42.9
10	政令・中核市	abg	25	12.0	24.0	28.0	20.0	4.0	12.0	27	21	42.9
10	そ の 他	abg	761	6.3	14.1	40.3	15.5	14.1	9.7	786	590	26.6
11	全 体	abg	805	3.2	10.9	41.7	19.3	14.4	10.4	834	615	18.7
11	都 道 府 県	abg	19	0.0	5.3	42.1	26.3	21.1	5.3	21	14	7.1
11	政令・中核市	abg	25	4.0	12.0	44.0	24.0	4.0	12.0	27	21	19.0
11	そ の 他	abg	761	3.3	11.0	41.7	18.9	14.6	10.5	786	580	19.0
12	全 体	abg	805	0.9	0.7	3.1	4.3	9.1	81.9	834	75	18.7
12	都 道 府 県	abg	19	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	89.5	21	0	N. C.
12	政令・中核市	abg	25	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	96.0	27	0	N. C.
12	そ の 他	abg	761	0.9	0.8	3.3	4.6	9.2	81.2	786	75	18.7

選択肢「12. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	—
そ の 他	本町の示す公害防止協定を締結しないと本町に進出できない 文章表現 排出先の変更（下水道へ） 当時担当でないため不明 締結より12～13年ほどたっており、当時の状況の細部までは分からない 地域住民への説明不足 周辺住民の意見 事務負担が増える 下請け業者の被害発生時の措置 施設の撤退期限 施設設置そのものについて

県の公害防止規制値を遵守すること 検査数値の報告義務 協定締結時期 企業の社会的責任として環境対策に積極的に取り組むこと。(例) 低公害車, 新エネルギー 悪臭対策 相手の社長の判断が大きい 30年近くも以前の協定の為にその時の内容がはっきりしない 10数年公害防止協定を締結してないし当時の担当者もおらず?



(分析) 協定締結・改定交渉の1番の争点が「1」排出規制値の水準, であることは全ての自治体階層区分で一致している。2番目の争点は, 都道府県と政令・中核市にあっては「2」排出規制値達成の技術的可能性, である。その他自治体にあっては, 「7」一般的な公害・環境対策, 「6」工場周辺の環境整備, が「2」排出規制値達成の技術的可能性, とほぼ同率(40%)であることが特徴的である。全体として, 都道府県と政令・中核市にあっては, 交渉の争点は規制値水準とその達成の技術的可能性に絞られている, が, その他自治体にあってはやはり規制値水準が第一ではあるが, 焦点が一つに絞られていないようである。これは, 都道府県や政令・中核市にあっては, 協定を結んでいるならそれにより追加的規制を行っているところがほとんどであるのに対し, その他自治体にあっては, 追加的規制をしていない協定のみを締結している自治体はかなりあることと関連していると思われる。

また, 「12」その他, の記述欄を見ると, “締結の義務づけ” が問題になっている場合があることがわかり, 興味深い。

【協定締結・改定交渉で役立った情報の内容・源】

3-5-8 公害防止協定の締結・改訂交渉の際に, どのような情報が役立ちましたか。以下にあげる情報の役だった度合いについて適当な番号を○で囲んで下さい。1)~5)および1)~8)の全ての項目について記入して下さい。ただし, 番号の意味は, 以下の通りとします。1=とても役立った, 2=やや役立った, 3=あまり役立たなかった, 4=全く役立っていない, 5=わからない。

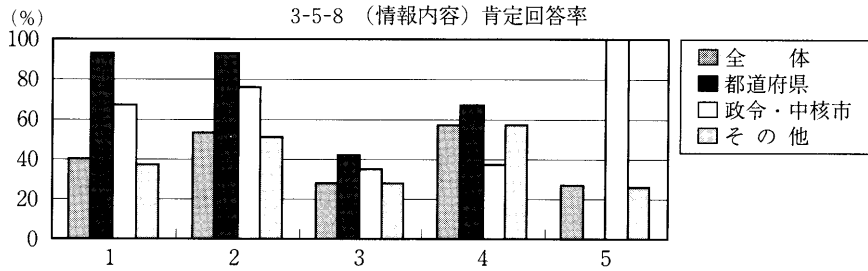
【情報内容について】

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1) 科学的調査・シミュレーション等 | (1 2 3 4 5) |
| 2) 汚染対策技術に関する技術情報 | (1 2 3 4 5) |
| 3) 汚染対策に必要な費用に関する情報 | (1 2 3 4 5) |

- 4) 他の自治体における協定交渉の経験 (1 2 3 4 5)
- 5) その他 () (1 2 3 4 5)

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集計対象数	無回答等を除く	率 (%)
1	全 体	abg	805	7.1	16.4	24.0	10.6	30.8	11.2	834	476	40.1
1	都 道 府 県	abg	19	31.6	36.8	5.3	0.0	21.1	5.3	21	15	93.3
1	政令・中核市	abg	25	16.0	40.0	24.0	4.0	4.0	12.0	27	21	66.7
1	そ の 他	abg	761	6.2	15.1	24.4	11.0	31.9	11.3	786	440	37.0
2	全 体	abg	805	9.8	22.9	20.0	8.4	27.8	11.1	834	502	53.0
2	都 道 府 県	abg	19	42.1	26.3	5.3	0.0	21.1	5.3	21	15	93.3
2	政令・中核市	abg	25	16.0	44.0	16.0	4.0	8.0	12.0	27	21	76.2
2	そ の 他	abg	761	8.8	22.1	20.5	8.8	28.6	11.2	786	466	50.6
3	全 体	abg	805	2.7	13.8	30.9	10.8	30.4	11.3	834	479	28.2
3	都 道 府 県	abg	19	0.0	26.3	31.6	0.0	36.8	5.3	21	12	41.7
3	政令・中核市	abg	25	0.0	24.0	44.0	8.0	12.0	12.0	27	20	35.0
3	そ の 他	abg	761	2.9	13.1	30.5	11.2	30.9	11.4	786	447	27.5
4	全 体	abg	805	10.9	26.5	19.0	9.1	23.4	11.2	834	537	56.6
4	都 道 府 県	abg	19	15.8	26.3	5.3	10.5	36.8	5.3	21	12	66.7
4	政令・中核市	abg	25	4.0	24.0	36.0	12.0	12.0	12.0	27	19	36.8
4	そ の 他	abg	761	11.0	26.5	18.8	8.9	23.4	11.3	786	506	57.1
5	全 体	abg	805	0.5	1.4	1.9	3.0	14.7	78.6	834	55	27.3
5	都 道 府 県	abg	19	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	78.9	21	0	0.0
5	政令・中核市	abg	25	4.0	0.0	0.0	0.0	4.0	92.0	27	1	100.0
5	そ の 他	abg	761	0.4	1.4	2.0	3.2	14.8	78.2	786	54	25.9

選択肢「5. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	ISO14001 に関する情報
そ の 他	県の指導 県, 保健所 協定に関する図書 関係法令及び文献 関係法令・資料 過去の協定



(分析) 役に立った情報内容については、都道府県は「1」科学的調査・シミュレーション等、「2」対策技術情報、に対する肯定回答率が高く、「4」他の自治体の協定交渉経験、「3」対策に必要な費用に関する情報、の順であるが、その他自治体では「4」が1番高率で、「2」「1」「3」の順となっている。政令・中核市は両者のおおよそ中間的な回答パターンであるといえよう。科学的調査などはやはり自治体規模が大きく財政や人材の面で豊かであればできぬことであるため、そうでないところでは他所での経験などに頼らざるを得ないということがいえるであろう。対策費用に関する情報の重要度は低く評価されたが、規制する側の自治体は規制値水準の設定などのために科学・技術的な情報の収集が主眼となることと、費用情報は企業・業界の外部のものが入手することが困難であることとに関係していると思われる。

【情報源について】（「2」は都道府県の方は回答不要です。）

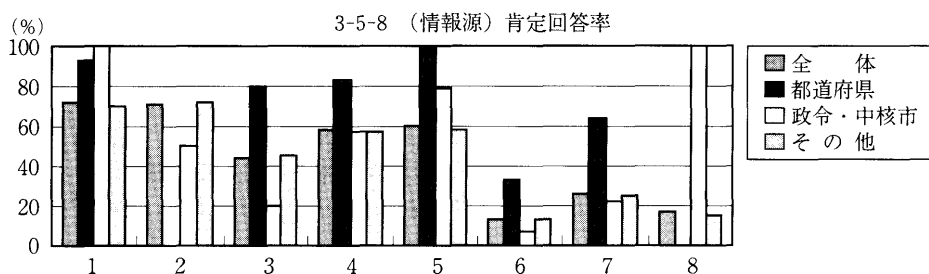
- | | |
|------------------------|---------------|
| 1) 貴団体独自に実施または収集したもの | (1 2 3 4 5) |
| 2) 都道府県から提供されたもの | (1 2 3 4 5) |
| 3) 国から提供されたもの | (1 2 3 4 5) |
| 4) 他の自治体から提供されたもの | (1 2 3 4 5) |
| 5) 交渉の相手である企業から提供されたもの | (1 2 3 4 5) |
| 6) 交渉の相手でない企業から提供されたもの | (1 2 3 4 5) |
| 7) 大学関係者等専門家からの提供されたもの | (1 2 3 4 5) |
| 8) その他 () | (1 2 3 4 5) |

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集 計 対象数	無回答 等を除く	率 (%)
1	全 体	abg	805	14.9	36.5	15.0	4.5	17.8	11.3	834	580	72.1
1	都 道 府 県	abg	19	26.3	36.8	5.3	0.0	15.8	15.8	21	14	92.9
1	政令・中核市	abg	25	32.0	52.0	0.0	0.0	4.0	12.0	27	21	100.0
1	そ の 他	abg	761	14.1	36.0	15.8	4.7	18.3	11.2	786	545	70.5
2	全 体	abg	786	17.4	34.1	14.5	6.4	16.8	10.8	813	578	71.1
2	都 道 府 県	abg	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	0	0	N. C.
2	政令・中核市	abg	25	12.0	28.0	20.0	20.0	8.0	12.0	27	20	50.0
2	そ の 他	abg	761	17.6	34.3	14.3	5.9	17.1	10.8	786	558	71.9
3	全 体	abg	805	8.0	19.8	23.2	10.8	26.7	11.6	834	506	44.5
3	都 道 府 県	abg	19	10.5	31.6	10.5	0.0	31.6	15.8	21	10	80.0

3	政令・中核市	abg	25	12.0	4.0	44.0	20.0	8.0	12.0	27	20	20.0
3	そ の 他	abg	761	7.8	20.0	22.9	10.8	27.2	11.4	786	476	44.7
4	全 体	abg	805	10.7	28.0	19.3	8.1	22.6	11.4	834	538	58.0
4	都 道 府 県	abg	19	15.8	36.8	10.5	0.0	21.1	15.8	21	12	83.3
4	政令・中核市	abg	25	20.0	28.0	20.0	16.0	4.0	12.0	27	21	57.1
4	そ の 他	abg	761	10.2	27.7	19.4	8.0	23.3	11.3	786	505	57.4
5	全 体	abg	805	9.3	31.1	19.6	7.2	21.2	11.6	834	550	60.2
5	都 道 府 県	abg	19	26.3	47.4	0.0	0.0	10.5	15.8	21	15	100.0
5	政令・中核市	abg	25	16.0	44.0	12.0	4.0	12.0	12.0	27	19	78.9
5	そ の 他	abg	761	8.7	30.2	20.4	7.5	21.8	11.4	786	516	58.3
6	全 体	abg	805	0.9	6.5	27.0	19.0	34.8	11.9	834	438	13.5
6	都 道 府 県	abg	19	0.0	15.8	26.3	0.0	42.1	15.8	21	9	33.3
6	政令・中核市	abg	25	0.0	4.0	28.0	28.0	28.0	12.0	27	15	6.7
6	そ の 他	abg	761	0.9	6.3	26.9	19.2	34.8	11.8	786	414	13.3
7	全 体	abg	805	4.1	9.9	22.1	16.3	35.4	12.2	834	431	26.2
7	都 道 府 県	abg	19	10.5	26.3	10.5	5.3	31.6	15.8	21	11	63.6
7	政令・中核市	abg	25	8.0	8.0	44.0	12.0	16.0	12.0	27	18	22.2
7	そ の 他	abg	761	3.8	9.6	21.7	16.7	36.1	12.1	786	402	25.4
8	全 体	abg	805	0.4	0.5	1.4	2.7	12.0	83.0	834	41	17.1
8	都 道 府 県	abg	19	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	78.9	21	0	N. C.
8	政令・中核市	abg	25	0.0	4.0	0.0	0.0	8.0	88.0	27	1	100.0
8	そ の 他	abg	761	0.4	0.4	1.4	2.9	12.0	82.9	786	40	15.0

N. C.: 算出不可。

選択肢「8. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	インターネットホームページ
そ の 他	同業種等の前協定によるもの 住民から 県、保健所 協定に関する図書 過去の協定



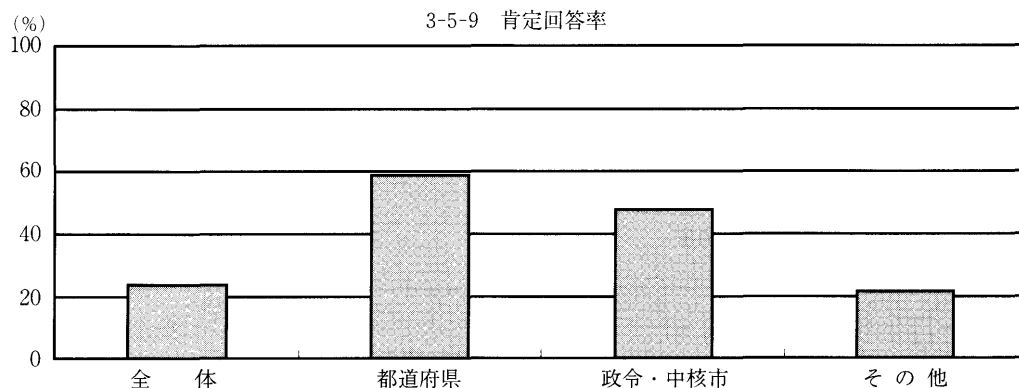
(分析) 協定の締結・改訂交渉で役立った情報がどのような源から得られたものかに関しては、「1」当該自治体が独自に実施・収集したもの、「5」交渉相手企業から提供されたもの、「4」他の自治体から提供されたもの、が高い肯定回答率を得ていることは全ての自治体階層区分で一致しており、これらが有用であったことがわかる。政令・中核市とその他自治体にあつては「2」都道府県から提供されたもの、も高い率を上げている。その一方「3」国から提供されたもの、について都道府県が高く、それ以外が低い率なのは、国から市区町村への情報伝達は都道府県を介することが多いからであろうと考えられる。そう考えると、都道府県とそれ以外との本質的な違いは「7」大学関係者等専門家から提供されたもの、に対する評価の違いであろう。都道府県のみが高い肯定回答率を与えており、専門家との共同作業の多さを推定させるが、都道府県の有効回答数が10程度とかなり少ないので注意が必要であろう。

【協定締結交渉過程での譲歩の経験の有無】

3-5-9 企業等と公害防止協定の締結のための交渉を行っていて、交渉の過程で具体的規制内容について貴団体が譲歩することがあります。適切な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. ある 2. ない 3. 交渉したことがない 4. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)					肯定回答率 (%)
			1	2	3	4	無回答	
全 体	g	834	12.4	40.5	11.9	27.8	7.3	23.4
都 道 府 県	g	21	33.3	23.8	0.0	28.6	14.3	58.3
政令・中核市	g	27	33.3	37.0	3.7	14.8	11.1	47.4
そ の 他	g	786	11.1	41.1	12.5	28.2	7.0	21.2



ここでの肯定回答率は「1」/(「1」+「2」)である。

(分析) まず、本問は協定を現に締結しているところのみを集計対象にしているが、「3」交渉したことがない、という回答が、その他自治体では12.5%もあったことは意外の感がある。協定を締結してはいるが、交渉したことはないという事象をどのように理解するかについては、検討が必要である*。

つぎに肯定回答率をみる。都道府県、政令・中核市、その他自治体の順に肯定回答率が高い。これは、3-5-11の結果から類推される追加的規制を行っている率の順と一致していることが関係し

* この点について草稿の段階で、市原純氏より、その他自治体において多い追加的規制を含まぬ協定では交渉が不必要なのではないか、との指摘を受けた。

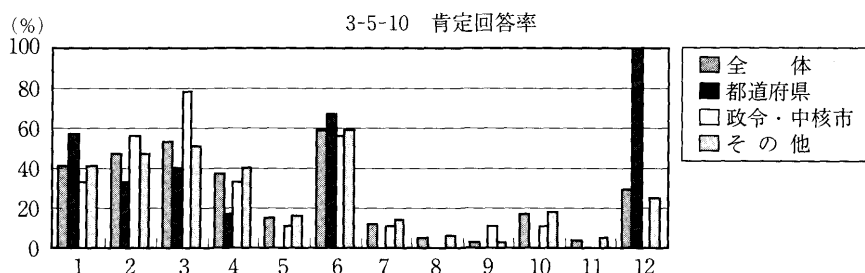
1) 当初の案に科学的根拠がなかった	(1	2	3	4	5)
2) 他の自治体の協定に比べ厳しい	(1	2	3	4	5)
3) 法や都道府県条例による規制に比べ厳しい（都道府県の方は「法による規制に比べ厳しい」としてお答え下さい。）	(1	2	3	4	5)
4) 協定相手企業に資力がない	(1	2	3	4	5)
5) 汚染発生源が対策をとるための十分な公的助成制度がない	(1	2	3	4	5)
6) 汚染発生源がとるべき追加的対策の費用が大きい	(1	2	3	4	5)
7) 住民運動・NGO・被害者組織等の圧力が小さい	(1	2	3	4	5)
8) 譲歩を求める議会の圧力が大きい	(1	2	3	4	5)
9) マスコミ報道の圧力が小さい	(1	2	3	4	5)
10) 都道府県の指導（都道府県の方は回答不要です。）	(1	2	3	4	5)
11) 国の指導	(1	2	3	4	5)
12) その他（ ）	(1	2	3	4	5)

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集 計 対象数	無回答 等を除く	率 (%)
1	全 体	abgk	99	15.2	25.3	33.3	23.2	1.0	2.0	103	99	41.4
1	都 道 府 県	abgk	6	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	7	7	57.1
1	政令・中核市	abgk	8	12.5	12.5	25.0	50.0	0.0	0.0	9	9	33.3
1	そ の 他	abgk	85	14.1	25.9	36.5	20.0	1.2	2.4	87	83	41.0
2	全 体	abgk	99	16.2	28.3	30.3	19.2	6.1	0.0	103	95	47.4
2	都 道 府 県	abgk	6	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	7	6	33.3
2	政令・中核市	abgk	8	37.5	12.5	12.5	37.5	0.0	0.0	9	9	55.6
2	そ の 他	abgk	85	12.9	31.8	31.8	16.5	7.1	0.0	87	80	47.5
3	全 体	abgk	99	19.2	30.3	32.3	15.2	1.0	2.0	103	99	52.5
3	都 道 府 県	abgk	6	33.3	0.0	33.3	16.7	0.0	16.7	7	5	40.0
3	政令・中核市	abgk	8	37.5	37.5	12.5	12.5	0.0	0.0	9	9	77.8
3	そ の 他	abgk	85	16.5	31.8	34.1	15.3	1.2	1.2	87	85	50.6
4	全 体	abgk	99	5.1	30.3	42.4	17.2	4.0	1.0	103	96	37.5
4	都 道 府 県	abgk	6	0.0	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0	7	6	16.7

4	政令・中核市	abgk	8	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	9	9	33.3
4	そ の 他	abgk	85	5.9	31.8	42.4	14.1	4.7	1.2	87	81	39.5
5	全 体	abgk	99	1.0	12.1	56.6	23.2	6.1	1.0	103	95	14.7
5	都 道 府 県	abgk	6	0.0	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0	7	6	0.0
5	政令・中核市	abgk	8	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	9	9	11.1
5	そ の 他	abgk	85	1.2	14.1	56.5	21.2	5.9	1.2	87	80	16.3
6	全 体	abgk	99	18.2	37.4	27.3	11.1	3.0	3.0	103	96	59.4
6	都 道 府 県	abgk	6	33.3	33.3	16.7	16.7	0.0	0.0	7	6	66.7
6	政令・中核市	abgk	8	25.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0	9	9	55.6
6	そ の 他	abgk	85	16.5	38.8	27.1	10.6	3.5	3.5	87	81	59.3
7	全 体	abgk	99	0.0	11.1	38.4	44.4	4.0	2.0	103	96	12.5
7	都 道 府 県	abgk	6	0.0	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0	7	6	0.0
7	政令・中核市	abgk	8	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	9	9	11.1
7	そ の 他	abgk	85	0.0	12.9	37.6	43.5	3.5	2.4	87	81	13.6
8	全 体	agk	99	0.0	5.1	35.4	52.5	5.1	2.0	99	92	5.4
8	都 道 府 県	agk	6	0.0	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0	6	5	0.0
8	政令・中核市	agk	8	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	8	8	0.0
8	そ の 他	agk	85	0.0	5.9	34.1	52.9	4.7	2.4	85	79	6.3
9	全 体	abgk	99	0.0	2.0	35.4	54.5	6.1	2.0	103	94	3.2
9	都 道 府 県	abgk	6	0.0	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0	7	6	0.0
9	政令・中核市	abgk	8	0.0	0.0	37.5	62.5	0.0	0.0	9	9	11.1
9	そ の 他	abgk	85	0.0	2.4	35.3	54.1	5.9	2.4	87	79	2.5
10	全 体	abcgk	93	2.2	14.0	31.2	44.1	4.3	4.3	96	88	17.0
10	都 道 府 県	abcgk	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	0	0	N. C.
10	政令・中核市	abcgk	8	0.0	12.5	37.5	50.0	0.0	0.0	9	9	11.1
10	そ の 他	abcgk	85	2.4	14.1	30.6	43.5	4.7	4.7	87	79	17.7
11	全 体	abgk	99	0.0	4.0	28.3	58.6	5.1	4.0	103	94	4.3
11	都 道 府 県	abgk	6	0.0	0.0	33.3	50.0	16.7	0.0	7	6	0.0
11	政令・中核市	abgk	8	0.0	0.0	37.5	62.5	0.0	0.0	9	9	0.0
11	そ の 他	abgk	85	0.0	4.7	27.1	58.8	4.7	4.7	87	79	5.1
12	全 体	abgk	99	1.0	2.0	3.0	6.1	6.1	81.8	103	14	28.6
12	都 道 府 県	abgk	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	7	1	100.0
12	政令・中核市	abgk	8	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	87.5	9	1	0.0
12	そ の 他	abgk	85	1.2	2.4	2.4	7.1	7.1	80.0	87	12	25.0

N. C. : 算出不可。

選択肢「12. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	—
そ の 他	締結企業との合意。法・条例の規制対象となっていない物質の規制について 協定も契約の一面もあることから、一方的な内容とできにくいところがある 協定の内容が厳しい 規制基準達成の見直し



(分析) この問においては都道府県と政令・中核市においては、集計対象数そのものが10未満であることに注意しながら図を見ることにする。どの自治体階層区分でも一致して高い肯定回答率を上げているのは「6」汚染発生源がとるべき追加的対策の費用が大きい、である。これは、協定による規制値水準に対策費用が考慮されていることをあらためて確認している。「3」法や都道府県条例による規制(都道府県にあっては法によるそれ)に比べ厳しい、「2」他の自治体の協定に比べ厳しい、「1」当初の案に科学的根拠がなかった、がそれに次いでいる。「3」「2」は、他の規制値水準との比較が行われていることを示す。「1」で都道府県が高率を示していることは、3-5-4(遵守されていることに影響している項目)の、協定に科学的根拠がある、とする項目で都道府県が高率を示していることと一見矛盾しているようにも感ぜられるが、本問で回答している自治体が3-5-4におけるそのほぼ部分集合となっていると考えられ、科学性を重んじているからこそ譲歩している、とみるならば整合的であると思われる。

【個別の協定の諸属性】*

* 本問では、個別の協定について質問文に示すような諸属性を尋ねた。それゆえ、以下における集計結果は、自治体の数でなく協定の数についてのそれであり、そして3-1-2で見たように一つの自治体が締結している協定数には大きなばらつきがあるため、よりたくさんの協定を結んでいる自治体の状況がより強く反映されることになるので、結果の解釈にあたってはその点への注意が必要である。

3-5-11 締結している全ての公害防止協定に関して、最後尾に添付の表の各欄に以下のことをご記入下さい。

『企業名』: 協定締結相手の企業名(事業所名, 研究所名等)。

『業種』: 上記企業(事業所, 研究所等)の業種。以下から適当なものを選んで下さい。

農業, 林業, 漁業, 鉱業, 建設, 食料品製造, 衣服・繊維, 木材・木製品, 紙・パルプ, 出版・印刷, 化学, 石油製品・石炭製品, プラスチック製品, ゴム・皮革, 窯業・土石, 鉄鋼, 非鉄金属, 金属製品, 一般機械, 電気機械, 輸送用機械, 精密機械, 電力・ガス・熱供給, 運輸, ゴルフ場, 産業廃棄物, 研究所, その他()。

『従業員数』: 上記企業(事業所, 研究所等)のおよその従業員数。

『締結年月日』: 当該協定を最初に締結した年月日。および協定を更新している場合には最終の更新期日も。

『他の協定参加者』: 貴団体および上記企業(事業所, 研究所等)以外で, 当該協定に当事者または立会人として参加している個人または団体の名称。

『公開/非公開』: 当該協定の内容を一般住民に公開しているなら○, 非公開にしているなら×

『追加的規制』: 当該協定による法や条例を上回る何らかの具体的な追加的規制(上乗せ規制, 裾

だし規制, 横だし (施設種) 規制, 横だし (物質) 規制) を行っている場合には○, そうでないなら×。

『努力義務』: 締結相手の企業 (事業所, 研究所等) の一般的な公害・環境対策の努力義務が規定されているなら○, そうでないなら×。

『環境整備』: 締結相手の企業 (事業所, 研究所等) の緑化等の環境整備の義務が規定されているなら○, そうでないなら×。

『制裁措置』: 当該協定に違反した場合の制裁措置が規定されているなら○, そうでないなら×。

『立入検査』: 立入検査権限を当該協定が規定しているなら○, そうでないなら×。

『住民参加』: 協定の運用に対する住民参加の規定があるなら○, そうでないなら×。

『その他』: 上記以外の規定事項。

記入欄が足りない場合には別の紙に記入したものを添付して下さい。また, 適当な資料のコピーを添付していただくことで回答に代えて下さって結構です。

協定件数

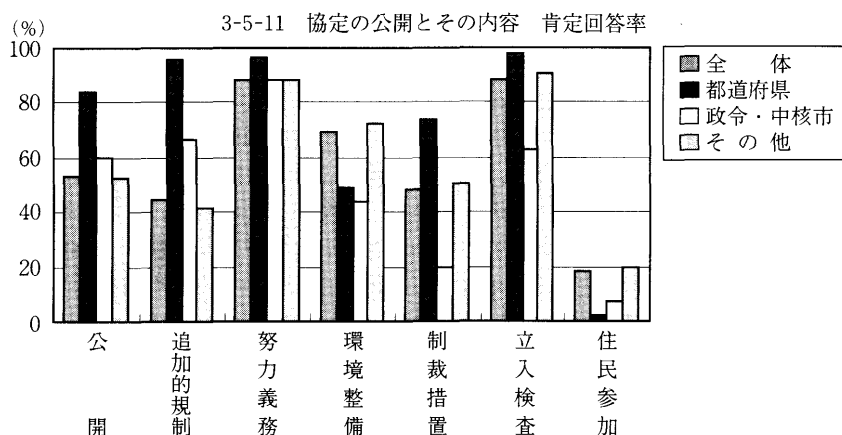
集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総数	平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
全 体	g	834	622	8,964	14.4	6	1	450	1
都 道 府 県	g	21	18	156	8.7	5	1	65	1
政令・中核市	g	27	24	617	25.7	11	6	180	1
そ の 他	g	786	580	8,191	14.1	6	1	450	1

① 協定の公開および内容

		回答内容	公開／非公開	追加の規制	努力義務	環境整備	制裁措置	立入検査	住民参加
全体	総数		8,964	8,964	8,964	8,964	8,964	8,964	8,964
	%	○	37.0	33.2	66.3	55.1	37.8	72.1	12.6
		△	1.9	1.3	1.2	0.3	0.0	0.2	0.0
		×	30.1	39.9	7.4	23.9	40.6	9.3	57.2
		－	30.9	25.5	25.1	20.6	21.6	18.3	30.2
「－」除く%	○	53.6	44.6	88.5	69.5	48.2	88.3	18.1	
都道府県	総数		156	156	156	156	156	156	156
	%	○	83.3	92.3	96.2	48.7	73.7	98.1	1.9
		△	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
		×	11.5	4.5	3.8	51.3	26.3	1.9	96.8
		－	0.6	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
「－」除く%	○	83.9	95.4	96.2	48.7	73.7	98.1	1.9	
政令・中核市	総数		617	617	617	617	617	617	617
	%	○	34.2	50.7	85.9	43.3	19.3	61.6	6.6
		△	3.7	0.0	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0
		×	19.0	25.4	11.7	52.5	79.1	34.2	83.1
		－	43.1	23.8	2.4	1.6	1.6	1.6	10.2
「－」除く%	○	60.1	66.6	88.0	44.0	19.6	62.6	7.4	

その他	総数		8,191	8,191	8,191	8,191	8,191	8,191	8,191
	%	○	36.3	30.7	64.3	56.2	38.5	72.4	13.2
		△	1.7	1.5	1.3	0.1	0.0	0.0	0.0
		×	31.3	41.7	7.1	21.2	37.9	7.6	54.4
		－	30.6	26.1	27.3	22.5	23.6	19.9	32.3
	「－」除く%	○	52.4	41.6	88.4	72.4	50.4	90.5	19.6

表の「△」は個別の協定については「○」「×」の回答がなかったものの、当該自治体の協定について「○」のものもあるとする回答があった場合にあてはめた。



(分析) まず「公開」についてみる。都道府県にあつては80%あまりが協定を公開しているが、政令・中核市やその他自治体にあつては50～60%程度である。これが一般的な情報公開の傾向と一致するののかも検討の価値があるであろう。

条例や指導要綱はその内容が常に公開されているが、協定は非公開となる場合がある。「非公開」の理由を考えると、「公開」されている場合、もし、その内容が緩いものなら自治体と企業は住民から批判されるであろう。自治体は、協定内容の不平等を（より厳しい内容を結ばされている）他の企業から平等な扱いを求められる可能性もある。実際そのような理由から非公開にしているとする自治体もある*。一方、厳しい内容の協定が「公開」される場合、締結企業は他の自治体からも同様の厳しい要求をされる可能性がある。実際、1968年に東京都と東京電力が、両者間において最初の協定を締結したとき、その内容が公開されていたため、東京電力はすぐに千葉県や神奈川県からも同様の要求をつきつけられ協定を結ぶことになった。そうした余波は同業他社さらに他の企業にもおよぶことが十分に考えられ、締結企業はそうした企業や業界からも批判される可能性もある。実際のデータをみてみると、相対的により頻繁に追加的規制を伴う（それゆえより厳しいと考えられる）都道府県の協定がより公開されている。この事実からすると、非公開の理由は前者の説明、すなわち緩い内容の協定が非公開とされている、という方がより妥当する場合が多い可能性が高い。

つぎに「追加的規制」についてみる。追加的規制を行っている比率の高いのは都道府県の協定であり、ついで政令・中核市、その他自治体のそれであるということがはっきりと読みとれる。公害防止協定の歴史について語られるとき、横浜市と電源開発の1964年の協定や東京都と東電の1968

年の協定のように、法や条例をこえた水準の対策を要求する、具体的に環境の改善を行うものとして語られることが多かったが、本アンケート調査の結果、半数以上の協定は追加的規制をしていないことがわかった。おそらく、そうした協定は、紛争の防止・回避、いいかえるならば住民と企業とのリスク・コミュニケーション、自治体と企業関係の円滑化に関連する役割を果たしてきたものと思われる。こうした点は、地域環境の保全のあり方について考える上で重要と思われるが、まだまだ未解明の部分が多いといえる。住民と企業との関係に影響をおよぼすであろうと考えられるPRTR法も施行され、協定のリスク・コミュニケーションにおける役割の研究は興味深いであろう。

「努力義務」については、どの自治体階層区分の協定にあっても90%前後が定めており、最も基本的な条項であることがわかる。ただし、これだけであると具体的なことを何も定めない名目的な協定であるとの批判を招くであろう。

「環境整備」については、その他自治体の協定に定められている率が高い。こうした点に関する条項は、公害防止のみから環境保全一般へという流れの中で1980-90年代に定められてきた場合が多いと考えられるのだが、後で見ると、その他自治体における協定の方が都道府県や政令・中核市のそれに比べ、より最近に結ばれたものが多いことが関係しているのかもしれない。

「制裁措置」については、都道府県の協定で定められている率が高く、政令・中核市のそれらでは極端に低く、その他自治体の協定がその中間であるという、やや特異な傾向を示している。

「立入検査」については、都道府県とその他自治体の協定の90%以上が定めているが、政令・中核市のそれでは60%と低い。これも特異な感を受ける結果である。

「住民参加」については、その他自治体の協定において20%と高く、ついで政令・中核市、都道府県の協定の順である。これは、住民参加は、より小さな自治体の協定において規定されやすい、ということを表しており、自治体行政部と住民との距離はより小規模な自治体で近いであろうから、説得的と思われる。

ところで、政令・中核市の協定で、本文において何らかの属性の回答があったのは671件であるが、そのうち142件(21%)はある一つの自治体が運送業者と結んだものであり、これらは全て「公開／非公開」「追加的規制」については無回答、「努力義務」が○、「環境整備」「制裁措置」「立入検査」「住民参加」については×となっている。これを当該自治体自らが呼ぶように“特殊なもの”と位置づけ除外して考えた場合は、政令・中核市の協定の肯定回答率は「努力義務」が82%と若干減少するが余り変化はない一方、「環境整備」「制裁措置」「立入検査」「住民参加」についてはそれぞれ、57%、25%、81%、9.6%、と約1.3倍に増加する。そうした場合、「環境整備」「住民参加」については政令・中核市の協定は都道府県とその他自治体の協定の中間的な位置を占め、また、「立入検査」については都道府県、その他自治体の協定とほぼ同等の位置を占め、より説得的と思われる。しかし、「制裁措置」については、なおも明らかに肯定回答率は他に比べ低く、その説得的な解釈は今のところ見あたらない**。

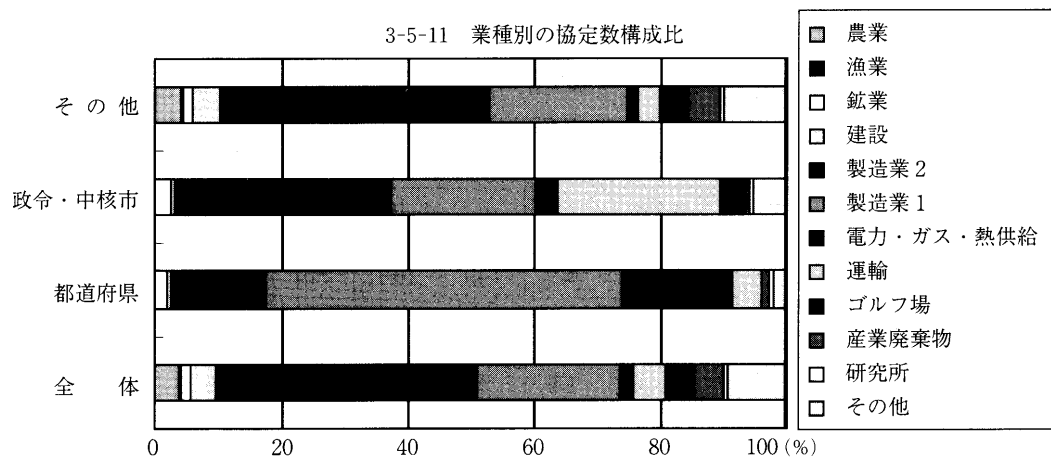
規定内容全体としては、「努力義務」と「立入検査」が規定されている比率が全般的に高く、「追加的規制」や「住民参加」については自治体階層区分の違いがはっきりしているといえよう。

* この点については、このアンケート以外の聞き取り調査による。

** その他、都道府県の協定156件のうち65件(41.7%)はある1つの県の協定であることも注意を要するであろう。

② 業種

		加工前データ				業種無回答・分類不可を除き 一部業種をグループ化			
		全体	都道府県	政令・ 中核市	その他	全体	都道府県	政令・ 中核市	その他
	総 数 (件)	8,964	156	617	8,191	7,278	154	580	6,544
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
	農 業	3.0	0.0	0.0	3.3	3.7	0.0	0.0	4.1
	漁 業	0.3	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.4
	鉱 業	1.4	1.9	2.4	1.3	1.7	1.9	2.6	1.6
	建 設	3.1	0.6	0.5	3.4	3.8	0.6	0.5	4.2
製 造 業 2	食 料 品 製 造	6.7	0.0	6.5	6.9	41.5	14.9	34.3	42.8
	飲料・たばこ・飼料製造	0.7	0.6	0.3	0.8				
	衣 服 ・ 織 維	2.0	4.5	1.8	2.0				
	木 材 ・ 木 製 品	1.5	0.6	1.1	1.6				
	出 版 ・ 印 刷	0.9	0.0	0.2	1.0				
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	1.7	1.3	0.5	1.8				
	ゴ ム ・ 皮 革	0.9	1.3	1.0	0.9				
	金 属 製 品	7.8	1.9	2.3	8.3				
	一 般 機 械	3.8	1.3	1.9	4.0				
	電 気 機 械	3.2	0.0	4.1	3.2				
製 造 業 1	輸 送 用 機 械	2.7	1.9	12.3	2.0	22.7	56.5	22.8	21.9
	精 密 機 械	1.6	1.3	0.3	1.7				
	紙 ・ パ ル プ	1.9	4.5	2.1	1.8				
	化 学	6.8	29.5	9.1	6.2				
	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	1.2	4.5	2.4	1.1				
	窯 業 ・ 土 石	4.3	3.8	2.4	4.4				
	鉄 鋼	2.7	6.4	4.1	2.5	9.3	1.9	5.0	9.9
	非 鉄 金 属	1.6	7.1	1.3	1.6				
	電 力 ・ ガ ス ・ 熱 供 給	1.6	17.3	3.6	1.2	2.0	17.5	3.8	1.5
	運 輸	4.3	4.5	24.1	2.8	5.3	4.5	25.7	3.5
	ゴ ル フ 場	3.5	0.0	3.7	3.6	4.3	0.0	4.0	4.4
	産 業 廃 棄 物	3.8	1.3	0.6	4.1	4.7	1.3	0.7	5.1
	研 究 所	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6
	そ の 他	7.6	1.9	4.7	7.9	9.3	1.9	5.0	9.9
	分 類 不 可	4.1	1.3	1.6	4.4				
	—	14.7	0.0	4.4	15.7				



(分析) 業種はやはり製造業が64%程度と多いことがわかる。製造業については、より細かく分類してあるが、我々の興味は大きな傾向を見ることであるので、産業公害の中心的な発生源とされてきた素材型産業の「製造業1」とそれ以外の「製造業2」に区分した。都道府県の協定では、「製造業1」と「電力・ガス・熱供給」の占める割合が極めて大きく、この2つで74%である。都道府県が協定を用いて制御しようとしたのは、主に、これらの伝統的な汚染発生業種であることがわかる。政令・中核市の協定では、「運輸」の比率が高いが、これは協定の公開及び内容に関する分析のところで述べた一つの自治体における多数の運送業者との協定の締結が効いている。それらを除くと、業種の比率は都道府県とその他自治体におけるそれらのおおよそ中間的なパターンとなる。政令・中核市、その他自治体の協定も製造業が中心である。その他自治体の協定においては「製造業2」が「製造業1」よりも多くなっているのが都道府県のそれと対照的である。これは「製造業1」の工場などは人口規模の大きい自治体に立地する傾向(逆にそうした工場があるから人口が多いということもあろう)にあることと関連すると思われる。政令・中核市の協定の「製造業1」と「製造業2」の比率は都道府県とその他自治体の協定のその中間的な位置にある。

「ゴルフ場」の協定は、都道府県の協定にはなく、政令・中核市、その他自治体の協定にのみ見いだされた。「産業廃棄物処理業」「農業」「建設業」の協定は、その他自治体においてその比率が高い。

業種の「その他」の分類については、特にその他自治体の協定において1割程度と多いが、その業種の内容について記入のあったものをみると小売り・卸売り(危険と思われるものを扱うものを含む)、ホテル・旅館、自動車修理、不動産、等が見受けられる。

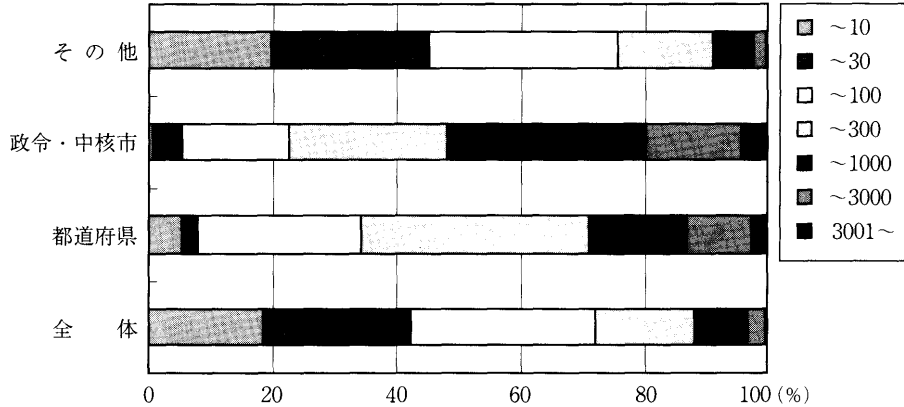
③ 従業員数

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総協定数	総従業員数	平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
全 体	g	834	337	3,213	610,333	190.0	44	10	21,950	0
都 道 府 県	g	21	8	38	19,959	525.2	150	89	5,800	0
政令・中核市	g	27	11	191	176,192	922.5	350	3,000	21,950	5
そ の 他	g	786	318	2,984	414,182	138.8	40	20	14,000	0

従業員数別協定数

従業員数区分	全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
全 体	3,213	38	191	2,984	100.0	100.0	100.0	100.0
～10	586	2	1	583	18.2	5.3	0.5	19.5
～30	773	1	9	763	24.1	2.6	4.7	25.6
～100	950	10	33	907	29.6	26.3	17.3	30.4
～300	521	14	49	458	16.2	36.8	25.7	15.3
～1000	275	6	61	208	8.6	15.8	31.9	7.0
～3000	93	4	30	59	2.9	10.5	15.7	2.0
3001～	15	1	8	6	0.5	2.6	4.2	0.2

3-5-11 従業員数別の協定数構成比



(分析) 従業員数については回答率が36%程度と低かったが、それでも全体で3,000件以上である。協定締結事業所の従業員数の中央値は、都道府県が150人、政令・中核市が350人、その他自治体が40人となっており、協定締結対象の事業所の規模は都道府県と政令・中核市は比較的大きく、その他自治体は小さいといえることができる。

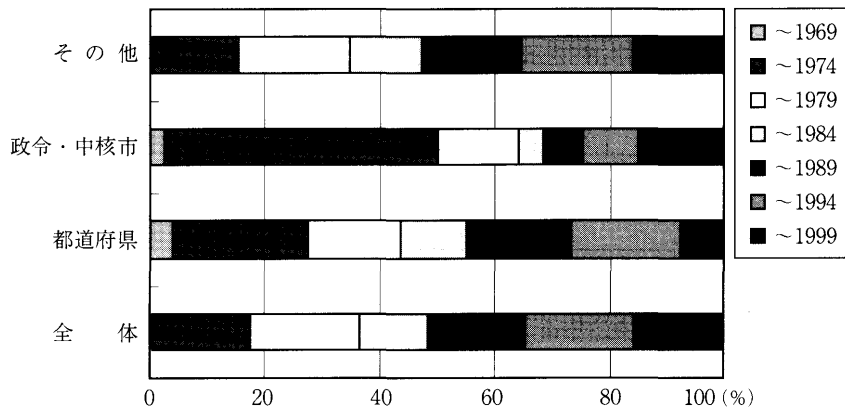
④ 締結年次

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総協定数	平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
全 体	g	834	599	8,534	1984.4	1985	1974	2000	1963
都 道 府 県	g	21	18	156	1982.1	1983	1990	1999	1965
政令・中核市	g	27	24	475	1979.4	1974	1971	1999	1964
そ の 他	g	786	557	7,903	1984.7	1985	1974	2000	1963

締結年次別の協定数

各区分毎	全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
総 数	8,534	156	475	7,903	100	100	100	100
1963-69	33	6	12	15	0.4	3.8	2.5	0.2
1970-74	1,448	37	226	1,185	17.0	23.7	47.6	15.0
1975-79	1,636	25	67	1,544	19.2	16.0	14.1	19.5
1980-84	1,026	18	19	989	12.0	11.5	4.0	12.5
1985-89	1,424	28	34	1,362	16.7	17.9	7.2	17.2
1990-94	1,623	30	46	1,547	19.0	19.2	9.7	19.6
1995-99	1,343	12	71	1,260	15.7	7.7	14.9	15.9
2000	1	0	0	1	0.0	0.0	0.0	0.0

3-5-11 締結年次別の協定数構成比



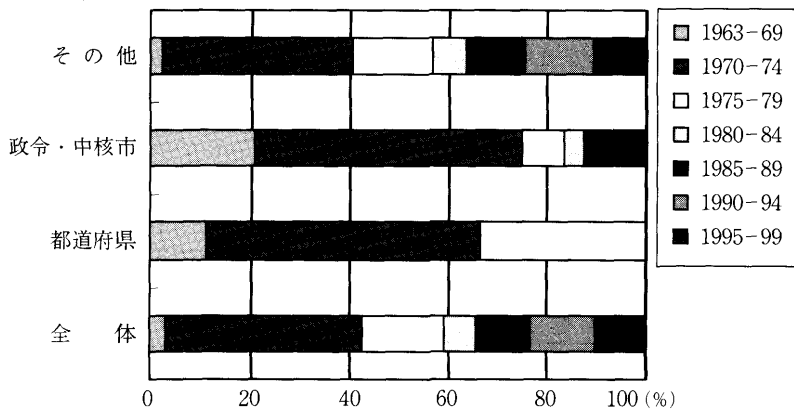
(分析) 政令・中核市の協定の50%は1974年までに締結されている、という偏りがある。都道府県の協定の締結年次は上のグラフでは分散されているが、ある一つの県の協定が42%を占めることに注意しこれを除いて集計すると、政令・中核市の協定と同じ程度か逆にさらに早期に締結されているものが多い。その他自治体の協定の締結年次は全般的に分散している。細かく見ると80年代前半の締結数割合が少ないが、その後また多くなってきているのがわかる。

⑤ 各自治体が最初の協定を締結した時期

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	平均値	中央値	最頻値	最 遅	最 早
全 体	g	834	599	1980.1	1976	1973	1999	1963
都 道 府 県	g	21	18	1972.3	1972.5	1976	1976	1965
政令・中核市	g	27	24	1973.5	1971	1970	1996	1964
そ の 他	g	786	557	1980.6	1977	1973	1999	1963

各区分毎	全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
総 数	599	18	24	557	100	100	100	100
1963-69	20	2	5	13	3.3	11.1	20.8	2.3
1970-74	236	10	13	213	39.4	55.6	54.2	38.2
1975-79	99	6	2	91	16.5	33.3	8.3	16.3
1980-84	38	0	1	37	6.3	0.0	4.2	6.6
1985-89	67	0	2	65	11.2	0.0	8.3	11.7
1990-94	79	0	0	79	13.2	0.0	0.0	14.2
1995-99	60	0	1	59	10.0	0.0	4.2	10.6

3-5-11 最初の協定締結時期別の自治体数構成比



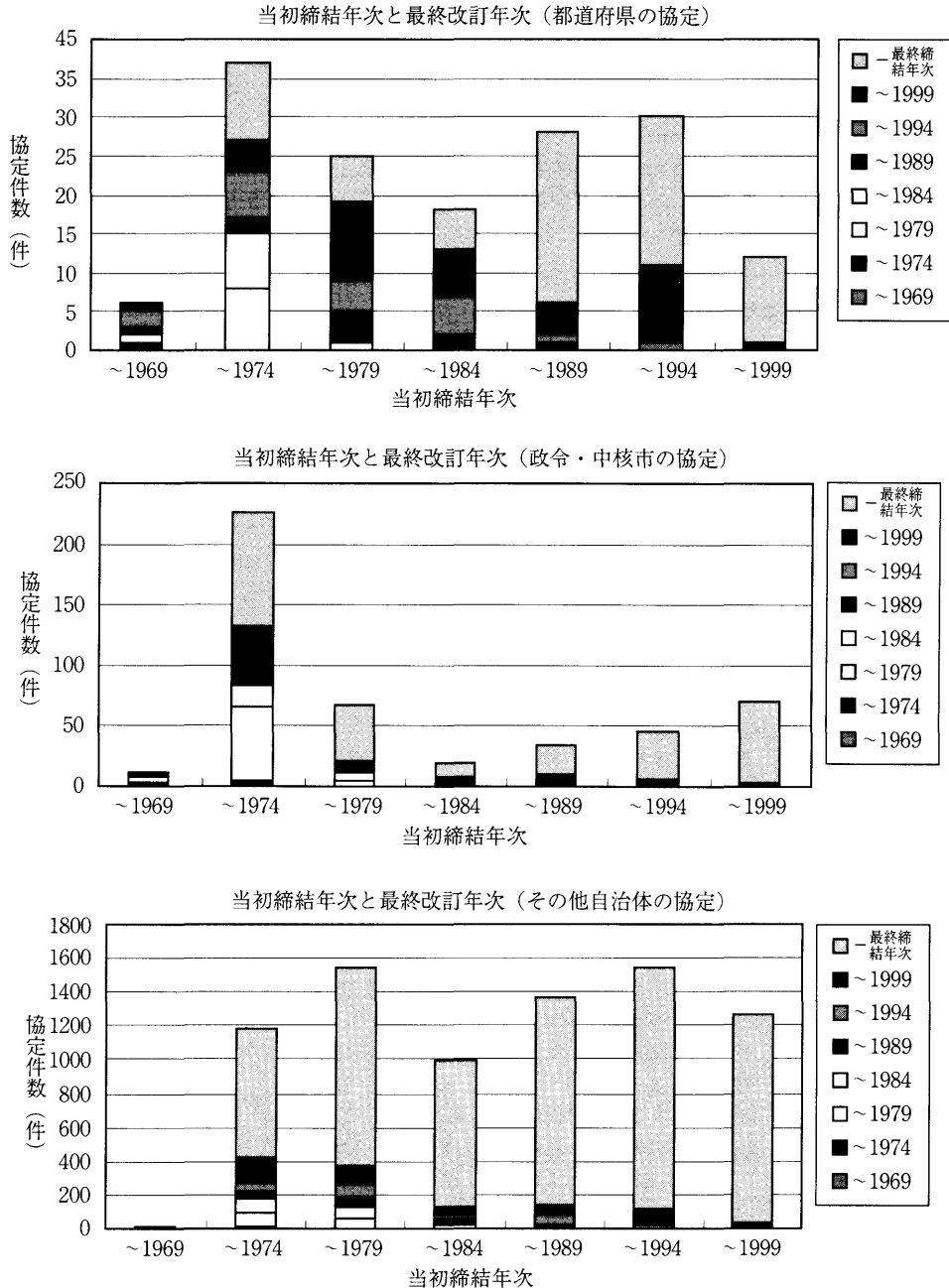
(分析) 本問の問題文の直前での説明と異なり、ここでは、協定単位でなく自治体単位の分析を行った。協定の普及の様子を見るために、一つの自治体が最初に協定を最初に結んだのはいつか(その自治体の協定のうち締結年次が一番古いものの年次)を見た。都道府県は全て70年代にすでに最初の協定を結んでいる。政令・中核市も83%が70年代に既に結んでいる。また、60年代においては都道府県より政令・中核市の方が締結している割合が高く、最も初期の協定の普及は政令・中核市が中心であった可能性が高い。その他自治体にあつては、やはり70年代前半に最初の協定を締結したところが40%程度と多いが、その他の時期の割合も比較的ばらつきが少なく、大きく見ると、都道府県や政令・中核市からその他の自治体へと協定は普及していったとみることができる。それはまた、公害・環境問題の空間的な広がりや、人口の集中した地域からそうでない地域へと拡散していった過程を表現していると見ることもできるであろう。

⑥ 当初締結年次と最終改訂年次

都道府県	最 終 改 訂 年 次									最 終 改 訂 年 次								
	件 数 (件)									比 率 (%)								
当初締結年次	~1969	~1974	~1979	~1984	~1989	~1994	~1999	—	合計	~1969	~1974	~1979	~1984	~1989	~1994	~1999	—	
~1969	0	1	0	1	1	2	1	0	6	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	
~1974		0	8	7	2	6	4	10	37		0.0	21.6	18.9	5.4	16.2	10.8	27.0	
~1979			0	1	4	4	10	6	25			0.0	4.0	16.0	16.0	40.0	24.0	
~1984				0	2	5	6	5	18				0.0	11.1	27.8	33.3	27.8	
~1989					1	1	4	22	28					3.6	3.6	14.3	78.6	
~1994						1	10	19	30						3.3	33.3	63.3	
~1999							1	11	12							8.3	91.7	

政令・中核市	最 終 改 訂 年 次									最 終 改 訂 年 次								
	件 数 (件)									比 率 (%)								
当初締結年次	~1969	~1974	~1979	~1984	~1989	~1994	~1999	—	合計	~1969	~1974	~1979	~1984	~1989	~1994	~1999	—	
~1969	1	2	5	0	0	0	2	2	12	8.3	16.7	41.7	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	
~1974		5	61	17	1	1	48	93	226		2.2	27.0	7.5	0.4	0.4	21.2	41.2	
~1979			5	6	2	2	6	46	67			7.5	9.0	3.0	3.0	9.0	68.7	
~1984				2	1	0	5	11	19				10.5	5.3	0.0	26.3	57.9	
~1989					1	0	9	24	34					2.9	0.0	26.5	70.6	
~1994						2	4	40	46						4.3	8.7	87.0	
~1999							4	67	71							5.6	94.4	

その他自治体	最 終 改 訂 年 次									最 終 改 訂 年 次								
	件 数 (件)									比 率 (%)								
当初締結年次	~1969	~1974	~1979	~1984	~1989	~1994	~1999	—	合計	~1969	~1974	~1979	~1984	~1989	~1994	~1999	—	
~1969	0	0	2	0	0	0	1	12	15	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	6.7	80.0	
~1974		13	83	83	38	52	146	770	1,185		1.1	7.0	7.0	3.2	4.4	12.3	65.0	
~1979			56	78	57	61	117	1,175	1,544			3.6	5.1	3.7	4.0	7.6	76.1	
~1984				18	36	29	43	863	989				1.8	3.6	2.9	4.3	87.3	
~1989					27	50	62	1,223	1,362					2.0	3.7	4.6	89.8	
~1994						28	87	1,432	1,547						1.8	5.6	92.6	
~1999							32	1,228	1,260							2.5	97.5	



（図注）最終締結年次の凡例の「－」は無記入であり、改訂されていないことを示すと解釈する。

（分析） 今回の調査では、改訂時期について、最後に改訂された時期のみを尋ねたため、図は一つの協定がいつの時期に改訂されたかを全て表すのではなく、最後にいつ改訂されたかを表している。また、3つのグラフの縦軸は尺度が異なるので注意が必要である。

改訂は時間の経過の中で必要となるものであるから、当初締結年が古いものほど、改訂される確

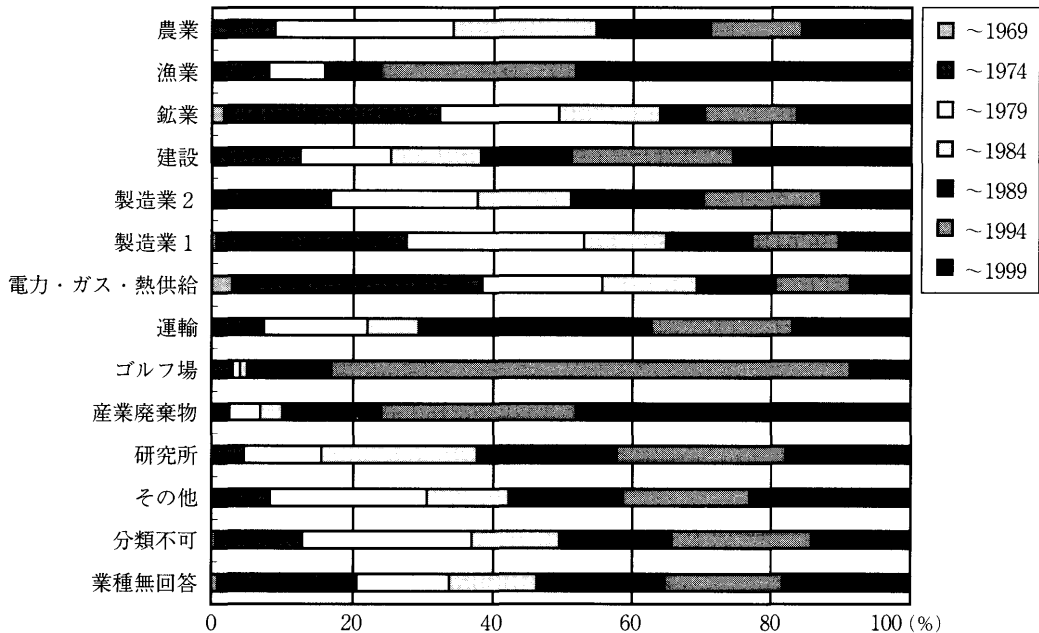
率は高くなることが予想され、たしかにどの自治体階層区分においてもそのようになっている。また、自治体階層区分毎のグラフを比較すると、都道府県、政令・中核市、その他自治体の順で、協定が改訂されている率が高い。その他自治体にあつては、改訂されている協定の比率は低く、1970年代前半に締結されたものでも、65%は改訂されていない。

厳密には個別ケース毎の吟味が必要であるが、長期間を経ても改訂されていない協定が多数あることは、死文化してしまっている協定が少なからず存在していることを予想させる。その実態の解明については新たな調査が必要である。

⑦ 業種別協定の締結年次構成比

			加工前の構成比（％）								無回答を除く構成比（％）							
	業 種	総数	～1969	～1974	～1979	～1984	～1989	～1994	～1999	—	～1969	～1974	～1979	～1984	～1989	～1994	～1999	
	農 業	267	0.0	8.6	24.3	19.9	15.7	12.7	15.0	3.7	0.0	8.9	25.3	20.6	16.3	13.2	15.6	
	漁 業	25	0.0	8.0	8.0	0.0	8.0	28.0	48.0	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0	8.0	28.0	48.0	
	鉱 業	124	1.6	27.4	15.3	12.9	5.6	12.1	14.5	10.5	1.8	30.6	17.1	14.4	6.3	13.5	16.2	
	建 設	279	0.0	12.2	12.5	12.5	12.5	22.6	24.7	2.9	0.0	12.5	12.9	12.9	12.9	23.2	25.5	
製 造 業 2	食 料 品 製 造	602	0.3	14.3	23.1	11.8	18.3	12.8	18.6	0.8								
	飲 料 ・ たばこ ・ 飼 料 製 造	67	0.0	7.5	13.4	16.4	17.9	20.9	23.9	0.0								
	衣 服 ・ 織 維	183	0.0	26.2	19.7	6.6	20.8	16.4	9.8	0.5								
	木 材 ・ 木 製 品	135	0.0	22.2	28.1	10.4	6.7	20.7	10.4	1.5								
	出 版 ・ 印 刷	83	0.0	9.6	20.5	9.6	27.7	16.9	14.5	1.2								
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	151	0.0	8.6	15.2	13.9	26.5	17.2	17.9	0.7	0.1	16.7	21.0	13.4	19.0	17.1	12.7	
	ゴ ム ・ 皮 革	82	0.0	20.7	29.3	15.9	14.6	11.0	8.5	0.0								
	金 属 製 品	699	0.0	14.4	26.3	13.0	16.0	19.6	10.2	0.4								
	一 般 機 械	345	0.0	13.6	23.5	17.1	16.8	15.4	13.0	0.6								
	電 気 機 械	289	0.3	17.6	13.1	14.5	23.9	20.4	9.3	0.7								
製 造 業 1	輸 送 用 機 械	243	0.0	31.7	8.6	15.2	21.8	14.4	7.8	0.4								
	精 密 機 械	141	0.0	13.5	13.5	16.3	24.1	22.0	9.9	0.7								
	紙 ・ パ ル プ	169	0.0	24.9	29.0	11.2	13.0	10.1	10.1	1.8								
	化 学	606	0.3	27.4	24.8	11.2	12.4	14.5	8.1	1.3								
	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	109	3.7	33.9	22.0	9.2	11.0	9.2	9.2	1.8	0.6	27.1	25.4	11.7	12.3	12.6	10.2	
	窯 業 ・ 土 石	381	0.3	21.3	28.1	12.1	10.5	11.0	15.5	1.3								
	鉄 鋼	240	0.8	30.8	20.0	14.6	10.0	12.9	7.5	3.3								
	非 鉄 金 属	147	0.7	27.2	23.8	8.2	18.4	11.6	8.8	1.4								
	電 力 ・ ガ ス ・ 熱 供 給	145	2.8	34.5	16.6	13.1	11.0	10.3	8.3	3.4	2.9	35.7	17.1	13.6	11.4	10.7	8.6	
	運 輸	387	0.0	4.7	9.3	4.7	20.9	12.9	10.6	37.0	0.0	7.4	14.8	7.4	33.2	20.5	16.8	
	ゴ ル フ 場	314	0.0	2.9	1.0	1.0	11.8	72.6	8.3	2.5	0.0	2.9	1.0	1.0	12.1	74.5	8.5	
	産 業 廃 棄 物	340	0.0	2.4	4.1	2.9	13.2	26.2	45.0	6.2	0.0	2.5	4.4	3.1	14.1	27.9	48.0	
	研 究 所	47	0.0	4.3	10.6	21.3	19.1	23.4	17.0	4.3	0.0	4.4	11.1	22.2	20.0	24.4	17.8	
	そ の 他	678	0.3	8.0	22.3	11.8	16.4	18.1	23.0	0.1	0.3	8.0	22.3	11.8	16.4	18.2	23.0	
	分 類 不 可	369	0.5	12.2	23.8	12.5	15.7	20.1	13.8	1.4	0.5	12.4	24.2	12.6	15.9	20.3	14.0	
	—	1,317	0.8	17.2	11.5	10.9	16.0	14.9	15.9	12.8	0.9	19.8	13.2	12.5	18.4	17.1	18.2	

3-5-11 業種別の締結年次構成比



(分析) ここでは、締結自治体の階層区分は問わずに、各業種に関する協定がどの時期に結ばれたものであるかをみる。これをみると、早い時期に結ばれた協定の比率が高いのは「電力・ガス・熱供給」「鉱業」「製造業1」であることがわかる。これらは1960-70年代の産業公害の主たる発生源であり、納得できるものである。逆に最近年の締結が多いのは、「ゴルフ場」「産業廃棄物処理業」である*。「ゴルフ場」の協定は90年代前半に締結が集中している。これらも、リゾート開発の拡大に伴いゴルフ場の農業問題が大きな問題になったことや、最近年になってダイオキシン汚染等、廃棄物処理のあり方が問題にされていることをみると説得的である。このほか80年代以降にはハイテク産業によるハイテク汚染なども問題になったが、「電機機械」の協定(グラフでは「製造業2」にまとめられているため表を参照されたい)の80年代後半、90年代前半の比率の多さがこれに対応しているのかもしれない。

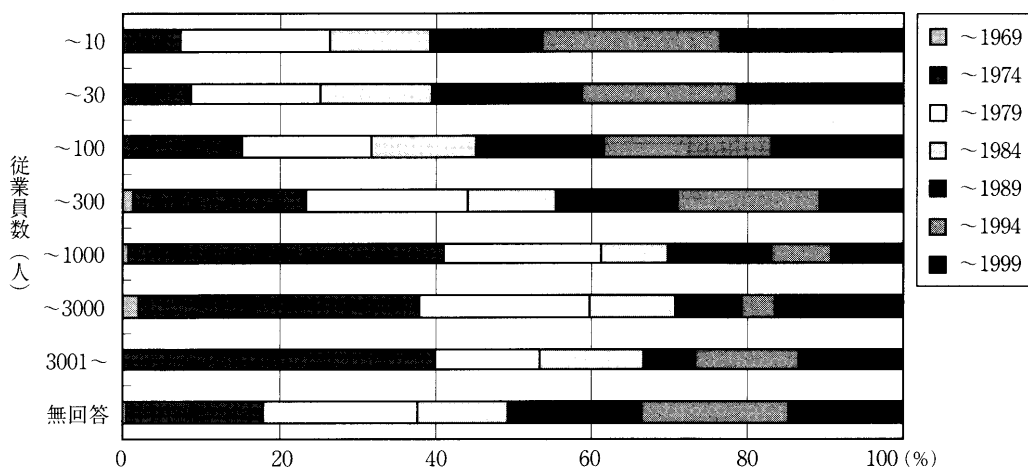
全体として、公害防止協定はその時々問題となった汚染発生源と結ばれる傾向にある。これは、法律や条例が十分に整備される以前に人々に認識され問題視されている問題に対し行政として何らかの対応をするために協定が使われている、さらにいえば、法律や条例の制定といった対応は常に後手になりがちなのに対して相対的に機敏に問題に対応する手段として協定が活用されている、という可能性があることを意味しているであろう。

* 「漁業」も最近年の割合が多いが協定数が25と少ないため、慎重を期して言及を控えた。

⑧ 従業員数別協定の締結年次構成比

		加工前の構成比（％）								無回答を除く構成比（％）							
	総数	～1969	～1974	～1979	～1984	～1989	～1994	～1999	－	～1969	～1974	～1979	～1984	～1989	～1994	～1999	
～10	586	0.0	7.3	19.1	12.6	14.5	23.0	23.2	0.2	0.0	7.4	19.1	12.6	14.5	23.1	23.2	
～30	773	0.0	8.8	16.2	14.5	19.0	20.1	21.1	0.4	0.0	8.8	16.2	14.5	19.1	20.1	21.2	
～100	950	0.1	14.7	16.5	13.1	16.1	21.1	16.7	1.7	0.1	15.0	16.8	13.3	16.4	21.4	17.0	
～300	521	1.2	21.9	20.5	11.3	15.4	18.2	10.6	1.0	1.2	22.1	20.7	11.4	15.5	18.4	10.7	
～1000	275	0.7	39.6	20.0	8.4	13.1	7.6	9.1	1.5	0.7	40.2	20.3	8.5	13.3	7.7	9.2	
～3000	93	2.2	35.5	21.5	10.8	8.6	4.3	16.1	1.1	2.2	35.9	21.7	10.9	8.7	4.3	16.3	
3001～	15	0.0	40.0	13.3	13.3	6.7	13.3	13.3	0.0	0.0	40.0	13.3	13.3	6.7	13.3	13.3	
－	5,751	0.4	16.3	18.4	10.8	15.9	17.6	13.7	7.0	0.4	17.5	19.8	11.6	17.1	18.9	14.7	

3-5-11 従業員数別協定の締結年次構成比



(分析) ここでは、事業所規模の違いによる締結年次の違いをみた。明らかに従業員規模で見て大きな事業所の協定ほど早い時期に締結されている傾向がある。これは自治体が規模の大きい、それゆえ環境にあたる影響も大きい事業所とほど早い時期に協定を締結したという解釈と、早い時期の環境問題は大規模事業所によるそれであり、時期が下るにしたがって小さな事業所を原因とした環境問題に焦点が移っていった、あるいは同じ問題でも小さな事業所の寄与が相対的に高まった、といった解釈が可能であるが、どれか一つというよりそれらの現象の混合とみるのが実際に近いのではないだろうか。

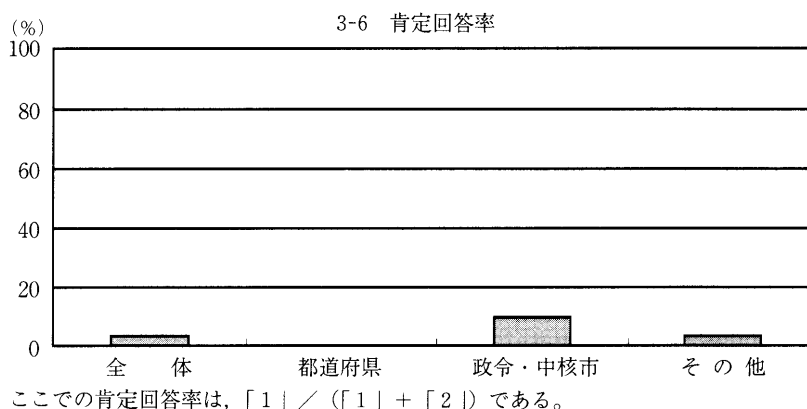
注、3-6 以下は、全ての自治体への質問です。

【協定締結の申し入れを拒否されたことの有無】

3-6 企業等に公害防止協定の締結を申し入れた場合に、それを拒否されたことがありますか。
適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. ある 2. ない 3. 申し入れたことがない 4. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)					肯定回答率 (%)
			1	2	3	4	無回答	
全 体	—	1,620	1.3	38.0	37.7	17.2	5.7	3.3
都 道 府 県	—	25	0.0	64.0	8.0	20.0	8.0	0.0
政令・中核市	—	29	6.9	65.5	17.2	10.3	0.0	9.5
そ の 他	—	1,566	1.2	37.1	38.6	17.2	5.7	3.2



（分析）公害防止協定の締結の申し入れはほとんど拒否されることはない、ということがわかる。このことはあらためて公害防止協定が自治体と企業両者の自由意志により締結されている、という命題に疑問を投げかけている。しかし同時に、拒否されるような協定は申し込まない、あるいは根回しともいうべき非公式な申し入れの段階で拒否されたならば公式な申し込みはしない、といった可能性も日本的な政府企業間関係においては大いにあり得ることであり、真相の解明にはかなりつつこんだ聞き取り調査などが必要と思われる。

【協定締結を拒否された理由とその後の措置】

3-7 前問で「1. ある」を選択された場合、相手方の拒否理由と貴団体のその後の措置を記述して下さい。

3-7 の回答。	
都 道 府 県	
政令・中核市	☐ 相手方が上のせ規制は必要ないと導入を認めなかった。協定の締結は両者の合意が基本である。 ☐ 企業側の人的・経費的都合。2～3年経過後、再度締結を申し入れている。
そ の 他	☐ 理由－事務量が増える。その後の措置－引き続き交渉を継続した。 ☐ 理由－相手方に誠意がなかった。措置－所轄保健所に監視・指導を依頼。 ☐ 理由（県指導要綱等を遵守しているため、市と締結する必要を認めない。）措置（交渉中。） ☐ 本町の工場団地進出企業は、公害防止協定を締結することが進出の条件になっているが、町内の既存の企業については、締結しない企業がある。粘り強く企業との協議を続ける。 ☐ 不明。付近の河川水を定期的に分析。 ☐ 後に締結を理由に対応を迫られることを恐れたため。協議を続け理解を求めて協定を締結した。 ☐ 大気の権限がない市と公害防止協定を締結しても意味がないという考えから。紳士協定のため協定締結を強要せず。 ☐ その企業が他県でも多くの事業活動をしているが、締結したことがない。協定書条文及び基準と、法・条例の条文・基準の比較説明をし、再度締結するように要請。 ☐ 水質基準と測定回数、交渉を継続。 ☐ 時期を見て再び交渉。 ☐ 時期尚早。 ☐ 交渉により締結した。 ☐ 国の法律の範囲内で行い、県の指導を受けていること。実施計画書などを提出させた。 ☐ 協定までではないが、改善要望について話し合いをした。 ☐ 協定内容に同意できない。一定期間経過後再度交渉。 ☐ 協定締結に強制力がないため。 ☐ 協定値が厳しく、守れないため継続して交渉。 ☐ 新たな規制を忌諱した。長期的な展望をもって交渉を継続した。

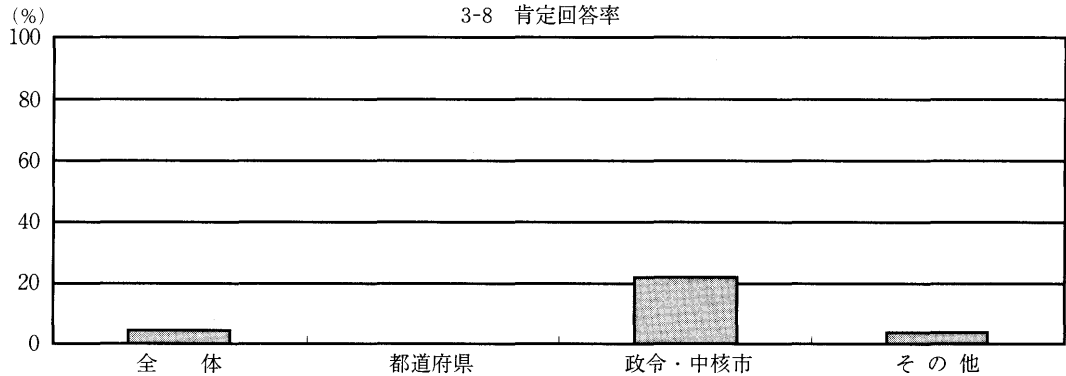
（分析）拒否した理由に関する記述をみると、協定の締結は強制することができないものであるとする内容の記述が目につく。この事実は前問の（分析）で述べたこととは逆に、企業には協定締結を拒否する権利があり、締結された場合の協定の契約としての有効性に肯定的な事実であるといえよう。自治体は、拒否された後も時間をおくなどして交渉を継続することが多いようである。

【締結に至らなかった協定交渉の有無】

3-8 企業等と公害防止協定の締結のための交渉を行っていて、最終的に締結にいたらなかったことがありますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. ある 2. ない 3. 交渉したことがない 4. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)					肯定回答率 (%)
			1	2	3	4	無回答	
全 体	—	1,620	1.7	37.2	31.3	15.7	14.0	4.3
都 道 府 県	—	25	0.0	72.0	8.0	12.0	8.0	0.0
政令・中核市	—	29	17.2	62.1	10.3	3.4	6.9	21.7
そ の 他	—	1,566	1.4	36.2	32.1	16.0	14.2	3.7



ここでの肯定回答率は「1」／（「1」＋「2」）である。

（分析） 締結に至らなかった協定交渉の経験は政令・中核市で20％程度の割合であるようである。ただし、その他自治体は比率は小さいが、全体の数が大きいため、絶対数ではその他自治体の方が多い。

【締結に至らなかった理由とその後の措置】

3-9 前問で「1. ある」を選択された場合、締結にいたらなかった理由と貴団体のその後の措置を記述して下さい。

3-9 の回答。	
都 道 府 県	—
政令・中核市	☐ 法基準を下回る基準での締結は不可との理由による。 ☐ 交渉時に相手企業が倒産した。 ☐ 規制の水準で合意できなかった企業が立地を断念したため終了。 ☐ 企業側の人的・経費的都合。2～3年経過後、再度締結を申し入れている。 ☐ 企業と地元住民（自治会）とで締結。場合によっては、当市は協定の立合人となっている。 ☐ 企業が立地をとりやめた。
そ の 他	☐ 理由—事務量が増える。 その後の措置—交渉を継続した。 ☐ 法令以上の規制を忌諱した。 ☐ 不明（古い協議のため、はっきり理由が分からない。） ☐ 締結内容に不服があったため、締結をしないことに對し罰則規程がないため。 ☐ 対象業種でなかった。要観察。 ☐ 大気の権限がない市とは締結しても意味がなく、その市が立入りしても何もできないのではという考えから。 ☐ 詳細は不明。 ☐ 資金面で協定書の内容のとおり。施設の改善をするだけの能力がない為締結できない。 ☐ 工場排水の水質基準を遵守できない。継続して改善を指導中。 ☐ 現在も交渉中のもの、1つ。

- ☐ 協定値が厳しく、守れないため継続して交渉。
- ☐ 協定交渉ではないが、改善申込みに経営者が受け入れない。そのため他の方法を考慮中です。
- ☐ 既存条文（基準値等）を満足できそうにないため。
- ☐ 規制値の未達成。達成するよう指導している。
- ☐ 基準値の根拠に理解が得られなかった。
- ☐ 企業独自で環境保全の取り組みを行っている。
- ☐ 企業が進出を中止した。
- ☐ 3-7とも関連するが、基準が法・県条例に比べて厳しくなるため。
- ☐ 3-7と同じです。
- ☐ 3-7と同じ。

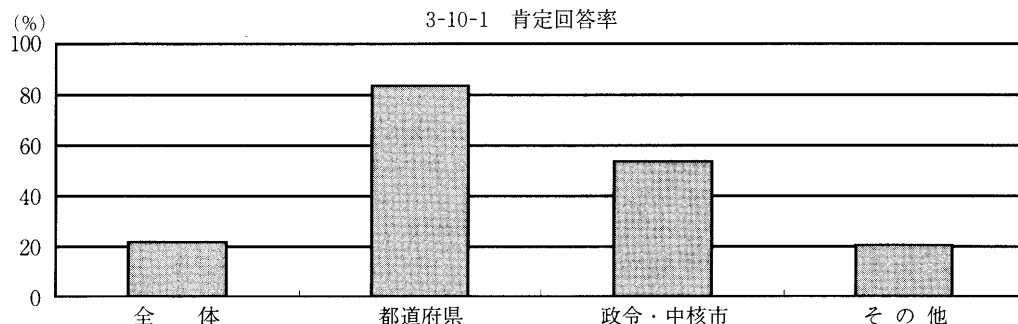
（分析）締結に至らなかった理由については、企業側が内容を受け入れない、ということが中心で、その他、立地を取りやめた、というケースも見受けられる。受け入れない、で許されることがあるということは、3-7での分析と同様に、協定というものの契約としての有効性に肯定的な事実である。企業が立地を取りやめた場合、それが厳しい環境対策を要求されるからなのか、また別の理由からなのか、規制の厳しさと企業の立地との関係において興味が持たれるところである。この点については国際的な立地状況の変化についてはよく言及されるところであるが、国内的なそれについては、アメリカ等にはあるが日本国内についての研究はあまり見あたらないように思われる。その後の自治体側の措置としては、他の方法を考えるなど自治体の苦慮がうかがえる。

【住民協定の有無】

3-10-1 貴団体は参加していないものの、住民組織等と企業（事業所、研究所等）との公害防止協定が存在していますか。

1. 存在している 2. 存在していない 3. わからない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)				肯定回答率 (%)
			1	2	3	無回答	
全 体	a	1,564	13.0	47.9	35.4	3.6	21.4
都 道 府 県	a	23	43.5	8.7	39.1	8.7	83.3
政令・中核市	a	26	30.8	26.9	42.3	0.0	53.3
そ の 他	a	1,515	12.3	48.8	35.2	3.6	20.1



（分析）本問は自治体が当事者でない住民と企業の協定について聞いたものであり、どの自治体

階層区分においても「わからない」および無回答が40～50%程度あった。回答したところの回答結果をみると、都道府県は83%，政令・中核市は53%，その他自治体は20%であった。ここでは例えばA市の住民と企業が協定を結んでいる場合、A市ばかりでなくA市が存在するA県も「1」存在する、と回答することになるから、都道府県が市区町村に比べて多いのは納得できる。一方、政令・中核市とその他自治体の肯定回答率の違いは、人口集中地域の場合、企業の数および人口がそもそも多いこと、環境に大きな影響を与える大規模事業所は人口集中地域に立地している傾向があること、人口密集地域の方が企業活動に伴う環境問題が発生しやすい傾向にあること、などによるであろうと思われる。

【住民協定の件数】

3-10-2 前問（3-10-1）で「1. 存在している」を選択された場合、その件数をご記入下さい。

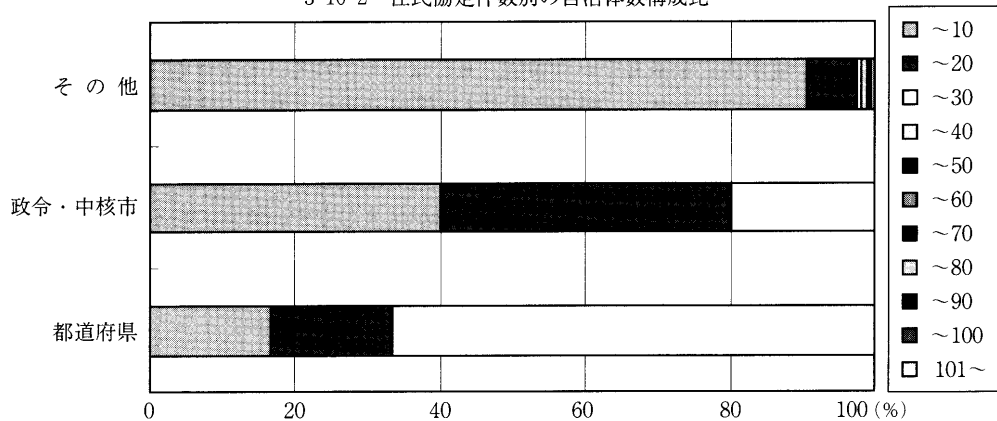
（ ） 件

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総件数	自治体当たり平均件数	中央値	最頻値	最多件数	最少件数
全 体	an	204	172	1,462	8.5	2	1	195	1
都 道 府 県	an	10	6	654	109.0	139.5	#	195	1
政令・中核市	an	8	5	54	10.8	11	1	26	1
そ の 他	an	186	161	754	4.7	2	1	77	1

#は、最頻値が一つに定まらないことを示している。

		住民協定件数別自治体数				同左%			
		全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
締結協定数	総 数	172	6	5	161	100.0	100.0	100.0	100.0
	1～10	149	1	2	146	86.6	16.7	40.0	90.7
	～20	14	1	2	11	8.1	16.7	40.0	6.8
	～30	2	0	1	1	1.2	0.0	20.0	0.6
	～40	1	0	0	1	0.6	0.0	0.0	0.6
	～50	1	0	0	1	0.6	0.0	0.0	0.6
	～60	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	～70	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	～80	1	0	0	1	0.6	0.0	0.0	0.6
	～90	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	～100	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	101～	4	4	0	0	2.3	66.7	0.0	0.0

3-10-2 住民協定件数別の自治体数構成比



(分析) 3-10-1 の分析でも述べたが、都道府県と市区町村がここで報告する件数は重複の可能性のあるものであり、都道府県の報告する件数が多いのは自然である。都道府県の報告件数 654 と政令・中核市とその他自治体の報告数の和 808 が比較的近いことは重複の多さを意味している可能性もあり注意が必要である。政令・中核市の報告数がその他自治体のそれに比べて多いことについては 3-10-1 の分析と同様のことがいえるであろう。

【個別の住民協定の諸属性】

3-10-3 前々問 (3-10-1) で「1. 存在している」を選択された場合、把握されている全てのものに関して、最後尾に添付の表の各欄に以下のことをご記入下さい

『締結主体』：当該協定に当事者または立会人として参加している住民組織、企業等の名称。

『締結年月日』、『公開／非公開』、『追加的規制』、『努力義務』、『環境整備』、『制裁措置』、『立入検査』、『その他』については 3-5-11 に同じ。

記入欄が足りない場合には別の紙に記入したものを添付して下さい。また、適当な資料のコピーを添付していただくことで回答に代えて下さって結構です。

住民協定の件数

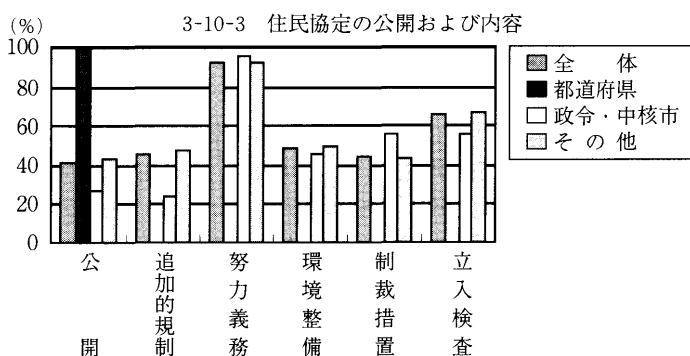
集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総件数	自治体当たり平均件数	中央値	最頻値	最多件数	最少件数
全体	an	204	127	815	6.4	2	1	134	1
都道府県	an	10	2	135	67.5	67.5	#	134	1
政令・中核市	an	8	4	51	12.8	12	#	26	1
その他	an	186	121	629	5.2	2	1	57	1

#は、最頻値が一つに定まらないことを示している。

① 住民協定の公開および協定の内容

		回答内容	公開／非公開	追加的規制	努力義務	環境整備	制裁措置	立入検査
全体	総数		815	815	815	815	815	815
	%	○	19.9	24.5	49.2	27.6	25.3	38.7
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	28.2	30.4	4.3	29.4	32.1	20.2
		－	51.9	45.0	46.5	42.9	42.6	41.1
都道府県	「－」除く%	○	41.3	44.6	92.0	48.4	44.0	65.6
	総数		135	135	135	135	135	135
	%	○	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		－	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
政令・中核市	「－」除く%	○	100.0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.
	総数		51	51	51	51	51	51
	%	○	19.6	17.6	70.6	33.3	41.2	41.2
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	54.9	56.9	3.9	41.2	33.3	33.3
		－	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5
その他	「－」除く%	○	26.3	23.7	94.7	44.7	55.3	55.3
	総数		629	629	629	629	629	629
	%	○	24.0	30.4	58.0	33.1	29.4	46.7
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	32.1	34.8	5.2	34.8	39.0	23.5
		－	43.9	34.8	36.7	32.1	31.6	29.7
	「－」除く%	○	42.8	46.6	91.7	48.7	43.0	66.5

N. C.：算出不可。



(分析) 都道府県については内容については完全に無記入であったためグラフに表示がない。「公開」については1件だけ“○”で他は無記入であったため100%の肯定回答率となっている。そうした事情で以下では政令・中核市とその他自治体が報告した協定についてのみをみる。分析は3-5-11の一般的な自治体と企業との協定（以下で、一般的な協定、と呼ぶ）における対応物との

比較において行う。以下で、「高い」「低い」は表および図における肯定回答率についてである。

「公開」については、一般的な協定と比較して低い。特に政令・中核市の値がとても低くなっている。住民協定はそもそも住民が結んでいるものであるが、その他の一般市民に公開しない、のは自治体が当事者である場合と異なり純粋に私的な契約・合意である以上その必要性に迫られないからかもしれない。公開した場合、特に企業側については3-5-11での分析と同様な不利益の可能性があり、住民側についても何らかの不都合があることも考えられる。政令・中核市については、一つの市が報告したものが全体の報告数の半数を占めていることが偏りをもたらしている可能性もある。

「追加的規制」については、その他自治体においては一般的な協定の場合とほぼ一致している。政令・中核市においては大きく違い、低い率となっている。政令・中核市についての一般的な協定との乖離は一自治体の寄与が大きいこと以外理由が見あたらない。

「努力義務」については、3-5-11 とほぼ一致し、率は高く、これがもっとも基本的な規定内容であることがわかる。

「環境整備」は政令・中核市においては3-5-11 とほぼ一致するが、その他自治体においては住民協定の場合の方がかなり低い。

「制裁措置」は政令・中核市においては一般的な協定の場合よりかなり高く、その他自治体においては若干低い。

「立入検査」は、政令・中核市においてはほぼ同じくらいで、その他自治体では住民協定の方が低くなっている。

「住民参加」は、住民協定の方では尋ねていないが、それは住民協定であるということ自体が住民参加でありこれについては住民協定は100%ということを示した。

「公開」「追加的規制」以外の「努力義務」「環境整備」「制裁措置」「立入検査」については政令・中核市とその他自治体の回答傾向はほぼ一致する。実際、住民組織であるならばその性格について政令・中核市のそれとその他自治体のそれに違いはあまりないということであろう。

自治体と住民組織を比較した場合、住民組織には、公的な性格、権力、能力に欠けるということがいえるであろう。そうした場合、住民協定の方では「追加的規制」や「制裁措置」「立入検査」などが規定比率が低下すると思われるが、得られたデータは、「追加的規制」についてはその他自治体においてはほぼ同様であり、「制裁措置」については政令・中核市では逆であり、その他自治体でもあまり大きな違いはなく、「立入検査」も政令・中核市ではほぼ同様である。こうした事実を説明する要因に関する知見はあまりないが、「制裁措置」については、住民協定が被害があった場合の補償を規定することが中心目的である場合などではなくてはならないものとなる、ということがいえるであろう。住民組織の属性については、名称から自治会や町内会、区、区長会といったものが過半を占めるのであるが、漁業協同組合、土地改良区、水利組合、といった住民組織というより生産者組織というべきものも一定数有り（漁協が少なくとも151件（19%））、そうしたことが「制裁措置」が低くならないことと関連している可能性もある*。

3-5-11 と 3-10-3 のグラフを比較したとき、かなりおおざっぱではあるが、両者は全体的には似ており、相互間の模倣があるであろうことをうかがわせる。

また、住民協定の内容に関する間に800余の回答があったことは、それらを自治体が把握しているということを示しており、その締結にあたり、自治体が関与したり、協定の立会人になったりしていることが、予測される。

* 住民組織の属性もさることながら、企業側の業種等を聞かなかったのは調査表の大きな欠陥であった。締結主体名からわかるものとしては、廃棄物処理施設と思われるものが26件（3%）あった。

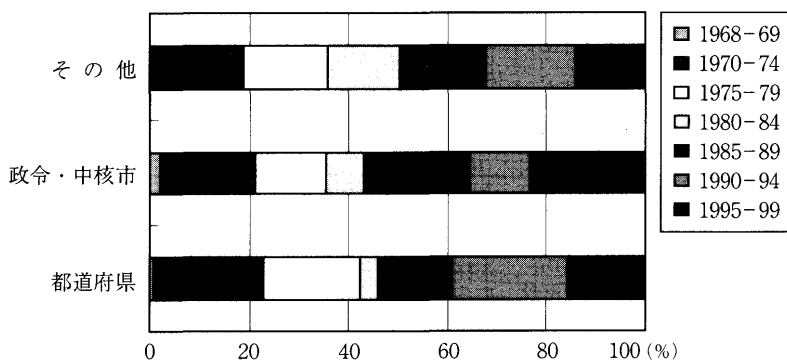
② 住民協定の締結年

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総協定数	平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
全 体	an	204	120	779	1984.1	1985	1973	1999	1968
都 道 府 県	an	10	2	135	1983.9	1985	1975	1999	1969
政令・中核市	an	8	4	51	1984.3	1985	1985	1999	1968
そ の 他	an	186	114	593	1984.1	1984	1974	1999	1969

住民協定の締結年次別の協定数

各区分毎	全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
総 数	779	135	51	593	100	100	100	100
1968-69	3	1	1	1	0.4	0.7	2.0	0.2
1970-74	152	30	10	112	19.5	22.2	19.6	18.9
1975-79	132	26	7	99	16.9	19.3	13.7	16.7
1980-84	97	5	4	88	12.5	3.7	7.8	14.8
1985-89	133	20	11	102	17.1	14.8	21.6	17.2
1990-94	145	32	6	107	18.6	23.7	11.8	18.0
1995-99	117	21	12	84	15.0	15.6	23.5	14.2

3-10-3 締結年次別の住民協定数構成比



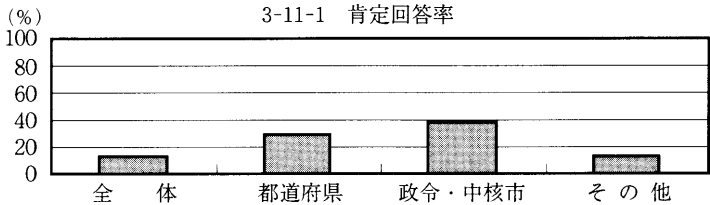
(分析) 住民協定数の締結年次の分布は、ほぼ各時期に一樣に分布しており、その他自治体における一般的な協定のそれと似ている。また、1980年代前半のものが少ないというのも住民協定と一般的な協定の共通の特徴である。住民協定の締結主体の多くは町内会や自治会といったものであり、市区町村より一つ下の階層ではあるが空間的な地域に結びついた人々の自治組織であるから、その他自治体の協定と連続性がある部分があり、それが内容や締結時期が類似していることに関係する、という考え方もできるかもしれない。

【汚染者としての協定の有無】

3-11-1 貴団体が汚染等の発生源になる可能性がある場合(例、清掃工場)に、その件に関して、公害防止協定を何らかの主体と締結していますか。

1. 締結している
2. 締結していない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無回答	
全 体	a	1,564	11.6	75.7	12.7	13.3
都 道 府 県	a	23	21.7	52.2	26.1	29.4
政令・中核市	a	26	38.5	61.5	0.0	38.5
そ の 他	a	1,515	11.0	76.3	12.7	12.6



(分析) この問では今までとは逆に、自治体が汚染者として協定を結んでいるかを尋ねた。政令・中核市では、40%近くが肯定した。都道府県では2割、その他自治体では1割であった。全体として、1割近くの自治体は公害・環境問題の発生源者として協定を結んでおり、政令・中核市にあってはその頻度が高い。

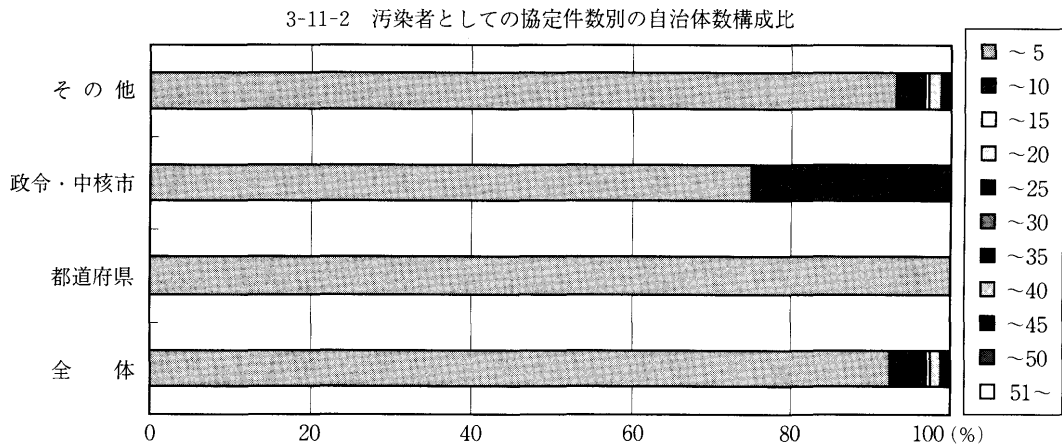
【汚染者としての協定の件数】

3-11-2 前問 (3-11-1) で「1. 締結している」を選択された場合、その件数をご記入下さい。
() 件

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総件数	自治体当たり平均件数	中央値	最頻値	最多件数	最少件数
全 体	ao	181	162	443	2.7	1	1	44	1
都 道 府 県	ao	5	4	7	1.8	2	2	2	1
政令・中核市	ao	10	8	28	3.5	3.5	1	6	1
そ の 他	ao	166	150	408	2.7	1	1	44	1

		汚染者としての協定件数別自治体数				同左%			
		全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
締結協定数	総 数	162	4	8	150	100.0	100.0	100.0	100.0
	1～5	150	4	6	140	92.6	100.0	75.0	93.3
	～10	7	0	2	5	4.3	0.0	25.0	3.3
	～15	1	0	0	1	0.6	0.0	0.0	0.7
	～20	2	0	0	2	1.2	0.0	0.0	1.3
	～25	1	0	0	1	0.6	0.0	0.0	0.7
	～30	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	～35	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	～40	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0

～45	1	0	0	1	0.6	0.0	0.0	0.7
～50	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
51～	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0



(分析) 協定の件数は5件以下という自治体がほとんどである。全体での中央値が1件、つまり、過半数の自治体が1件である。

【個別の汚染者としての協定の諸属性】

3-11-3 前々問(3-11-1)で「1. 締結している」を選択された場合、全てのその種の公害防止協定に関して、最後尾に添付の表の各欄に以下のことをご記入下さい。

『締結相手』：協定締結相手の個人または団体の名称。『締結年月日』、『他の協定参加者』、『公開／非公開』、『追加的規制』、『努力義務』、『環境整備』、『制裁措置』、『立入検査』、『その他』については3-5-11に同じ。

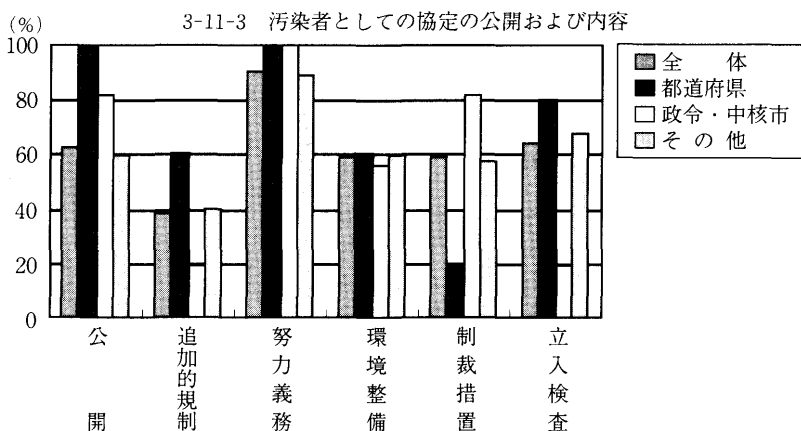
記入欄が足りない場合には別の紙に記入したものを添付して下さい。また、適当な資料のコピーを添付していただくことで回答に代えて下さって結構です。

汚染者としての協定の件数

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総件数	自治体当たり平均件数	中央値	最頻値	最多件数	最少件数
全体	ao	181	99	210	2.1	1	1	9	1
都道府県	ao	5	3	5	1.7	2	2	2	1
政令・中核市	ao	10	5	17	3.4	3	1	6	1
その他	ao	166	91	188	2.1	1	1	9	1

① 汚染者としての協定の公開および協定の内容

		回答内容	公開／非公開	追加的規制	努力義務	環境整備	制裁措置	立入検査
全体	総数		210	210	210	210	210	210
	%	○	49.5	32.4	77.6	51.4	50.5	55.7
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	29.5	52.4	8.1	35.7	35.7	31.4
		—	21.0	15.2	14.3	12.9	13.8	12.9
	「—」除く%	○	62.7	38.2	90.6	59.0	58.6	63.9
都道府県	総数		5	5	5	5	5	5
	%	○	100.0	60.0	100.0	60.0	20.0	80.0
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	0.0	40.0	0.0	40.0	80.0	20.0
		—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	「—」除く%	○	100.0	60.0	100.0	60.0	20.0	80.0
政令・中核市	総数		17	17	17	17	17	17
	%	○	76.5	17.6	94.1	52.9	76.5	17.6
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	17.6	76.5	0.0	41.2	17.6	76.5
		—	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
	「—」除く%	○	81.3	18.8	100.0	56.3	81.3	18.8
その他	総数		188	188	188	188	188	188
	%	○	45.7	33.0	75.5	51.1	48.9	58.5
		△	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		×	31.4	50.5	9.0	35.1	36.2	27.7
		—	22.9	16.5	15.4	13.8	14.9	13.8
	「—」除く%	○	59.3	39.5	89.3	59.3	57.5	67.9



(分析) 本文においては、自治体のどのような施設・行為が環境を脅かしているのかについて明示的に問わなかったため、そのことに関する十分なデータが得られなかった。調査表設計の欠陥と

認めざるを得ない。それゆえ、少数ながら自治体の特記してくれた場合にそのことがわかるのだが、それらは、やはり、ゴミ処理関連の施設である。一方、締結相手は、名称から、町内会、自治会、対策協議会、といった住民組織が主体である。また、同様に名称から漁業協同組合とわかる締結主体も2割程度あった。

上記、表及びグラフを再び3-5-11の一般的な協定と比較する。

「公開」については、どの自治体階層区分においても10～20%公開されている率が上昇している。企業が関与しないことが、公開の比率を上げている可能性がある。一方、非公開にする理由については、複数の清掃工場で個別に地元と協定を結んでいる場合、その内容の厳しさについて、ばらつきがあれば、緩い内容の協定を結んでいる住民側から不満がでる可能性がある。補償問題などが絡めば、高額な補償が一般化するのを恐れる自治体側が一部住民と自治体の間だけに情報を留めたいとする欲求も生ずるものと思われる。いずれにしろ実証的な研究が必要である。

「追加的規制」については、都道府県や政令・中核市では一般的な協定に比較して肯定回答率が減少している。その他自治体においてはあまり変化がない。大きな自治体があると考えられる追加的規制に必要な専門的知識を住民組織では持ちにくいという可能性がある。

「努力義務」については、大差がなく、肯定回答率は高い。ここでも、これは基本的な規定内容となっている。

「環境整備」については、それほど大きな差はないといってよいであろう。

「制裁措置」については、汚染者としての協定の方が一般的な協定と比較して、都道府県では非常に低く、政令・中核市では非常に高く、その他自治体ではあまり変化がない。これは極めて特異的であり解釈はとても難しい。

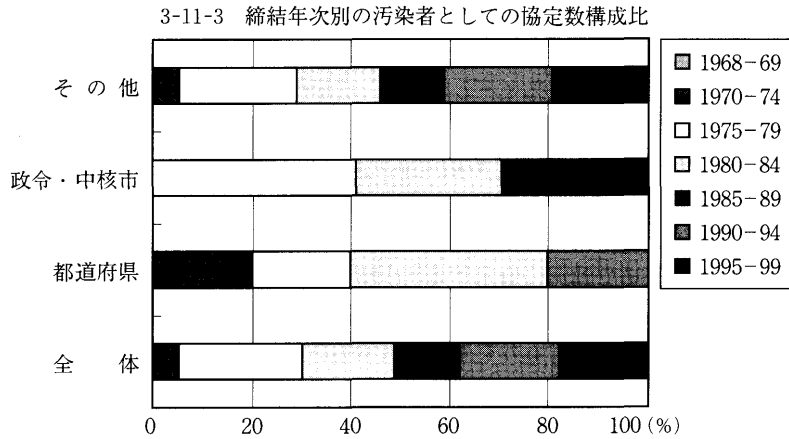
「立入検査」については、汚染者としての協定の方が都道府県とその他自治体においては10～20%減少しており、政令・中核市においては大きく減少している。

② 汚染者としての協定の締結年

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答自治体数	総協定数	平均値	中央値	最頻値	最大値	最小値
全 体	ao	181	98	209	1985.5	1986	1975	1999	1966
都 道 府 県	ao	5	3	5	1981.2	1983	1983	1991	1973
政令・中核市	ao	10	5	17	1982.1	1981	1978	1999	1975
そ の 他	ao	166	90	187	1985.9	1986	1975	1999	1966

汚染者としての協定の締結年次別の協定数

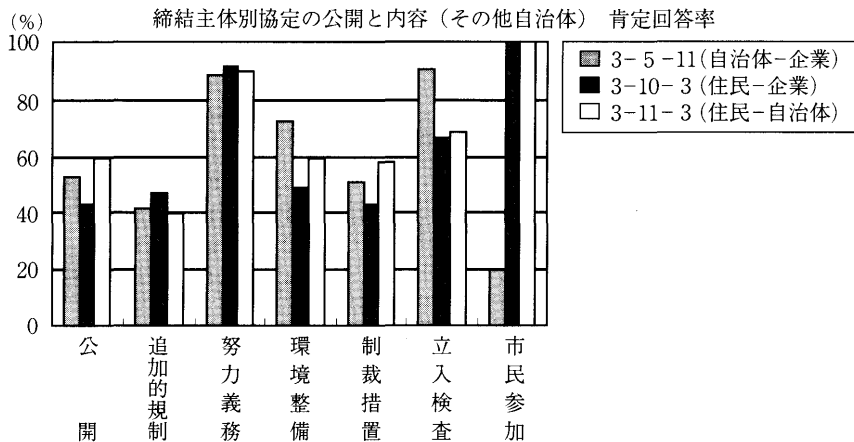
各区分毎	全 体	都道府県	政令・中核市	その他	全 体	都道府県	政令・中核市	その他
総 数	779	135	51	593	100	100	100	100
1966-69	1	0	0	1	0.5	0.0	0.0	0.5
1970-74	10	1	0	9	4.8	20.0	0.0	4.8
1975-79	52	1	7	44	24.9	20.0	41.2	23.5
1980-84	39	2	5	32	18.7	40.0	29.4	17.1
1985-89	28	0	4	24	13.4	0.0	23.5	12.8
1990-94	42	1	0	41	20.1	20.0	0.0	21.9
1995-99	37	0	1	36	17.7	0.0	5.9	19.3



(分析) これをみると 1970 年代前半以前のものが少ないことがわかる。

(3-5-11, 3-10-3, 3-11-3の比較分析)

ここで、これまでの分析と重複する部分もあるが、一般的な協定 (3-5-11, 自治体-企業) と住民協定 (3-10-3, 住民-企業), 汚染者としての協定 (3-11-3, 住民-自治体) の公開と内容, および締結年次について比較する。ただし, 3-10-3 および本問 3-11-3 について都道府県と政令・中核市の汚染者としての協定は回答自治体数, 件数ともに数が少ないので, その他自治体についてのみ検討することにする。

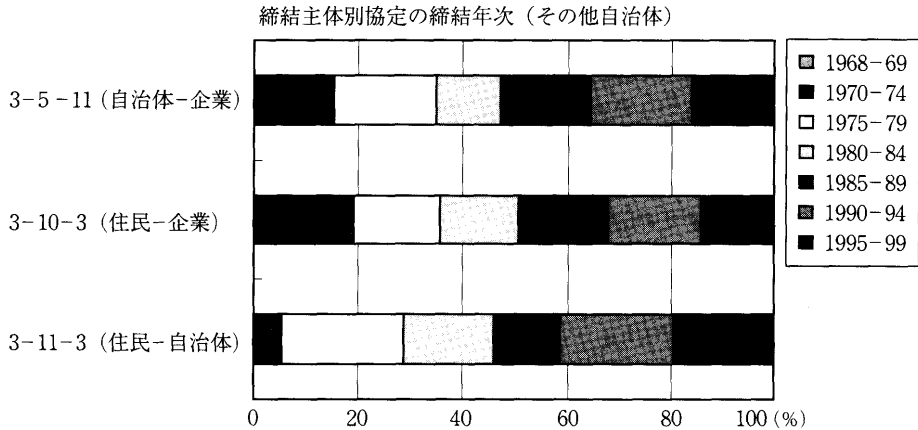


① 公開と内容について

3-5-11 の「立入検査」「環境整備」がやや他より高率ではあるが, 全体としてグラフのパターンはよく一致していることがわかる。ただし, 3-10-3 と 3-11-3 の「住民参加」については自動的に 100% ととしており比較する属性とはしない。「自治体-企業」「住民-企業」「住民-自治体」という 3 種類の締結主体の組み合わせの異なる協定の集合同士の公開のあり方・内容のあり方のパターンのこの一致については, ①相互間の模倣, ②「自治体-企業」「住民-企業」については締結相手とされる発生源企業の同質性, 重複, ③「住民-企業」「住民-自治体」については住民組織の

同質性、重複、といったことが考えられるが今後の実証的な検討が必要である。また、公開および内容の各項目ごとの検討も必要となるであろう。

② 締結年次について



（分析） グラフを見ると、「住民－自治体」協定については、1970年代以前の協定の割合が少ないこと、他の2種の協定では件数の少ない時期である80年代前半の件数が少なくなく、逆に80年代後半の件数が少ない、ということがわかる。「住民－自治体」協定が主に廃棄物処理関係の施設に対するものと推定した場合、こうした締結年次の分布がうまく説明できるのか、検討をしてみる価値があるであろう。

以上では「住民－自治体」協定の相対的な特徴を述べたが、もう少しおおらかにグラフをみるならば、どのグラフにおいても、少なくとも70年代後半以降は、年次分布の割合はおおよそ安定しているとみることができよう。これは、「協定」という手段が地域の環境を守る手段として安定的な地位を得て、自治体や住民組織によって恒常的に使われる“常套手段”とでもいうべきものになっているということを推測させる。裏を返すと、環境問題は過去30年余り態様を変えつつも同じようなテンポで新たに認識され、その対策として必ずといってよいほど協定が活用されてきたという仮説も提起可能であろう。

4 行政手段の比較

以下では、自治体が公害・環境対策に用いている条例、指針、指導要綱、公害防止協定、などの行政手段について、それらを相互に比較した場合、それぞれがどのような特徴をもっているのかを、各手段について全く同じ質問をする形でうかがいます。

【条例の特徴】

4-1-1 他の手段と比較した場合の条例の特徴についてお答え下さい。貴団体が条例を公害・環境対策に用いている場合はそれを念頭に、そうでない場合は一般論としてお答え下さい。以下にあげる1)～19) 全ての項目について、それぞれ最も適当と考えられる番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝そういえる、2＝ややそういえる、3＝あまりそうとはいえない、4＝全くそうとはいえない、5＝わからない。

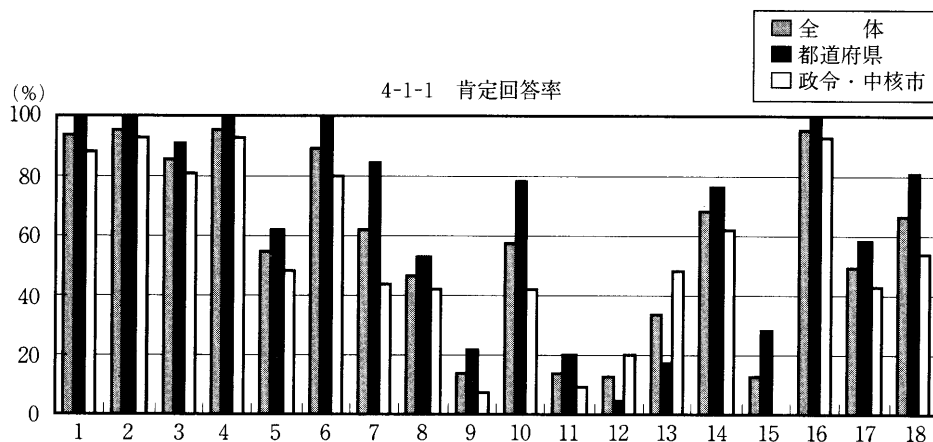
- 1) 強制力がある (1 2 3 4 5)
- 2) 民主主義的手続きを踏んでいる (1 2 3 4 5)
- 3) 被規制企業間に不公平がない (1 2 3 4 5)
- 4) 制定過程が透明である (1 2 3 4 5)
- 5) 企業との交渉・協議が不要である (1 2 3 4 5)
- 6) 被規制企業の環境意識を向上させる (1 2 3 4 5)
- 7) 工場の新增設などに関して住民からの理解が得やすい (1 2 3 4 5)
- 8) 対策技術に関して企業からの情報を得ることができる (1 2 3 4 5)
- 9) 新しい規制方式の実験ができる (1 2 3 4 5)
- 10) 公害・環境対策技術の技術革新を促進する (1 2 3 4 5)
- 11) 規制の発案から導入までの時間が短い (1 2 3 4 5)
- 12) 議会対策が不要である (1 2 3 4 5)
- 13) 国との協議が不要である (1 2 3 4 5)
- 14) 被規制企業の協力を得やすい (1 2 3 4 5)
- 15) 被規制企業の資力に応じた規制が行える (1 2 3 4 5)
- 16) 法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる (1 2 3 4 5)
- 17) 地域の経済状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる (1 2 3 4 5)
- 18) 地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる (1 2 3 4 5)
- 19) その他 () (1 2 3 4 5)

例示	集計範囲	集計条件	集計対象数	回答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	ap	49	77.6	16.3	6.1	0.0	0.0	0.0	93.9
1	都 道 府 県	ap	23	95.7	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
1	政令・中核市	ap	26	61.5	26.9	11.5	0.0	0.0	0.0	88.5
2	全 体	ap	49	79.6	14.3	4.1	0.0	2.0	0.0	95.8
2	都 道 府 県	ap	23	91.3	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	100.0
2	政令・中核市	ap	26	69.2	23.1	7.7	0.0	0.0	0.0	92.3
3	全 体	ap	49	61.2	24.5	10.2	4.1	0.0	0.0	85.7
3	都 道 府 県	ap	23	82.6	8.7	4.3	4.3	0.0	0.0	91.3
3	政令・中核市	ap	26	42.3	38.5	15.4	3.8	0.0	0.0	80.8
4	全 体	ap	49	69.4	24.5	4.1	0.0	2.0	0.0	95.8
4	都 道 府 県	ap	23	82.6	13.0	0.0	0.0	4.3	0.0	100.0
4	政令・中核市	ap	26	57.7	34.6	7.7	0.0	0.0	0.0	92.3
5	全 体	ap	49	30.6	20.4	30.6	12.2	4.1	2.0	54.3
5	都 道 府 県	ap	23	34.8	21.7	21.7	13.0	8.7	0.0	61.9
5	政令・中核市	ap	26	26.9	19.2	38.5	11.5	0.0	3.8	48.0
6	全 体	ap	49	51.0	32.7	8.2	2.0	6.1	0.0	89.1
6	都 道 府 県	ap	23	60.9	30.4	0.0	0.0	8.7	0.0	100.0
6	政令・中核市	ap	26	42.3	34.6	15.4	3.8	3.8	0.0	80.0

7	全 体	ap	49	32.7	22.4	28.6	6.1	8.2	2.0	61.4
7	都 道 府 県	ap	23	47.8	21.7	8.7	4.3	13.0	4.3	84.2
7	政令・中核市	ap	26	19.2	23.1	46.2	7.7	3.8	0.0	44.0
8	全 体	ap	49	12.2	26.5	34.7	10.2	14.3	2.0	46.3
8	都 道 府 県	ap	23	21.7	17.4	30.4	4.3	21.7	4.3	52.9
8	政令・中核市	ap	26	3.8	34.6	38.5	15.4	7.7	0.0	41.7
9	全 体	ap	49	0.0	12.2	44.9	32.7	10.2	0.0	13.6
9	都 道 府 県	ap	23	0.0	17.4	34.8	26.1	21.7	0.0	22.2
9	政令・中核市	ap	26	0.0	7.7	53.8	38.5	0.0	0.0	7.7
10	全 体	ap	49	20.4	28.6	24.5	12.2	14.3	0.0	57.1
10	都 道 府 県	ap	23	30.4	30.4	4.3	13.0	21.7	0.0	77.8
10	政令・中核市	ap	26	11.5	26.9	42.3	11.5	7.7	0.0	41.7
11	全 体	ap	49	2.0	10.2	51.0	24.5	12.2	0.0	14.0
11	都 道 府 県	ap	23	4.3	13.0	52.2	17.4	13.0	0.0	20.0
11	政令・中核市	ap	26	0.0	7.7	50.0	30.8	11.5	0.0	8.7
12	全 体	ap	49	2.0	10.2	30.6	55.1	2.0	0.0	12.5
12	都 道 府 県	ap	23	0.0	4.3	21.7	73.9	0.0	0.0	4.3
12	政令・中核市	ap	26	3.8	15.4	38.5	38.5	3.8	0.0	20.0
13	全 体	ap	49	10.2	22.4	38.8	26.5	2.0	0.0	33.3
13	都 道 府 県	ap	23	0.0	17.4	47.8	34.8	0.0	0.0	17.4
13	政令・中核市	ap	26	19.2	26.9	30.8	19.2	3.8	0.0	48.0
14	全 体	ap	49	26.5	38.8	22.4	8.2	2.0	2.0	68.1
14	都 道 府 県	ap	23	39.1	30.4	17.4	4.3	4.3	4.3	76.2
14	政令・中核市	ap	26	15.4	46.2	26.9	11.5	0.0	0.0	61.5
15	全 体	ap	49	2.0	10.2	57.1	26.5	4.1	0.0	12.8
15	都 道 府 県	ap	23	4.3	21.7	34.8	30.4	8.7	0.0	28.6
15	政令・中核市	ap	26	0.0	0.0	76.9	23.1	0.0	0.0	0.0
16	全 体	ap	49	53.1	40.8	2.0	2.0	2.0	0.0	95.8
16	都 道 府 県	ap	23	65.2	30.4	0.0	0.0	4.3	0.0	100.0
16	政令・中核市	ap	26	42.3	50.0	3.8	3.8	0.0	0.0	92.3
17	全 体	ap	49	14.3	30.6	32.7	14.3	8.2	0.0	48.9
17	都 道 府 県	ap	23	17.4	30.4	21.7	13.0	17.4	0.0	57.9
17	政令・中核市	ap	26	11.5	30.8	42.3	15.4	0.0	0.0	42.3
18	全 体	ap	49	22.4	40.8	24.5	8.2	4.1	0.0	66.0
18	都 道 府 県	ap	23	30.4	43.5	17.4	0.0	8.7	0.0	81.0
18	政令・中核市	ap	26	15.4	38.5	30.8	15.4	0.0	0.0	53.8
19	全 体	ap	49	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	95.9	N. C.
19	都 道 府 県	ap	23	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	95.7	N. C.
19	政令・中核市	ap	26	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	96.2	N. C.

N. C. : 算出不可。

選択肢「19. その他」のカッコの中身	
都道府県	—
政令・中核市	—



(分析) 都道府県と政令・中核市の回答パターンはよく似ているが、「7」工場の新增設などに関して住民からの理解が得やすい、「10」公害・環境対策技術の技術革新を促進する、については都道府県の肯定回答率が高く、「13」国との協議が不要である、については政令・中核市のそれが高い、という傾向が見て取れる。「7」「13」の違いの理由は見あたらない。「13」の違いについては、都道府県の方が国との関係を重視している、また、制度的に国との協議が必要な場合が多い、ということが考えられる。

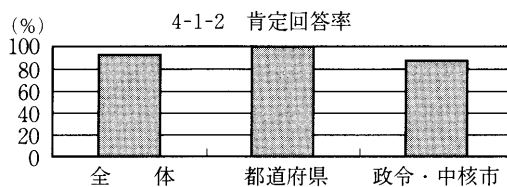
【条例を公害・環境対策に用いているか】

4-1-2 条例を公害・環境対策に用いていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. 用いている 2. 用いていない 3. その他 ()

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)				肯定回答率 (%)
			1	2	3	無回答	
全 体	ap	49	89.8	6.1	0.0	4.1	93.6
都 道 府 県	ap	23	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
政令・中核市	ap	26	80.8	11.5	0.0	7.7	87.5

「3. その他」記述欄への回答はなし。



【指針の特徴】

1) 強制力がある	(1	2	3	4	5)
2) 民主主義的手続きを踏んでいる	(1	2	3	4	5)
3) 被規制企業間に不公平がない	(1	2	3	4	5)
4) 制定過程が透明である	(1	2	3	4	5)
5) 企業との交渉・協議が不要である	(1	2	3	4	5)
6) 被規制企業の環境意識を向上させる	(1	2	3	4	5)
7) 工場の新增設などに関して住民からの理解が得やすい	(1	2	3	4	5)
8) 対策技術に関して企業からの情報を得ることができる	(1	2	3	4	5)
9) 新しい規制方式の実験ができる	(1	2	3	4	5)
10) 公害・環境対策技術の技術革新を促進する	(1	2	3	4	5)
11) 規制の発案から導入までの時間が短い	(1	2	3	4	5)
12) 議会対策が不要である	(1	2	3	4	5)
13) 国との協議が不要である	(1	2	3	4	5)
14) 被規制企業の協力を得やすい	(1	2	3	4	5)
15) 被規制企業の資力に応じた規制が行える	(1	2	3	4	5)
16) 法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる	(1	2	3	4	5)
17) 地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる	(1	2	3	4	5)
18) 地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる	(1	2	3	4	5)
19) その他 ()	(1	2	3	4	5)

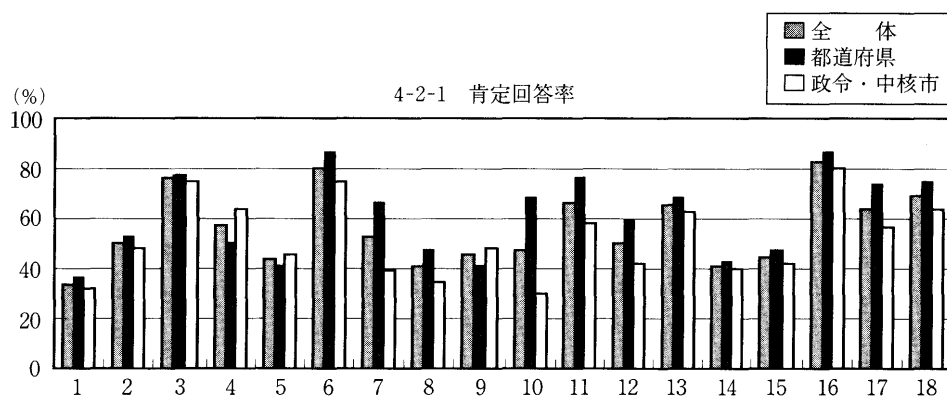
例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	ap	49	4.1	28.6	51.0	12.2	4.1	0.0	34.0
1	都 道 府 県	ap	23	4.3	30.4	47.8	13.0	4.3	0.0	36.4
1	政令・中核市	ap	26	3.8	26.9	53.8	11.5	3.8	0.0	32.0
2	全 体	ap	49	20.4	26.5	44.9	2.0	6.1	0.0	50.0
2	都 道 府 県	ap	23	13.0	34.8	39.1	4.3	8.7	0.0	52.4
2	政令・中核市	ap	26	26.9	19.2	50.0	0.0	3.8	0.0	48.0
3	全 体	ap	49	34.7	36.7	18.4	4.1	6.1	0.0	76.1
3	都 道 府 県	ap	23	39.1	34.8	13.0	8.7	4.3	0.0	77.3
3	政令・中核市	ap	26	30.8	38.5	23.1	0.0	7.7	0.0	75.0
4	全 体	an	49	22.4	32.7	38.8	2.0	4.1	0.0	57.4

4	都 道 府 県	ap	23	17.4	30.4	43.5	4.3	4.3	0.0	50.0
4	政令・中核市	ap	26	26.9	34.6	34.6	0.0	3.8	0.0	64.0
5	全 体	ap	49	10.2	30.6	42.9	10.2	4.1	2.0	43.5
5	都 道 府 県	ap	23	13.0	26.1	39.1	17.4	4.3	0.0	40.9
5	政令・中核市	ap	26	7.7	34.6	46.2	3.8	3.8	3.8	45.8
6	全 体	ap	49	26.5	49.0	16.3	2.0	6.1	0.0	80.4
6	都 道 府 県	ap	23	30.4	52.2	8.7	4.3	4.3	0.0	86.4
6	政令・中核市	ap	26	23.1	46.2	23.1	0.0	7.7	0.0	75.0
7	全 体	ap	49	16.3	30.6	40.8	2.0	10.2	0.0	52.3
7	都 道 府 県	ap	23	21.7	39.1	26.1	4.3	8.7	0.0	66.7
7	政令・中核市	ap	26	11.5	23.1	53.8	0.0	11.5	0.0	39.1
8	全 体	ap	49	10.2	24.5	40.8	10.2	14.3	0.0	40.5
8	都 道 府 県	ap	23	13.0	26.1	34.8	8.7	17.4	0.0	47.4
8	政令・中核市	ap	26	7.7	23.1	46.2	11.5	11.5	0.0	34.8
9	全 体	ap	49	2.0	34.7	32.7	12.2	18.4	0.0	45.0
9	都 道 府 県	ap	23	0.0	30.4	30.4	13.0	26.1	0.0	41.2
9	政令・中核市	ap	26	3.8	38.5	34.6	11.5	11.5	0.0	47.8
10	全 体	ap	49	10.2	30.6	36.7	8.2	14.3	0.0	47.6
10	都 道 府 県	ap	23	17.4	39.1	13.0	13.0	17.4	0.0	68.4
10	政令・中核市	ap	26	3.8	23.1	57.7	3.8	11.5	0.0	30.4
11	全 体	ap	49	8.2	53.1	24.5	6.1	8.2	0.0	66.7
11	都 道 府 県	ap	23	8.7	60.9	13.0	8.7	8.7	0.0	76.2
11	政令・中核市	ap	26	7.7	46.2	34.6	3.8	7.7	0.0	58.3
12	全 体	ap	49	4.1	42.9	36.7	10.2	6.1	0.0	50.0
12	都 道 府 県	ap	23	4.3	52.2	21.7	17.4	4.3	0.0	59.1
12	政令・中核市	ap	26	3.8	34.6	50.0	3.8	7.7	0.0	41.7
13	全 体	ap	49	20.4	40.8	22.4	10.2	6.1	0.0	65.2
13	都 道 府 県	ap	23	13.0	52.2	17.4	13.0	4.3	0.0	68.2
13	政令・中核市	ap	26	26.9	30.8	26.9	7.7	7.7	0.0	62.5
14	全 体	ap	49	8.2	30.6	49.0	6.1	6.1	0.0	41.3
14	都 道 府 県	ap	23	13.0	26.1	39.1	13.0	8.7	0.0	42.9
14	政令・中核市	ap	26	3.8	34.6	57.7	0.0	3.8	0.0	40.0
15	全 体	ap	49	4.1	34.7	34.7	14.3	12.2	0.0	44.2
15	都 道 府 県	ap	23	8.7	30.4	26.1	17.4	17.4	0.0	47.4
15	政令・中核市	ap	26	0.0	38.5	42.3	11.5	7.7	0.0	41.7
16	全 体	ap	49	22.4	57.1	10.2	6.1	4.1	0.0	83.0
16	都 道 府 県	ap	23	34.8	47.8	8.7	4.3	4.3	0.0	86.4
16	政令・中核市	ap	26	11.5	65.4	11.5	7.7	3.8	0.0	80.0
17	全 体	ap	49	16.3	40.8	24.5	8.2	10.2	0.0	63.6
17	都 道 府 県	ap	23	17.4	43.5	13.0	8.7	17.4	0.0	73.7
17	政令・中核市	ap	26	15.4	38.5	34.6	7.7	3.8	0.0	56.0
18	全 体	ap	49	16.3	46.9	24.5	4.1	8.2	0.0	68.9
18	都 道 府 県	ap	23	21.7	43.5	17.4	4.3	13.0	0.0	75.0

18	政令・中核市	ap	26	11.5	50.0	30.8	3.8	3.8	0.0	64.0
19	全 体	ap	49	0.0	0.0	0.0	0.0	8.2	91.8	N. C.
19	都 道 府 県	ap	23	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7	91.3	N. C.
19	政令・中核市	ap	26	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	92.3	N. C.

N. C. : 算出不可。

選択肢「19. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	—



(分析) 指針については、「10」公害・環境対策技術の技術革新を促進する、について都道府県の肯定回答率が政令・中核市に比較し高い。この理由はわからない。

【指針を公害環境対策に用いているか】

4-2-2 指針を公害・環境対策に用いていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. 用いている 2. 用いていない 3. その他 ()

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)				肯定回答率 (%)
			1	2	3	無回答	
全 体	ap	49	49.0	42.9	2.0	6.1	53.3
都 道 府 県	ap	23	65.2	34.8	0.0	0.0	65.2
政令・中核市	ap	26	34.6	50.0	3.8	11.5	40.9

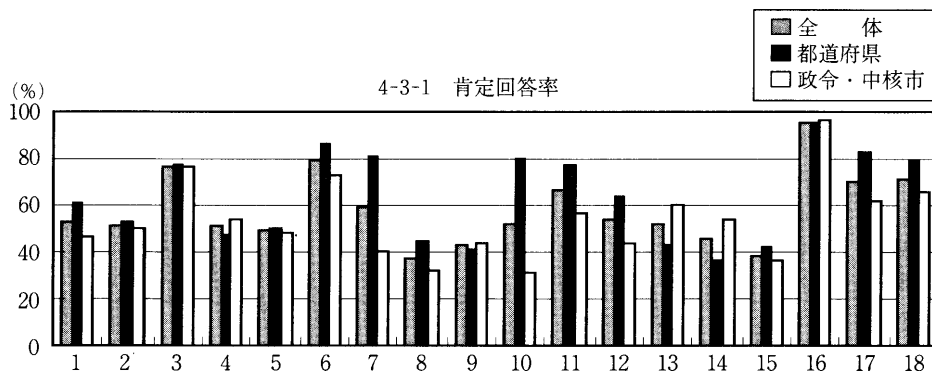
選択肢「3. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	—
政令・中核市	制定していない

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	ap	49	8.2	44.9	38.8	8.2	0.0	0.0	53.1
1	都 道 府 県	ap	23	13.0	47.8	39.1	0.0	0.0	0.0	60.9
1	政令・中核市	ap	26	3.8	42.3	38.5	15.4	0.0	0.0	46.2
2	全 体	ap	49	20.4	28.6	42.9	4.1	4.1	0.0	51.1
2	都 道 府 県	ap	23	13.0	34.8	39.1	4.3	8.7	0.0	52.4
2	政令・中核市	ap	26	26.9	23.1	46.2	3.8	0.0	0.0	50.0
3	全 体	ap	49	30.6	42.9	22.4	0.0	4.1	0.0	76.6
3	都 道 府 県	ap	23	30.4	43.5	21.7	0.0	4.3	0.0	77.3
3	政令・中核市	ap	26	30.8	42.3	23.1	0.0	3.8	0.0	76.0
4	全 体	ap	49	20.4	28.6	44.9	2.0	4.1	0.0	51.1
4	都 道 府 県	ap	23	17.4	26.1	43.5	4.3	8.7	0.0	47.6
4	政令・中核市	ap	26	23.1	30.8	46.2	0.0	0.0	0.0	53.8
5	全 体	ap	49	14.3	30.6	40.8	6.1	6.1	2.0	48.9
5	都 道 府 県	ap	23	17.4	26.1	39.1	4.3	13.0	0.0	50.0
5	政令・中核市	ap	26	11.5	34.6	42.3	7.7	0.0	3.8	48.0
6	全 体	ap	49	24.5	53.1	20.4	0.0	2.0	0.0	79.2
6	都 道 府 県	ap	23	21.7	60.9	13.0	0.0	4.3	0.0	86.4
6	政令・中核市	ap	26	26.9	46.2	26.9	0.0	0.0	0.0	73.1
7	全 体	ap	49	12.2	42.9	38.8	0.0	6.1	0.0	58.7
7	都 道 府 県	ap	23	17.4	56.5	17.4	0.0	8.7	0.0	81.0
7	政令・中核市	ap	26	7.7	30.8	57.7	0.0	3.8	0.0	40.0
8	全 体	ap	49	8.2	24.5	44.9	10.2	12.2	0.0	37.2
8	都 道 府 県	ap	23	13.0	21.7	34.8	8.7	21.7	0.0	44.4
8	政令・中核市	ap	26	3.8	26.9	53.8	11.5	3.8	0.0	32.0
9	全 体	ap	49	4.1	32.7	36.7	12.2	14.3	0.0	42.9
9	都 道 府 県	ap	23	0.0	30.4	34.8	8.7	26.1	0.0	41.2
9	政令・中核市	ap	26	7.7	34.6	38.5	15.4	3.8	0.0	44.0
10	全 体	ap	49	10.2	38.8	34.7	10.2	6.1	0.0	52.2
10	都 道 府 県	ap	23	17.4	52.2	13.0	4.3	13.0	0.0	80.0
10	政令・中核市	ap	26	3.8	26.9	53.8	15.4	0.0	0.0	30.8
11	全 体	ap	49	14.3	49.0	26.5	6.1	4.1	0.0	66.0
11	都 道 府 県	ap	23	13.0	60.9	17.4	4.3	4.3	0.0	77.3
11	政令・中核市	ap	26	15.4	38.5	34.6	7.7	3.8	0.0	56.0
12	全 体	ap	49	8.2	42.9	34.7	10.2	4.1	0.0	53.2
12	都 道 府 県	ap	23	4.3	56.5	21.7	13.0	4.3	0.0	63.6
12	政令・中核市	ap	26	11.5	30.8	46.2	7.7	3.8	0.0	44.0
13	全 体	ap	49	14.3	34.7	36.7	8.2	6.1	0.0	52.2
13	都 道 府 県	ap	23	4.3	34.8	43.5	8.7	8.7	0.0	42.9
13	政令・中核市	ap	26	23.1	34.6	30.8	7.7	3.8	0.0	60.0
14	全 体	ap	49	8.2	36.7	46.9	6.1	2.0	0.0	45.8

14	都道府県	ap	23	13.0	21.7	47.8	13.0	4.3	0.0	36.4
14	政令・中核市	ap	26	3.8	50.0	46.2	0.0	0.0	0.0	53.8
15	全 体	ap	49	6.1	28.6	44.9	10.2	10.2	0.0	38.6
15	都道府県	ap	23	8.7	26.1	34.8	13.0	17.4	0.0	42.1
15	政令・中核市	ap	26	3.8	30.8	53.8	7.7	3.8	0.0	36.0
16	全 体	ap	49	26.5	67.3	0.0	4.1	2.0	0.0	95.8
16	都道府県	ap	23	34.8	56.5	0.0	4.3	4.3	0.0	95.5
16	政令・中核市	ap	26	19.2	76.9	0.0	3.8	0.0	0.0	96.2
17	全 体	ap	49	18.4	42.9	18.4	8.2	12.2	0.0	69.8
17	都道府県	ap	23	21.7	39.1	8.7	4.3	26.1	0.0	82.4
17	政令・中核市	ap	26	15.4	46.2	26.9	11.5	0.0	0.0	61.5
18	全 体	ap	49	22.4	42.9	18.4	8.2	8.2	0.0	71.1
18	都道府県	ap	23	26.1	39.1	8.7	8.7	17.4	0.0	78.9
18	政令・中核市	ap	26	19.2	46.2	26.9	7.7	0.0	0.0	65.4
19	全 体	ap	49	0.0	0.0	2.0	0.0	6.1	91.8	0.0
19	都道府県	ap	23	0.0	0.0	4.3	0.0	8.7	87.0	0.0
19	政令・中核市	ap	26	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	96.2	N. C.

N. C. : 算出不可。

選択肢「19. その他」のカッコの中身	
都道府県	—
政令・中核市	—



(分析) 都道府県と政令・中核市の回答パターンはよく似ているが、「7」工場の新增設などに関して住民からの理解が得やすい、「10」公害・環境対策技術の技術革新を促進する、については都道府県の肯定回答率が高い。「7」「13」の違いの理由はさしあたり見あたらない。

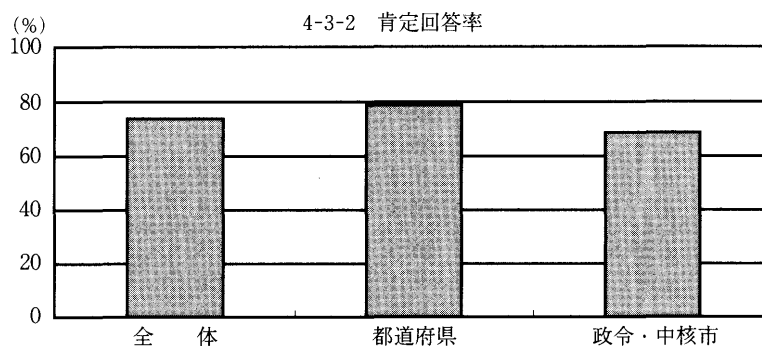
【指導要綱を公害・環境対策に用いているか】

4-3-2 指導要綱を公害・環境対策に用いていますか。適当な選択肢の番号を○で囲んで下さい。

1. 用いている 2. 用いていない 3. その他 ()

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)				肯定回答率 (%)
			1	2	3	無回答	
全 体	ap	49	67.3	24.5	2.0	6.1	73.3
都 道 府 県	ap	23	78.3	21.7	0.0	0.0	78.3
政令・中核市	ap	26	57.7	26.9	3.8	11.5	68.2

「3. その他」への回答はなし。



(分析) 都道府県、政令・中核市の7～8割が指導要綱を公害・環境対策に用いている。

【公害防止協定の特徴】

4-4 他の手段と比較した場合の**公害防止協定**の特徴についてお答え下さい。貴団体が公害防止協定を公害・環境対策に用いている場合はそれを念頭に、そうでない場合は一般論としてお答え下さい。以下にあげる1)～19) 全ての項目について、それぞれ最も適当と考えられる番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝そういえる、2＝ややそういえる、3＝あまりそうとはいえない、4＝全くそうとはいえない、5＝わからない。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1) 強制力がある | (1 2 3 4 5) |
| 2) 民主主義的手続きを踏んでいる | (1 2 3 4 5) |
| 3) 被規制企業間に不公平がない | (1 2 3 4 5) |
| 4) 制定過程が透明である | (1 2 3 4 5) |
| 5) 企業との交渉・協議が不要である | (1 2 3 4 5) |
| 6) 被規制企業の環境意識を向上させる | (1 2 3 4 5) |
| 7) 工場の新增設などに関して住民からの理解が得やすい | (1 2 3 4 5) |
| 8) 対策技術に関して企業からの情報を得ることができる | (1 2 3 4 5) |
| 9) 新しい規制方式の実験ができる | (1 2 3 4 5) |
| 10) 公害・環境対策技術の技術革新を促進する | (1 2 3 4 5) |
| 11) 規制の発案から導入までの時間が短い | (1 2 3 4 5) |
| 12) 議会対策が不要である | (1 2 3 4 5) |
| 13) 国との協議が不要である | (1 2 3 4 5) |
| 14) 被規制企業の協力を得やすい | (1 2 3 4 5) |
| 15) 被規制企業の資力に応じた規制が行える | (1 2 3 4 5) |
| 16) 法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる | (1 2 3 4 5) |

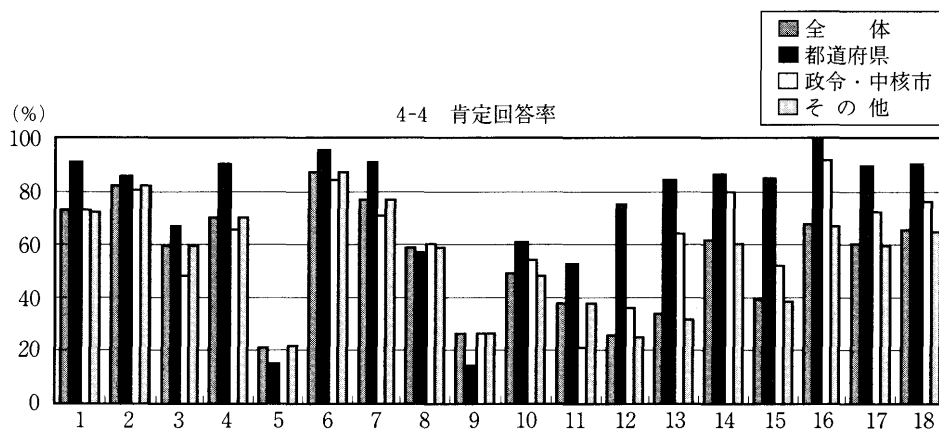
- 17) 地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる (1 2 3 4 5)
- 18) 地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる (1 2 3 4 5)
- 19) その他 () (1 2 3 4 5)
- (公害防止協定については、既に3-1で締結しているか否かをうかがっておりますので、4-1-2, 4-2-2, 4-3-2, に該当する問は設けておりません。)

例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答率 (%)
				1	2	3	4	5	無回答	
1	全 体	a	1,564	26.1	35.5	20.5	2.8	6.8	8.3	72.6
1	都 道 府 県	a	23	47.8	39.1	8.7	0.0	0.0	4.3	90.9
1	政令・中核市	a	26	34.6	38.5	19.2	7.7	0.0	0.0	73.1
1	そ の 他	a	1,515	25.6	35.4	20.7	2.8	7.0	8.5	72.3
2	全 体	a	1,564	27.3	37.1	13.2	0.8	13.0	8.6	82.1
2	都 道 府 県	a	23	52.2	26.1	13.0	0.0	4.3	4.3	85.7
2	政令・中核市	a	26	42.3	38.5	19.2	0.0	0.0	0.0	80.8
2	そ の 他	a	1,515	26.7	37.2	13.1	0.9	13.3	8.8	82.0
3	全 体	a	1,564	17.8	26.0	27.2	2.6	17.5	9.0	59.6
3	都 道 府 県	a	23	30.4	30.4	30.4	0.0	4.3	4.3	66.7
3	政令・中核市	a	26	15.4	30.8	46.2	3.8	3.8	0.0	48.0
3	そ の 他	a	1,515	17.7	25.9	26.8	2.6	17.9	9.2	59.7
4	全 体	a	1,564	21.2	30.7	19.8	2.4	16.9	9.0	70.1
4	都 道 府 県	a	23	26.1	56.5	8.7	0.0	4.3	4.3	90.5
4	政令・中核市	a	26	26.9	38.5	30.8	3.8	0.0	0.0	65.4
4	そ の 他	a	1,515	21.1	30.2	19.7	2.4	17.4	9.2	69.8
5	全 体	a	1,564	4.8	11.4	36.4	24.9	13.5	9.0	21.0
5	都 道 府 県	a	23	8.7	4.3	8.7	65.2	8.7	4.3	15.0
5	政令・中核市	a	26	0.0	0.0	34.6	57.7	3.8	3.8	0.0
5	そ の 他	a	1,515	4.8	11.7	36.8	23.7	13.7	9.2	21.5
6	全 体	a	1,564	31.4	41.0	9.7	1.0	8.2	8.8	87.1
6	都 道 府 県	a	23	69.6	21.7	0.0	4.3	0.0	4.3	95.5
6	政令・中核市	a	26	57.7	23.1	15.4	0.0	3.8	0.0	84.0
6	そ の 他	a	1,515	30.4	41.6	9.7	1.0	8.4	9.0	87.1
7	全 体	a	1,564	23.4	40.0	16.4	2.8	9.1	8.4	76.8
7	都 道 府 県	a	23	47.8	39.1	8.7	0.0	0.0	4.3	90.9
7	政令・中核市	a	26	34.6	30.8	26.9	0.0	7.7	0.0	70.8
7	そ の 他	a	1,515	22.8	40.1	16.3	2.9	9.2	8.6	76.6
8	全 体	a	1,564	12.0	33.7	28.1	4.0	13.4	8.8	58.7
8	都 道 府 県	a	23	21.7	30.4	26.1	13.0	0.0	8.7	57.1
8	政令・中核市	a	26	15.4	42.3	34.6	3.8	3.8	0.0	60.0
8	そ の 他	a	1,515	11.8	33.6	28.1	3.9	13.7	8.9	58.7
9	全 体	a	1,564	3.3	13.9	36.5	11.4	26.1	8.8	26.3
9	都 道 府 県	a	23	4.3	4.3	17.4	34.8	30.4	8.7	14.3

9	政令・中核市	a	26	3.8	19.2	50.0	15.4	3.8	7.7	26.1
9	そ の 他	a	1,515	3.2	13.9	36.6	11.0	26.4	8.8	26.5
10	全 体	a	1,564	6.8	28.1	30.4	6.2	19.6	8.8	48.8
10	都 道 府 県	a	23	21.7	26.1	21.7	8.7	17.4	4.3	61.1
10	政令・中核市	a	26	7.7	46.2	42.3	3.8	0.0	0.0	53.8
10	そ の 他	a	1,515	6.6	27.8	30.4	6.2	20.0	9.0	48.5
11	全 体	a	1,564	5.1	20.1	35.1	6.3	24.6	8.9	37.8
11	都 道 府 県	a	23	13.0	30.4	26.1	13.0	13.0	4.3	52.6
11	政令・中核市	a	26	3.8	15.4	65.4	7.7	3.8	3.8	20.8
11	そ の 他	a	1,515	5.0	20.0	34.7	6.1	25.1	9.0	37.9
12	全 体	a	1,564	4.3	14.3	38.8	14.3	19.6	8.8	25.9
12	都 道 府 県	a	23	26.1	39.1	13.0	8.7	8.7	4.3	75.0
12	政令・中核市	a	26	7.7	26.9	38.5	23.1	3.8	0.0	36.0
12	そ の 他	a	1,515	3.9	13.7	39.2	14.2	20.1	9.0	24.7
13	全 体	a	1,564	7.9	14.1	33.1	10.5	25.5	9.0	33.5
13	都 道 府 県	a	23	43.5	26.1	8.7	4.3	13.0	4.3	84.2
13	政令・中核市	a	26	46.2	15.4	26.9	7.7	3.8	0.0	64.0
13	そ の 他	a	1,515	6.7	13.9	33.5	10.7	26.1	9.2	31.7
14	全 体	a	1,564	13.2	33.1	24.2	5.0	15.8	8.6	61.3
14	都 道 府 県	a	23	43.5	39.1	8.7	4.3	0.0	4.3	86.4
14	政令・中核市	a	26	23.1	53.8	19.2	0.0	3.8	0.0	80.0
14	そ の 他	a	1,515	12.6	32.7	24.6	5.1	16.2	8.8	60.4
15	全 体	a	1,564	5.4	23.0	36.6	7.5	18.3	9.1	39.2
15	都 道 府 県	a	23	43.5	30.4	8.7	4.3	8.7	4.3	85.0
15	政令・中核市	a	26	3.8	46.2	42.3	3.8	0.0	3.8	52.0
15	そ の 他	a	1,515	4.9	22.5	36.9	7.7	18.7	9.3	38.1
16	全 体	a	1,564	16.0	37.1	21.5	3.6	12.7	9.0	67.9
16	都 道 府 県	a	23	60.9	26.1	0.0	0.0	8.7	4.3	100.0
16	政令・中核市	a	26	30.8	53.8	7.7	0.0	3.8	3.8	91.7
16	そ の 他	a	1,515	15.1	37.0	22.1	3.7	12.9	9.2	66.9
17	全 体	a	1,564	11.8	34.0	25.8	4.7	13.9	9.8	59.9
17	都 道 府 県	a	23	56.5	17.4	4.3	4.3	8.7	8.7	89.5
17	政令・中核市	a	26	23.1	46.2	19.2	7.7	0.0	3.8	72.0
17	そ の 他	a	1,515	10.9	34.0	26.3	4.7	14.2	10.0	59.2
18	全 体	a	1,564	14.8	35.8	22.8	3.9	13.4	9.4	65.5
18	都 道 府 県	a	23	65.2	13.0	8.7	0.0	4.3	8.7	90.0
18	政令・中核市	a	26	26.9	46.2	19.2	3.8	0.0	3.8	76.0
18	そ の 他	a	1,515	13.8	36.0	23.0	4.0	13.7	9.5	64.8
19	全 体	a	1,564	0.2	0.4	1.3	1.2	8.5	88.5	19.1
19	都 道 府 県	a	23	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0	87.0	N. C.
19	政令・中核市	a	26	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	96.2	N. C.
19	そ の 他	a	1,515	0.2	0.4	1.3	1.2	8.5	88.4	19.1

N. C. : 算出不可。

選択肢「19. その他」のカッコの中身	
都道府県	—
政令・中核市	—
その他	なし 特になし 特定事業所等にかかわらず規制ができる 地域住民の不安の解消 公害防止協定を締結したことなし 企業ごと（業種ごと）に細やかな規制を行うことができる 環境保全に関する住民意識



(分析) 4-1-1, 4-2-1, 4-3-1 と異なり本問は, その他自治体にも尋ねている。

「11」規制の発案から導入までの時間が短い, について都道府県の肯定回答率は政令・中核市のそれよりも高い。「12」議会对策が不要, 「13」国との協議が不要, 「14」被規制企業の協力を得やすい, 「15」被規制企業の資力に応じた規制が行える, 「16」法が未整備の場合の規制実施可能性, 「17」地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制の実施可能性, 「18」地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制の実施可能性, については, どれも肯定回答率の高さは都道府県, 政令・中核市, その他自治体の順である。このうち「12」「13」「15」は都道府県からその他自治体までの乖離が大きいようである。このことは, 都道府県にあっては, 協定以外の手段を用いた場合の議会对策や国との協議, 企業の資力に応じた規制, により大きな困難を感じている, と予想される。

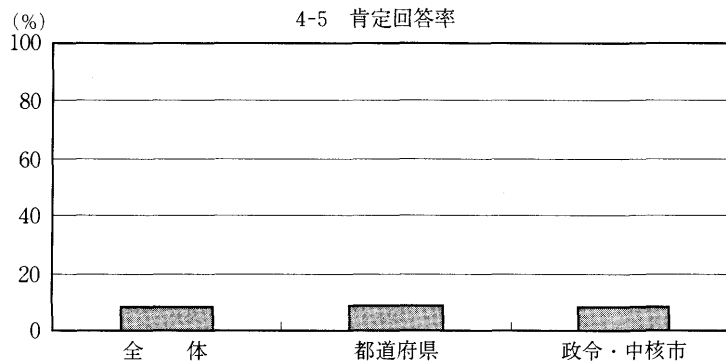
【その他手段を公害・環境対策に用いているか】

4-5 条例, 指針, 指導要綱, 公害防止協定, 以外に公害・環境対策に用いている手段はありますか。ある場合は, 代表的なものを1つかっこ内に記入して下さい。

1. ある () 2. ない

集計範囲	集計条件	集計対象数	回 答 (%)			肯定回答率 (%)
			1	2	無回答	
全 体	ap	49	8.2	89.8	2.0	8.3
都 道 府 県	ap	23	8.7	91.3	0.0	8.7
政令・中核市	ap	26	7.7	88.5	3.8	8.0

選択肢「1. ある」のカッコの中身	
都 道 府 県	要領 協議会等の推進機関の設置
政令・中核市	事業場等立入調査 環境配慮方針



(分析) その他の手段を用いている都道府県、政令・中核市は少ない。それゆえ、条例、指針、指導要綱、協定について、それらの手段の比較を行えば、ほぼ自治体公害・環境行政で用いられている手段の比較を行ったといえることができるであろう。

【その他手段の特徴】

4-6 前問(4-5)で「1. ある」を選択された場合、そのカッコ内に記入した手段を他の手段と比較した場合の特徴についてお答え下さい(「2. ない」を選択した場合は「5-1」に進んで下さい)。貴団体が実施している当該手段を念頭にお答え下さい。以下にあげる1)～19) 全ての項目について、それぞれ最も適当と考えられる番号を○で囲んで下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝そういえる、2＝ややそういえる、3＝あまりそうとはいえない、4＝全くそうとはいえない、5＝わからない。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1) 強制力がある | (1 2 3 4 5) |
| 2) 民主主義的手続きを踏んでいる | (1 2 3 4 5) |
| 3) 被規制企業間に不公平がない | (1 2 3 4 5) |
| 4) 制定過程が透明である | (1 2 3 4 5) |
| 5) 企業との交渉・協議が不要である | (1 2 3 4 5) |
| 6) 被規制企業の環境意識を向上させる | (1 2 3 4 5) |
| 7) 工場の新増設などに関して住民からの理解が得やすい | (1 2 3 4 5) |

- | | | | | | |
|--|----|---|---|---|----|
| 8) 対策技術に関して企業からの情報を得ることができる | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 9) 新しい規制方式の実験ができる | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 10) 公害・環境対策技術の技術革新を促進する | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 11) 規制の発案から導入までの時間が短い | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 12) 議会対策が不要である | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 13) 国との協議が不要である | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 14) 被規制企業の協力を得やすい | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 15) 被規制企業の資力に応じた規制が行える | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 16) 法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 17) 地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 18) 地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
| 19) その他 () | (1 | 2 | 3 | 4 | 5) |
- 集計略。(集計が極めて煩雑化するため了承願いたい。)

(4-1-1 から 4-4 までの総合的分析)

都道府県と政令・中核市については4-1-1, 4-2-1, 4-3-1, 4-4の全てのデータがあるので、これらを総合して検討する。これらの間において与えられた18の例示文(「19」その他は除く)は皆、自治体の行政部にとって何らかの意味で「よい」と考えられる内容にしてあるため、以下の分析においては、肯定回答率が高いことを「よい」「優れている」「高く評価されている」といった表現で言い換えることがある。ただし、以下の分析での“優劣”は自治体の行政部にとっての優劣であることに注意されたい。

回答パターンをみると、指針と指導要綱は都道府県でも政令・中核市でも、ほぼ同様の評価パターンを与えていること、指導要綱の方が指針よりも広範な自治体で利用されていること（4-2-2, 4-3-2 参照），“要綱行政”という言葉があるように要綱の方が条例でも協定でもない手段の代表的なものと考えられること、を踏まえ分析の過剰な複雑化を避けるため、条例と協定、指導要綱の比較を行うことにする*。

4-1-1, 4-3-1, 4-4 は特徴に関して同一の例示文が与えられており、各問における同一の特徴に関する自治体の評価を比較することにより、当該自治体が各手段間にどのような優劣をつけているかを見ることができる。この点に着目した方が肯定回答率の肯定を比較するよりもより多くの情報を利用することができる。

評価は4段階評価で行われているが、各段階は定性的な違いのため、各自治体が与える評価の差の幅は考慮せず、2つずつの手段を比べたときにある特徴に関して一方の評価が高いか、低いか、同一か、のみに着目する。例えば、「1」強制力がある、という特徴に関して、条例については「1＝そういえる」を選択し、協定については「2＝ややそういえる」を選択した自治体があった場合、これは条例の方が高く評価されているとする。そこで、手段xと手段yの評価について、「xがより優れている」、「yがより優れている」、「同程度である」となる自治体数をそれぞれ集計し、「xがより優れている」とした自治体数の割合と「yがより優れている」とした自治体数の割合の差を回答の分布状況の評価値として採用した。「xがより優れている」、「同程度である」、「yがより優れている」とする自治体数がこの順に左右対称な分布をしていると評価値は0となり、「xがより優れている」とする自治体数がより多くなると評価値は正となり、逆の場合は負と

なる。各表においては左上の欄の左側の手段を高く評価している自治体数が多いときには評価値の値は正で、逆の場合は負である。例えば最初の表では、特徴「1」の強制力では、条例を高く評価する自治体の方が多く、「7」の住民からの理解の得やすさについては、協定を高く評価する自治体の方が多い。

* 指針と指導要綱の違いについては、都道府県が指導要綱を「1」強制力がある、についてやや高く評価していることのみである。

条 例 協 定							
例 示		有効回答数			評価値（ポイント）		
		全 体	都道府県	政令・中核市	全 体	都道府県	政令・中核市
1	強制力がある	48	22	26	41.7	45.5	38.5
2	民主主義的手続きを踏んでいる	47	21	26	34.0	38.1	30.8
3	被規制企業間に不公平がない	46	21	25	45.7	42.9	48.0
4	制定過程が透明である	46	20	26	47.8	55.0	42.3
5	企業との交渉・協議が不要である	42	19	23	64.3	68.4	60.9
6	被規制企業の環境意識を向上させる	45	20	25	－4.4	5.0	－12.0
7	工場の新增設などに関して住民からの理解が得やすい	42	19	23	－21.4	－10.5	－30.4
8	対策技術に関して企業からの情報を得ることができる	39	16	23	－23.1	－12.5	－30.4
9	新しい規制方式の実験ができる	35	12	23	－31.4	－8.3	－43.5
10	公害・環境対策技術の技術革新を促進する	39	15	24	－2.6	20.0	－16.7
11	規制の発案から導入までの時間が短い	38	16	22	－39.5	－56.3	－27.3
12	議会対策が不要である	44	20	24	－47.7	－80.0	－20.8
13	国との協議が不要である	43	19	24	－53.5	－84.2	－29.2
14	被規制企業の協力を得やすい	46	21	25	－13.0	－9.5	－16.0
15	被規制企業の資力に応じた規制が行える	43	18	25	－72.1	－83.3	－64.0
16	法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる	44	20	24	6.8	5.0	8.3
17	地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる	41	16	25	－36.6	－43.8	－32.0
18	地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる	43	18	25	－37.2	－50.0	－28.0

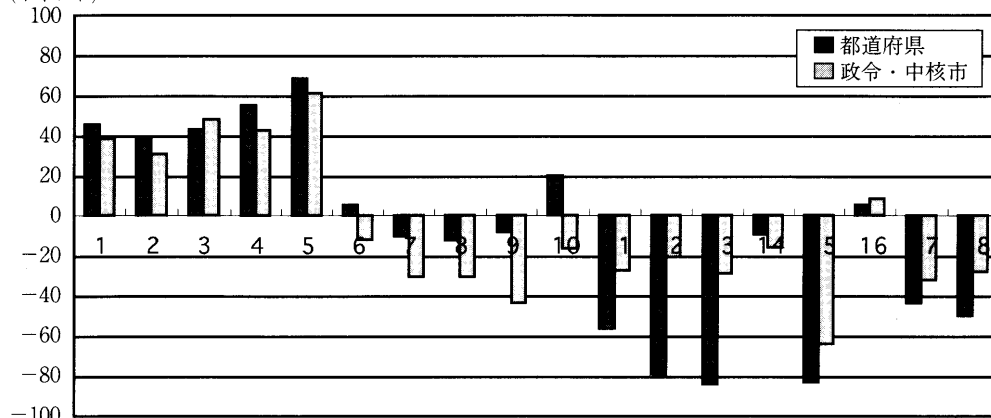
条 例 ― 指 導 要 綱							
例	示	有効回答数			評価値（ポイント）		
		全 体	都道府県	政令・中核市	全 体	都道府県	政令・中核市
1	強制力がある	49	23	26	79.6	87.0	73.1
2	民主主義的手続きを踏んでいる	47	21	26	68.1	81.0	57.7
3	被規制企業間に不公平がない	47	22	25	29.8	45.5	16.0
4	制定過程が透明である	47	21	26	66.0	81.0	53.8
5	企業との交渉・協議が不要である	44	19	25	4.5	5.3	4.0
6	被規制企業の環境意識を向上させる	46	21	25	34.8	57.1	16.0

7	工場の新増設などに関して住民からの理解が得やすい	43	19	24	16.3	31.6	4.2
8	対策技術に関して企業からの情報を得ることができる	39	16	23	2.6	6.3	0.0
9	新しい規制方式の実験ができる	42	17	25	-40.5	-35.3	-44.0
10	公害・環境対策技術の技術革新を促進する	42	18	24	4.8	0.0	8.3
11	規制の発案から導入までの時間が短い	42	19	23	-61.9	-68.4	-56.5
12	議会対策が不要である	46	22	24	-47.8	-72.7	-25.0
13	国との協議が不要である	45	21	24	-26.7	-42.9	-12.5
14	被規制企業の協力を得やすい	47	21	26	29.8	47.6	15.4
15	被規制企業の資力に応じた規制が行える	43	18	25	-41.9	-33.3	-48.0
16	法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる	48	22	26	25.0	31.8	19.2
17	地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる	42	16	26	-14.3	-18.8	-11.5
18	地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる	45	19	26	0.0	10.5	-7.7

協 定 一 指 導 要 綱							
例	示	有効回答数			評価値（ポイント）		
		全 体	都道府県	政令・中核市	全 体	都道府県	政令・中核市
1	強制力がある	48	22	26	50.0	50.0	50.0
2	民主主義的手続きを踏んでいる	46	20	26	45.7	55.0	38.5
3	被規制企業間に不公平がない	45	21	24	－20.0	－9.5	－29.2
4	制定過程が透明である	45	19	26	24.4	36.8	15.4
5	企業との交渉・協議が不要である	41	18	23	－65.9	－61.1	－69.6
6	被規制企業の環境意識を向上させる	46	21	25	37.0	42.9	32.0
7	工場の新増設などに関して住民からの理解が得やすい	44	20	24	43.2	40.0	45.8
8	対策技術に関して企業からの情報を得ることができる	41	16	25	29.3	18.8	36.0
9	新しい規制方式の実験ができる	35	12	23	－20.0	－41.7	－8.7
10	公害・環境対策技術の技術革新を促進する	42	16	26	11.9	－25.0	34.6
11	規制の発案から導入までの時間が短い	43	19	24	－34.9	－26.3	－41.7
12	議会対策が不要である	44	20	24	4.5	35.0	－20.8
13	国との協議が不要である	42	18	24	40.5	61.1	25.0
14	被規制企業の協力を得やすい	46	21	25	43.5	47.6	40.0
15	被規制企業の資力に応じた規制が行える	41	17	24	39.0	64.7	20.8
16	法が未整備の場合に必要な規制を行うことができる	44	20	24	18.2	30.0	8.3
17	地域の経済的状況に応じたきめ細かな規制を行うことができる	41	16	25	26.8	31.3	24.0
18	地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる	42	17	25	33.3	47.1	24.0

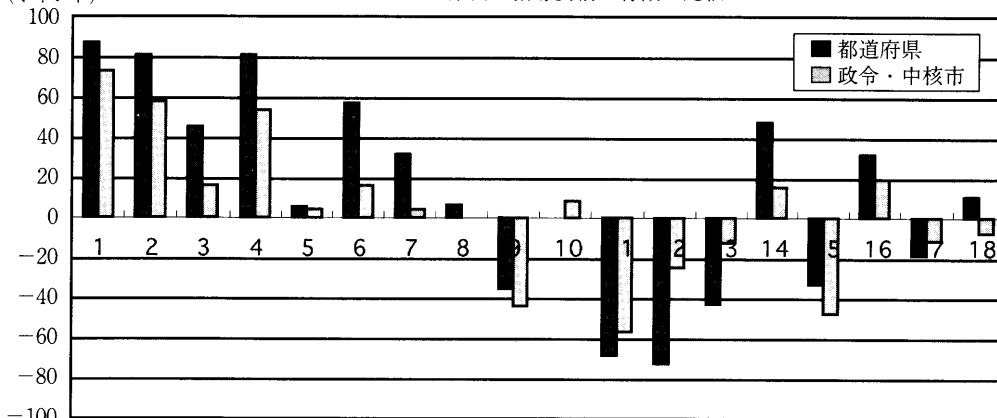
(ポイント)

4-1-1 と 4-4 条例と協定の特徴の比較



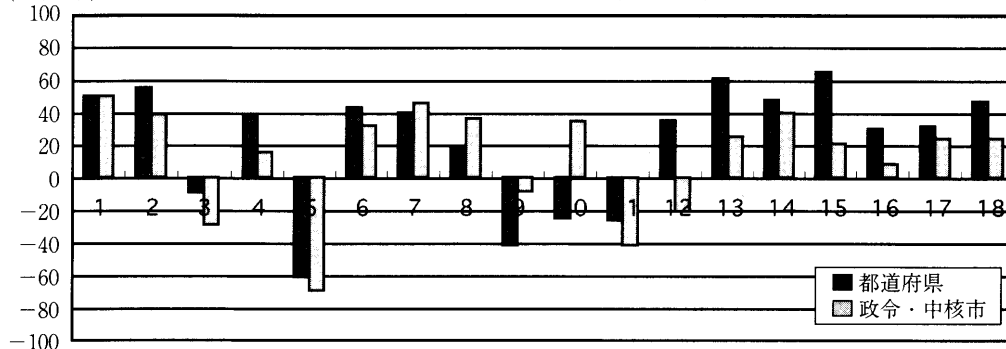
(ポイント)

4-1-1 と 4-3-1 条例と指導要綱の特徴の比較



(ポイント)

4-4 と 4-3-1 協定と指導要綱の特徴の比較



図は表の評価値を図示したものである。

ここでは単純な方法で各手段の特徴の違いの傾向をみるのが目的であるので、とくに大きな違い（具体的には評価値の絶対値が50ポイント以上）についてのみ言及することにする。都道府県と政令・中核市の回答数はほぼ同程度であり同じ物差しを使うことは大きな誤解を招くことにはな

らない。

「条例」と「協定」について都道府県は、「5」企業との交渉・協議が不要である、と「4」制定過程が透明である、ことについて「条例」の方が優れているが、「13」国との協議が不要である、「15」被規制企業の資力に応じた規制が行える、「12」議会対策が不要である、「11」規制の発案から導入までの時間が短い、「18」地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる、については「協定」の方が優れている、としている。政令・中核市は、これらのうち「5」と「15」の評価については同様であるが、「4」「11」「12」「13」「18」については大きな違いは認めていない。

「条例」と「指導要綱」について都道府県は、「1」強制力がある、「2」民主主義的手続きを踏んでいる、「4」制定過程が透明である、「6」被規制企業の環境意識を向上させる、については「条例」の方が優れているが、「12」議会対策が不要である、「11」規制の発案から導入までの時間が短い、については「指導要綱」の方が優れている、としている。一方、政令・中核市は、これらのうち「1」「2」「4」「11」の評価については同様であるが、「6」と「12」については大きな違いを認めていない。

「協定」と「指導要綱」について都道府県は、「15」被規制企業の資力に応じた規制が行える、「13」国との協議が不要である、「2」民主主義的手続きを踏んでいる、「1」強制力がある、については「協定」の方が優れており、「5」企業との交渉・協議が不要である、については「指導要綱」の方が優れているとしている。一方、政令・中核市は、これらのうち「1」と「5」の評価については同様であるが、「2」「13」「15」については大きな違いを認めていない。

都道府県と政令・中核市が一致した点を協定を基準に繰り返す。協定は条例および指導要綱よりも、「5」企業との交渉・協議が不要である、という点で劣っているが、条例よりも「15」被規制企業の資力に応じた規制が行える、という点で優れている。条例と指導要綱の関係については、条例の方が「1」強制力がある、「2」民主主義的手続きを踏んでいる、「4」制定過程が透明である、という点で優れているが、「11」規制の発案から導入までの時間が短い、の点で劣っている。

「1」「2」「4」「5」の点については制度面から比較的明らかであるが、「15」についての条例と協定の差がこれほどはっきりと得られたことは興味深い。これは、環境経済学的には、空間的によく混合されていない汚染、すなわち発生源と被害地域の空間的配置が被害の大小をきめるような汚染、については通常の（あまり複雑でない）一律基準の指令統制型規制や一律税率の汚染排出税のようなものでは、費用効果的な汚染削減（被害の抑制）はできない、ということと関係している。そうした場合には、個別排出源毎の規制が一つの効率的な解決策であり、日本の自治体は、意識的にか無意識にか、一律的規制や一律的経済的手段の欠点を協定によって補っていた、ということがいえる。この「15」と関連して自治体が意図したのは費用効率性というよりも、地域経済の安定性、すなわち資金的に可能な排出源に可能な分だけ削減を実施してもらいできないところに無理強いして地域経済の安定を崩すようなことはさける、ということであったのではなからうか。公害防止協定の場合は、地域的な事情ばかりでなく、事業所内部の事情に柔軟に対応できるという点も「15」に関する評価を高めていると思われる。また、あまり長所のないようにみえる指導要綱であるが「11」の導入の「速さ」は、導入の「し易さ」と強く関連していると思われ、広く普及した要因を示していると考えられる。

都道府県だけが差を認めたのは次の事柄である。協定と条例については、協定の方が「13」国との協議が不要である、「12」議会対策が不要である、「11」規制の発案から導入までの時間が短い、「18」地域の地形的・地理的・気象的特性に応じたきめ細かな規制を行うことができる、という点

都道府県と政令・中核市の評価は全般的には似た傾向にあるが、違いがあることも確かであり、議会対策〔12〕や国との協議〔13〕について都道府県の方がより頭を痛めている様子などが推察される。本アンケート調査のこれまでの分析から、都道府県と政令・中核市の差は都道府県とその他自治体とを比較した場合には拡大することが考えられ、条例、協定、指導要綱の各行政手段の特徴の評価は、自治体の階層・規模の違いにより大きく異なってくるものもあることが予想される。また全般的に都道府県の方が協定の長所を高く評価しているのだが、都道府県は市区町村に比べてより多くのより多様な汚染排出源を抱えているため、条例や指導要綱のような匿名的な不特定多数の主体に一律に適用される規制と、協定のような特定の主体に個別に適用される規制の違いを大きく感じている可能性もあると思われる。こうした自治体の階層・規模の違いによる手段の評価の違いと実際の手段選択の状況との関係等についてはさらなる検討が必要である。

5-1 自治体の公害・環境政策を策定・実施するにあたり困難となっていることはありますか。次にあげる項目が困難となっている程度について適当な番号を○で囲んで下さい。1)～10)の全ての項目について記入して下さい。ただし、番号の意味は以下の通りとします。1＝とても大きな困難である、2＝やや大きな困難である、3＝あまり困難でない、4＝全く困難でない、5＝わからない。

1) 財源不足	(1 2 3 4 5)
2) 人材不足	(1 2 3 4 5)
3) 情報不足	(1 2 3 4 5)
4) 権限不足	(1 2 3 4 5)
5) 公害・環境問題の複雑化	(1 2 3 4 5)
6) 公害・環境問題の領域の拡大	(1 2 3 4 5)
7) 法の不備	(1 2 3 4 5)
8) 国との関係	(1 2 3 4 5)
9) 都道府県との関係（都道府県の方は回答不要です。）	(1 2 3 4 5)
10) その他（ ）	(1 2 3 4 5)

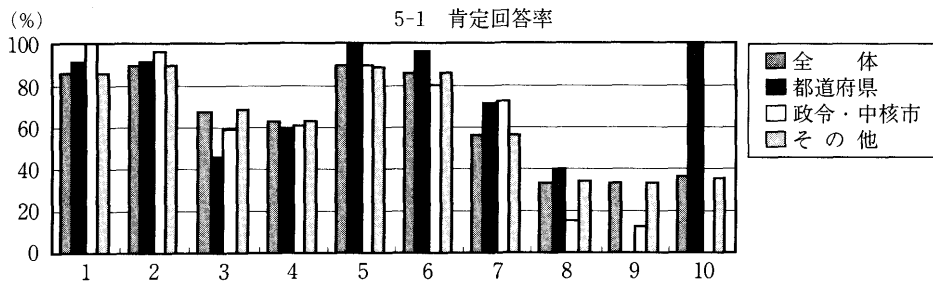
例示	集計範囲	集計条件	集 計 対象数	回 答 (%)						肯定回答		
				1	2	3	4	5	無回答	集 計 対象数	無回答 等を除く	率(%)
1	全 体	ab	1,564	39.4	38.7	11.6	1.2	4.2	5.0	1,620	1,466	86.0
1	都 道 府 県	ab	23	52.2	43.5	4.3	0.0	0.0	0.0	25	24	91.7
1	政令・中核市	ab	26	30.8	65.4	0.0	0.0	0.0	3.8	29	28	100.0
1	そ の 他	ab	1,515	39.3	38.2	11.9	1.2	4.3	5.1	1,566	1,414	85.6

2	全 体	ab	1,564	40.9	41.9	8.5	0.7	3.3	4.8	1,620	1,481	89.9
2	都 道 府 県	ab	23	34.8	56.5	4.3	0.0	0.0	4.3	25	23	91.3
2	政令・中核市	ab	26	34.6	53.8	3.8	0.0	3.8	3.8	29	25	96.0
2	そ の 他	ab	1,515	41.1	41.5	8.6	0.7	3.3	4.8	1,566	1,433	89.7
3	全 体	ab	1,564	16.2	45.2	26.9	1.8	4.7	5.2	1,620	1,440	68.1
3	都 道 府 県	ab	23	4.3	39.1	47.8	4.3	4.3	0.0	25	22	45.5
3	政令・中核市	ab	26	11.5	42.3	42.3	0.0	0.0	3.8	29	27	59.3
3	そ の 他	ab	1,515	16.5	45.3	26.3	1.8	4.8	5.3	1,566	1,391	68.6
4	全 体	ab	1,564	16.5	36.4	29.3	2.0	10.4	5.3	1,620	1,348	63.1
4	都 道 府 県	ab	23	4.3	52.2	30.4	8.7	4.3	0.0	25	22	59.1
4	政令・中核市	ab	26	11.5	42.3	38.5	3.8	0.0	3.8	29	28	60.7
4	そ の 他	ab	1,515	16.8	36.1	29.2	1.8	10.7	5.4	1,566	1,298	63.2
5	全 体	ab	1,564	39.0	42.3	8.3	1.8	4.0	4.6	1,620	1,473	89.1
5	都 道 府 県	ab	23	47.8	52.2	0.0	0.0	0.0	0.0	25	24	100.0
5	政令・中核市	ab	26	26.9	57.7	7.7	3.8	0.0	3.8	29	28	89.3
5	そ の 他	ab	1,515	39.1	41.8	8.4	1.8	4.2	4.7	1,566	1,421	89.0
6	全 体	ab	1,564	35.0	41.6	11.0	2.2	5.1	5.1	1,620	1,443	85.6
6	都 道 府 県	ab	23	43.5	52.2	4.3	0.0	0.0	0.0	25	24	95.8
6	政令・中核市	ab	26	30.8	42.3	15.4	3.8	3.8	3.8	29	25	80.0
6	そ の 他	ab	1,515	35.0	41.5	11.0	2.2	5.2	5.1	1,566	1,394	85.5
7	全 体	ab	1,564	13.0	29.5	29.7	3.1	19.4	5.4	1,620	1,203	56.4
7	都 道 府 県	ab	23	21.7	39.1	21.7	4.3	13.0	0.0	25	21	71.4
7	政令・中核市	ab	26	11.5	53.8	26.9	0.0	3.8	3.8	29	25	72.0
7	そ の 他	ab	1,515	12.9	28.9	29.8	3.1	19.7	5.5	1,566	1,157	55.8
8	全 体	ab	1,564	6.2	18.9	42.7	6.1	20.9	5.2	1,620	1,181	33.6
8	都 道 府 県	ab	23	0.0	34.8	43.5	8.7	13.0	0.0	25	20	40.0
8	政令・中核市	ab	26	0.0	11.5	73.1	7.7	3.8	3.8	29	26	15.4
8	そ の 他	ab	1,515	6.4	18.7	42.2	6.0	21.3	5.3	1,566	1,135	33.9
9	全 体	abc	1,541	6.0	20.5	44.7	7.8	15.6	5.4	1,595	1,248	33.3
9	都 道 府 県	abc	0	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	N. C.	0	0	N. C.
9	政令・中核市	abc	26	0.0	7.7	73.1	11.5	0.0	7.7	29	25	12.0
9	そ の 他	abc	1,515	6.1	20.7	44.2	7.7	15.8	5.3	1,566	1,223	33.8
10	全 体	ab	1,564	1.0	0.6	1.2	1.4	7.8	88.0	1,620	67	35.8
10	都 道 府 県	ab	23	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	91.3	25	1	100.0
10	政令・中核市	ab	26	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	96.2	29	0	N. C.
10	そ の 他	ab	1,515	0.9	0.6	1.3	1.5	7.9	87.9	1,566	66	34.8

N. C. : 算出不可。

選択肢「10. その他」のカッコの中身	
都 道 府 県	人員不足
政令・中核市	—
そ の 他	特に問題となる公害企業とかはない 特になし 担当課との連携

専門知識と基礎知識の不足と人事異動に伴う経験的知識の蓄積の消滅と不活性化
 専門知識の不足
 住民の理解
 住民のモラルの向上
 住民・企業の認識不足
 実際の公害の有無
 仕事の量に比べ人手が少ない
 個々の意識
 経済偏重意識
 規則が守られないもどかしさ（不法投棄等）
 環境保全認識
 科学的知見の不足
 田舎なので公害という公害がない



（分析）自治体の公害・環境行政の抱える困難については、各自治体階層区分の回答はよく一致している。8割以上の自治体が、「1」財源不足、「2」人材不足、「5」公害・環境問題の複雑化、「6」公害・環境問題の領域の拡大、を困難としている一方、「7」法の不備、「4」権限不足、「3」情報不足、を困難とする自治体の数はより少ない（5割～7割）。また、「8」国との関係、「9」都道府県との関係、は問題と認識している自治体は少ない。

1960年代には、自治体に権限がないことが公害問題の解決を遅らせた、ということがよく言われるが、これを見ると、現在時点では、権限よりも財政や人材、環境問題の複雑化・広領域化のほうが問題になっているようにみえる*。1970年代以降ある程度進んだ権限の委譲に財源や人材の手当てが伴っていない、という見方もできるであろう。

「3」情報不足については、困難とする自治体の割合は、その他自治体、政令・中核市、都道府県の順に多く、より小さな自治体ほど情報不足になっていることが予想される。

* 60年代であればどのような回答が得られたかは、もちろんそのデータが見えたら、断言はできない。

【自治体の公害・環境行政改善のために国の環境政策をどう改善すべきか】

5-2 自治体の公害・環境政策の策定・実施をより改善するためには、国が行う環境政策がどのように改善されるべきであるか記述して下さい。

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答数	回答率 (%)
全 体	—	1,620	362	22.3
都 道 府 県	—	25	11	44.0
政令・中核市	—	29	11	37.7
そ の 他	—	1,566	340	21.7

5-2 の回答	
都 道 府 県	☐ 省庁間の連携強化が必要である。2001 年の省庁再編において環境分野の強化が望まれている。 ☐ 自治体への補助金及び優遇税制制度などを充実させるため、環境庁に環境に関する権限財源をできる限り集約化するべき……自然保護。地域特性を考慮した「規制」を導入しやすくする必要がある……水質保全。 ☐ 時代に応じた対応が即座に行われる。 ☐ 財源の手当（補助）。 ☐ 国の省庁縦割行政により非効率化の改善・補助金分配行政と予算のない環境庁の位置づけの見直し。 ☐ 国の縦割行政を是正し、環境政策に関する権限の一元化が必要であると思う。 ☐ 国すべての統一政策と共に地域特性を考慮した政策を行っていただきたい。 ☐ 環境に優しい施設などに誘導するための助成制度や税制の確立。低周波空気振動、水上バイク騒音など現在のところ法の規制対象外の内容の法整備。国の地方公共団体や企業などへの公害防止技術の指導。学習指導要領に環境教育のカリキュラムを入れる。自動車排ガス対策については、自治体にはほとんど権限がなく、しかも一方で、国においては各権限が複数の省庁に分散しており、縦割り行政の弊害を解消すべきと考える。 ☐ 環境分野においては財政基盤が弱く、一層の財政支援が望まれる。フロンや温暖化対策など規制的法整備も必要では。法整備等において、自治体意見の反映により一層努めて欲しい。 ☐ 環境政策を環境庁（省）に一元化すべきであり、特に近年の地球環境問題についてはその必要性が大きい。財政的措置が不十分である。 ☐ （例）廃棄物処理上において、条例による上乗せ・横出し規制等について規定されれば、地域特性に応じた対応が可能になる。
政令・中核市	☐ 法の規制基準は現在かなり厳しいものであるが、横だし（施設種）規模は今後検討すべきである。又今後の環境政策は自動車公害のように被害者であり、加害者であるので、意識改革の施策が重要である。 ☐ 補助金の増大。 ☐ 積極的な法整備と、それを実施するときの財源の確保。 ☐ 政策が各自治体で適切に実施できるような財源の確保。 ☐ 環境問題への対応が重要な政策であることは認識しているが、国が矢継早に法整備することに対して、自治体としては、財政・組織・職員の数・資質等の面において対応できない状況である。まず国に対しては、財政支援を願いたい。 ☐ 環境基準を超過している物質についての原因解析及び基準の達成に対する考え方。 ☐ 科学的知見と実態調査をふまえて、法令の変更等の臨機応変な対応が必要である。 ☐ 地理的、経済的又汚染の状況等の諸条件に見合った自治体の自主的な政策の策定、改善のため、財政及び情報面等の援助がフレキシブルに行われるよう考慮してほしい。 ☐ ダイオキシン類をはじめとし、環境基準項目・規制項目が増加しており、これらの調査経費及び機器整備経費についての大幅な補助金の増額が求められる。 ☐ ダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質などの新しい環境保全問題の解決にあたり、国

	の役割は極めて大きいと思われる。早急な解決に向けての指針等を即座に示されるような体制を整えるべきであると思う。 ☐自治体への財政的支援の一層の拡充。
そ の 他	☐本県、及び本町は人口的に見て、全国の水準を大きく下回っている現状を考えると都市部中心の考えで、法令等の制定をしてもそれを達成するだけの財源・職員が不足しているために十分な施策ができない状況である。よって地域ごとにそれに即した政策を行うことが重要であると考えます。 ☐我町は、国の政策実施に人と財政等ついて行けない。 ☐解りやすく、諸外国のようにきびしい規制。 ☐労働省が地方に局を設けて直接監督しているように、公害についても国が一括して強く指導する方法が良い。 ☐理念がはっきりしていない。経済活動が中心課題で環境は中心になり切っていない。 ☐離島の小さな町のため公害等ほとんどない状況、担当者を含めまわりの人もあまり認識もなく、本腰を入れて政策策定・実施に取り組んでなく不明。 ☐リサイクル法であっても、もっと強行に事業者責任を追求できれば良い。 ☐リサイクル等については、より企業（生産者）の協力・理解を得て効果的なものにするべきであると考えます。 ☐リサイクルシステムの徹底（デポジット制の導入等）。不法投棄がなくなる構造の確立。 ☐ランニングコストまで含めた政策でないと市町村の負担が増すばかりである。 ☐より理解しやすく、幅広い分野での政策をキチッと示してほしい。 ☐より迅速な情報提供を願う。 ☐より詳細な情報提出。 ☐より実態にそくした早急な政策の実施。 ☐有価物による公害・環境政策の法的不備。（古物営業法） ☐有害化学物質安全データ等総合的なDB化の促進及び利用普及。 ☐やさしいすぎる国の基準値の見直し。あいまいかつおかしい各法律の見直し。各論のみに終始し、哲学のない政策では廃棄物問題は解決しない。 ☐問題が大きくなる前に先手先手の政策。 ☐物の製造、道路各種施設設置での環境アセスメントにより循環型社会システムをつくるよう強力に推し進める必要がある。 ☐もっとわかりやすく説明。当町みたいな小さな町村で環境政策もないし、問題もないと思う。 ☐もっと幼少から（学校等で）環境教育を充実させ、環境に対する興味意識をもたせるような社会づくりをすすめるべき。 ☐もっと強い法規制が必要と思われる。 ☐もっと地球環境の観点より考えて、焼却方式は全廃とすべし。 ☐もう少し具体的な規制値などがあると市民の理解が得やすい。（騒音・水質・ダイオキシン等） ☐もう少し、メディアを通じて、国民に問いかける。 ☐申し訳ありませんが差し控えて頂きます。 ☐明確な方向性の提示、総括的な方向性・具体性。 ☐無。 ☐末端の自治体、特にわが村のような1島1村の離島においてはまだまだ環境問題はそれほど深刻ではない。従って、住民の関心も低く改善うんぬんの段階ではまだない、と考える。 ☐町村に専門職を配置できる財政面・人事面・技術面に対する国の指導、援助の充実が

必要であると考える。

- ☐ 本当に環境について考えるなら、確かな指針を出してほしいと思います。
- ☐ 本村には企業が少ない為、公害に対する認識が非常にうすい。各基準値を示されても、どういうものなのかがピンとこない。住民の声が一番の基準なので、もう少し分かりやすくならないか？
- ☐ 本市は大部分国立公園に指定されているが、国道から市道に入ると道路整備が不備、また、山間部に不法放棄も多く見られている。ゴミ棄て禁止の看板、また、車輛を配置していただきたい。
- ☐ 補助率の引き上げ。
- ☐ 補助制度。
- ☐ 補助金等実施にかかる財源の確立。
- ☐ 補助金等財政的な援助をもっと行ってほしい。
- ☐ 法を先に作るのではなく、規則等細部を十分決めてから行動にうつしてほしい。各自治体の実態をつかんでから事をすすめてほしい。
- ☐ 法令を整理し分かりやすくしてほしい。
- ☐ 法令等の罰則強化。国の補助率のかさ上げ。
- ☐ 法律が住民の立場（弱者）をより考えたものが必要ではないか。また時間的にも早めに対応すること。
- ☐ 法や規則だけで規制を行っていても、直接地域住民と接している自治体ではやはり感情的なものが多く、法だけではむずかしいところがある。
- ☐ 法の不備を早急に改善すること。国の補助を拡大すること。
- ☐ 法の不備な点を改正する。
- ☐ 法の整備を実状に合わせて進める。環境対策の根本的な所の見直しを行う。
- ☐ 法の整備が必要。
- ☐ 法の整備（特に廃掃法についてもっと解り易く）。
- ☐ 法の整備（責任の所在の明確化）。
- ☐ 法の整備。
- ☐ 法の規制等は、常に遅れており犠牲者が出なければ考えてもらえない状況に不満が残る。
- ☐ 法的な整備を更に進め、地域特性に応じた細則や施策を定める必要性がある。
- ☐ 法的、インフラストラクチャー等の整備が必要であると思われる。
- ☐ 法規制のマニュアルを市町村にわかりやすく説明するなり、資料を作るなどし市町村職員の資質の向上を図る必要がある。
- ☐ 法規制の整備。
- ☐ 法規制の自治体への権限の委譲。補助金制度の充実及補助金額のアップ。
- ☐ 法規制と併せて企業等に対する融資・補助制度の新設ワク拡大を行う。現在の中小企業には力が無く実行にうつせない。
- ☐ 法規制がきびしくなる分、国は財源を援助すべきであると思う。
- ☐ 別紙のとおり。
- ☐ 別紙。
- ☐ 複雑化している現場の状況を把握してほしい。専門員の育成又は派遣。
- ☐ 複雑・多様化する環境に関する情報の提供と財政及び人材養成の支援。
- ☐ 不況下で財源確保が困難であることから、事業を円滑に実施するための経費を賄う財源措置を望む。
- ☐ 罰則を伴う法の整備。
- ☐ 罰則をとまう法整備が必要。
- ☐ 発生源者（企業等）の責任の明確化。
- ☐ 発生源の未然防止策と、発生源責任（製造物責任）の法的制備を強化することが必要

- と史料されます。
- ☐排出物に対する企業責任の強化が必要。
 - ☐排出者規制。
 - ☐廃棄物処理関係の法律を実体と合うように改正しているが、罰則規定を強化すべきである。
 - ☐野焼によるダイオキシンから空き缶のボイ捨てまで環境問題も色々と幅があり、ひとくりにどうのということは言えませんが、企業等の源の規制を「うたがわしきは、させない」という観点で規制してもらえばよいのではないかと思います。利潤やコスト削減を追求する最近の流れがおかしいと思います。
 - ☐都道府県への分権を進め、地域の実情に合わせたきめ細かい施策や有効な罰則規定を伴った条例等の法整備などができる体制を整えられたい。
 - ☐特記事項なし。
 - ☐都市部と農村部では状況が異なるので、後者にはそれなりの配慮をお願いしたい。農家の野焼きには強い指導ができないから。
 - ☐特に中小企業に対する公害防止対策として、経費の面で環境整備や環境施策が困難となっている現状があり、国に経費の面で助成制度が必要であると思われる。
 - ☐統一的な政策が必要と考えます。
 - ☐ディーゼル車問題のように広範囲の問題を抱えており、強力なリーダーシップを要する。
 - ☐通産省と厚生省等省ごとの考え方（目的）の違いが有る為に進歩しない。環境問題に関しては、全省あげて、取り組むよう改善すべきである。
 - ☐町村のように小さな自治体では、環境問題等の策定計画及び実施に向けての取組みが難しい。財政的な面、専門的人材不足等の難問題がある。
 - ☐地方分権の推進（権限の委譲と人材の確保）及び財源の確保（補助金の増額等）。
 - ☐地方の小さな自治体では対応に無理がある。（人的・経済的）情報や大きな流れが分からないので、法改正・規制について事前に対応や心構えが出来ないため、その場しのぎの対策となってしまう。
 - ☐地方の小さい自治体では、大きな工場や環境に与える施設が少ない。又、マスコミ等で環境問題を取り上げているので地域住民が少しは理解している。
 - ☐地方の山間町村では、一部を除きまだまだ『公害・環境』への意識が低い（住民・行政とも）。まだまだドロナワ法ばかりであるので、長期的なスパンで政策を立案し、国民に理解されるようなソフト面での工夫が必要。
 - ☐地方に合った政策の策定。
 - ☐地方自治体の状況に即した環境政策を行うことが必要である。
 - ☐地方自治体の権限をある程度強くすべき法を定める。
 - ☐地方自治体の環境政策を推進するための人材育成に対する支援等。
 - ☐地方自治体の意見や現場の声を聞き入れること。
 - ☐地方自治体がかかえている最も身近な問題でありながら、人材や専門的知識をもたないなど、大きな課題がのこされている。このため市町村への国からの人材派遣が必要ではないか。
 - ☐地方自治体、特に町村はどのようなものが有害物質かわからないので、随時資料等の送付・測定方法など教えてほしい。
 - ☐地方公共団体の実状を把握した上で政策を策定すべき。
 - ☐地方公共団体に行わせるのではなく国として実施すべき。財源も全額国で持つべき。地方で差が大きいため。
 - ☐地球規模で環境問題がクローズアップされ、対応の遅れが指摘できると思う。このような状況で各自治体の動きは難しいと考える。国の基準を明確にし、指導強化を望む。
 - ☐地球温暖化問題等は自治体で解決できないため、国が積極的に新たな法律の制定等

規制を強化することが必要である。

- ☐ 地球温暖化対策にしても各省庁が連携すべき。たとえば、土木事業の資材購入等でも配慮して命令を出せる。
- ☐ 地域密着性が濃い公害の特質から国が介入するのは、より重要な問題であるが小規模な問題、例えば町工場の騒音問題などは指導する事により倒産に追い込む危惧があるので最終的な解決に至っていない。こういった問題を国と市町村が協力して解決策を模索する事が必要であると考ええる。
- ☐ 地域の特色にあった政策が容易に実施できること。
- ☐ 地域の実情に対応した政策の実施が必要。
- ☐ 地域の実状にあった法整備。
- ☐ 地域の実状にあったきめこまかい政策が必要である。
- ☐ 地域の産業構造が異なるのに、法は同一基準としている。
- ☐ 地域の環境保全のため、国の財源を地方に移すべき。一律規制を止め、都道府県に権限を移すべき。
- ☐ 地域に合った法律を作る為に地方にもう少し権限を持たせるべき。
- ☐ 地域にあった基準の策定。
- ☐ 地域に合う基準を設定すべきと考えます。
- ☐ 地域特性にあった規制ができるよう権限移譲と根拠法の整備が必要。
- ☐ 地域での公害の現状、現場の声を把握し、現実的な法を整備して欲しい。
- ☐ 誰にもわかりやすい表示にしてほしい。町村では判断できないことが多い又立場が弱い。
- ☐ 他の省庁の影響をうけず、独立性を持って政策にあたれば環境ももっと改善される。
- ☐ 例えば産業廃棄物企業が土地確保する際、国県が優先してそれに当たる等、他政策法等の規制を緩和するなどの処置が図られることを望む。
- ☐ 大綱的法のみに国が制定し、具体規制については自治体にまかすべき。ただし、権限委譲に伴って財源の確保が問題となる。
- ☐ 大規模な自治体と小規模な自治体等それぞれにできること・できないことがあるので、その辺を考えた政策をお願いしたい。
- ☐ ダイオキシン類の汚染に見られる住民運動が騒がしくなって国が動くのではなく、国がもっている環境情報（知見が得られているものは是非を問わず）を公開していくことが大切であり、環境リスクの周知に努めてほしい。
- ☐ それぞれの地域に合った政策（例都市と山間部）をレベル化してそのレベルに合った政策をやっていただきたい。
- ☐ その場限りの対策はやめ、基本から直すことが必要。
- ☐ 専門の技術職員がいないため、公害・環境の専門的なことがわからない事が多い。公害・環境問題は、これからの最も重要な問題であるため市町村においても専門的な職員の採用と配置ができるような政策を期待したい。
- ☐ 先進諸外国の環境政策に日本も早く追いつくべきである。
- ☐ 全国を画一的に対処しないで地方の実情に合った農政局とか地方建設局単位での施策が必要である。密着した施策には。
- ☐ 全国一律の施策でなく、全省庁一体となって、地域の住環境・自然環境を勘案した政策を望みます。
- ☐ 全国一律的なものでなく、地域の特性に応じて対応できる様な柔軟な助成制度等を提示していただきたい。
- ☐ 設定基準の全てが甘すぎるので世界的基準を上回る位の設定を望む。法の抜け道が多く充分でない。
- ☐ 製造業者・販売業者の責任を明確にすべきである。
- ☐ 政策論だけでは、ダメではないかと思います。官・民（企業）一体となって考えるべ

きだと思えます。

- ☐ 政策の策定、実施にくらべ、施設等の整備が遅れている。
- ☐ 生活者の立場にたった基準・指導を行って欲しい。(企業優先でなく)
- ☐ 正確な情報の伝達。
- ☐ すべての面で腰の強い法が必要。
- ☐ 少しずつにせよ、もう少し国民への環境に対する危機感や感心を高めていく必要がある。
- ☐ 少なくとも世界の中の一番きびしい基準の規制を行うこと。行うにあたり、緊急性をもって施行されること。……とにかく国のすることは遅い……遅すぎる。
- ☐ 人命にかかわる問題であるため、都道府県・市町村に政策を遂行する上で、強い権限を与えるべきである。
- ☐ 人材及び財政面でのサポートの強化。
- ☐ 人口 3000 人程の小さな自治体です。環境の担当者になれば環境問題への関心もないような田舎の村です。ただ観光地であり、関西方面からの観光客など年間 200 万人を超える人がやってきますが、この人たちが捨てるゴミの問題に頭を悩ませます。企業などは法規制をすれば数値的なものは改善されるのですが、数値で表れないものに対してどう対応すればいいのでしょうか。
- ☐ 人口、資源、交通など地球全体がひとつの閉鎖系となりつつあり、汚染物質(ごみを含む)が出にくい産業構造への指導が必要。処理のみでは対処に限界がある。
- ☐ 情報と対策が必要。
- ☐ 情報、資料の公開、予算議決を迅速にされたい。
- ☐ 商品を生産する側にも販売するだけでなく最終的な処分に至る過程までの責任をもたせるようにするべきだと思う。
- ☐ 省庁間で基準値(めやす)等が異なるため、末端行政でとまどう。
- ☐ 省庁が率先して実施し、その緊急性を国民に具体的に示すと共に、助成制度を充実する必要がある。
- ☐ 小規模事業者や個人も規制するべきである。
- ☐ 住民の立場に立った上での整備。
- ☐ 住民の生活環境に直接影響を及ぼすような事項については、もっときびしい規制が必要である。例えば、小型焼却炉の規制、改造車の騒音規制など。
- ☐ 周知をじん速に行う。実施についての方法等を細かく自治体へ指導する。法律の作りばなしは止める。
- ☐ 実動までの期間配慮、明確化。自治体への財源負担考慮。
- ☐ 実態、現状をもっと考えるべきである。
- ☐ 実際の現場の状況を考慮した施策を計画していただきたい。
- ☐ 市町村レベルでは研究機関もなく、独自の環境基準を設定するのが困難なため、国や県への要望事項を出しているが、問題が起きるまでなかなか対応してもらえないのが現状である。
- ☐ 市町村の単位でなく、地球単位での環境政策が問われている中、市町村は目前の問題解決のみ何故、軽犯罪法 1 条 27 号があるにも関わらず、市町村で罰則付きポイ捨て条例を制定しているのでしょうか。何故、自動車登録制度があるにも関わらず、放置車輛を市町村が公金で処理しているのでしょうか。法が適用されない、法が現状に対処し改正されないのか、関係法例の見直しがされるべき。
- ☐ 市町村の実情を踏まえての施策を考慮すべき。
- ☐ 市町村の仕事量(=能力×人員)がはるかに下回っており、拡大を続ける施策についていけない。
- ☐ 市町村の意見を取り上げてもらいたい。
- ☐ 自治体への権限の委譲を拡大すれば早急かつ円滑に改善が期待出来るが、自治体の財

源, 人材等の不足により, 現状では不可能と思われる。

- ☐自治体への環境政策に対する財政援助を拡充してもらいたい。
- ☐自治体の人材育成支援と詳細情報の開示。
- ☐自治体の裁量権を拡大し, 地域密着型の行政が推進できるようにする。
- ☐自治体の規模に応じた解りやすいマニュアルを作って欲しい。
- ☐自治体の意見がもう少し反映・尊重されるよう改善してほしい。
- ☐自治体により地域状況が異なることから, 全体的なガイドラインを定めるとともに, 地域別の補正值等も必要となるのではないか。
- ☐自治体によっても違うが, 一般的の市町村は専門力に欠けるので, そこのフォローをお願いしたい。
- ☐自治体に対する財政支援・事業補助の支給適用の緩和。
- ☐自治体並びに企業との連携をとり, それぞれの意識を向上させるよう研修・説明会をすすめる事が大切であると考ええる。
- ☐自治体独自の調査研究に対する費用補助等の財政的援助。
- ☐自治体といっても大小その規模は様々であり, 独自に専門の技術者(研究員)を配置することは困難である。ある程度の広域区域の中で, 研究施設等の整備が必要ではないか。
- ☐自治体職員はほとんどが兼務職であり, 専門職でない為知識, 技術とも乏しい。よって県・保健所等が間に入り指導するようにして欲しい。
- ☐自治体が結んでいる協定には法的根拠がないため, 協定を守らない業社に指導しても従わなければ, どうにもできないため, 改善されるまで許可を取り上げる等の法的配慮が望まれる。
- ☐自治体が実施する環境政策への助成。
- ☐指針, 目的・目標, 権限の明確化。
- ☐事業者責任を明確化すること。
- ☐事業所のみならず, 個人レベルまでの公害・環境問題等に関する従来以上の意識向上のための指導を徹底すること。
- ☐策定方法の指導等, 指針確定が必要と思われる。
- ☐策定内容はより基本的・原則的なものとする。
- ☐策定されていない。
- ☐策定・実施に当り財源措置等があれば, 地方により環境規準に温度差があってもいいのでは。
- ☐細部にわたる補助制度の整備。(例) 環境騒音評価(等価騒音レベル) 変更に伴う機器整備費等。
- ☐細部に亘る規制。
- ☐最先端の市町村の実状に応じた施設が必要であるが, 現実には市町村レベルで, 環境行政を充分行なえる所は少ない。地方分権を推進するためには, 相応の体制がとれるような配慮が必要と思う。
- ☐財源を確保した中での権限委譲。
- ☐財源や人材が不足しているにもかかわらず権限委譲など地方分権がすすみ, 現場の対応が困難な状況にある。人材の育成などに配慮してもらいたい。
- ☐財源不足への援助。
- ☐財源不足の解消策をすすめる。
- ☐財源措置及び法の不備の改善。
- ☐財源・人材の確保が難しいため, 補助金及び情報の提供が必要。
- ☐今後想定される影響を予想する研究を十分に行い, すべての政策が環境への負荷を最小限になるような体制を整えていくべきである。
- ☐根源の問題—実際に問題を起こすのは国民であり, 県民であり住民であるわけである

が、直接住民に関るのは市町村なのに根源は何もないといっている。特に公害関係はお願いするのが精一杯。市町村に規制等の権限を与えて欲しいものである。

- ☐ これからの公害・環境対策は国が規制を強化するという方法でなく、ISO14001に見られるような企業の自主規制を促進するような法の整備を進めていくことが必要であると考ええる。
- ☐ 子供の時から環境教育、製造業者へのリサイクルの義務付け。消費社会の見直し。
- ☐ 子どもたちへの環境教育の推進。
- ☐ 国民生活の安全及び健康面をモットーに改善されるべきである。
- ☐ 国民が理解しやすく、すぐに実行に移せるような政策。
- ☐ 国民が環境問題について正しい知識をもつこと。住民は、質的基準の他に、排出総量についても関心があり、今後はその面でも基準を設定していかないとならない。
- ☐ 国民、住民重視の政策に転換すべきである。
- ☐ 国際会議や法制定などの何らかのアクションの後、市町村までへの具体的な対応が遅い。市町村レベルで受け皿がとれていない環境政策の施行も多い。
- ☐ 広報、企業への強い態度。地方への補助。
- ☐ 厚生省管轄の環境政策と密接な関係のある浄化槽行政、廃棄物行政が国土の環境保全、国民の健康、快適な環境の実現とった視点が優先されていないので改善すべき。その他自動車交通公害（大気）が国民の健康を害しているので、政策の転換を早急に図るべき。
- ☐ 工業・産業面における影響について、自動車公害等直接公害問題に関連する企業への指導をお願いしたい。
- ☐ 公害問題にしる環境問題にしる広域的な範囲での理解。推進が必要であり、市町村単独の解決には財源的・人材的に限界がある。
- ☐ 公害防止に係る具体的な様々な情報を示すべき。
- ☐ 公害等が発生もしくは発生の可能性が強くなってからの規制ではなく、発生を防ぐための企業への協力を十分行ってほしい。
- ☐ 公害等が発生する前に、国が環境政策の樹立を。
- ☐ 公害といわれる環境問題は、最近日常生活でのもんだいが多く発生している、工場関係の環境問題は以前から比べると改善されてきている。したがって、住宅での隣の関係によるものが、行政に相談にくるケースが多くなってきている。こうした直接身近な問題が増えていることを理解していただければと思います。
- ☐ 公害規制については、国民の理解を得やすい。規制値まで考慮。環境政策については、情報公開をもってすべきである。国民生活レベル（実体に即した政策）で考えるべきである。
- ☐ 公害・環境問題の研究結果や収集情報を迅速に将来の環境政策に反映されるべき。
- ☐ 公害・環境問題に対し、大都市みたいな騒音公害とか身近な問題は生じていないため、国の環境対策について改善に関するコメントはない。
- ☐ 公害・環境政策の策定・実施のための費用の補助。
- ☐ 公害・環境政策に関する研修会の開催（人材の育成）。
- ☐ 公害・環境関係の政策は、アセス等の改正があったものの、まだまだ出口の部分に重点を置いた政策が多い。これからはもっと入口の部分（企業に対する義務含）にも重点を置くべきと考えられます。
- ☐ 現場の意見をもう少し聞いて頂きたい。話し合いの機会を設けて欲しい。
- ☐ 現場での声が国の政策に充分生かされない。特に廃棄物行政は遅れている。
- ☐ 現場サイドを考慮した法の運用をお願いしたい。
- ☐ 現状で良いのではないかな。
- ☐ 県市町村に権限があるといいながら市町では技術的な専門性に限界があるので、国又は県がより関わりをもって行なうべきと考える。
- ☐ 現時点では特になし。

- ☐現在の法規制では環境基準の変更はできない。自主規制の公害防止協定や環境マネジメントシステムを構築して改善していくしかないと考えている。国は環境マネジメントの後押しをして欲しい。
- ☐現在のところ公害に対する被害が少ないので良いが、早目の環境条例及び景環境の条例等の整備を行い公害の発生や拡大を防ぎたい。
- ☐現在の政策は、規制等が実態に基づいて実施されるべきものであるが、業界等の圧力や利害関係によって抑えられたりしている部分が多くある。真の環境行政を推進していくためには業界や他の省庁等の圧力に負けないポジションが必要である。
- ☐権限の問題。
- ☐権限の増大に共い、罰則規定の強化とそれに企業が対応できるための補助。
- ☐権限委譲をもっと進めるべきである。(国→県→市)
- ☐権限委譲に伴う、財源を確保していただきたい。
- ☐県・町により事情が違うので統一的な策定計画をおおまかにつくることが望ましいと思われる。
- ☐県・市に対する権限をもっと進めるべき。
- ☐警察の協力を法律等に明記して欲しい。
- ☐経済優先から、環境保全を優先に改善すべき。
- ☐経済の保護と環境政策のバランスについて国がもっと積極的に対策を取るべきである。
- ☐経済至上主義を改めなければ、有効な環境政策は行えない。
- ☐経済最優先を基本とした考え方を改めること。
- ☐詳しいことはわからないが、財源不足のおり、補助金の交付をお願いしたい。
- ☐国は自治体の政策、その実施に思い切った財政的な手当をすべきである。
- ☐国は現場を観察すべきである。実際説明会等で説明するのは、市町村の担当者であり、実際住民の意見が聞いている。もっと国は積極的に住民レベルで物事を考えてほしい。
- ☐国は環境基本計画において、「国・地方公共団体・事業者・国民・民間団体の公平な役割分担」を謳っているが、財源の無い地方公共団体にしわ寄せがきているように感じている。
- ☐国の曖昧なはっきりしない姿勢は国民を本気で環境問題に取り組ませようとはしない。
- ☐国の持っている情報が容易に得られる体制及び補助制度の充実など。
- ☐国の方針や施策は自治体への影響が大きい。メディアの情報や一部の意図に影響されることなく、科学的根拠に裏うちされた対応をされることを望みたい。
- ☐国のはっきりとした指導の徹底。
- ☐国の環境政策の改善を持つより、環境基本計画等の策定により小さな地域の住民の意識の高揚が必要であり、現に個人に起因する公害問題の発生が多くなってきている。現在、地方公共団体と地域住民の協力しあう環境政策が必要である。
- ☐国の環境政策については初めに目標を設定してしまい、その方法論については充分協議なされていないように思える。《予算的な対応を含めて》
- ☐国の各省庁においても、それぞれの立場立場で考え方の違いもあり統一見解を示し、環境政策を推進すべきである。
- ☐国の行う環境政策以前に、各市町村において、専門的な知識を持った職員が不足している事が根本的な問題であるように思う。
- ☐国と地方自治体の連携を密にし、地方自治体の現況を的確に把握した上で、法の改正をはじめとする施策を実施することが必要と思われる。
- ☐国と県と市町村の連携強化。
- ☐国ではなく、地域に権限を移す。
- ☐国からの具体的な提案や援助。
- ☐国が率先して公害・環境対策を推進すること。また机上の計画では実行する際に課題を残す場合が多いので現場の実状をよく調査すべき。

- ☐ 国が実施する政策が先行していて、自治体がついていけない状況（多様化，専門化）が発生している。すべての自治体が国と並んで実施を進める必要がある。
- ☐ 国が定める物質のみの規制だけでなく、周辺住民からの苦情が出た場合に、規制物質以外でも苦情が出た場合に地方市町村で企業に対して措置が即座にできるようにしてもらいたい。
- ☐ 国が企業より強い立場から公害・環境政策の策定を行う必要があると思う。
- ☐ 国が各自治体の実態（財政も含む）を把握すること。
- ☐ 国が行う法的な政策は、水質汚濁防止法など特定施設を設置している事業場に対する規制である。特定事業場だけを規制する業種規制・排水量（排ガス量）規制ではなく、負荷量規制の導入が法の不備を補い改善につながる。
- ☐ 国が行なう環境政策が自治体の現状に合うものであることと、具体的な事項を明記する必要がある。
- ☐ 国が上にあるが市町村の上には県があり、県が指針等、又、指導できるような説明会が必要ではないか？ 又、大都市と地方と同様の考えでは地方としては対応に苦慮する。
- ☐ 国が一律に規制を実施することは困難と考えられる為自治体独自の公害環境政策をバックアップ（財政的・情報）する体制を作って欲しい。
- ☐ 国がいかに本気で正意のある対応ができるか。
- ☐ 国・自治体との協力体制の推進。財政的支援。
- ☐ 国・県の役人も現場へ出て、法律・条例をいじっているだけでは何にもできんことを見るべきだ。問題が生じてからも、規制値がどうの、企業の経営がどうの、あでもない、こうでもない、グズグズしていてケツを上げない性根を直さなければ何を言ってもムダ。
- ☐ 国・県がもう少し積極的に動いて欲しい。（市町村レベルではよくわからない部分が多い）
- ☐ 国、自治体と別々に政策を立案する以外に、国と自治体が共同して企画立案できるような財政及び行政制度を構築していただきたい。
- ☐ 具体的に問題となっている事項（なりそうな事項）を規制する政策制定。
- ☐ 具体的な指導マニュアルを作って欲しい。
- ☐ 均一のマニュアルではなく、様々な内容や具体例を考慮したマニュアルを公開し、モデル化することにより情報提供支援することを望む。（技術・手法の支援）
- ☐ 協定に対する法的効果の向上。
- ☐ きめ細やかな指導体制の整備と技術指導及び人材派遣を希望。
- ☐ きめ細かな法制が必要。
- ☐ 規則・罰則の強化。
- ☐ 規制の強化を図るべき。
- ☐ 規制だけでなく、その後の対応の仕方も考慮して欲しい。
- ☐ 規制対象施設、基準値の見直し。
- ☐ 規制政策より発生防止対策を。
- ☐ 規制基準の強化（国レベルでの）。
- ☐ 基準を明確に決めること。
- ☐ 基準ではなく規制に。
- ☐ 基準値などをもっとわかりやすく細分化してほしい。
- ☐ 基準値等の細部情報提供。
- ☐ 技術的な分野について広範すぎて、また専門的な面があり、理解できるような例示が必要ではないか。
- ☐ 企業に対する規制法の整備。
- ☐ 企業中心の考え方から国民中心の考え方に転換すべきである。
- ☐ 企業中心ではなく、住民が中心的立場となった環境政策を改善すべきである。現時点

をみるのではなく、今のままでは数十年後の日本の地球の環境がどうなっているかを考えての対策を至急取られることをお願いしたい。

- ☐ 企業責任の比重を重くするべき。
- ☐ 企業責任の強化。
- ☐ 企業責任、排出者責任の明確化、罰則強化、小さな自治体単位でなく広域的な環境対策への移行。
- ☐ 企業者、事業者責任（すべての不要品において）を法律で定める。廃棄物、特に産廃についての最終処分を受け入れについて、施設をすべて国で管理する（住民とのトラブル防止、責任所在の明確で理解を得ていく）。
- ☐ 企業から出された商品等の徹底回収を企業が責任を持つてする。
- ☐ 企業が生産、販売するものは、企業責任において回収し、処理することを義務づける。
- ☐ 企業・事業所に毅然たる規制基準を策定すべきである。そうすることが、国民一人ひとりの意識改革にもつながってくる。
- ☐ かんたん、明りょうになると少しは理解しやすくなる。
- ☐ 簡素化。
- ☐ 環境問題を重要なことだと考えているのであれば、各自治体に訪問又は直接指導を率先して行うべきだと思う。
- ☐ 環境問題を危惧する様々な情報が氾濫している。全て科学的知見の進展によるところかと思います。自治体の政策の範疇を越え、国のレベルでの速やかな対策が必要かと思っています。
- ☐ 環境問題は個人の意識の問題であるので教育の現場で徹底した意識改革をする必要がある。
- ☐ 経済を中心とした政策をとっている以上、環境問題は大きな改善がなされない。
- ☐ 環境問題は、日々複雑化、拡大の一途をたどっている。これに、それぞれの自治体で対応するためには、権限と財源移譲が必要。
- ☐ 環境問題の多様化、複雑化の中、財源的面も含め、国との協力体制の強化を計りたい。
- ☐ 環境問題が国民・企業 etc に浸透していないと考える。もっと広める努力をすべき（国政の最課題として）。
- ☐ 環境ホルモン等科学的知見を早く蓄積し、情報流してゆくなかで PRTR 法の充実及び環境基準の追加。又、焼却・燃焼にたよる社会から、自然の材料・エネルギーを利する社会を作るために税制及び税金を使うべき。
- ☐ 環境配慮の補助制度・交付税制度・税制の荷重配分。
- ☐ 環境の実体をもっと深く調査し、その実質に沿った法令等の整備を行うべき。
- ☐ 環境庁の職員の増加、予算の増加（環境庁の）。
- ☐ 環境庁の指導監督。
- ☐ 環境対策を最重要課題として取組むこと。
- ☐ 環境全搬の基本計画策定が法律で定められているが、宮崎県内では基本計画を策定している市町村は少ない。大きな仕事量があるため、手がけられない状況です。
- ☐ 環境政策をみると、市町村の実施が重要な場合があると思われるが、小規模な市町村には人材や情報収集及び整備能力が不足することがある。
- ☐ 環境政策を産業政策より上に位置付け、環境への配慮・アセスメントを内部目的として明示し、実効のある手続き体制を整える。
- ☐ 環境政策を行うことは良いが、末端の市町村には負担となるもの（財政・時間・人材）を実施させるべきではない。（実施させるのであれば、無理なく行えるようそれなりの配慮をすべき） また情報伝達の方法についても改善すべき。（情報伝達に時間がかかる。または情報自体入ってこない）
- ☐ 環境政策は国が直接やるべきと考える。（自治体間で温度差があったら環境問題の解決に至らない。）

- ☐ 環境政策は極めて重要であり、わかり易さが大切であると思う。地方では、公害を発生する会社に地方住民が勤務している訳で感情的な問題になりやすいため、判例のような具体的で統一された指標が必要と思う。
- ☐ 環境政策の担当省庁間の協議をより円滑に推進し、政策のトップダウンのスピードを早めて欲しい。
- ☐ 環境政策についての自治体への情報提供と企画立案能力向上のための研修会等の開催。
- ☐ 環境政策について、地方の意見を集約すること。
- ☐ 環境政策に関し、環境保全を推進するには投資が必要であり、財源の持たない自治体が激増している中、補助制度の拡充が必要。
- ☐ 環境政策というと聞こえはよいが、国等の指導・財政措置等がなされていない現状にある。自治体においてさまざまな制度、政策を進めていくべき情報もなく、人的対応もできない現状では、廃棄物の行政に手がかかり、環境政策の積極的取り組みができない現状にあります。
- ☐ 環境施策の一つとして、「環境教育・学習」、「普及・啓発」があるが、施行にあたり、国、群、区との間で重複が生じており、この分野での役割分担を明確にする必要がある。(例：「環境家計簿」)
- ☐ 環境行政の重要な時期を迎え、小さな自治体では体制が確立できておらず、国のしめす政策についていけないのが現状である。国はこの現状を把握しなければ、末端の行政は混乱するものと思う。行政・人的支援等考えてほしい。
- ☐ 環境教育や広報・啓発活動に力を入れ、国民の環境に対する意識を高めるようにすべき。
- ☐ 環境基本法の環境基準を見直す。強制力が必要。
- ☐ 環境基準を明確に国民に対して周知徹底すること。(有害・安全)
- ☐ 環境基準を世界レベルに位置づけるよう促進する。
- ☐ 環境基準を更に厳しくする。
- ☐ 環境基準や規制において、現状追認や後手に回っていることが多いと思われる。環境庁の権限の強化や、速やかな規制発動、灰色の物質に対しての規制等が必要である。
- ☐ 環境基準の見直しと測定機器の導入による現場での改善命令を直接おこなって欲しい。
- ☐ 環境基準項目については、今後追加設定を望むものである。
- ☐ 環境基準が他国(先進国)に比べ甘いので、厳しくする必要があるが、規制を厳しくすると他に支障がでる可能性があるので難しい問題だと思う。
- ☐ 環境・公害・ごみ等法律が先行して、本村のように小さな自治体では対応が困難となっている。
- ☐ 過疎・辺地・離島(特に1島1町)が置かれている立場、立地条件の中等を考慮した政策を考えてほしい。
- ☐ 各地域を細分化した中でそれぞれの地域の実情に合った政策が必要。
- ☐ 各自治体のニーズに合った方法を取るべき。人口〇〇人以下だからひとくくりという考え方はナンセンス。
- ☐ 各自治体の状況にあった政策を行なってほしい。
- ☐ 各自治体の現状に見合った独自の規制法を監督の上で、積極的に推進すべき。
- ☐ 各自治体に合った政策が必要。
- ☐ 画一的な規制も必要だが、地域の特性に応じた規制を考慮されなければならない。
- ☐ 画一的からの脱却。
- ☐ 確一的な政策ではなく、地域毎に対応が可能な施策の推進。
- ☐ 各々の地域を考慮に入れてほしい。十分な事前説明がほしい。
- ☐ 後手に回らないような政策、実体の早期の公表。
- ☐ 田舎と都会では環境がまったく違うので同じ基準であてはめないでほしい。
- ☐ 一律の規則ではなく、地域の実状に応じた環境政策を実施してもらいたい。

- ☐安全、環境保全のための国の研究機関の充実。チェック体制の整備。
- ☐後追い行政の克服、他省庁との連携、広報活動の強化。
- ☐新しい世紀に向け環境政策の変換期であるため方向性が定まらず色々な問題が未整理のままになっている。あと数年たてば見えてくるのでは？
- ☐悪質な場合や改善が認められない場合は、厳しく処罰を科すようにすればよいのではないのでしょうか。
- ☐①環境問題が複雑・広域化している現状から、自治体だけで解決が困難もある。調整機能の強化が望まれる。②省庁間の横の連携がうまくいかないのではないかな。
- ☐①一般の人でも判断できる事②灰色の場合の法規制の確立（発生してからでは遅い）③罰則規定の強化。
- ☐補助率をあげる（事業に対して）。国民に環境に対する意識を高めるような政策をうちだしてほしい。
- ☐タテ割り行政の弊害をなくす。（例；リサイクル法が厚生省にあり、通産省にあり、建設省にあたり等）経済主義の政策はやめるべきである。自然と共存共栄が第一であり、調和のとれた（人間の知・浅知で考えた調和ではない）政策に改善すべきである。
- ☐現状に則した環境政策づくり。迅速な情報提供。
- ☐速効となる罰則規定など。例：交通のスピード取締的なもの。幼少期からの環境教育。

（分析） 360 程度（2 割）の自治体が回答した。自由記述回答欄としては多いように思われるが、それだけ、思うところがあるということかもしれない。これだけの量の自由記述をまとめるのはかなり困難であるが、10 以上の自治体が挙げた事柄には、指摘の多かった順に、以下のようなものがあつた。

「自治体財政への支援」

「地域特性の考慮（自治体ができるように法整備・国の政策等）」

「情報支援・国の情報公開」

「自治体との連携強化、自治体の意見の反映、自治体・現場の現状把握」

「明確性・わかりやすさ」

「規制・罰則の強化」

「人材育成支援・人的援助」

「即応性・臨機応変さ」

「中央政府内での環境庁への権限の強化・集中（縦割り是正）環境庁の職員・予算の増加省庁間の連携強化」

「国民・企業の意識改革施策・環境教育」

「経済・企業・業界より国民・住民重視の政策」

「より下部自治体への権限の委譲」

「予見的政策・未然防止長期的視野総合性場当たりのでない」

「生産者・発生者責任の導入」

「（一般的）法整備」

「積極性・国のリーダーシップ」

前問 5-1（自治体公害・環境行政の抱える困難）の例示にもあつた、財政や情報、人材、権限、法整備、国と自治体との関係、に関わる問題以外にも、明確性や即応性、縦割り行政の是正、予見的・未然防止の政策の実施、などが見られる。また、下部自治体への権限委譲と若干対立するかも

しれないが、国のリーダーシップを望む声もあった。

こうした回答は自治体が抱える問題の再確認になったと同時に、そうした問題は国の政策の変化により改善が可能であると自治体は考えているということを示していよう。

【本調査の誤り・改善すべき点】

※本調査の、調査の項目、用語の用い方、問の背景にある事実の認識、等々に関しまして誤りや改善すべき点がございましたら、お書きいただけますようお願い申し上げます。

集計範囲	集計条件	集計対象数	回答数	回答率(%)
全 体	—	1,620	138	8.5
都 道 府 県	—	25	4	16.0
政令・中核市	—	29	5	17.2
そ の 他	—	1,566	129	8.2

※の回答。	
都 道 府 県	☐ 設問が多すぎる。 ☐ 規制の内容を簡単な様式で理解することは無理がある（hearing など必要）。 ☐ 環境基準の意味が分りにくい。 ☐ 質問事項が多く、又、20～30 年前に策定した事柄もあり、詳細は不明のため個人的な見解で記入した質問事項も多い。このようなアンケートは、行政に対し実施するのは問題があると考える。
政令・中核市	☐ 上乗せ規制は都道府県が策定し市町村に委任していることが多いので、そのような場合の規制側主体はどのように書けばよいか説明がなかった。（項目 2-1） ☐ 各質問における内容の幅が広すぎて回答しにくかった。回答には私見が含まれておりますのでご了解ください。 ☐ 1-1 環境基準は一般環境の目標となる数値で、規制基準ではなく国が策定するものであり、地方公共団体が作成するものではない。 ☐ ・環境問題は 60～70 年代と 80 年代、現在では大きく異なっており、もう少し時期や対象などをしぼって調査すべきではないか。・質問のニュアンスが分りにくいところもあり、アンケート方式による調査では正確に伝わるかどうか不安になる。 ・調査結果は必ず配布していただきたい。 ☐ 「規制」とは、法律・条例に基づくものであり、「指針」「指導要綱」等は規制ではなく行政指導に分類されると考えます。
そ の 他	☐ 市町村には大学等の研究機関を始め、国、県、報道関係、コンサル、一般企業と様々なところからアンケート調査の依頼があるが、3-5-11 のような調査はあまりにも手間がかかりすぎて（一件一件を全部詳細に確認しないと書けない）負担が大きすぎます。また具体的企業名を書かせる理由が明らかではありません。 ☐ わかりやすい言い回しで設問してください。公害防止協定締結企業名についての回答は必要なしと考えます。 ☐ わかりにくい。 ☐ 予算編成期につき時間をかけての資料作成ができません。手持ちの資料を参考までに

同封します。不明な点は照会下さい。

- ☐用語の使い方が一部理解がむずかしい。小さな自治体では関係ない項目が多いと感じた。
- ☐難しい。
- ☐まとめた結果をいただきたいのですが。
- ☐本村は人口1600人余りの小さな自治体です。各設問に対し、十分な知識・情報等がないので明確な回答が出来ませんので御了承願います。又、五者択一は回答に対し不適切な部分が多いと思います。
- ☐本町は町域の83%が米軍提供施設であり、住居地ではほとんどが住居地で企業等はない。基地被害・公害等については基地渉外課で別に担当している。
- ☐本町は過疎町村であり、又誘致工場等全くない。公害といわれる、又一律の調査票では、該当する個所も少なく「回答の選択」にもなじまぬ事項が多い。身近のゴミ問題、家庭ゴミ焼却等しか残念ながら結びつかない。
- ☐本町程度の自治体としては、回答にとまどう内容と思う。
- ☐本調査の内容については、一部ではあるが当自治体にはレベルの高いものもあり回答に苦慮した。
- ☐本市の条例制定、協定締結時の国・県等との関係が時系列的な設問になっていない。すなわち現時点とは法・県要綱が整備されていて、状況が変わってきている。
- ☐本市と公害防止協定締結事業所の公開については、守秘義務の為回答不可能とします。
- ☐法と国の違い不明。広い範囲を一括回答のため、回答間に矛盾が生じる。
- ☐防止協定の締結はかなり以前であり、交渉回数や争点などの判断が分かりにくく私の主観で記入しております。
- ☐勉強不足のため、正確さに欠けるかもしれませんのでご了承下さい。
- ☐別にありません。意にそえない回答になってしまいました。申し訳ありません。
- ☐別紙のとおり。
- ☐表記が曖昧である。
- ☐日々多用なので、このようなアンケートはできればやめてほしい。
- ☐番号の意味(1~10等)で実施したことがないと項目等がほしい。
- ☐番号回答方式が設問の意図がわかりづらい。
- ☐排出規制を課す公害防止協定は罰則を設けた制度ではない。公害が発生する可能性を事業者認識させ、万が一の時にすみやかに話し合いのテーブルにつき解決させる制度として「協定」「念書」を利用している。そのため今日のアンケートは答え難いものであった。
- ☐入試問題のようにハンザツで、仕事の時間がかなりついやされた。もっとわかりやすく記入者も理解できるようなものにしてほしいものだ！
- ☐中山間の小規模な村ですので、大きな企業や事業所もなく、公害防止協定等については特に必要ありません。このような現状ですので、満足な回答はできませんが、よろしくおねがいします。
- ☐内容について返答できないものもあります。返答不能のものについては不記入をお許し下さい。
- ☐都と区に関連、関係が特別区では特殊である点の認識。情勢変化への対応の点。
- ☐特記事項はありません。
- ☐特記事項なし。
- ☐特別区における公害・環境行政は、東京都公害防止条例に基づく規制・指導が大きな比重を占めております。このため、このアンケート調査には答えづらい面があります。なお、〇〇区では環境基本条例に基づく開発事業等に関する環境配慮を設けています。
- ☐特になし。ただし、締結された協定の内容についての批判・評価は、個々に行うべきものでないことを考慮いただきたい。

- ☐ 特定の企業名は回答できません。
- ☐ 当村では企業との締結が数少なく、又、担当者の変更等により対応に苦慮しているものであり、(アンケートが) 参考になるかどうか分からない。
- ☐ 当町のような小さな自治体では、環境施策の専門家がいいため、アンケート等の回答に悩む場合があるのでできるだけ分かりやすくして下さい。
- ☐ 当対は人口 5000 人程度であり、企業等も少なく、今回の調査に対してあまり該当する点がなく、参考にならない点をお詫びします。
- ☐ 当市が主体となって協議等を結ぶというより、県等が用意したものに参加することが多いので、解答に苦労した箇所がありました。
- ☐ 適切な設問の設定である。
- ☐ データー収集にのみ力点を置いているため、回答する時の指標が不明。
- ☐ 調査の対象を近年の数年間にしぼられたい(古い事例の状況がわからない)。
- ☐ 調査の時期をもっと早い時期に行う方が良い。
- ☐ 調査項目・用語について、理解しにくい面が多いため、都市に対する項目をそのまま当てはめるのはおかしい。
- ☐ 調査協力書面の裏面は報告書を外して頂きたい。
- ☐ 多数の協定があるので明確に答えることができない。
- ☐ 専門的な知識がほとんどないために、満足できる回答になったかどうか分かりませんが、一応これが本町の現状であるはずです。提出が遅れ申し訳ありませんが、よろしく願いたします。
- ☐ 設問への理解不足のため、アンケートの趣旨に沿った回答ができたのか不安である。
- ☐ 設問によって解答の 1, 2, 3, 4, 5, の意味が判断しにくい。
- ☐ 設問に対する 1～5 の番号の意味が把握し難く、回答になってない、又はどの番号を選べば良いのかわからない。そちらの満足のいく回答にはなってないと思います。
- ☐ 設問がわかりにくい部分あり。
- ☐ 設問が難しい。もう少し簡単にしてもらいたい。
- ☐ 設問各項の中に意図のわからないものがあります。何を求めて設定したものなのかの明示があれば、回答者の判断に基準ができ、同一項の中の回答となるかと思えます。又、「わからない」にはいくつもの意味があります。ご検討を。
- ☐ 設問が多過ぎる。
- ☐ 設問が多過ぎる。
- ☐ 政策的な話し合いのできる市町村は少ないと思う。多くの市町村は対策で精一杯ではないか。
- ☐ 全ての事項について 1～5 を選択するのは難しい。例えば、特定の一つの協定だけについての質問ならば、まだ回答ができ易い。
- ☐ ○○出版(株)も一部?? の調査を行っている。
- ☐ 昭和 51 年に締結した公害防止協定は、平成 9 年に環境保全に関する協定書として変更締結しており、昭和 51 年当時の状況がわからない事が多いため、平成 9 年の締結時の状況で主に記入しています。
- ☐ 条例の制定がかなり前であり、その時の状況が担当としてつかめませんでした。公害防止協定もいろいろなものがあり、一度に返答しにくいものがあり、迷いました。
- ☐ 主観的にならざる得ない回答が多い。
- ☐ 質問の内容が私自身よく理解できていないのではと不安を感じつつ答えました。田舎では「隣りの野焼をなんとかしてくれ!」とか、「道に不法投棄されてこまるので看板をつけてくれ」とかの苦情処理にあげられています。法律等読むことが充分できていませんので、大変申し訳ありませんが、回答がとんちんかんことを言っているかもしれません。

- ☐ 質問の内容が分かりづらいこと。
- ☐ 質問の内容が全体的に分かりづらい。内容を簡略に。
- ☐ 質問と回答が合わないヶ所が複数あると思います。
- ☐ 質問自体が非常に難しいし（わかりづらい）ため、満足のいく回答ではないと思われます。
- ☐ 質問3「特に公害防止協定について」の調査項目については、締結年が古いため、回答できていない箇所があります。ご了承下さい。
- ☐ 自治体間の較差（大・小あるいは都市、山間等）がありますので、もっと地域ごとにアンケートの説明を考えられたらどうですか？
- ☐ 市政開始以来の設問になるのかと思います。回答中に分からない部分が多く申し訳ありません。
- ☐ 山村奥地の当村に於いて公害調査はピンと来ません。あしからず。
- ☐ 先の問いは理解しにくい。
- ☐ 細かくて不明な点が多いですが、お許しください。
- ☐ このような調査が多すぎる。なかなか協力できない。（業務を優先するため。）
- ☐ このアンケートは大部分、東京都が答えるべきものだと思います。区における規制は有効な罰則規定が伴わないため、困難なのが実情です。
- ☐ 答えに対し、選択内容の「影響」「そういえる」等是不適切では。又、協定締結事業所名等の解答は、取扱いを配慮し、無記入とさせていただきます。
- ☐ 五肢択一の回答字句、強い影響～とても大きな困難であるとの表現は解りづらい。
- ☐ 項目の内容設定がわかりにくい。
- ☐ 公防協定についてですが、今現在詳細については非公開となっております。来年度情報公開条例が施行されますが、どこまで公開するのか個々の検討が必要となり、現在検討中です。
- ☐ 工場・事業所における公害関係環境問題、届出義務については主に県の仕事であり、町では届出義務がないため（産業廃棄物を含め）把握しにくい。
- ☐ こうしたアンケートを実施した場合、その成果品について回答者へ配布されるようお願いしたい。
- ☐ 公害問題は、この文書での問いに対する回答では足りない所もあると思われる。
- ☐ 公害防止協定について当町では公害を発生させる恐れのある企業はない。
- ☐ 公害防止協定に直接関係した者でないと回答出来ない部分が多い。環境基準は、大気・水質・騒音等あるので、項目を限定していないため理解しにくい。
- ☐ 公害防止協定に係る設問中において、相手企業の資力等については掌握し難い所があります。
- ☐ 公害の程度が不明で記入がむづかしい事業所公害・道路騒音等区分して調査されたい。
- ☐ 協定の締結については、個々のケースで色々であり、協定全体のこととして一つの答えを書かせるような質問形式は、回答が難しい。
- ☐ 協定の締結当時の資料があまり見当たらなかったため調査内容に一部不備があったこととお詫び申し上げます。
- ☐ 協定に関する回答は、それぞれの協定にそれぞれの背景があるので、一概には答えられない。
- ☐ 協定対象企業名・締結主体等の情報は、情報提供にあたり締結者の了解が必要と思慮されるため、支し控えさせていただきます。
- ☐ 協定書に反していないかが、地元住民からの悪臭苦情が多く、対策に苦慮している。
- ☐ 協定企業名は、アンケートに必要なと思うが。
- ☐ ○○村は人口1,400人程の小さな村で美しい自然と空気のよいのが唯一自慢にできることかと思います。最近、地球温暖化対策、廃棄物処理問題、ダイオキシン問題等がクローズアップされるようになりました。私のむらでは今まで環境に左右されるよう

な工場や企業もなく又環境に関する住民からの苦情もなく、アンケート調査に関する質問については何もできておりませんので〇〇村の現状により回答いたします。

- ☐ 企業名を記載する事に関しては、抵抗があります。
- ☐ 企業名の公表は相手方企業の同意を要しますので取り扱いに注意してください。
- ☐ 企業名につきましては、特に影響はないと思いますが、今回は控えさせていただきます。
- ☐ 企業名は公開できない。
- ☐ 環境に対する認識がまだまだ住民に浸透されていない。勿論中小企業を含め、もっと関心を持つべきであると思う。その関心がない地域の為、問2-7、問3-4、問3-10は判断できず困った。
- ☐ 環境政策の全体像を明らかにして、それをどうされるのかが不明です。
- ☐ 環境基準をわかりやすく公害発生者への対応をきびしくする法への方向づけを願います。
- ☐ 環境基準等については、例えば、河川への放流水（事業所等からの排水）については様々な理由のため超過する場合がありますので、年間を通じて基準を超過したかしていないか判断しました。次回は、騒音・河川など項目を分けた方がよろしいかと思いました。
- ☐ 過去のいきさつが不明瞭のため、質問に的確に回答できていない箇所もあります。多忙なため、回答に十分時間をかけることができませんでした。
- ☐ 確約書の提出をお願いしている事務所が多いため、主に公害防止協定の締結について解答いたします。ご了承下さい。問3-1-2の件数には、確約書を含んでいます。
- ☐ 学問的用語がわかりにくい（日常業務と関係ない）。
- ☐ 科学的知見を問う部分については、設問の主体がはっきりしないと思う。
- ☐ 科学的知見の進展という語句が不明瞭。
- ☐ 該当しない設問・存在しない項目についても、選択肢から答えなければならない無理がある。
- ☐ 回答がしにくいアンケートの内容だった。
- ☐ 思ったほど自治体の条例等の整備は進んでないと思われます。この調査項目以外に地方分権関係も含むと自治体の現在の状況がよりわかるかと思います。
- ☐ お尋ねの問は高度により理解しにくい！小さな町により大きな企業等がない。
- ☐ 意味がわかりづらい、理解しにくい。
- ☐ 田舎の小さな町には、その財源、人材が極めて少ない。問題としては、将来に後回しできないこの問題を担当者2人（実質0.5+0.5）では無理がある。人材・情報が不足している。
- ☐ 一部質問の意味が読み取れない箇所があった。
- ☐ アンケートポイントを明確に簡素にしていなければならないと思う。
- ☐ アンケートはほとんどが一方通行でどのように施策に反映されているのかが不明である。アンケートは、今月だけでも4件あり、環境庁とかが出しているデータなどを今後利用されてはどうか。また、3-5-11、3-11-3については、企業名等を記す必要性もないと思われますし、本町と企業のことなので提出しません。
- ☐ アンケートの内容が非常にむづかしい。
- ☐ アンケート内容をもっと簡潔にしてほしい。
- ☐ 余り用語があり、理解しがたい。もっとかんたんに。
- ☐ 3-5-11は公表できない。
- ☐ 3-5-11に関しましてはお答えできません。公害防止協定書を添付いたします。
- ☐ 3-5-11中「環境整備」について。緑化については、企業が進出する際の「土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の中で緑地率を定めています。（工場、倉庫等10%）
- ☐ 3-5-11及び3-12-3について、企業名を記入の必要性が不明。

- ☐ 3-1-2 の設問で「2 件」以上の回答をした場合、以下の設問（1～5 の選択）は複数回答もありうるのではないか。
- ☐ 3-12-1 について、ごみ処理・し尿処理・下水処理等については、一部事務組合・下水道公社等により行っている市町村が多いので、調査する必要があると思います。
- ☐ 3-10 の設問は本町では該当ありませんので、難しい質問でした。
- ☐ 1-1 環境基準は設定していないが、基準を上回る目標値を設けている。（水質、生活廃水対策）2-8 4）被害の内容がわからない。（被害には、人体、魚介類、植物、生活環境等に関するものがある。）人の健康に係る被害はない。
- ☐ 1. 公害・環境対策の重要性は認識しているが、行革のなか財源・人材不足のため推進できない状況にある。アンケートとしては各自治体の問題点・ジレンマの調査（なぜ推進できないのか？）の調査をしてはどうか。 2. 市民団体・学校関係からの各種アンケートが多数依頼あるため苦慮している。（関心あることは good だが……）
- ☐ ※公害防止協定締結企業については、公表ができません。
- ☐ ○×△方式が良い。言葉の使い方が非常に複雑。
- ☐ 「その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。」と抜け道を作り、改善勧告・命令の権限を地方に委譲する。面倒なことは地方に押し付ける国のやり方を認識した上での本調査であることを期待します。
- ☐ 「環境基準」は、国が定めた望ましい基準という意味で使用しており、地方自治体独自の「環境基準」といった用語の使い方はしないと思われる。
- ☐ （理由）許認可はすべて県において実施し、将来は一般廃棄物のようにすべきではないか。現在の法律では産パイ事業者の責任感が少なく罰則についても軽い。

（分析）本アンケートの質問文の不備、わかりにくさ、質問項目が多すぎる点、などが多くの自治体により指摘された。今後、同種の調査を行うときには、参考としたい。また、古い話なので回答に苦慮した、守秘義務で企業名を明かすことはできない、とする回答も多かった。

III ま と め

本アンケートの質問項目は多く、内容も広範であるため、多くの論点を提供するものであるが、ここではアンケート実施者の専門である環境経済学の視点から、政策目標、政策手段、自治体企業間関係、自治体の抱える困難、公害防止協定、という5つの点に分けて、調査結果をまとめ考察を深めることにする。

自治体公害・環境政策における目標

本アンケート調査の結果を分析したときに公害・環境問題の解決に関連して自治体行政部がもつ目標として帰納的に考えられるのは、①環境の改善そのもの、②地域経済の活性化・安定化、③紛争の抑止・解決、④行政負担を小さく留める、の4つであると思われる。①は有効性（effectiveness）、②と④は効率性（efficiency）、③は衡平性（equity）、と対応もしくは密接に関係したものであり、これら4つからなる目標体系は環境経済学において通常想定されるものと大きく異なるものではない¹⁾。ここで異なる表現を用いるのは得られた事実から帰納的に議論を進めようとするためである。まずこれら4つの目標について概説する。

①について。公害・環境問題は、人の健康を脅かし、農業や漁業などの自然環境に依存した産業

1) 有効性、効率性、衡平性は、政策手段に求められる性質として言及され、純粋な環境目標と区別されることが多いが、結局これらの価値も政策に求められているわけであり目標として並べても誤りとは思われない。

に打撃を与え、生活のアメニティを低減させ、また生態系も破壊するため、これは改善されなくてはならない。

②について。環境問題の改善が何の犠牲もなしに行えるのであれば、誰の反対もなく、また直ぐに実施されるであろうし、そうであるならそもそも環境“問題”というものは存在しない。それゆえ通常環境問題が“ある”ならば、その解決には何らかの犠牲が伴う。本アンケート調査が中心的に扱ってきた企業活動による公害・環境問題の場合、それを解決しようとしたときに、通常、最初に直接的に費用を負担するのは当該企業である。それは加害者側が対策費用の負担という形で犠牲を受けることで、被害者の犠牲を減らす、という行為である。

ところが、企業活動というものはもしそうした公害環境問題を引き起こさないものであるならば、盛んであることが望まれることである。実際、日本だけでなく世界の至る所で地域的な経済の活性化が政府（地方政府を含む）の最も重要な政策目標であることが多い。それゆえ、公害・環境問題の解決にあたって、このことを全て忘れ去ってしまうということは通常できない。環境と経済の両立は可能という主張は、技術革新、人々の嗜好の変化、これらに立脚した長期的な産業の構造変化などを伴った上で成立するものであり、局所的、短期的な場面では、やはり環境と経済は対立してしまうことが通例である。

公害・環境問題の解決を目標とするなら、このことはその目標に対する制約条件とでもいうべきことかもしれないが、目標同士の衝突であることをはっきりとさせるために地域経済の活性化・安定化も“目標”と呼ぶことにする。

③について。公害・環境問題のように加害者と被害者が存在する問題では通常、社会的な紛争が起ることが予想される。これはまた、もともとの加害者に過度の犠牲を強いるなら同様であろう。それゆえ公害・環境問題に関する紛争は、経済の安定に目配りの上で環境も改善されることを通じて、抑止されるものと考えられる。つまり、本当の問題は①と②であり、③は派生的なものと論理的には考えられる。しかし、紛争の存在そのものを健康被害や生業被害またはそのおそれと同等かまたはそれ以上に大きな問題と捉えることも、実際の行政の現場ではあり得ると考えられる。

④について。自治体が規制を行うにはその策定、運用において費用がかかる。科学的な規制であろうとすれば、その根拠のための調査などにも多大な費用がかかる。また、導入に際しても、関係各方面との調整にも費用がかかる。実際に、導入されればそれが守られているかを監視し、かつ違反を見つければ何らかの対応をとらなければならない、被規制主体の数が多かったり、間欠的な違反を見逃さぬように務めれば、費用がかさむことになる。

日本においては1960-70年代の高度経済成長期に、その成長に由来した深刻な健康被害を伴う公害問題を経験したため、公害・環境問題対策において対策費用（上記②関連）と人々の生命・健康とを秤に掛けることは批判・糾弾の対象であった。1970年の公害国会における公害対策基本法の経済調和条項の削除はそうした事情を象徴する出来事である。しかし、貨幣的な費用と人々の生命・健康とのトレードオフを否定したとしても、論理的にはそれは、ある定まった環境目標を無駄なくより安価な方法で達成しようという費用効率性の考え方を排除するものではなく、費用に関する考慮一般を否定するものでもない。ところが実際には、対策費用を考慮すること一般に否定的な意見があり、また、1970年代以降も対策費用を理由に規制を緩くさせようとする動きがあったことも事実である。そうした事情から、従来、環境政策の目標として明示的に掲げられるのは、本アンケートの質問項目の1政策目標でもそうしたように、上記の①の環境改善に関すること、および③の紛争解決であった。国レベルにおいて規制対象施設や規制水準を決める際にも、その実現に社

会的に必要となる費用を考慮することは、実際にはそうしているにもかかわらず公的にその旨を表明することは忌避されてきた²⁾。その矛盾を意図的か否かは別としてカムフラージュしてきたのが「技術的可能性」または「技術レベル」という一見「費用」とは無関係な響きをもつ言葉であったといえるであろう。(この点は2-5-6の(分析)で詳述した。)

そうした中で、本アンケートにおいて自治体レベルでも対策費用が考慮されて公害防止協定を含めた規制の設計が行われていることが確認されたことは今後の議論の出発点として重要である。該当するアンケート結果に再度言及するなら以下のようなものである。

(2-5-6) 追加的規制設定時に考慮されたこととしては、技術的可能性が健康・環境影響に関する科学的知見より高く評価され、また直接的にも、発生源が負担する費用がこれらに次いだ。

(3-5-7) 協定締結・改訂交渉の争点は、やはり規制値水準と技術的可能性であり、規制値水準の決定に技術的可能性、言い換えるなら対策費用、が考慮されていることを表している。

(3-5-9, 3-5-10) 協定の締結交渉での譲歩の経験がある場合、譲歩の第一の理由は、追加的対策費用が大きい、ということであった。

(4-1-1, 4-4) 協定が条例よりはっきりと優れている点は、被規制企業の資力に応じた規制が行える、という点であった。

また、協定が遵守されている理由の(企業の同意を得ているに次ぐ)第二が、相手企業に資力がある、であり(3-5-4)、遵守されていない理由の第一、第二がそれぞれ、追加的対策の費用が大きい、相手企業に資力がない、である(3-5-5)ことは、対策費用を考えずに規制を実施することは不可能であることを示している。

これらの事実は裏を返せば、必要な規制に対応できない企業は市場から退出する、つまり、自発的にしろそのように追い込まれるにしろ当該企業がその活動をやめるかまたは縮小する、という環境経済学が当然視することを、自治体は望んでいない、言い換えればそのような事態は通常の費用と同質なものとして連続的に扱うことはできないと認識し、現実には異なるものとして扱っていることを示している。

今後、環境政策の実施において対策費用を考慮することは避けられずかつ必要であることを認めることは、一般の市民にも開かれた本質的な政策議論を行っていく上で必要なことであると思われる。これを許さないという立場に固執するなら、現実と建前の乖離を隠すために議論が閉鎖的になるであろう。もちろんこの必要性を認めるべきということは、より緩い規制を受け入れるべきということの意味するわけではない³⁾。

③の紛争抑止・解決に関しては、3万余ある公害防止協定のうち、その半数以上が追加的規制をしていないことは(3-5-11)、③紛争抑止・解決が①環境改善や②経済の活性化・安定の派生的な目標でなく、独立した目標としてあることを強く示唆している。そして、それが補償問題と関連している場合があることが予測された。また、そうした協定の機能については未解明な部分が多いのでその研究が必要である。

2) 例えば環境基準は1978年以降改訂されていないのに、NOx 排出基準が数回にわたり改訂されてきていることの大きな要因の一つは対策技術の進展であることは改訂を説明する環境庁の通達をみればわかる。

3) 地球温暖化対策については日本においても市民の側から対策費用を織り込んだ議論がなされている。これは、より議論の紛糾を招きやすい環境目標自身は国際的な議定書という形で外生的に与えられているという事情とともに、1960-70年代の公害問題と比較して、加害-被害関係が相対的に不鮮明であることと関連していると思われる。

自治体公害・環境政策における政策手段

次に自治体環境政策における政策手段について考える。その中でまた上記目標①～④との関連を見る。環境政策手段といった場合、通常言及されるのは、排出基準や技術指定といった指令統制型手段、環境税や排出権取引といった経済的手段、交渉合意や公的自発的プログラムなどの自発的（ボランタリー）手段である。しかし本アンケートではこうした分類に直接に基づいた質問を作らなかった。このような手段の分類は経済学的な分類であり、法律上の分類ではない。このため自治体の行政担当者にこうした分類に基づいて問を発することは困難があり得ると考えたからである。アンケートでは規制の手段として、条例、指針、指導要綱、公害防止協定をあげた。こうした分類は、その決定プロセスおよびその法的な地位を表現しているものであり、経済学的な意味での政策手段の分類ではない。しかし、決定プロセスでなく決定された中身について注目した場合、実態に即していうならば条例、指針、指導要綱で定められている規制は匿名的な“不特定多数の排出源”に適用される排出基準や技術指定といった指令統制型の規制であり、公害防止協定は特定の“個別排出源”のみに適用される同種の規制である。匿名的な不特定多数の排出源に一律に適用される規制を用いて、与えられた環境目標を最小の対策費用で達成する費用効率性や、関連するが、資力があったり経営状況のよいところにより多くの対策をしてもらおう経済の安定性（上記②）、また、局所的な空間的事情を配慮すること、等を、得ることは困難である。ここに個別的な規制である公害防止協定の一つの利点があることは、（4-1-1 から 4-4 までの総合的分析）で協定が条例よりはっきりと優れている点は、被規制企業の資力に応じた規制が行える、という点であったことや、また、やや優れた点として、地域の自然的特性に応じた規制を行えるという点（例示 18）があったこと、から見ることができる。こうした特性は、ヨーロッパや日本で見られる、個別企業ではなく産業毎に何らかの目標・基準を定めて、それを集団で達成することを約した協定の類のものは持たないものである。つまりこの特性は、企業側との交渉により締結することに由来するのではなく、個別発生源毎に規制を行うということに由来するものであることに注意すべきであろう⁴⁾。

一方、条例、指針、指導要綱、協定の決定プロセスは、自治体行政部が負担する費用（上記④）と強く関係する。規制する側が負担する費用も規制に関わる社会的費用の一部に違いないが、直接的に負担する主体と発生する場面が異なる。

自治体行政部にとって最も導入に費用がかからないのは指針・指導要綱であることは（4-1-1 から 4-4 までの総合的分析）で、条例に比べて（そしてやや弱いながらも協定との比較でも）発案から導入までの時間が短いとされたことからわかる。自治体行政内部の決定で済むからであろう。時間が最もかかるのは条例で、指針・指導要綱と条例の中間が公害防止協定とされた。条例の導入は、もちろん議会を通過させなくてはならないし、（特に都道府県において）国との協議も必要であり⁵⁾、関連して潜在的には裁判所も意識しなくてはならない。公害防止協定については、議会や国とあまり関係がない代わりに、企業と交渉しなくてはならない。しかし、指針・指導要綱は強制力などの他の点では条例や協定に比べて劣っており、トレード・オフがあるようにみえる⁶⁾。

民主主義的ルールに基づけば自治体行政の手段の基本は条例であるべきと思われるが、協定はその個性から派生する諸特徴、指針や指導要綱はその導入の速さ、という特徴を有している。上で

4) ここでは個別企業との交渉でその内容を決める協定について、柔軟性という肯定的な面を強調しているが、本調査の部分的结果を発表した異なる会合のそれぞれで、異なる米国の研究者から、協定の有効性のための行政官の倫理性の必要性、およびそれと裏返し、行政官と企業の権着のおそれ、について指摘された。日本の公害防止協定に関して、こうした点が学術的に議論されることは少なかったと思われる。今後の理論・実証面からの研究が必要である。

5) 法的に定められている場合もある。

6) 指針・指導要綱は、新しい規制方式の実験ができる、という点でも、条例や協定よりやや高く評価されているようである。

は協定の個別性について、なんらかの指標における規制の最適化に有利であることを述べたが、規制すべき対象が当該行政区域内に1つや2つしかない場合に、わざわざ匿名的な不特定多数の対象に適用するかのような条例を設計し制定するのではなく、個別の協定を結ぶ、という選択をするのは、他の側面はさておき、自治体行政部が負担する費用(上記④関連)についてのみ見るならば合理的であろう。このことは3-1-2でみたように1自治体当たりの協定件数の分布が少ない側に偏った分布(特に1件だけというところが多い)であることと関連があるかもしれない。

以上見たように条例や指針・指導要綱、協定はそれぞれの特性を持っており、自治体がこれらのうちどれか一つではなくしばしば場面毎に全てを併用しているという事実を説明するであろう。

都道府県、市区町村といった階層レベルの違いにより与えられている具体的な権限の違いが、どのように環境政策目標、政策手段の選択に影響を与えているのか、という問題に回答を与えるにはより問題領域を絞り込むなどした研究が必要であろう。

自治体企業間関係

地方政府と企業との関係については、以下のような結果を得た。

協定を除く追加的規制導入に際して、企業の意見を聞くか(2-5-7)、その声を規制に反映させるか(2-5-8)、同意を得るか(2-5-9)、という問に対しては、意見を聞き、その声を規制にやや反映させるが、同意がなくとも導入する、という回答パターンが最も多い。しかし、意見を聞かない、同意を得る努力をしない、とする自治体も、また、同意がある場合のみ導入する、という自治体もあり、一括りの解釈は困難であった。回答から見るなら、自治体における規制は、交渉の産物と純粋な指令統制型規制およびその中間形が混在していることが予想されるが、もしそうならそれらの違いの要因は何であるのか等の実証的な検討が望まれる。

また、政府企業間関係としても意味があるが個別のトピックとしても重要である協定締結にあたっての企業側の任意性や企業側の意見が協定内容に反映されているのかについては次のようであった。

まず、公害防止協定の締結を根拠づける条例が20%近い自治体で存在し、特に政令・中核市では3分の2がそれを制定していることは(3-2)、それらの自治体において締結が“義務づけ”られているのかどうか、自治体と企業両者の自由意志による締結といえるのか、という問題を提起した。

また、協定の締結の申し入れがほとんど拒否されることがないということは(3-6)、正式な申し入れ以前の調整の存在の可能性もあるが、締結の任意性に否定的な証拠であり、一方、少ないながら拒否されることがあり(3-6)、その理由として「締結は強制できない」との回答があること(3-7)は、締結の任意性に肯定的である。

協定の締結交渉での譲歩の経験は、全体としては「ない」とした自治体の方が多いことは企業側の考えは協定内容に反映されることはまれであることを示すが、一方で「ある」としたところが一定数存在し、都道府県ではむしろ多数派であることは(3-5-9)、企業側の意向も反映される場合が、とくに追加的規制を伴う場合には、多いことを示している。

自治体公害・環境行政における困難

自治体公害・環境行政における困難については、財源・人材不足、公害・環境問題の複雑化・領域の拡大、がより大きな問題として認識されている一方、法の不備や権限不足は、それらよりは小さな問題と認識されている傾向があることがわかった。このことは、解決されたとはいわないまでも1960-70年代にいわれた自治体の権限不足や法の不備といったことの困難は相対的に低下し、あ

る程度の権限委譲などを得たものの、より多くの問題に直面することになった自治体がその問題の複雑さや財源・人材の不足に悩んでいることを表しているのではないかと分析した⁷⁾。

公害防止協定に関する諸事実

本アンケート調査は、特に公害防止協定に焦点を絞った調査であったから、協定について既に述べたこと以外であらたに何がわかったのかをやや羅列的になるが最後に振り返りたい。

まず、公害防止協定を日本のほぼ半数の自治体が締結しているようであること（3-1）は、単純な事実であるが、筆者の知るかぎりでは新しい知見であり、今後のこの分野の研究の一つの基礎となるだろう。本アンケート調査の結果の中でも我々の理解を助ける価値の高い情報の一つと思われる。協定の数に関して、一部の自治体の寄与がとても大きいことも新しい知見であり、また、全国に3万件余あるとされることを環境庁調査とは独立にほぼ確認したことの意義も大きい（3-1-2）。

協定締結の目的としては、都道府県や政令・中核市においては追加的な規制を課することが最も高く評価されているのに対し、その他自治体においてはその比率は相対的に低く、賠償問題解決の容易化では、その逆の傾向であることは、自治体階層区分毎の協定の性格の違いを表している（3-5-1）。

個別協定の諸属性を問うた3-5-11の回答は、アンケート調査の回答の一項目というよりも、それ自身が一つの独立したアンケート調査報告としてまとまるほどの豊富な内容を含んでおり、さらに分析の余地はあるが、本報告書における分析においても以下のようなことがいえる。

協定の内容が非公開にされているのは、追加的な規制をしていない協定の方がその比率が高いことから企業にとって緩い内容の場合であることの方が多くであろうと予測される。

住民参加については、より小さな自治体の協定において規定されている比率が高いことを指摘した。

都道府県や政令・中核市の協定は、その他自治体の協定と比較して、大きな傾向として、より早い時期に、より（従業員）規模の大きな、化学や鉄鋼などの伝統的な汚染発生業種企業と締結した協定の比率が高く、その他自治体ではより遅い時期に、より小さな規模の、業種としてはゴルフ場や産廃業者、農業者、建設業者との協定の比率が高いことを指摘した。また、最初に協定を締結した時期も、都道府県や政令・中核市は早く、その他自治体は遅いということがわかった。

こうしたことから、公害防止協定は大きな自治体から小さな自治体へと普及していったということがいえる。これは、発生源について着目した場合、公害・環境問題の焦点が人口の集中した地域に存在する大規模事業所から、そうでない地域の中小規模の事業所に移っていったことや、産業の都市部から地方への再配置、の影響があるものと考えられる。また、規制者側に着目するなら、より大きな自治体で始められた協定という手法の小さな自治体による模倣や、また都道府県による市区町村への意図的な普及、があったものと推測された⁸⁾。

また、その他自治体について、一般的な協定（自治体－企業）と住民協定（住民組織－企業）、汚染者としての協定（住民組織－自治体（汚染者））を比較したとき（3-5-11, 3-10-3, 3-11-3）、公開の比率や規定内容の比率のパターンはおおよそ一致しており、小さな自治体と住民組織の連続

7) この点についてある会で部分的に報告した際、現在自治体環境行政にもっとも必要なのは権限委譲である、との批判を受けた。しかし批判者が念頭に置いていた現在の環境問題は国や都道府県（およびその外郭団体）が行う公共事業によるそれであった。本アンケート調査では企業活動による公害・環境問題を中心に上げていたための食い違いであると思われる。ただし、公共事業による環境問題が企業活動によるそれに比べて80年代以降その比重を増してきていることは確かである。

8) 国もいくつかの公害防止協定集を編むなど、實際上、その普及を支援している。

性や、それら協定が締結される際の既存の協定の模倣、締結主体の同質性・重複による影響、などが推測された。また、締結年次の比率を見ると、汚染者としての協定の締結時期は、他の2種の協定のそれと比較して、1970年代以前のものが少なく、80年代前半のものが多く、80年代後半のものが少ない、という傾向をみせており、自治体の廃棄物処理施設などとの関連での分析が待たれる。また、もっと大きな視点で見ると、協定の締結年次の分布はある程度安定しており、協定は自治体や住民が地域の環境を守るための“常套手段”になっている、ということを指摘した。

協定は基本的には二者間の合意というシンプルな合意形成方法のために、締結主体、締結の対象となる施設や行為、環境問題の種類、締結の時期、その規定内容、は自由度が高く、現実にも多様なものが存在する。そのため、一括して論じることは難しい。しかし、一方で協定に関する様々なパターンが今回の調査では観察されており、それらの整合的な解釈および政策含意の体系的理解が、広い視野から見た、今後の課題ということがいえるであろう。

【付記】 最後に、お忙しい中、回答に多大な犠牲を伴う本アンケート調査にご協力いただいた1600余の自治体の担当者の方々に、厚く感謝したい。結果の集計や分析に誤りや誤解を招く部分、その他不十分な点があるとするならそれは全て筆者の責任である。そのような点を見つけていただいた方は是非、ご一報いただきたい。

本アンケート調査の報告が、環境行政の実務者や研究者らに活用され、日本の国・地方の環境政策の改善に資することを望む次第である。

なお、本調査は日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業の成果の一部である。

左側に都道府県、政令、中核市用調査票の質問番号を示し、その右側に、対応する質問がある場合にその他自治体調査票における対応する質問番号を示した。

[illegible]

173		10	81		10	219	3-5-6	1	126	3-5-6	1
174		11	82		11	220		2	127		2
175		12	83		12	221		3	128		3
176		13	84		13	222		4	129		4
177		14	85		14	223	3-5-7	1	130	3-5-7	1
178		()	86		()	224		2	131		2
179	3-5-1	1	87	3-5-1	1	225		3	132		3
180		2	88		2	226		4	133		4
181		3				227		5	134		5
182		4	89		3	228		6	135		6
183		5	90		4	229		7	136		7
184		6	91		5	230		8	137		8
185		()	92		()	231		9	138		9
186	3-5-2	1	93	3-5-2	1	232		10	139		10
187	複数回答	2	94		2	233		11	140		11
188		3	95		3	234		12	141		12
189		4	96		4	235		()	142		()
190		5	97		5	236	3-5-8 (情報内容)	1	143	3-5-8 (情報 内容)	1
191		6	98		6	237		2	144		2
192		7	99		7	238		3	145		3
193		8	100		8	239		4	146		4
194		()	101		()	240		5	147		5
195		9	102		9	241		()	148		()
196	3-5-3		103	3-5-3		242	(情報源)	1	149	(情報源)	1
197	3-5-4	1	104	3-5-4	1	243		2	150		2
198		2	105		2	244		3	151		3
199		3	106		3	245		4	152		4
200		4	107		4	246		5	153		5
201		5	108		5	247		6	154		6
202		6	109		6	248		7	155		7
203		7	110		7	249		8	156		8
204		8	111		8	250		()	157		()
205		9	112		9	251	3-5-9		158	3-5-9	
206		10	113		10	252	3-5-10	1	159	3-5-10	1
207		()	114		()	253		2	160		2
208	3-5-5	1	115	3-5-5	1	254		3	161		3
209		2	116		2	255		4	162		4
210		3	117		3	256		5	163		5
211		4	118		4	257		6	164		6
212		5	119		5	258		7	165		7
213		6	120		6	259		8	166		8
214		7	121		7	260		9	167		9
215		8	122		8	261		10	168		10
216		9	123		9	262		11	169		11
217		10	124		10						
218		()	125		()						

[illegible]

355		14	190		14
356		15	191		15
357		16	192		16
358		17	193		17
359		18	194		18
360		19	195		19
361		()	196		()
362	4-5				
363		1の()			
364	4-6	1			
365		2			
366		3			
367		4			
368		5			
369		6			
370		7			
371		8			
372		9			
373		10			
374		11			
375		12			
376		13			
377		14			
378		15			
379		16			
380		17			
381		18			
382		19			
383		()			
384	5-1	1	203	4-1	1
385		2	204		2
386		3	205		3
387		4	206		4
388		5	207		5
389		6	208		6
390		7	209		7
391		8	210		8
392		9	211		9
393		10	212		10
394		()	213		()
395	5-2		214	4-2	
396	※		215	※	